

令和6年6月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和6年6月定例会日程表（結果）

月 日	曜日	内 容 等	備 考
6/17	月	本会議（議案上程） （開会、新任の幹部職員紹介、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、議案一括上程（第73号議案乃至第81号議案及び報告第2号乃至報告第16号）、知事議案説明、散会） 常任委員会〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	質問通告締切
18	火	（議案調査）	
19	水	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
20	木	（議案調査）	請願受付締切
21	金	本会議（開議、一般質問、散会）	
22	土		
23	日		
24	月	本会議（開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
25	火	本会議（開議、一般質問、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
26	水	（議案調査）	
27	木	（議案調査）	
28	金	常任委員会・予算決算委員会(分科会) 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
29	土		
30	日		
7/1	月	常任委員会・予算決算委員会(分科会) 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
2	火	常任委員会・予算決算委員会(分科会) 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
3	水	常任委員会・予算決算委員会(分科会) 〔総務・観光生活建設〕	
4	木		
5	金	観光・I R・新幹線対策特別委員会	
6	土		
7	日		
8	月	予算決算委員会（分科会長報告・採決） 議会運営委員会	
9	火	離島・半島地域振興特別委員会 成長産業・国土強靱化対策特別委員会	
10	水	本会議（議案採決） （開議、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、決議上程、質疑・討論、採決、議長報告、副議長辞職の件、副議長選挙、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事発言、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）	

目 次

第1日目（6月17日）本会議（議案上程）	
一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 会	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	4
一、会議録署名議員指名	4
一、議長報告（知事専決事項報告書）	4
一、議案一括上程（第73号議案乃至第81号議案及び報告第2号乃至報告第16号）	4
一、上記・知事議案説明	4
一、散 会	10
第2日目（6月18日）（議案調査）	
第3日目（6月19日）（議案調査）	
第4日目（6月20日）（議案調査）	
第5日目（6月21日）本会議	
一、議事日程	11
一、出席議員	12
一、説明のため出席した者	12
一、開 議	13
県政一般に対する質問	
一、前田哲也議員質問	13
・ 県政の重点課題について	13
（九州新幹線西九州ルート of 整備促進について）	13
（全線フル規格の整備実現に向けて、今後どのように取り組んでいくのか）	14
（新鳥栖～武雄温泉間のルートについて、県はどのように考えているか）	14
・ I R について	14
（I R のこれまでの取組にかかる費用と県の責任、また再挑戦の意思について）	14
（I R 誘致の現状を踏まえ、県北地域の振興策について、今後どのように取り組んでいくのか）	14
・ 石木ダムについて	14
（石木ダムの現在の進捗状況と今後の取組みについて）	14
（ダム周辺地域の地域振興策の検討状況について）	15
・ 土木行政について	15
（国土強靱化の実績と今後の予算・財源確保について）	15
（これまでの実績を踏まえたうえで、対策不足の具体的な内容とそれを解消する	

必要な予算・財源確保について、県はどのように取り組んでいくのか)	15
・通常の事業発注について	15
(県南・県北別の予算比率を見ると、同割合が継続しており、必要な事業の実施 ではなく、最初から割合を決めているのではと考えられるが、県の見解は) ...	15
・産業振興について	15
(企業誘致と人材確保について)	15
(具体的に半導体関連企業から本県に接触があっているのか、また、本県を選ん んでいただく上で、どのような課題があるのか)	16
(どのように誘致企業の人材確保に取り組んでいくのか)	16
・県北の産業振興について	16
(県北の産業振興について、どのように取り組んでいるのか)	16
・県民の生活を守る取り組みについて	16
(物価高に対する県民の生活支援について)	16
(これまで県が取り組んできた低所得者に対する支援実績について)	16
(低所得世帯へのさらなる支援施策の実施について)	16
・日本版ライドシェアについて	16
・子育て支援(人口減少対策)について	17
(ユニバーサルサービスの自治体間格差の現況に対する県の認識について)	17
(医療や学校給食、保育等のサービスの県下の状況、及び過渡期の中で県と市町 が協調して取り組むことについて、どう考えるのか)	17
・女性活躍と男性の家事労働時間について	17
(男性の家事労働や子育ての時間を増やすことに向けた施策が大事であるが、所 見は)	17
・地方創生事業の成果検証について	17
(これまで10年の取り組みの成果について)	17
(本県の総合戦略策定時に、コンサルタント等への委託は行ったか。また、10年 が経過する中で地方創生事業の成果はどうであったか)	17
・地方創生事業における民間事業者の公正な参画について	17
(本県において、コンサルや県外企業等から助言を受け、その事業運営を子会社 等が随契で受けるという事例はないか)	18
知事答弁	18
土木部技監答弁	21
土木部長答弁	21
産業労働部政策監答弁	22
産業労働部長答弁	22
福祉保健部長答弁	22
総務部長答弁	23
地域振興部長答弁	23
県民生活環境部長答弁	23
企画部長答弁	24

・前田哲也議員質問	24
知事答弁	24
・前田哲也議員質問	25
(佐賀駅を通るルートでフル規格整備した場合の佐賀県の実質負担について、佐賀県は「長崎県の半分以下が相場である」との見解を示しているが、地方負担の課題について、県はどのように考えているか)	25
知事答弁	25
・前田哲也議員質問	26
(企業の大規模な投資が進んでいる中、北部九州各県は、それを取り込むための大規模工業団地整備に着手している、企業誘致は他県との競争であり、早急なインフラ整備が必要。県が主導してでも早急に工業用水を備えた大規模な工業団地の整備を検討すべき)	27
知事答弁	27
前田哲也議員発言	27
一、休 憩	30
一、再 開	30
一、近藤智昭議員質問	30
・離島振興について	30
(有人国境離島法についての知事の思い)	30
(有人国境離島法について、離島出身の知事としての思いは)	30
・離島医療について	31
(離島医療の充実について、どのような取組がなされているのか)	31
・日本遺産「国境の島」について	31
(国境の島のこれまでの取組について)	31
・海の駅について	31
(今回の海の駅認定をとらえ、さらなる交流人口の拡大を図る好機だと考えるが、今後県はどのように取り組むのか)	31
・産業振興について	31
(林業の振興)	31
(第3期ながさき農林業・農山村活性化計画における林業分野の取組について)	32
・水産業の振興	32
(海業の推進について、県の取組状況や支援は)	32
・造船業の振興について	32
(県として、造船業の情報発信にどのように取り組んでいくのか)	32
・スポーツ振興について	32
(知事のスポーツビジョン)	32
(知事が思い描いている本県のスポーツビジョンについて)	33
・日本スポーツマスターズ長崎大会について	33
(日本スポーツマスターズ長崎大会に向けての県の取組について)	33
・武道ツーリズム	33

(武道ツーリズムの取組状況について)	33
・ 土木行政について	33
(建設業の週休2日制)	33
(事業者や作業員が週休2日の効果を実感しながら、無理なく仕事を進めていけるようにすることが重要と考えるが、県としてどのような支援を行うのか) ...	34
・ 長崎型住宅について	34
(長崎型住宅の今年度の県の取組について)	34
・ 教育行政について	34
(離島地域の高校の魅力化について)	34
(離島地域の高校の魅力化を力強く進めるべきだと考えるが、県の取組はどのようになっているか)	34
・ 高校生等の競技力向上について	34
(高校生等の競技団体と連携した競技力向上の取組について)	35
・ 警察行政について	35
(警察署当番フレックス制度について)	35
知事答弁	35
福祉保健部長答弁	36
文化観光国際部長答弁	37
水産部長答弁	38
農林部長答弁	38
産業労働部長答弁	39
土木部長答弁	39
教育委員会教育長答弁	40
警察本部長答弁	40
近藤智昭議員質問	41
・ 日本遺産では継続的に活動して遺産を活用していくことが求められ、地元自治体や関係団体との連携が重要となると考えるが、「国境の島」における今後の上五島地域での取組について、お尋ねしたい	41
文化観光国際部長答弁	41
近藤智昭議員質問	42
・ 日本遺産「国境の島」を活用した誘客促進のためには、日本遺産の認知度向上と旅行商品の造成等が重要。来年、日本遺産認定10周年を迎えるにあたり、それを契機としたさらなる認知度向上と誘客への取組について、お尋ねしたい...	42
文化観光国際部長答弁	42
近藤智昭議員質問	42
・ 漁業士に対するサポート体制の状況と、県としてどのようなことを漁業士に期待しているのか	42
水産部長答弁	42
近藤智昭議員質問	42
・ 航空機分野については、形がないところからここ数年で、九州を代表とする航	

空機産業集積県となっており、引き続き頑張ってもらいたい。さらなる成長に向けて、今年度、新たな取組があれば教えてほしい	43
産業労働部長答弁	43
近藤智昭議員発言	43
一、休 憩	44
一、再 開	44
一、千住良治議員質問	44
・教育行政について	44
(中学校部活動の地域移行について)	44
(中学校部活動の地域移行の現状と課題について)	44
教育委員会教育長答弁	45
千住良治議員質問	45
・中総体における出場チーム要件について	46
教育委員会教育長答弁	46
千住良治議員質問	46
・県庁内の組織体制について	46
教育委員会教育長答弁	46
千住良治議員質問	47
教育委員会教育長答弁	47
千住良治議員質問	48
・県立高校における環境整備について	48
(エアコン設置状況について)	48
教育委員会教育長答弁	48
千住良治議員質問	48
・各学校からの要望への対応について	48
教育委員会教育長答弁	49
千住良治議員質問	49
・老朽化した施設整備を今後どのように進めていくのか	49
教育委員会教育長答弁	49
千住良治議員質問	50
・教員の魅力アップについて	50
(教員の仕事量削減の取り組みについて)	50
教育委員会教育長答弁	50
千住良治議員質問	51
・教職の魅力化作戦会議について	51
教育委員会教育長答弁	51
千住良治議員質問	51
・県立高校における統廃合について	51
(県立高校の統廃合についての現況と今後について)	51
教育委員会教育長答弁	52

千住良治議員質問	52
・ 県立高校の運営を民間に任せてはどうか	52
教育委員会教育長答弁	53
千住良治議員質問	53
・ 工業系学科の諫早市への新設について	53
教育委員会教育長答弁	54
千住良治議員質問	54
・ 土木行政について	54
(長崎都市計画について)	54
(諫早市の線引き制度廃止の方針に対する県の見解はどうか)	54
知事答弁	55
千住良治議員質問	55
・ 線引き制度廃止によるメリット・デメリットは	55
土木部長答弁	55
千住良治議員質問	55
・ 今後の手続きやスケジュールはどのようになるのか	55
土木部長答弁	55
千住良治議員質問	56
・ 県営西諫早団地について	56
(現状と今後の計画について)	56
土木部長答弁	56
千住良治議員質問	56
・ 諫早西部団地について	56
(まちづくり方針と今後のスケジュールについて)	56
土木部長答弁	57
千住良治議員質問	57
・ 福祉行政について	57
(ひとり暮らし高齢者の見守りについて)	57
福祉保健部長答弁	57
千住良治議員質問	58
・ 民生委員・児童委員について	58
(現状について)	58
福祉保健部長答弁	58
千住良治議員質問	58
・ 来年の改選に向け、県はどのように取り組むのか	58
福祉保健部長答弁	58
千住良治議員質問	59
・ 指定管理者制度について	59
(制度の目的と導入状況について)	59
総務部長答弁	59

千住良治議員質問	59
・管理運営費等のあり方について	59
総務部長答弁	59
千住良治議員発言	60
一、休 憩	60
一、再 開	60
一、まきやま大和議員質問	60
・手話言語条例制定後の取り組みについて	60
(条例制定後の県の取り組みについて)	60
福祉保健部長答弁	60
まきやま大和議員質問	61
・開かれた県庁へ向けて	61
総務部長答弁	61
まきやま大和議員質問	61
・食品衛生法の改正について	61
(改正の目的と内容について)	61
県民生活環境部長答弁	61
まきやま大和議員質問	61
・小規模事業者に対するの国や県の対応について	61
県民生活環境部長答弁	62
まきやま大和議員質問	62
・石木ダム事業について	62
(再評価委員会のスケジュールについて)	62
土木部長答弁	62
まきやま大和議員質問	62
土木部長答弁	62
まきやま大和議員質問	63
・再評価委員会の充実について	63
土木部長答弁	63
まきやま大和議員質問	63
土木部長答弁	63
まきやま大和議員質問	63
土木部長答弁	64
まきやま大和議員質問	64
土木部長答弁	64
まきやま大和議員質問	64
・宇久島のメガソーラー発電事業について	64
(事業の概要について)	64
県民生活環境部長答弁	64
まきやま大和議員質問	64

・ 気象の変化について	65
県民生活環境部長答弁	65
まきやま大和議員質問	65
・ 林地開発における洪水や土砂流出の審査の状況について	65
農林部長答弁	66
まきやま大和議員質問	66
・ 地下水涵養量の減少について	66
農林部長答弁	66
まきやま大和議員質問	66
・ 生物への影響について	66
県民生活環境部長答弁	66
まきやま大和議員質問	67
・ 火災の懸念について	67
危機管理部長答弁	67
まきやま大和議員質問	67
危機管理部長答弁	67
まきやま大和議員質問	67
・ 宇久島と長崎県にもたらす経済効果について	67
産業労働部長答弁	67
まきやま大和議員質問	68
・ 本事業の問題点について	68
農林部長答弁	68
まきやま大和議員質問	68
土木部長答弁	68
まきやま大和議員質問	69
・ 現状に対する県の対応について	69
農林部長答弁	69
まきやま大和議員質問	69
危機管理部長答弁	69
まきやま大和議員質問	69
危機管理部長答弁	69
まきやま大和議員質問	69
・ 災害・環境への影響把握と緩和策の提案について	69
農林部長答弁	69
まきやま大和議員質問	69
・ コロナワクチン後遺症の救済制度について	70
(コロナワクチンによる全国健康被害の申請・認定状況について)	70
福祉保健部長答弁	70
まきやま大和議員質問	70
・ 本県における健康被害の申請・認定状況について	70

福祉保健部長答弁	70
まきやま大和議員質問	70
福祉保健部長答弁	70
まきやま大和議員質問	70
・ワクチン接種による危険性についての知事の認識	70
知事答弁	71
まきやま大和議員質問	71
知事答弁	71
まきやま大和議員質問	71
・救済制度の申請にかかるガイドラインについて	71
福祉保健部長答弁	71
まきやま大和議員質問	72
・地方自治法の改正について	72
(地方自治法の改正について)	72
総務部長答弁	72
まきやま大和議員質問	72
・指示権の行使について	72
知事答弁	72
まきやま大和議員発言	73
一、散 会	73
第6日目(6月22日)	
第7日目(6月23日)	
第8日目(6月24日) 本会議	
一、議事日程	74
一、出席議員	75
一、欠席議員	75
一、説明のため出席した者	75
一、開 議	76
 県政一般に対する質問	
一、大久保堅太議員質問	76
・農林水産振興について	77
(輸出戦略について)	77
(大規模輸出産地モデル形成等支援事業の取組とは)	77
農林部長答弁	77
大久保堅太議員質問	77
農林部長答弁	78
大久保堅太議員質問	78
・磯焼け対策について	78

(現在の藻場の状況及び対策について)	78
水産部長答弁	78
大久保堅太議員質問	79
・高水温耐性の藻類の育種の研究について	79
水産部長答弁	79
大久保堅太議員質問	79
水産部長答弁	79
大久保堅太議員質問	79
・外国人材の確保について	80
(ベトナム・クアンナム省との実績は)	80
産業労働部政策監答弁	80
大久保堅太議員質問	80
文化観光国際部政策監答弁	80
大久保堅太議員質問	81
・選ばれる長崎県への対策について	81
産業労働部政策監答弁	81
大久保堅太議員質問	81
文化観光国際部政策監答弁	82
大久保堅太議員質問	82
・高校教育について	82
(有給職業体験パイターンシップの取組みについて)	82
教育委員会教育長答弁	82
大久保堅太議員質問	83
教育委員会教育長答弁	83
大久保堅太議員質問	83
・ながさきピース文化祭2025について	84
(総参加者数の目標について)	84
文化観光国際部長答弁	84
大久保堅太議員質問	84
文化観光国際部長答弁	84
大久保堅太議員質問	84
文化観光国際部長答弁	84
大久保堅太議員質問	85
文化観光国際部長答弁	85
大久保堅太議員質問	85
・観光振興について	85
(クルーズ振興の取組みについて)	85
文化観光国際部政策監答弁	85
大久保堅太議員質問	86
文化観光国際部政策監答弁	86

大久保堅太議員質問	86
文化観光国際部政策監答弁	87
大久保堅太議員質問	87
・ 宿泊税について	87
文化観光国際部長答弁	87
大久保堅太議員質問	87
知事答弁	88
大久保堅太議員質問	88
・ 県北振興について	88
(今後の県北振興策をどのように形成していくのか)	88
企画部長答弁	89
大久保堅太議員質問	89
知事答弁	90
大久保堅太議員質問	90
土木部長答弁	90
大久保堅太議員質問	90
土木部長答弁	90
大久保堅太議員発言	91
一、休 憩	91
一、再 開	91
一、畑島晃貴議員質問	91
・ 子ども・子育て政策について	91
(先般、厚生労働省より発表された人口動態統計により、最新の合計特殊出生率が明らかとなったが、知事の受け止めについて)	91
知事答弁	91
畑島晃貴議員質問	92
・ これまで総合計画で計上している過去4年間の子ども施策の予算額は。併せて、 主要な事業の内容は	92
こども政策局長答弁	92
畑島晃貴議員質問	92
・ 出生率の向上に向けて、国、都道府県、市町村が果たすべき役割について、知事としてどのようにお考えか、また、その体制を実現するために、知事としてどのように動いていくか	93
知事答弁	93
畑島晃貴議員質問	93
・ 県として、希望出生数を含む県民ニーズ、それを阻害する要因等を県として改めて調査・分析し、これからの子ども・子育て政策を立て直していくべきと考えるが、知事の所見について	94
知事答弁	94
畑島晃貴議員質問	94

・ 広報戦略について	94
(特に、広報戦略においては民間の知見、ネットワークを活用することは重要と考えるが、県としての取組状況は)	95
秘書・広報戦略部長答弁	95
畑島晃貴議員質問	95
・ 他地域との競争に打ち勝つ広報戦略を実行するためには、その効果検証が重要と考えるが、県としての取組状況は	95
秘書・広報戦略部長答弁	95
畑島晃貴議員質問	95
・ 離島振興について	96
(有人国境離島法の支援メニューの決定にかかる国の協議プロセスはどのようになっているのか)	96
地域振興部政策監答弁	96
畑島晃貴議員質問	96
・ 有人国境離島法の支援メニュー拡充に向けた他地域との連携状況は	96
地域振興部政策監答弁	96
畑島晃貴議員質問	96
・ 特に離島においては、物価・燃油高騰の影響は大きいが、現行の有人国境離島法による支援で十分に対応できているのか	97
地域振興部政策監答弁	97
畑島晃貴議員質問	97
・ 老朽化が進む壱岐・対馬のジェットフォイルの更新が急務であるが、県としての課題認識及び取組状況は	97
地域振興部長答弁	97
畑島晃貴議員質問	98
・ 「特定利用空港・港湾」の指定がどのようなものか、国の目的と、本県2空港の指定に当たって地元自治体との協議プロセスは	98
土木部長答弁	98
畑島晃貴議員質問	98
・ 長崎空港、福江空港が「特定利用空港」に指定されたことに対する県としての見解は	98
土木部長答弁	98
畑島晃貴議員質問	99
・ 水産業振興について	99
(地域産業の振興、持続的な資源管理のためには違法操業には厳しく対処すべきであるが、県としての取組りの体制や取組状況は)	99
水産部長答弁	100
畑島晃貴議員質問	100
・ そもそも違法操業を未然に防止する対策も重要であり、発展著しい情報・通信技術の活用も効果的と考えるが、県としての取組は	100

水産部長答弁	100
畑島晃貴議員質問	100
・農林業振興について	100
（本県における再造林を促進していくための取組は）	100
農林部長答弁	101
畑島晃貴議員質問	101
・本県におけるスマート林業の取組状況は	101
農林部長答弁	101
畑島晃貴議員質問	101
・捕獲従事者になるために必要な猟銃の所持許可の取得に必要なプロセスとその要件及び銃刀法の趣旨について	101
警察本部長答弁	102
畑島晃貴議員質問	102
・長崎県における捕獲従事者の確保、地域の捕獲体制の整備に向けた取組は ...	102
農林部長答弁	102
畑島晃貴議員質問	103
・外国人観光客への対応について	103
（外国人観光客による交通違反・事故等の防止に向け、県警と関係機関との協力も不可欠と考えるが、その取組状況は）	103
警察本部長答弁	103
畑島晃貴議員質問	103
・外国人観光客の増加に伴い、多言語化など現場で対応可能な体制づくりが必要と考えるが、県警としての取組は	103
警察本部長答弁	104
畑島晃貴議員質問	104
・外国人観光客による信号無視や駐車違反などの軽微な交通違反等については、出国により逃げきられているのではという不安の声を聞くが、県警としての外国人観光客による交通違反等の処理状況は	104
警察本部長答弁	104
畑島晃貴議員質問	104
・遠隔教育について	104
（教育長として、遠隔技術の導入による学校への影響をどのように捉え、またその中で長崎県として、どのように遠隔教育を活用していこうとしているのか）	105
教育委員会教育長答弁	105
畑島晃貴議員質問	106
・長崎県遠隔教育センター（仮称）の開設に向け配信側のみならず受信側も含めたハード整備、ソフト面の整備も必要と想定されるが、準備状況はいかがか...	106
教育委員会教育長答弁	106
畑島晃貴議員発言	106
一、休 憩	106

一、再 開	106
一、田中愛国議員質問	107
・九州・長崎特定複合観光施設について	107
(不認定という結論に対する長崎県の見解とその責任の取り方について)	107
知事答弁	107
田中愛国議員質問	108
・石木ダム建設について	108
(平成16年ダム事業計画を見直して以来約20年が経過。今後について見直し、再 評価の時期と思うかどうか)	108
土木部長答弁	108
田中愛国議員質問	109
・再評価の粗々の概要と佐世保市の対応はどのようになるのか。県の考え方につ いて具体的な説明をお願いしたい	109
土木部長答弁	109
田中愛国議員質問	110
・九州新幹線西九州ルート of 整備促進について	110
(新鳥栖～武雄温泉間のフル規格整備の早期実現)	110
地域振興部長答弁	110
田中愛国議員質問	111
地域振興部長答弁	111
田中愛国議員質問	111
・J R 佐世保線について西九州ルートへの直通運行も視野に入れた輸送改善 ...	112
地域振興部長答弁	112
田中愛国議員質問	112
地域振興部長答弁	112
田中愛国議員質問	113
地域振興部長答弁	113
田中愛国議員質問	113
・佐賀県山口知事の発言と長崎県の考え方について	113
地域振興部長答弁	114
田中愛国議員質問	114
・佐世保市の基地問題について	115
(前畑弾薬庫の移転実現)	115
危機管理部長答弁	115
田中愛国議員質問	116
・陸上自衛隊早岐射撃場の騒音対策について	116
危機管理部長答弁	116
田中愛国議員質問	116
・長崎県の昭和54年の海上自衛隊黒髪射撃場崎辺移転について	117
・知事後援会の選挙管理委員会報告について	117

知事答弁	118
田中愛国議員発言	119
一、休 憩	120
一、再 開	120
一、白川鮎美議員質問	120
・サイクルツーリズムについて	120
(国際自動車ロードレース「ツール・ド・九州」の開催について)	120
知事答弁	120
白川鮎美議員質問	121
・長崎市の野母半島サイクリングロードの整備について	121
土木部長答弁	121
白川鮎美議員質問	121
・県内のサイクリングロードの管理状況について	122
土木部長答弁	122
白川鮎美議員質問	122
・新しい女性支援のあり方について	122
(「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の意義について)	122
知事答弁	122
白川鮎美議員質問	122
・計画策定の進捗について	123
こども政策局長答弁	123
白川鮎美議員質問	123
・具体的な支援体制づくりについて	123
こども政策局長答弁	124
白川鮎美議員質問	124
・校内教育支援センターの取り組みについて	124
(「校内教育支援センター」の設置状況について)	124
(未設置市町を含むフォロー体制と今後の展開について)	124
教育委員会教育長答弁	125
白川鮎美議員質問	125
教育委員会教育長答弁	125
白川鮎美議員質問	125
・「NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき」からの提言書について	125
教育委員会教育長答弁	125
白川鮎美議員質問	126
・県立こども医療福祉センターの事案について	126
(再発防止策について)	126
福祉保健部長答弁	126
白川鮎美議員質問	126
・人員不足の課題について	126

福祉保健部長答弁	127
白川鮎美議員質問	127
・ 労務費等の適正な価格転嫁について	127
(物価高に負けない賃上げを実現するための取り組みについて)	127
産業労働部長答弁	128
白川鮎美議員質問	128
・ 県が発注者となる場合の価格転嫁について	128
総務部長答弁	128
白川鮎美議員質問	129
・ 指定管理者への対応について	129
総務部長答弁	129
白川鮎美議員質問	129
・ 公共委託業務への対応について	129
土木部長答弁	129
白川鮎美議員質問	130
・ 特定利用空港について	130
(特定利用空港を指定する目的について)	130
土木部長答弁	130
白川鮎美議員質問	130
・ 長崎空港・福江空港を指定に至ったプロセスについて	130
土木部長答弁	131
白川鮎美議員質問	131
・ 県の説明責任について	131
知事答弁	131
白川鮎美議員質問	132
・ 小笠原諸島の探検家「島谷市左衛門」の功績について	132
(この人物の認識について)	132
文化観光国際部長答弁	132
白川鮎美議員質問	132
・ 展示会の開催について	132
文化観光国際部長答弁	133
白川鮎美議員質問	133
・ 海岸漂着ごみについて	133
(対馬における海岸漂着ごみの現状について)	133
県民生活環境部長答弁	133
白川鮎美議員質問	133
・ 回収処理の状況について	133
県民生活環境部長答弁	133
白川鮎美議員質問	134
・ 発生抑制対策について	134

県民生活環境部長答弁	134
白川鮎美議員発言	134
一、散 会	134
第9日目(6月25日)本会議	
一、議事日程	135
一、出席議員	136
一、欠席議員	136
一、説明のため出席した者	136
一、開 議	137
 県政一般に対する質問	
一、虎島泰洋議員質問	137
・知事の政治姿勢について	137
(こども施策について)	137
知事答弁	138
虎島泰洋議員質問	138
・医療・介護・福祉について	138
(周産期・小児・AYA世代の医療支援について)	138
(地域を支える産科・小児科医の確保について)	138
福祉保健部長答弁	139
虎島泰洋議員質問	139
・新生児マススクリーニング検査の拡充について	139
こども政策局長答弁	139
虎島泰洋議員質問	139
・小児・AYA世代がん患者への在宅ケア支援について	139
福祉保健部長答弁	140
虎島泰洋議員質問	140
・感染症対策について	140
(臓器移植患者における带状疱疹ワクチンの補助について)	140
知事答弁	140
虎島泰洋議員質問	141
・結核対策について	141
福祉保健部長答弁	141
虎島泰洋議員質問	141
・梅毒対策のさらなる推進について	141
福祉保健部長答弁	142
虎島泰洋議員質問	142
・COPDの周知啓発について	142
福祉保健部長答弁	142

虎島泰洋議員質問	143
・担い手不足時代の医療・介護施策について	143
(介護テクノロジー活用に対する支援)	143
福祉保健部長答弁	143
虎島泰洋議員質問	144
・介護DXのモデルづくり	144
福祉保健部長答弁	144
虎島泰洋議員質問	144
・医療と介護の連携	144
福祉保健部長答弁	144
虎島泰洋議員質問	145
・在宅での看取りの推進	145
福祉保健部長答弁	145
虎島泰洋議員質問	145
・医療や介護ニーズを抑えるための取組	145
福祉保健部長答弁	146
虎島泰洋議員質問	146
・看護学校の支援について	146
福祉保健部長答弁	147
虎島泰洋議員質問	147
・障害福祉について	147
(障害者施設における歯科検診について)	147
福祉保健部長答弁	147
虎島泰洋議員質問	147
・障害者歯科診療について	147
福祉保健部長答弁	148
虎島泰洋議員質問	148
・障害者優先調達推進法に基づく調達について	148
福祉保健部長答弁	148
虎島泰洋議員質問	148
・産業振興・産業労働行政について	149
(グリーンエネルギーの活用について)	149
(脱炭素に向けた取組について)	149
産業労働部長答弁	149
虎島泰洋議員質問	149
・水素エネルギーの活用に向けた取組について	149
産業労働部長答弁	149
虎島泰洋議員質問	150
・グリーン成長分野について	150
産業労働部長答弁	150

虎島泰洋議員質問	150
・外国人材の受け入れ促進について	150
産業労働部政策監答弁	150
虎島泰洋議員質問	151
・スポーツ振興について	151
(e スポーツの活用促進に向けた県の取組について)	151
文化観光国際部長答弁	151
虎島泰洋議員質問	151
・ツール・ド・九州2025の誘致について	151
文化観光国際部長答弁	152
虎島泰洋議員質問	152
・サイバーセキュリティについて	152
(サイバーセキュリティに関する県庁の取組)	152
総務部長答弁	152
虎島泰洋議員質問	153
・サイバーセキュリティに関する県庁の取組に関する県警の取組	153
警察本部長答弁	153
虎島泰洋議員質問	153
・県民のサイバーセキュリティ意識向上に向けた取組	153
警察本部長答弁	153
虎島泰洋議員発言	154
一、休 憩	154
一、再 開	154
一、本多泰邦議員質問	154
・新しい長崎県づくりのビジョンについて	154
(ビジョンに込めた知事の思いについて)	154
知事答弁	155
本多泰邦議員質問	155
・ビジョンの県民認知のための取組について	155
秘書・広報戦略部長答弁	155
本多泰邦議員質問	156
・重点的に取り組む主な分野「こども」について	156
(こどもが笑顔で過ごす長崎について)	156
(不登校児童生徒の対策について)	156
教育委員会教育長答弁	156
本多泰邦議員質問	157
教育委員会教育長答弁	157
本多泰邦議員質問	157
・いじめストップのワールドアクション「ピンクシャツデー」について	157
県民生活環境部長答弁	158

本多泰邦議員質問	158
・重点的に取り組む主な分野「交流」について	158
(国際都市として認知される長崎・インバウンド対策について)	158
(広島市ピースツーリズムをフックとした本県誘客について)	158
文化観光国際部政策監答弁	158
本多泰邦議員質問	159
・キャッシュレス化をはじめとした受入環境整備について	159
文化観光国際部政策監答弁	159
本多泰邦議員質問	159
・公共交通機関のタッチ決済について	159
地域振興部長答弁	160
本多泰邦議員質問	160
・小菅修船場跡付近の整備、今後の取組について	160
土木部長答弁	160
本多泰邦議員質問	160
・多くのマニアが集まる長崎について	161
(第一弾の取組「アニメ・小説、酒」について)	161
文化観光国際部長答弁	161
本多泰邦議員質問	161
・第二弾以降の計画準備状況について	161
文化観光国際部長答弁	161
本多泰邦議員質問	162
・重点的に取り組む主な分野「イノベーション」について	162
(最先端のデジタル技術を使った地域課題の克服について)	162
(中小企業の人材不足対策としてのデジタル化の取組状況について)	162
産業労働部長答弁	162
本多泰邦議員質問	162
産業労働部政策監答弁	162
本多泰邦議員質問	163
・県庁内DX化の進捗状況について	163
総務部長答弁	163
本多泰邦議員質問	163
・離島向け遠隔診察システムの周知、広報について	163
福祉保健部長答弁	164
本多泰邦議員質問	164
・重点的に取り組む主な分野「食」について	164
(長崎県の豊かな食材が国内外に広がるための取組について)	164
(食の賑わい創出について)	164
農林部長答弁	164
本多泰邦議員質問	165

・食分野における水産物の取組について	165
水産部長答弁	165
本多泰邦議員質問	165
・世界から訪れ食した人が笑顔になる長崎について	165
(長崎港元船地区再開発エリアの活用について)	165
土木部長答弁	165
本多泰邦議員質問	166
・健康寿命延伸の取組について	166
(健康とスポーツについて)	166
(生涯スポーツについて)	166
文化観光国際部長答弁	166
本多泰邦議員質問	166
・スポーツの入り口、子どものスポーツ機会の充実について	166
教育委員会教育長答弁	166
本多泰邦議員質問	167
・高齢者の生活利便性向上へ向けての支援について	167
(老人性難聴者への補聴器購入補助について)	167
福祉保健部長答弁	167
本多泰邦議員質問	167
・空き家活用を通じた持続可能な地域づくりへの取組について	168
(旧県営魚の町団地活用プロジェクトの進捗について)	168
土木部長答弁	168
本多泰邦議員質問	168
・多様性を認める長崎への取組について	169
(県としての「パートナーシップ宣誓制度」創設について)	169
県民生活環境部長答弁	169
本多泰邦議員発言	169
一、休 憩	169
一、再 開	169
一、中山 功議員質問	169
・知事の政治姿勢について	170
(人口減少対策について)	170
(韓国の人口減少対策への認識等について)	170
知事答弁	170
中山 功議員質問	170
企画部長答弁	170
中山 功議員質問	171
企画部長答弁	171
中山 功議員質問	171
企画部長答弁	171

中山 功議員質問	171
企画部長答弁	171
中山 功議員質問	172
こども政策局長答弁	172
中山 功議員質問	172
知事答弁	172
中山 功議員質問	172
こども政策局長答弁	173
中山 功議員質問	173
こども政策局長答弁	173
中山 功議員質問	173
こども政策局長答弁	173
中山 功議員質問	174
こども政策局長答弁	174
中山 功議員質問	174
産業労働部政策監答弁	174
中山 功議員質問	174
企画部長答弁	175
中山 功議員質問	175
知事答弁	175
中山 功議員質問	175
・安全安心で暮らしやすさ世界一プロジェクトについて	175
(長崎県の暮らしやすさ指標の再評価等について)	175
知事答弁	176
中山 功議員質問	176
こども政策局長答弁	176
中山 功議員質問	176
こども政策局長答弁	177
中山 功議員質問	177
こども政策局長答弁	177
中山 功議員質問	177
教育委員会教育長答弁	178
中山 功議員質問	178
総務部長答弁	178
中山 功議員質問	178
地域振興部長答弁	179
中山 功議員質問	179
警察本部長答弁	179
中山 功議員質問	180
警察本部長答弁	180

中山 功議員質問	180
福祉保健部長答弁	180
中山 功議員質問	181
福祉保健部長答弁	181
中山 功議員質問	181
福祉保健部長答弁	181
中山 功議員質問	182
知事答弁	182
中山 功議員質問	182
・土木行政について	183
（長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成について）	183
（用地取得、（仮）江川トンネル、8架橋などの進捗状況等について）	183
土木部長答弁	183
中山 功議員質問	183
土木部長答弁	183
中山 功議員質問	183
産業労働部長答弁	183
中山 功議員発言	184
一、休 憩	184
一、再 開	184
一、大倉 聡議員質問	184
・令和5年の本県合計特殊出生率1.49について	184
（知事公約の出生率2について）	184
（いつまでに公約を達成し、1.49はどのように分析している）	184
知事答弁	185
大倉 聡議員質問	186
知事答弁	186
大倉 聡議員質問	186
・父親への育児支援の取組状況	187
こども政策局長答弁	187
大倉 聡議員質問	187
・ラーケーション制度について	188
（県教委として制度への見解と方向性）	189
教育委員会教育長答弁	189
大倉 聡議員質問	189
・長崎スタジアムシティ周辺の道路を活かしたにぎわいづくりについて	190
（グランドオープン前の周辺道路の進捗状況について）	190
土木部長答弁	190
大倉 聡議員質問	190
・県道112号（長崎式見港線）の利活用について	190

土木部長答弁	192
大倉 聡議員質問	192
・遮断機も警報器もない第4種踏切の安全対策について	192
(鉄道事業者の設置状況と過去10年の事故状況について)	192
地域振興部長答弁	192
大倉 聡議員質問	192
・基礎自治体への安全対策の働きかけについて	194
土木部長答弁	194
大倉 聡議員質問	195
・鉄道事業者への支援策について	195
地域振興部長答弁	195
大倉 聡議員質問	195
・小中学校の教科書やタブレット端末の持ち帰り「置き勉」について	195
(「置き勉」に関する各学校の措置について)	195
教育委員会教育長答弁	196
大倉 聡議員質問	196
・ランドセルが重くなっている現状をどのように改善していくのか	196
教育委員会教育長答弁	196
大倉 聡議員質問	197
・県教委としての対策案について	197
教育委員会教育長答弁	197
大倉 聡議員質問	197
・有機農業への取り組み状況について	197
(取り組み面積の現状及び拡大目標について)	197
農林部長答弁	198
大倉 聡議員質問	198
・「オーガニックビレッジ」宣言について	198
(南島原市の取り組み状況について)	198
農林部長答弁	198
大倉 聡議員質問	198
・雲仙市の進捗と県としての関わり方及び県全体への波及方法	199
農林部長答弁	199
大倉 聡議員発言	199
一、議案 (第73号議案乃至第81号議案及び報告第2号乃至報告第16号) ・	
委員会付託	200
一、第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」外1件・一括上程	200
一、上記、請願・文教厚生委員会及び農水経済委員会に付託	200
一、散 会	200
第10日目 (6月26日) (議案調査)	
第11日目 (6月27日) (議案調査)	

- 第12日目(6月28日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、
観光生活建設、農水経済)
- 第13日目(6月29日)
- 第14日目(6月30日)
- 第15日目(7月1日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、
観光生活建設、農水経済)
- 第16日目(7月2日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、
観光生活建設、農水経済)
- 第17日目(7月3日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、観光生活建設)
- 第18日目(7月4日)
- 第19日目(7月5日) 観光・I R・新幹線対策特別委員会
- 第20日目(7月6日)
- 第21日目(7月7日)
- 第22日目(7月8日) 予算決算委員会(分科会長報告、採決)
議会運営委員会
- 第23日目(7月9日) 離島・半島地域振興特別委員会
成長産業・県土強靱化対策特別委員会
- 第24日目(7月10日) 本会議(議案採決)

一、議事日程	201
一、出席議員	202
一、説明のため出席した者	202
一、開 議	203

委員長報告

一、総務委員長報告	203
一、各議案・原案可決	205
一、文教厚生委員長報告	205
一、第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」について、質疑・討論	206
一、坂本 浩議員、上記・請願について、賛成討論	206
一、畑島晃貴議員、上記・請願について、反対討論	207
一、上記、請願・不採択	208
一、その他の議案・原案可決	208
一、観光生活建設委員長報告	208
一、第77号議案を除く各議案・原案可決	210
一、農水経済委員長報告	210
一、第3号請願「『最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書』の 採択を求める請願書」について、質疑・討論	212
一、堀江ひとみ議員、上記・請願について、賛成討論	212
一、虎島泰洋議員、上記・請願について、反対討論	213

一、上記、請願・不採択	213
一、第77号議案・原案可決	213
一、予算決算委員長報告	214
一、各議案・原案可決	215
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	215
一、上記、各動議・可決	215
一、田中愛国議員ほか43名より、「九州新幹線西九州ルート整備促進に関する決議」 ・動議提出	215
一、中島浩介議員、上記、動議について、提案理由説明	215
一、上記、動議について、質疑・討論	216
一、堀江ひとみ議員、上記・動議について、反対討論	216
一、松本洋介議員、上記・請願について、賛成討論	217
一、上記、動議・可決	218
一、議長報告（副議長辞職願提出の件）	218
一、副議長辞職、許可・決定	218
一、副議長退任あいさつ	218
一、副議長選挙	219
一、副議長紹介	219
一、副議長あいさつ	219
一、各委員会から、議会閉会中の付託事件一覧表・決定	220
一、知事発言	220
一、知事あいさつ	220
一、議長あいさつ	222
一、閉 会	223

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 会 期 決 定
 - 4 会 議 録 署 名 議 員 指 名
 - 5 議 長 報 告
 - 6 第 7 3 号 議 案 乃 至 第 8 1 号 議 案 及 び 報 告 第 2 号 乃 至 報 告 第 1 6 号
一 括 上 程
 - 7 知 事 議 案 説 明
 - 8 散 会

令和6年6月17日（月曜日）

出席議員（46名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 11番 山村 健志 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 34番 小林 克敏 君

35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君
 37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

 説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 陣野 和弘 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 伊達 良弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 宮地 智弘 君
 水産部長 吉田 誠 君
 農林部長 渋谷 隆秀 君
 会計管理者 井手 美都子 君
 土木部技監 植村 公彦 君
 交通局長 太田 彰幸 君
 地域振興部政策監 渡辺 大祐 君
 文化観光国際部政策監 村田 利博 君
 産業労働部政策監 石田 智久 君

教育委員会教育長	前川謙介君
選挙管理委員会委員長	渡邊敏則君
代表監査委員	下田芳之君
人事委員会委員長	水上正博君
公安委員会委員	長谷川宏君
警察本部長	中山仁君
監査事務局長	桑宮直彦君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田中紀久美君
教育次長	狩野博臣君
財政課長	苑田弘継君
秘書課長	黒島航君
選挙管理委員会書記長	楠本雅一君
警察本部参事官兼総務課長	古賀新一君

議会事務局職員出席者

局長	中尾美恵子君
次長兼総務課長	瀨口孝君
議事課長	佐藤隆幸君
政務調査課長	大宮巖浩君
議事課課長補佐	永尾弘之君
議事課係長	山口祐一郎君
議事課会計年度任用職員	天雨千代子君

午前10時0分開会

○議長（徳永達也君）おはようございます。

ただいまから、令和6年6月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、4月1日付をもって発令いたしました議会事務局幹部職員を紹介いたします。

議会事務局長 中尾美恵子君でございます。（拍手）、次長兼総務課長 瀨口孝君でございます。（拍手）

次に、知事、並びに教育委員会教育長、警察本部長、及び代表監査委員より、新任の幹部職

員を紹介いたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします - 知事。

○知事（大石賢吾君）さきの令和6年2月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介します。

教育委員会教育長 前川謙介君。（拍手）、公安委員会委員 長谷川宏君。（拍手）、監査委員 砺山祐実君。（拍手）

次に、令和6年4月1日付及び4月2日付で発令いたしました幹部職員をご紹介します。

秘書・広報戦略部長 陣野和弘君。（拍手）、産業労働部長 宮地智弘君。（拍手）、水産部長 吉田誠君。（拍手）、農林部長 渋谷隆秀君。（拍手）、会計管理者 井手美都子君。（拍手）、土木部技監 植村公彦君。（拍手）、文化観光国際部政策監 村田利博君。（拍手）、産業労働部政策監 石田智久君。（拍手）、理事兼県北振興局長 大瀬良潤君。（拍手）、水産部政策監 松田竜太君。（拍手）、企画部次長 川端博子君。（拍手）、総務部次長 猿渡圭子君。（拍手）、地域振興部参事監兼土木部参事監 椎名大介君。（拍手）、文化観光国際部次長 加藤一征君。（拍手）、福祉保健部次長 岩崎次人君。（拍手）、福祉保健部次長 尾崎正英君。（拍手）、水産部次長 峰松美津子君。（拍手）、水産部次長 古原和明君。（拍手）、農林部次長 原田幸勝君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）令和6年4月1日付で発令いたしました教育委員会事務局幹部職員をご紹介します。

教育次長 坂口育裕君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君） 令和6年3月22日付の人事異動で着任いたしました警察本部の幹部職員をご紹介します。

生活安全部長 山崎博之君。（拍手）、刑事部長 平井隆史君。（拍手）、交通部長 田川佳幸君。（拍手）、警備部長 川本浩二君。（拍手）、首席監察官 尾塚政一君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（徳永達也君） 代表監査委員。

○代表監査委員（下田芳之君） 令和6年4月1日付で発令いたしました監査事務局幹部職員をご紹介します。

事務局長 桑宮直彦君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（徳永達也君） 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より7月10日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、堤典子議員及び富岡孝介議員を指名いたします。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、知事より、第73号議案乃至第81号議案、及び報告第2号乃至報告第16号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知

事の説明を求めます - 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 本日、ここに、令和6年6月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る4月20日の夜、伊豆諸島沖において、本県の大村航空基地所属の1機を含む海上自衛隊第22航空群の哨戒ヘリコプター2機が、夜間訓練中に墜落するという大変痛ましい事故が発生いたしました。

県民を代表して、お亡くなりになられた隊員の方々に深く哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。

また、本年1月に発生した能登半島地震への対応につきましては、全国知事会からの要請に基づき、県内市町とともに石川県珠洲市への対口支援チームの派遣や1.5次避難所支援等のための職員派遣等を実施いたしました。

さらに、4月からは、災害復旧業務等に従事する中長期の職員派遣を開始しており、今後も、被災地の復旧・復興に向け、できる限りの支援を継続してまいります。

次に、このたび、衆議院議員にご当選されました山田勝彦議員に対しまして、心からお慶びを申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（昨今の社会経済情勢とその対応）

新型コロナウイルス感染症にかかる感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されてから1年が経過し、県民の皆様の生活や県内の社会経済活動も、コロナ禍以前に戻りつつあるものと

認識しております。

まず、感染症への対応については、この間、県において、新型コロナに関し、県民の皆様が自主的に感染対策を実施する際に参考となる情報の発信や、幅広い医療機関で診療や入院に対応できる体制への移行を進めてまいりました。

また、コロナ禍の経験を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、感染症法に基づき、医療機関等と感染症対応に係る協定を締結し、病室の個室化等の整備を支援するなど、流行初期の段階から確実に稼働する医療提供体制の構築を進めております。

今後とも、平時から関係機関等と連携を図り、新たな感染症が発生・流行した際に、機動的に対策を講じることができるよう、着実に準備を進めてまいります。

次に、経済情勢については、本県の景気は、生産活動の持ち直しや所得環境の改善などから、「県内経済は、緩やかに回復している」とされ、雇用情勢も本年4月の有効求人倍率は、1.19倍と堅調に推移し、緩やかに持ち直している状況にあります。

また、観光動向につきましては、国の速報値によりますと、本県への令和5年の延べ宿泊者数が766万2,000人、令和元年比で5.7%の増加となるなど、コロナ禍前を上回る規模まで回復してきております。

一方で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が依然として続いており、昨今の円安の進行と相まって、県民生活や経済活動へのさらなる影響が懸念されるところであります。

県においては、これまで、マイナンバーカードを活用した生活支援や、県内中小事業者が行う省エネルギー設備の導入等に対する支援をはじめ、国や市町等と連携しながら、様々な物価

高騰対策を講じてきているところであり、引き続き、社会経済情勢の動向を注視してまいります。

（IR誘致により培った連携等を活かした佐世保市・県北地域の振興）

特定複合観光施設（IR）区域整備計画については、昨年末、認定を行わないこととした国の審査結果を受け、県議会にご報告申し上げるとともに、ご審議等を賜ってまいりました。

また、一連の経緯を振り返り、県民の皆様をはじめ、長きにわたりお力添えをいただいた関係皆様にご説明するために、九州・長崎IR誘致に伴うこれまでの経緯や取組、審査結果に対する県の推察等について、報告書として取りまとめたところであります。

県としては、この間、九州・長崎IRの誘致を通して積み上げてまいりました広域観光周遊等の取組や、九州経済連合会をはじめとする県内外の関係皆様との連携、事業構築・推進にかかるノウハウの蓄積などのレガシーについて、今後の県政推進にしっかりと活かしてまいりたいと考えております。

その一環として、去る5月9日、県と佐世保市との政策ミーティングにおいて、佐世保市が希望されていた国際自転車ロードレース「ツール・ド・九州」の開催に向けて、連携して取り組むことに合意いたしました。

その後、5月15日付で、一般社団法人ツール・ド・九州に対し、2025年大会の開催意向表明書を提出し、5月31日には、九州経済連合会と開催県等で構成する実行委員会において、UCI（国際自転車競技連合）へ、国際レースとして公認されるための申請を行うことが決定されたところであります。

本大会は、国内外から多くの選手や観客等の

来訪が見込まれることから、佐世保市を中心とする県北地域の振興や交流人口の拡大につながるとともに、全世界に向けて本県の魅力を発信する絶好の機会となるものと考えております。

今後、県議会をはじめ県民の皆様のご支援とご協力をいただきながら、佐世保市や関係団体等とも連携のうえ、大会の開催実現に向けて力を尽くしてまいります。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進）

去る5月13日、佐賀県の山口知事、JR九州の古宮社長との三者で、九州新幹線西九州ルートの現状や課題について意見交換を行いました。

私からは、全国の新幹線ネットワークにつながることで、関西圏からのインバウンド需要の取込みなど、西九州地域が享受し得るメリットをお示しし、早期の全線フル規格整備の必要性を説明いたしました。

併せて、新鳥栖～武雄温泉間のルートについては、利便性や費用対効果等の観点から、与党PT西九州ルート検討委員会やJR九州が最適とする佐賀駅を通るルートが最も合理性が高く、それが長崎県民の想いであることをお伝えいたしました。

加えて、在来線の維持などの新幹線整備に関する課題を解決していくには、フリーゲージトレイン導入断念の経緯を踏まえて、国を含めた関係者間での協議が必要であることを改めて申し上げたところであります。

また、6月2日、自由民主党の茂木幹事長が来県された際には、これまでの経緯を踏まえた課題の解決や、北陸新幹線と一体となった整備財源の確保など、全線フル規格整備の実現に向けたお力添えをお願いいたしました。

県としては、引き続き、政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決

について働きかけるとともに、関西直通運行の実現に向けた気運醸成を図るなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格での整備を目指し、力を注いでまいります。

（新技術実装連携“絆”特区の区域指定）

去る6月4日、国の国家戦略特別区域諮問会議において、地理的に離れた複数の自治体が連携して共通の課題解決に取り組む「連携“絆”特区」に、長崎県と福島県が全国で初めて指定されることが決定いたしました。

具体的には、買い物困難等の共通の地域課題を抱える長崎県と福島県が連携し、離島等において利便性の高いドローン配送を、規制の特例措置等により全国に先駆けて実現するなど、新技術の早期実装を図るものであります。

本県ではこれまで、五島列島地域において民間事業者と連携し、日用品や医薬品のドローン配送にかかる社会実装を進めてまいりました。今回の特区では、それをさらに進化させて、レベル4となる有人地帯目視外飛行により、街中の自宅に近いエリアへの配送の実現等を目指すこととしております。

特区の申請に当たりましては、国に対し、私自身が直接想いを伝える機会をいただき、「今欲しいものがより早く、より確実に手に入る日常生活」の実現を訴えてきたところであります。このたび、本県として初めてとなる国家戦略特区に指定されることは、大変喜ばしく、この間、ドローン配送等にご尽力いただいた関係皆様や地元市町の方々に対し、深く感謝申し上げます。

また、本年策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」において、イノベーション分野を一つの柱に掲げており、本特区の指定は、県民の皆様、本県への誇りと期待感を持っていただけるような世界の実現へ向けての大きな一歩で

あると考えております。

県としては、引き続き、福島県や関係市町、民間事業者等と連携しながら、他地域に先駆けてチャレンジできる環境整備を力強く推進してまいります。

（基幹産業の振興）

県では、基幹産業のさらなる振興に向け、半導体関連産業、航空機関連産業などの誘致・育成やサプライチェーンの裾野が広い造船業の振興に積極的に取り組んでおります。

こうした中、去る5月24日、株式会社大島造船所と県において、カーボンニュートラル社会の実現に向けた県内造船関連産業の振興や、人材の確保・育成を目的とした連携協定を締結いたしました。

世界的にカーボンニュートラルが進む中、同社は、環境対応船の建造やLNG燃料タンクの製造のほか、洋上風力浮体の製造への参入も目指されるなど、時代の潮流を捉えた取組を積極的に展開されております。

県としては、今回の協定締結を契機に、こうした取組を県内企業にも波及させることにより、県内サプライチェーンをさらに強化してまいりたいと考えております。

また、本県の造船業が、カーボンニュートラルの流れに沿って、持続的な成長を目指す基幹産業であるということを県内外に発信し、業界全体の人材確保にもつなげてまいります。

引き続き、関係市町等と連携し、県内経済を支える基幹産業の振興に力を注いでまいります。

（日本スポーツマスターズ2024長崎大会の開催）

本年9月の開催まで3か月余りとなりました「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」については、大会実施に当たり、市町や県スポーツ

協会、競技団体等と最終の調整や協議を行っております。

また、全国から多くの皆様に来県いただけるよう、大会アンバサダーの高田明さんにご協力をいただき、5本のPR動画を制作し、YouTubeやSNS等を活用して4月から県内外へ順次発信したところであります。

このほか、今月20日には、カウントダウンボードの設置や制作したPR動画を活用した大会100日前イベントを実施するなど、様々な周知啓発を図りながら、大会開催に向けた機運の一層の向上に努めることとしております。

県としては、会場となる市町や関係団体等と、引き続きしっかりと連携しながら、大会の成功につなげてまいります。

（ながさきピース文化祭2025の開催準備）

「ながさきピース文化祭2025」については、令和7年度の開催に向けて、文化観光国際部内に、ながさきピース文化祭課を設けるなど実施体制を強化し、着実に準備を進めております。

去る5月28日には、県の実行委員会総会が開催され、県内各市町をはじめ、様々な分野の関係団体代表者の皆様にご出席いただき、文化祭の事業構成や事業概要など全般的な計画をまとめた実施計画等が承認されたところであります。

今後は、開催1年前の節目となる9月に、県民の皆様幅広く周知するプレイベントを実施するなど、文化祭開催に向けた更なる機運の醸成を図ることとしております。

県としては、文化祭の開催効果を県内全域に波及させ、文化芸術の発展や地域の活性化につなげていくことができるよう、引き続き、開催に向けて準備に万全を期してまいります。

（坂本農林水産大臣による諫早湾干拓事業の現地視察）

去る5月12日、坂本農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業の現地視察が行われました。

現地においては、まず、坂本大臣から、これからの干拓地での農業、背後地の防災がしっかりできるような政策を遂行していきたいとのお話がありました。

続いて、私から、干拓事業の効果として、事業完成後は、高潮・洪水に対する防災機能が強化され、地元住民の方々から大変評価をいただいていることや、干拓地では、環境保全型農業が進められ、背後地の排水不良が改善したことにより、畑作が拡大していることなどを説明いたしました。

併せて、令和5年の大臣談話を踏まえて、有明海の漁業不振の原因究明を進め、海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策を実施して、真の有明海再生を目指していただくよう要望したところであります。

また、地元の関係者の方々からも、令和4年シーズンの諫早湾における牡蠣養殖が過去最高の水揚げとなったことや、国が開門しないとの方針を明確にしたことで干拓地での営農に安心して取り組むことができていることなどについて説明がありました。

県としては、引き続き、県議会や関係者の皆様とともに、干拓地における農業振興や有明海の再生に向け、全力で取り組んでまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心を確保するために不可欠な事業であり、早期に完成させる必要があります。

一方、川原地区にお住まいの皆様のご理解とご協力をいただいたうえで、事業を円滑に推進していくことが重要であるとの考えに変わりは

なく、話合いに応じていただけるよう、粘り強く働きかけを行ってまいります。

また、本年度は、石木ダム事業が長崎県公共事業評価監視委員会による再評価を受ける年に当たります。人件費や資材価格の高騰、働き方改革の推進など、建設業を取り巻く環境の変化等も踏まえ、事業の対応方針について、ご審議いただくこととしております。

県としては、引き続き、石木ダムの早期完成に向けて、工程に沿って着実に工事を進めつつ、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に全力を注いでまいります。

（幹線道路の整備）

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、高規格道路の整備を重点的に進めております。

こうした中、去る3月27日、西九州自動車道の武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジ間の4車線化について、西日本高速道路株式会社から事業に着手することが公表されました。

また、4月1日に公表された今年度の国土交通省関係予算においては、西九州自動車道の松浦佐々道路に92億円が配分され、令和7年度に予定されている松浦インターチェンジから平戸インターチェンジまでの完成供用に向け、着実に整備が進められております。

これまで、関係市町と一体となって、予算確保や新規事業化を国に対して要望してきたところであり、本県選出国会議員の皆様をはじめ、県議会並びに地元自治体の方々のご尽力とご支援に対し、心から感謝申し上げます。

さらに、西九州自動車道の佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の4車

線化事業については、令和9年度の全線完成に向け、今年度から順次供用する予定となっており、対面通行の解消により安全性・走行性が向上するとともに、災害時の代替機能の強化が図られるものと期待しております。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

（スポーツの振興）

本年3月に開催された「全国高等学校選抜大会」において、本県高校生が素晴らしい成績を収めました。

団体競技では、諫早商業高校フェンシング部が男子サーブル団体に県勢過去最高となる準優勝、島原高校剣道部が女子団体に準優勝に輝きました。

個人競技では、柔道競技女子48kg級で長崎明誠高校の近藤杏樹選手が準優勝を果たし、入賞者数は昨年の13から22と大幅に増える結果となりました。

また、4月にキルギス共和国で開催された2024年アジア選手権レスリング競技において、女子65kg級で吉武まひろ選手が優勝に輝きました。

選手並びに指導に当たられた関係者の皆様のご健闘をたたえるとともに、本県選手の活躍に向け、引き続き、競技団体等と連携しながら、競技力の向上に取り組んでまいります。

プロバスケットボールチーム長崎ヴェルカは、初挑戦となったトップリーグのB1において、27勝33敗の西地区6位という成績で今シーズンを終えました。

国内最高峰の舞台で戦い抜いた監督、選手、関係者の方々のたゆまぬご努力に対して、深く敬意を表しますとともに、熱いご支援をいただ

いた、県民の皆様方をはじめ、経済界、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

地元プロスポーツクラブである長崎ヴェルカの存在は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化に大きく寄与するものであり、長崎スタジアムシティの新アリーナで迎える来シーズンのさらなる活躍を期待しております。

そして、本年夏に、いよいよパリオリンピック・パラリンピックが開催されます。

本県ゆかりの選手たちが世界の舞台で活躍する姿は、県民の皆様に大きな感動を与え、明るく活気に満ちた長崎県づくりにつながるものと思います。

今後、本県ゆかりの選手達が一人でも多く、日本代表として選出され、活躍されることを期待しております。

次に、議案関係についてご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、国庫補助事業の内示等に伴う事業費の追加、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計6億8,339万9,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,355億3,277万9,000円となり、前年同期の予算に比べ、252億71万4,000円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明いたします。

第74号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第75号議案「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、全世代対応型の持続可能

な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（徳永達也君）本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から、6月20日までは、議案調査等のため本会議は休会、6月21日は、定刻より、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分 散会

第 5 目 目

議 事 日 程

第 5 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和6年6月21日（金曜日）

出席議員（46名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 11番 山村 健志 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君

34番 小林 克敏 君
 35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君
 37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

 説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 陣野 和弘 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 伊達 良弘 君
 県民生活環境部長 大安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 宮地 智弘 君
 水産部長 吉田 誠 君
 農林部長 渋谷 隆秀 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 井手 美都子 君
 土木部技監 植村 公彦 君
 交通局長 太田 彰幸 君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員	中 島 廣 義 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	森 拓 二 郎 君
警察本部長	中 山 仁 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀 久 美 君
教育次長	狩 野 博 臣 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美 恵 子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議事課長	佐 藤 隆 幸 君
政務調査課長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議事課係長	山 口 祐 一 郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千 代 子 君

午前10時 0分 開議

○議長（徳永達也君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

前田議員 40番。

○40番（前田哲也君）（拍手）〔登壇〕自由民主党の前田哲也です。

めったなことでは言わないんですけど、大

変まれに、会話する中で「失礼ながら」と言って発言することがあります。当時の山本議員から、「前田さんが『失礼ながら』と言う時は、本当に失礼な話をするんですよ」と冷やかされたものですけれども、失礼ながら、一言申し上げて本題に入りたいと思います。

昨年9月に県議会で質問しましたけれども、その県議会を振り返った記事の中で、「重要課題に漂う停滞感」という見出しの記事がありました。

「重要課題の進展ぐあいが問われた。ただ、大石賢吾知事や県幹部は従来どおりの答弁を繰り返すにとどまり、県政の停滞を感じられずにはいられなかった」、中略して、「これまでの議事録をなぞるような回答に終始した。石木ダムについて努力を重ねる。長引く国のIR認定審査には引き続きしっかり対応する。各委員会を含め県側の踏み込んだ発言は見当たらなかった。大石県政は、変化を求める県民の後押しで誕生した。だからこそ、県政の重要課題でも、より積極的な姿勢を見せてほしい。トップ自らの言葉と行動がなければ現状の打開は難しいのではないか」という記事がありました。

私も全く同感であります。これから始まる3日間の議論で踏み込んだ答弁をしていただいで、しっかりした論戦になることを期待いたします。

1、県政の重点課題について。

（1）九州新幹線西九州ルートを整備促進について。

西九州新幹線の開業により、沿線駅周辺ではまちづくりが進展し新幹線効果が着実にあらわれています。

一方、新鳥栖 - 武雄温泉間は、令和2年から国と佐賀県で協議されてきたが、膠着状態が続

いています。先月には、両県とJR九州のトップ3者による意見交換が行われましたが、議論には進展がなかったと伺っています。

そのような中、一昨日、与党PT西九州ルート検討委員会が開かれ、これまでの経過が報告され、今後の進め方が議論された結果、次回に両県やJR、沿線自治体のヒアリングが実施されることになりました。

また、北陸新幹線についても、先般、与党PT検討委員会が開かれ、年内にルートを決定する方針が示されたところであり、西九州ルートについても、さらなる議論、進展を期待したいと思います。

一方、現在の膠着状態を打開するためには、知事が先頭に立ち関係者への働きかけを行っていく必要があると考えますが、全線フル規格の整備実現に向けて、どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

また、ルートについては、与党PTやJR九州は、新鳥栖駅を起点として、時間短縮効果が高い佐賀駅を通るルートが最適とされています。

そもそも新鳥栖駅は、西九州ルートで整備するものだったが、将来を見据えて、鹿児島ルートを建設する際に分岐点として整備されたものと認識をしています。

新幹線の整備に当たっては、投資効果や収支採算性などが要件となっており、これらを踏まえて検討すべきと思うが、新鳥栖 - 武雄温泉間のルートについて、県はどのように考えているか、お尋ねいたします。

（2）IRについて。

昨年末、国から、九州・長崎IRについて、認定を行わないとの審査結果が公表され、県議会においても、全員協議会や2月定例会等におい

て、県当局や参考人に対する質疑を重ねてきました。

また、本年3月には、行政不服審査請求等の取扱いについて、実施しない旨の県からの報告を受けたところです。

その後、県は、審査にかかる一連の経過を取りまとめ、6月4日に報告書として公表されました。

その中で改めて確認したいのですが、IRの区域整備計画が不認定となるまでのこれまでの取組に総経費は幾らかかり、最終的にその責任の取り方はどうするつもりなのか、お尋ねいたします。

これまでは、検証等も必要ということで議会として責任を問うてはきませんでした。今回報告書がまとまった中で、そういったことも含めて知事としての所見を伺わせていただきます。

また、再挑戦の意思についてもご答弁願います。

併せてIRは、国内外からの多くの観光客を招き入れることで、長崎県内、そして九州全体の交流人口の拡大や地域の活性化、新たな雇用の創出など地域経済への貢献を目指したプロジェクトであり、佐世保市を中心とする県北地域の皆様は、特に残念に思っています。

こうした現状を踏まえ、県北地域の振興対策について、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

（3）石木ダムについて。

石木ダムの必要性については、これまで何度も述べられていますので割愛し、まずは現在の進捗状況と今後の取組について、お尋ねします。併せて地域振興策の検討状況についてもお尋ねします。

事業を推進していくためには、反対されている住民の方々のみならず、ダム周辺の地域の皆様全体に、石木ダム完成後の地域の姿を正しく理解していただくことが重要であると考えます。

石木ダムについては、平成31年3月に、水源地域特別措置法に基づく水源地域の指定を既に受け、ダム建設が生活環境等に与える影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るための各種の施策を行うこととしておりますが、その具体的内容が住民に十分理解されていないのではないかと考えます。

県では、現在、ダム周辺地域の地域振興策を検討していると聞いておりますが、その検討状況について、お尋ねいたします。

2、土木行政について。

（1）国土強靱化の実績と今後の予算・財源確保について。

先日の政府施策要望でも、強靱な県土づくりという項目で国に対して要望を行いました。県土のほとんどが離島・半島の本県は、急峻な山地やがけ地が多いことに加え、集中豪雨や台風の常襲地域に位置し、頻繁に洪水・浸水被害や高潮・高波被害、土砂災害が生じています。

また、土地災害警戒区域が約3万6,000か所と全国2番目の多さであることに加え、過去に4年連続で大雨特別警報が発令されるなど、地形的、地理的な条件から常に風水害による危険にさらされています。

県では、これまで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し整備を進めていますが、まだまだ対策不足と認識をされています。これまでの実績を踏まえ、その具体的内容について、お尋ねします。

併せて、そのうえで必要な予算・財源確保に

ついて、県としてどのように努力していくのかをお尋ねします。

（2）通常の事業発注について。

一方、道路整備をはじめとする通常の事業発注、この中には国土強靱化も含んでおりますが、その中で、業界の方から、公共事業のボリュームが南高北低になっているとの指摘を受けており、実際に令和2年から令和6年度までを当初予算、補正までを含めて比較すると、県南が5、県北が2、離島が2、その他が1となっていることが、実績の分析からわかりました。

しかも、毎年、当初予算後の補正予算後の割合も同割合となっていて、これは見方によっては、必要な事業、優先的な事業の実施ということではなくて、最初から割合、キャップを決めてからの発注ではないかとの意見も、真っ向から否定する言質を私は持ち得ません。

このような指摘に対しての県当局の基本的な考え方をお尋ねいたします。

3、産業振興について。

（1）企業誘致と人材確保について。

産業振興について、様々な業種に様々な課題がありますが、他の地域に後れをとらないようという意味において、今回は半導体関連に絞って質疑します。

国内では半導体関連産業の投資が活性化しており、特に、お隣の熊本県では、台湾の半導体受託生産世界最大手のTSMCが、今年2月に開所式を行い、本年中には工場の稼働を予定されるなど非常に活況であると聞いております。

また、県内においても、ソニーの工場増設や京セラの工場立地など、半導体関連産業における発展が期待されるところであります。

県においては、次なる半導体関連の誘致に向

けて積極的に取り組まれると伺っていますが、具体的には半導体関連企業から本県に接触がっているのか、また、本県を選んでいただくうえで、どのような課題があるのか、お尋ねします。

併せて企業誘致においては優秀な人材の確保も重要であり、人口減少が進む中、どのように人材確保に取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

（2）県北の産業振興について。

先ほども述べましたが、IRが頓挫した今、それに代わる県北の地域振興策に可及的、速やかに取り組むことが喫緊の大きな課題であり、そのためには、県、市にとどまらず、経済界等をはじめ各種団体と一体となった取組が必要であり、そこには多くの方が同じベクトルを目指せるようなグランドデザインが必要で、私は、その基本は産業の振興にほかならないと考えています。

県北の産業振興について、その強みや弱みを理解したうえで、どのように展開しようとしているのか、お尋ねをいたします。

4、県民の生活を守る取り組みについて。

（1）物価高に対する県民の生活支援について。

長引く物価高に対して、企業は経営上、また県民も日々の生活に苦しんでいます。今回は、県民の中でも生活困窮者の支援に絞り質問しますが、これまで県が取り組んできた支援実績をお知らせください。

私がこのような質疑をするのは、今回の補正予算が約6億円強ですが、事前の財政課からの説明では、国から新たな交付金の配分がなかったためということでした。財政に余裕がない本

県にとっては、もちろん国の交付金次第ということは理解しつつも、生活困窮世帯の中には、賃上げ等により非課税世帯から課税世帯に変わり、手厚い支援が受けられなくなったとも、少なくない方から聞いています。

非課税世帯から課税世帯になった層に対して、独自の財源で、各市町と協調して、さらなる支援策を展開するようなことも検討・実行されてよかったと私個人的には思っていますが、県のご所見をお伺いいたします。

（2）日本版ライドシェアについて。

本県には、いわゆる公共交通空白地帯が多く点在し、そのような地域も含めて交通弱者対策は本県の切実な課題であると認識しています。

そこで、現在、国でも論議されているライドシェアについて、お尋ねします。

私は、交通弱者対策の選択肢の一つであると考えていますが、解決すべき課題もあり、規制の緩和については慎重に進めていくべきだと考える立場にあります。

東京などでは、この4月から、一般ドライバーが自家用車を使って有償で人を運ぶ、いわゆる日本版ライドシェアがスタートしています。この制度は、タクシー事業者の管理下で、自家用車、一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とするものであり、各地域のタクシー事業者が主体となることが前提となっていることから、通常のタクシーと同等の安全かつ安心な輸送サービスの提供が可能となるものと考えられています。

しかし、その一方で、国は、タクシー事業者以外の参入も可能とするための法制度を含めた議論を進めることとしており、これについて県内のタクシー事業者からは、利用者の安全・安

心な輸送サービスを確保する観点などから、異業種の事業者が参入できるようになることを不安視する声を聞いています。

そこで、日本版ライドシェアの全国での導入状況と、今後、タクシー事業者以外の参入が検討されていることへの県の考え方をお尋ねします。

5、子育て支援（人口減少対策）について。

（1）ユニバーサルサービスの自治体間格差の現況に対する県の認識について。

先日の自由民主党茂木敏充幹事長への要望、また政府施策要望の際に、「全ての子ども・子育て家庭への支援の創出及び支援の充実」の中で、ユニバーサルサービスとして医療や学校給食、保育等のサービスが受けられるよう、国に対して県は要望しています。

現在の自治体間格差が生じていることについては、各自治体の首長も、望ましくないと認識をされています。

そこで、県下の状況がどうなっているのかをお尋ねするとともに、一律が望ましいということであれば、そのことが実現するまでの過程の中で、知事選を戦った時に、「高校生までの医療費の無償化」を公約に掲げ、それが実行されたように、国が制度創設するまでの過渡期の中で、県と市町で協調して取組を行うことを望みますが、どのように考えていますか。

（2）女性活躍と男性の家事労働時間について。

女性の社会進出が大きな課題であることは言うまでもなく、この質問で、このことの詳細には触れませんが、女性の就労が進んでいく一方で、家庭における家事労働時間が減っているかといえば、そうではない現況にあると認識して

います。

全国、本県における現状について確認し、結論から先に述べれば、少子化対策の大きな課題の一つは、男性の働き方改革であると認識しており、要は、男性が就労する時間を減らして、その時間を家事労働並びに子育ての時間に充てること、それに向けて行政が誘導していく施策を打っていくことこそが、これからの大事な取組だと考えます。ご所見をお伺いします。

6、地方創生事業の成果検証について。

（1）これまで10年の取り組みの成果について。

10年前、政府は、全国の自治体に向けて地方版総合戦略を策定するよう要請、その際に策定費用として各市町に1,000万円ずつ予算措置をしました。

地方自治研究所が、2017年に実施した調査によると、実に77%超の自治体がコンサルタントに委託し、受注した企業の過半が東京に本社があったことが確認されています。

デジタル田園都市国家構想も地方創生政策の一つであり、自治体DX市場は、2025年に1兆円に達すると予測されています。

私は、全国どこでも通用するようなコンサルが策定した計画では、地方の真の発展はないと考えていますが、本県においては、その策定状況はどうであったのか、また、以前から委員会で指摘していますが、デジタルの交付金を全国の中で最上位に獲得できていることは評価しますが、肝心なことは成果であると指摘をさせていただいております。

10年が経過する中で、地方創生事業の成果について、どうであったのか、お尋ねいたします。

（2）地方創生事業における民間事業者の公

正な参画について。

地方創生事業について、コンサルや県外企業から助言を受け、計画を立て、その事業運営を子会社やグループ企業が随契等で受けて、その先の委託事業（時には仕様書に特記して公募を行うような手法）を取り受注するというような手法が、全国において散見されております。本県においては、そのような事例がなかったのか、お尋ねいたします。

以下、対面演壇席より質疑をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 前田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずはじめに、全線フル規格の整備実現に向けて、今後どのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

先月のことになりましたけれども、佐賀県知事、JR九州社長との意見交換では、鹿児島ルート of 全線開通後の利用者が3倍増加した事例のほか、長崎、佐賀両県の約50倍となります3,000万人規模の関西圏におけるインバウンド需要を取り込む可能性など、全国の新幹線ネットワークにつながる効果やメリットをお伝えしたところでございます。

また、新幹線整備に関するルートや在来線の維持などの課題について、3者だけでは解決が困難なため、国を含めた関係者間での協議が必要であるとの考えをお示したところでございます。

私は、これまでも政府・与党に対しまして、フリーゲージトレインの導入断念の経緯を踏まえた課題解決であったり、北陸新幹線との一体

的な整備財源の確保を求めてまいりました。

県としましては、来月中にも開催が予定されている与党PT西九州ルート検討委員会のヒアリングにおいて、全線フル規格の整備実現に向けて強い思いをお伝えし、関係者間での協議の進展を働きかけるなど、関西直通運行の早期実現に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

次に、新鳥栖 - 武雄温泉間のルートについて、県はどのように考えているのかとお尋ねをいただきました。

新鳥栖 - 武雄温泉間のルートにつきましては、佐賀県内で様々なご意見があること、これは承知をしております。

ただ、一方で、与党PT西九州ルート検討委員会やJR九州は、利便性や収支採算性などの観点から、新鳥栖を起点として佐賀駅を通るルートが最適であるとの考えを示されております。

また、整備新幹線の着工に当たりましては、投資効果や収支採算性などの5つの条件を満たす必要があり、これまで与党PT西九州ルート検討委員会等で検証をされてきたところだと承知をしております。

県としましても、関西直通運行による時間短縮効果や新幹線事業の持続可能性の観点から、佐賀駅を通るルートが最も合理性が高く、それが県民の思いであると考えております。

IRにつきましては、IRのこれまでの取組にかかる費用と県の責任、また、再挑戦の意思について、お尋ねがございました。

九州・長崎IRは、世界中から多くの観光客を招き入れることで、九州全体の交流人口の拡大や地域経済の活性化、新たな雇用の創出など、地域経済に大きく貢献する重要なプロジェクト

であったことから、その実現に向けて全力で取り組んでまいったところでございます。

県では、昨年末、認定を行わないこととした国の審査結果を受けまして、改めて一連の経緯を振り返り、長年にわたるお力添えをいただいた関係皆様方にご説明するために、去る6月4日に、報告書を取りまとめ公表をしたところでございます。

県といたしましては、改めて県民の皆様をはじめ、ご支援とご協力を賜りました全ての皆様に対し、今回の審査結果が、ご期待に沿えず、大変残念な結果となりましたこと、これを重く受け止めまして、深くお詫びを申し上げる次第でございます。

また、IRの実現に向けて多大なるお力添えを賜り、そのことにつきまして厚くお礼を申し上げます。

IR誘致にかかる令和5年度までの経費につきましては、IR関連事業費として、約6億5,000万円、人件費として、約6億2,000万円となっております。

県としては、九州・長崎IRの誘致を通して積み上げてまいりました広域観光周遊等の取組や、九州経済連合会をはじめとする県内外の関係皆様との連携、事業構築・推進にかかるノウハウの蓄積などのレガシーについて、今後の県政推進にしっかりと活かして、佐世保市・県北地域はもとより、県全体の発展につなげていくことで、その責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、再チャレンジにつきましては、国における再募集の有無及び時期が未定であることから、現状において、何ら判断できるものではないと考えているところであります。

しかしながら、再申請への対応には多大なコスト、労力及び時間が必要となるとともに、審査における国の審査委員会等の裁量が大きく、審査期間を含め予見可能性を見出すことが困難であることから、現行の制度下では、一般に地方におけるIRの実施にチャレンジするのは、相当程度ハードルが高いのではないかと認識をしているところでございます。

次に、IR誘致の現状を踏まえ、県北地域の振興策について、今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねもいただいております。

佐世保市を中心とした県北地域の振興につきましては、重要な事項であると認識をしております。

そのため、県、佐世保市の政策ミーティングをはじめ、関係市町、関係団体の皆様と様々な階層において、今後の県北地域の振興について意見交換や協議を行っているところであります。

県北地域の振興策の検討に当たっては、IR誘致で目指してきたもの、それに加えて誘致活動を通して培われたレガシー、これを活かすことが重要であるというふう考えております。

例えば、「ツール・ド・九州2025」の佐世保市での開催につきましても、IR誘致を通して構築された九州経済連合会等との関係性によって、県と佐世保市が連携して取り組むことに至ったものでございます。

このようにIR誘致の経験を踏まえながら、ハウステンボス等を活かした広域的な観光周遊や、雇用やイノベーションの創出につながる産業振興など、交流人口の拡大や地域経済の活性化等に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

次に、石木ダムについて、石木ダムの現在の

進捗状況と今後の取組について、お尋ねをいただいております。

石木ダムにつきましては、現在、ダム本体の掘削工事に併せて付替え県道、付替え町道の工事を進めているところであり、今後も工事工程に沿って進めてまいります。

一方で、川原地区にお住いの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで事業を円滑に進めること、これが最善であるとの考えに変わりはありません。ですので、引き続き、話し合いの実現に向けた努力も続けていきたいと思っております。

なお、これまで総事業費285億円で、令和7年度までの完成を目指してきたところでございますけれども、人件費や資材価格の高騰、建設業における働き方改革などに加えて、反対住民による妨害活動の影響等を踏まえまして、現在、見直し作業を行っているところでございます。

今年度、長崎県公共事業評価監視委員会において、その内容をご審議いただくために、現在、事業費等の最終の精査を行っているところでございます。

次に、ダム周辺地域の地域振興策の検討状況について、お尋ねをいただきました。

関係住民の生活の安定と水源地域の活性化のために、ダム建設と併せまして地域振興策を講じることは大変重要であると認識をしております。

現在、佐世保市及び川棚町とともに、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画の策定を進めているところでございます。

この整備計画では、地元川棚町の要望をもとに、周辺の道路や河川の整備、公園や広場の建設、ダムの上流部に残存いたします集落への対策などを検討しております。

水源地域整備計画の素案につきましては、令和6年度、今年度のできるだけ早い時期に公表して、川棚町民の皆様にご理解いただくことで、石木ダム事業への理解促進につなげていきたいと考えております。

次に、企業誘致と人材確保につきまして、具体的に半導体関連企業から本県に接触はあっているのか、また、本県を選んでいただくうえで、どのような課題があるのかとお尋ねをいただきました。

半導体関連産業につきましては、国において、経済安全保障リスクの観点から、産業基盤を国内に整備、確保することが必要との考えが示され、半導体関連企業の国内立地を後押しするための強力な支援策が打ち出されているところであります。

これを受けて九州においても、半導体受託生産の世界最大手でございますTSMCが、第二工場の建設を発表し、続く第三工場建設の可能性も報道されるなど、大規模な半導体関連企業の進出が相次いでいるところでございます。

このような中、本県におきましても、現在、複数の企業から接触がっております。これらの企業からは、現在、本県にはない、一定規模の広さと工業用水を備えた工業団地を求める声が届いているところでございます。

今後、県といたしましては、地域に対して大きな経済効果をもたらすため、特に、地域間の誘致競争が激しいアンカー企業の誘致に向けて、条件を満たす工業団地の整備について検討を進めてまいります。

次に、ユニバーサルサービスにつきまして、医療や学校給食、保育等のサービスの県下の状

況、及び過渡期の中で県と市町が協調して取り組むことについて、どう考えるのかとのお尋ねをいただいております。

子どもの医療や学校給食、保育等のサービスにかかる県内の状況につきましては、まずは子どもの医療費は、全市町で高校生世代までの助成が実施されているものの、市町によって助成方法が異なっている状況でございます。

また、本年5月時点におきまして、学校給食は、完全無償化が4団体、一部無償化が5団体、保育につきましては、完全無償化が3団体、一部無償化が18団体となっております、市町によって多様な状況が生じております。

これらについては、本来、全国どこでも同じ条件でサービスが受けられるように、財源も含めて国の責任で一律に実施すべきであると考えております。このため、先般、政府施策要望において、国に強く要望したところでございます。

一方、県内の現状を踏まえまして、県民の皆様にとっても、県内どこに住んでいても同じ条件でサービスを受けることができる環境が望ましいと考えます。市町との協議の場等において意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。

また、本県は、依然として厳しい財政状況にある中、県としてできることを積み重ねていくことが重要であるというふうに考えておりますので、ユニバーサルサービスとして、国において早期に実現していただくように、引き続き、知事会等とも連携をしながら国に強く求めてまいりたいというふうに考えています。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 国土強靱化の実績と予算、財源の確保についてのお尋ねでございますが、土木部では、3か年緊急対策と5か年加速化対策を合わせ、令和5年度の補正までに1,272億円の予算を確保し、国土強靱化の取組を進めてまいりました。

この間、道路事業では、従前より多くのトンネル工事を同時に進められるようになり、砂防・急傾斜事業におきましても、事業実施箇所が1.5倍に増えるなど、県民の安全・安心な暮らしの確保に向け、着実に進捗が図られております。

しかしながら、現在、高規格道路の供用率は62%にとどまり、砂防・急傾斜事業の整備率も26%と低く、その対策は、いまだ道半ばであると考えております。

そのため、先日の政府施策要望におきまして、「国土強靱化実施中期計画」の早期策定と、令和7年度で終了となります5か年加速化対策に続く予算・財源の確保について、強く要望してまいりました。

県としましては、継続的かつ安定的に国土強靱化の取組を推進するため、引き続き、機会あるごとに国へ地域の実情をしっかりと訴えてまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 地域ごとの土木の事業の割合について、お尋ねをいただきました。

公共事業の実施に当たりましては、事業の必要性、地域のニーズ、費用対効果、関係者の合意形成の状況などにより、優先度の高いものから事業化を行っております。

そのうえで、地域ごと、年度ごとの予算につきましては、各箇所の事業計画に沿って、用地

取得等の進捗状況を見ながら所要額を要求しております。

こうしたことから、あらかじめ地域ごとの割合を決めるのではなく、必要な事業について予算の確保を行っているところでございます。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 産業振興に関し、どのように誘致企業の人材確保に取り組んでいくのかとのお尋ねでございますが、誘致企業が必要とする優秀な人材を確保するためには、本県の大学進学者の約6割が入学している県外大学からのUターン対策が特に重要と考えております。

そのため、県では、理系学部を有する県外大学を中心に連携体制を構築し、学生への情報発信に努めております。

具体的には、学内での企業説明会や県内企業見学ツアー等に加え、今年度は、進学者が最も多い福岡県において、県外初となる企業交流会の開催を予定しております。

今後とも、成長分野の企業誘致に努めるとともに、必要な人材の確保に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県北の産業振興について、どのように展開しようとしているのかのお尋ねですが、県では、地域の産業振興を図るためには、地域の強みを活かしながら、若者に魅力的な雇用の創出や、地場企業の成長が期待できる施策の実施が必要と考えております。

このため県北地域においては、多量の工業用水を必要としない製造装置メーカー等を主なターゲットとして、比較的地震が少なく、優秀な

理工系人材を輩出する学校が多いことなどのメリットを活かしながら、佐世保市などと連携して企業誘致に取り組んでおります。

一方、地場企業の成長に向けては、環境対応船に搭載する風力推進装置を製造する企業や、洋上風力発電関連において作業員運搬船を建造する企業、さらに風車のタワーを接合する部材を供給する企業など、新たな取組を進める企業を支援しているところでございます。

また、市場が拡大している防衛関連の需要獲得については、地元経済界から期待する声も挙がっていることから、これまで造船業で培った技術や人材を活かした地場企業の参入拡大に向け、今後、各関係機関と調整してまいります。

引き続き、県北地域の産業振興に向け、市町や経済団体などと連携して、企業誘致や地場企業のサプライチェーン強化に力を注いでまいります。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） これまで県が取り組んできた低所得者に対する支援実績について、お尋ねをいただきましたが、生活困窮者に対する支援といたしましては、自立に向けた相談支援や生活再建のための資金貸付など、一人ひとりの生活課題に応じた様々な支援を行っているところです。

相談支援につきましては、自立相談支援機関を窓口といたしまして、生活困窮に至る様々な困りごとへの相談へ対応いたしまして、昨年度、3,233件の新規相談を受け付けており、必要な福祉サービスへつなげるなどの対応を行ったところです。

また、生活福祉資金の貸付けにつきましては、県の社会福祉協議会を実施主体といたしまして、

昨年度387件の決定を行ったところです。

さらに、生活困窮に至るには、病気や障害、子育てなどに起因する様々な背景がありますことから、複合的な課題を解決できるよう、支援に関わる担当者の対応力を向上させるための研修の実施や、相談支援員や家計改善支援員の加配による支援機能の強化も実施しているところです。

引き続き、生活困窮世帯が安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 低所得世帯へのさらなる支援施策の実施についてのお尋ねでございますが、低所得世帯への支援については、これまで市町を中心に、国の補助制度や臨時交付金を有効に活用しながら実施してきており、県においても、相談支援体制の強化や子育て世帯への給付金、貸付原資の補助等を行っております。

議員からご指摘のありました、賃金上昇等により非課税世帯から課税世帯となり、支援が受けられなくなるケースについては、現在、国を挙げて取り組む物価上昇に見合う賃上げを実現し、所得向上を図ることで改善されていく部分もあると考えております。

県としては、こうした生活者支援や賃上げ等に資する取組について、引き続き国の施策と連動しつつ、市町や関係団体等と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 日本版ライドシェアについてのお尋ねでございますが、日本版ライドシェアについては、本年3月に、タクシー事業者の管理の下で、自家用車、一般ドライ

バーを活用したサービス提供を可能とする自家用車活用事業が創設され、現在、東京、京都、福岡など都市部を中心に10地域以上で運用が開始されております。

一方で、タクシー事業者以外の者が実施するライドシェア事業の新たな法制度の議論が国において進められていることについて、今年13日に、全国知事会から国土交通大臣に対し、地域の実情を反映できる制度とすることや、全国一律の規制緩和を拙速に行わないことなどの緊急要望が実施されております。

多くの離島・半島地域を有する本県としては、多様な交通手段による地域公共交通の確保、充実は重要であると考えております。

新たな法制度については、国において、タクシー事業者や地域の声を丁寧に酌み取りながら十分に議論されるよう、引き続き、全国知事会等との連携を図るとともに、県内のタクシー事業者や市町の意見等の把握に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 男性の家事労働や子育ての時間を増やすことに関してのお尋ねをいただきました。

男女がともに家事、子育てを担い、家庭と仕事の両立を図ることが重要と考えております。

総務省の令和3年社会生活基本調査によりますと、6歳未満の子を持つ妻と夫の家事関連時間は、依然として妻に偏っております。

県では、共家事、子育てを促進する取組を進めており、具体的には、県内企業を対象に育児休業取得促進アドバイザーの派遣やセミナーの開催、男性の育児や働き方を紹介した事例集を配布しております。

また、今年度から、子どもが生まれる予定の

父親等に対して、「男性の家事・子育て冊子」の配布、活用を行うこととしており、今後とも、男女がともに家庭と仕事の両立がされるよう取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 私からは、地方創生事業の成果検証について、2点お答えさせていただきます。

本県の総合戦略策定時に、コンサルタント等への委託状況と、10年が経過する中で、地方創生事業の成果はどうであったのかとお尋ねでございます。

本県では、これまで2度にわたり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定してまいりましたが、コンサルタント等への委託は行っており、全て県の職員により作成をしております。

また、本県の地方創生にかかる事業については、これまで市町等とも連携し、デジタル田園都市国家構想交付金など国の有利な財源を活用しながら、総合戦略に基づく各種施策を推進してきたところであります。

その結果、高校生の県内就職率の向上や県外からの移住者の増、企業誘致等による雇用創出など、一部に一定の成果が見られるものの、転出超過が続くなど厳しい状況となっております。

一方で、国全体においても、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあるという検証結果が示されており、本県と同様の傾向となっております。

そのため、今後におきましては、国の異次元の少子化対策の動向等も踏まえつつ、「長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会」や、県・

市町連携会議等における施策の検証を行ったうえで、市町や民間など関係者との連携を一層図りながら、産業振興対策をはじめ地方創生事業の充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、本県において、コンサルタントや県外企業等から助言を受けて、その事業運営を子会社等が随意契約で受けるという事例はないかとお尋ねでございます。

本県の地方創生事業の執行に当たりましては、議員ご指摘のような事例はないものと認識しているところでございます。

県としましては、引き続き、適正かつ公正な予算及び契約事務の執行に留意しながら、施策の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 前田議員 40番。

○40番（前田哲也君） ご答弁ありがとうございました。

順次、質疑をしていきたいと思っております。

まず、新幹線についてですが、知事から答弁をいただきましたけれども、一昨日の与党PTの内容については、新聞報道等もあっておりますので、そこは割愛するとして、来月、両県の知事、沿線自治体、JRを呼んでヒアリングをしたいということですが、まずは、このお声がかかった時に、知事としては出席するのか、しないのか。

また、出席するとするならば、先ほど答弁にもありましたけれども、思いを伝えるという中では、さっき答弁あった以上のものというか、ほかに何かお伝えしようと思っているのか、その点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、現状を申し上げる

と、現時点でPTの方から出席依頼が直接あっているわけではございませんけれども、お求めいただければ、ぜひ可能な限り、私が直接出席をさせていただきたいと思っています。

出席させていただいた際には、先ほどご答弁で申し上げた内容は非常に重要なものですので、そこはもちろんお話させていただくとともに、やはり県内で非常に期待する声が、また、早期実現を求める声が大きくなってきているところだと思っております。まちのたたずまいが変わるといった沿線駅がある市においては、非常に投資効果も大きくあらわれておりますので、そういった現状とか、また、これは先日、両県とJR九州の3者で意見交換を行いましたけれども、しっかりとここに国にも関与していただくことが非常に重要だというふうに思っておりますので、その点につきましては、ご協力をしっかりとお願いをしていきたいというふうに思っています。

○議長（徳永達也君） 前田議員 40番。

○40番（前田哲也君） ぜひ出席のうえ、今言ったようなことを述べてほしいんですけれども、所感として、昨年12月に佐賀テレビが実施したアンケートでも、全線フル規格の整備について約半数が賛成するなど、佐賀県内の雰囲気も変わってきていると実感しております。

そうした中で、佐賀県は、今までの報道を見ると、全線フル規格の整備についてマイナス面ばかりを強調されていて、効果を含めたところの情報発信が佐賀県内の中で足りていないという認識をしておりますので、ぜひ、そういう意味においては、遠慮もあってだと思えますけれども、正しい情報というものをしっかりと長崎県側からも、ハレーションを起こすかもしれませ

んけれども、佐賀県において意見広告を出すかです、そういったことも含めて正確な情報というものを伝えてほしいということをお願いしておきたいと思えます。

来月、PTのヒアリングに参加した場合に、ぜひお伝えしてほしいというか、訴えてほしいことは、先ほど知事が述べたようなことも含めてですけれども、やはり一番は、新鳥栖 - 武雄温泉間の課題の一つは、地方負担にあると思っています。そう考えた時に、国の試算によると佐賀県のフル規格は約660億円という中で、佐賀県側は、実質負担を長崎県の半分以下が相場であるという見解で申しておりますが、なかなかそこは難しいと思えますけれども、例えば、法で定めた以外の、ルール以外の長崎県の負担というものが可能なかどうか。

もしくは、森山総務会長が先日、JRの貸付けが今、30年で見えていますけれども、それを50年にして、償還を50年に延ばすことは検討の余地があるんだよと言われておりますので、ぜひ本県側からも、佐賀県の負担軽減を国が図ることについて、長崎県の立場でお訴えさせていただきたいと思えますが、その点はいかがですか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今、前田議員がおっしゃったこと、視点は非常に重要なことだと思えます。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、フリーゲージトレインの導入が断念されたという経緯がございます。そこによってフル規格全線開通という経緯がございますので、そこはしっかりと踏まえたうえで、これは地方の一広域団体として、しっかりと地方負担の軽減といったものを国にお伝えをしていきたい、お願いを

していきたいと思えます。

○議長（徳永達也君）前田議員 40番。

○40番（前田哲也君）新幹線の再質問はこれで終わりたいと思えますが、沿線自治体も呼ばれているという中で、キーは、佐賀市だと思っております。佐賀市の市長選があった際に、国土交通省の方が、ある意味フル規格推進という、フル規格に理解を示すという立場の中で選挙を戦って当選をされていますけれども、当選以降はコメントを避けているというか、慎重な姿勢を崩していません。

しかし、私たちも重々承知しておりますが、武雄とか嬉野、当然効果は出ていますけれども、佐賀市自体もまちづくりにおいて大きなプラスがあると思っておりますので、ぜひ今後は、本県も含めて佐賀市にどう理解をしていただくかということが、一つの大事な課題だと思っておりますので、そこに向けては、あらゆる知恵とか、あらゆる関係性を通じて働きかけを行っていただきたいと思えますし、そのことは鉄道局等にもお願いをしていただきたいと思っております。

次に、IRについて、知事からご答弁をいただきました。県民に対してのお詫びということも述べていただきましたけれども、報告書がまとまって以降は、公には定例会見の中で述べた、述べていない、まだ定例会見は行っていませんね。ですから、県民に対してというものを、どこかで一度、正式な場、会見にするのか、定例の中でやるのかわかりませんが、一度やっぱり今のようなことを県民に対しても述べていただきたいと思えます。

先ほど言った経費が12億2,000万円あるという中で6億円は、そのうちの5億円ぐらいは、委託費として外注の企業2者に対して払っている

金額だと理解をしております、担当部署には、その外注企業の責任はないのかということをお聞きしていますけれども、そこは成果報酬じゃないということで、お答えはないわけです。

しかし、結果として、大阪が認められた後、それから複数回、長崎に絞っての審査があった中で、その間やりとりをする中で、なぜ、この委託をした外注企業から適切なアドバイス、もしくは、国が、この審査会がある意味ハードルが高かったからと、仕方がないということになっていますけれども、外注を受けた企業からもっと助言、提案があってもよかったのかなという思いもいたしております。そう考えた時に、金額としては問うことはできませんけれども、外注企業に対しての責任というものも一度確認をしていただきたいと思えます。

併せて再挑戦については、現時点では非常に難しいというようなことでしたが、私自身は、再挑戦は、知事の言葉のとおりとか、とおり以上に、もう正直言って断念すべきだと思っております。また、大村等からも再挑戦してはどうかという意見が出ていますけれども、そこはやっぱりきちんと確認を、市町とも確認をしながら、最終的に本当にどうするかというのは、近い段階できちんと明確な意思を示していただきたいということを要望しておきます。

次に、もう一つ気になっているのは、ギャンブル依存症対策です。

しっかりやられていると思うんですが、長崎モデルを構築するということで、カジノがなくなったことで、依存症対策がどうなるのかと関係の方々からも不安視されています。長崎モデルを構築するということで進めてきたわけですから、カジノがどうなるかは別としなが

らも、このギャンブル依存症、ギャンブルだけじゃなくて依存症対策については、本県が全国の中でも先頭を走るつもりで、関係者の方と改めて協議をしながら、依存症対策に努めていただくことを要望しておきます。

次に、石木ダムについてもご苦労があるのかと思います。水源地整備計画の素案について、令和6年度の早い時期での公表を予定しているという答弁もありましたので、ぜひ、ダム周辺地域の地域振興策について早急に公表をし、ご理解をさらに深めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、産業振興について、質問をいたします。

アンカー企業が複数あって、スピード感を持って、条件を満たす工業団地の整備について取り組んでいきたいという答弁が知事からもありました。これは佐世保市と意見交換をした際、佐世保市は、製造業が弱いと、パーセントとして。長崎と佐世保が8%ぐらいのパーセントしかない、県央、大村・諫早は、それに対して20から30パーセントとある中で、やはり製造業が所得を上げることに直接的につながるし、そこは人口減少も含めて、雇用が生まれるわけですから、人口増対策になることはわかっていますので、工業団地を整備するということは大事なことだと思います。「卵が先か鶏が先か」という話でいけば、やはりかなうものがないと話が進みませんので。

ただ、そうした時に、本県にはそういった求められるような工業団地が整備されていない現状の中で、企業誘致は他県との競争であり、早急なインフラ整備が必要であることも確かなことだと思います。現状において、工業団地の整備は県としては自ら行わないと過去において方

針転換していますけれども、改めるべき時期がきていると思います。県が主導して工業団地を整備することも含めて、幅広に検討してはどうかと思いますけれども、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今、前田議員がおっしゃったように、工業団地の整備につきましては、今のところ、企業の立地によって最も利益を受けるとされる地元市町が主体となって実施をしまして、県としてはその取組を支援するという形になっております。

その結果、他県と比較をしまして、本県においては規模の小さい工業団地が整備される傾向にありまして、現在、アンカー企業の立地に適した、例えば日量数千トンの工業用水を備えた10ヘクタール以上の工業団地は整備できていない状況となっております。

一方で、九州におきまして大規模な半導体関連の投資が相次いでいる中で、他県との競争を勝ち抜いて、アンカー企業の立地を実現するには、やはりスピード感を持って条件にかなう工業団地の整備に取り組むことが重要であるというふうに考えております。

そのため、整備のあり方について、どんな方策があるのか、県主導も含めまして検討を加速していきたいというふうに考えております。

○議長（徳永達也君） 前田議員 40番。

○40番（前田哲也君） 先だって佐世保の市議会の方と意見交換をした時に、県主導という言葉も出てきておりましたので、ぜひ知事の方からですね、県主導も含めて検討するということですので、ぜひ早急に、そこらの検討を始めていただきたいと思います。

正直、ここ数年でこれほど半導体がクローズアップされるということを私自身は認識していなくて、ある意味、地方間で競争が起こっているなと思っています。

ただ、大事なことは、半導体産業の中で何を強化するのか、半導体産業を進めていく中で、どのようなまちづくりを進めていくのかということがとても重要であると認識をした時に、デジタルもDXもそうですけれども、半導体の需要もさらに拡大が見込まれる中で、今、熊本県が、熊本半導体産業推進ビジョンという10か年のビジョンをつくって、全体を見わたす、俯瞰的に、半導体によって、どうやって県政の推進並びに地域の発展を促していくかというようなビジョンをつくっていますので、ぜひ長崎としても、これまでの取組を良としながら、一步そこで立ち止まりながら全体を見渡して、半導体産業をどう推進していくかというものを、関係者を交える中でビジョンとしてつくっていただきたいと思っています。

一方で、半導体産業によって何百人という雇用が出ていますけれども、就職の適材のパイは限られていますので、人材育成が大事だという話もさせてもらいましたけれど、一方で、地場の製造業では人材確保に苦労している現状がある中で、どちらも大事ですので、そうなった時に、地場の企業への経済効果をどうつなげていくかということと、その雇用をどう守るのか。

要は、その地場企業をどう、労働生産性を上げて、伸びしろを伸ばしていくことで発展させるかということも大事な視点であると思っていますので、今、いろんな取組をやっていると思いますけれども、それに加えて地場産業の振興についても力を入れていただきたいことを強く要望

しておきたいと思ひますし、地域的には、県北の振興に対して可及的、速やかな取組というものを改めて要望しておきたいと思ひます。

次に、土木行政の中で、公共事業の割合の話で部長からご答弁いただきました。必要なものが優先的に、もちろん、土地の取得とか含めてやっているんだということですが、結果として、そういう割合になっているということだと思ひますけれども、5か年間通じて、この割合が崩れていないということは、やはり必要なものというよりも割合、キャップをかぶせているんじゃないかと言われても仕方がないと私は思ひて納得いかないんです。ですから、この件については、同僚の議員が改めて県北の振興の中で質疑をしたいと思いますので、そちらに議論をゆだねたいと思ひます。

次に、物価高対策について、社会的弱者、所得弱者の方の支援について、福祉保健部長からご丁寧に答弁をいただきました。その答弁いただいた内容は、国の制度としてやっていることで、今いま、やっている話じゃないんです。それは対象が三千数百人という話でしたけれども、その対象になるには要保護とか準要保護とかの、どう言えばいいのかというと、ハードルが結構、条件があるんですよ。

ですから、私が言っているのは、そういう方の支援はもちろん肅々とやってほしいけれども、それだけではなくて、先ほど質問で言ったように、例えばひとり親家庭で子どもが3人いて、今まで非課税だったけれども、働くことで賃金が上がって非課税から課税になったことで、可処分所得で、総務部長が言うように、そこをカバーできるかということとカバーできないんです。ですから、そういうところを含めたところで、

そういう人がおられるということをもし把握しているのであれば、そこに対して年次的な、ずっととは言いませんけれども、2年、3年と時限を区切った中での支援があってもいいんじゃないのかということも言っています。

ユニバーサルサービスについても、知事が公約に掲げて、高校生の医療費まで無償化したことは、私は大変評価しております。

しかし、その視点でいくと、じゃ、保育とか、給食費はどうかということ、給食費に関して、一部、県下でいえば平戸市の黒田市長は、給食の無償化はやり過ぎる必要はないと言って、ただ、困った方に対しては、手を差し伸べなきゃいけないんじゃないかと話していて、それはもちろんそうだと思います。

ですから、ユニバーサルサービスになる過渡期中で、県市で協調して、そこを全額無償化しろとは言わないけれども、先ほども言ったような方々を含めて、本当にもう少し支援してあげた方がいい方がおられたら、そこに対して、県・市で協調してやっていくということは、知事の一丁目一番地の公約から外れないんです。ですから、ぜひそれをやっていただきたいと思えます。

それと併せて、出生率2.0を目指す、難しいと思います。しかし、その手前で1.8は目指していくという中で、去年が1.57であったのが、今回は1.49まで下がっていますね。これは全国的な傾向ですから、そこで長崎県の取組を責めるわけではありませんが、子育て支援と云ったら、すごくすそ野が広いから、支援もたくさんあるんですけれども、それを本当にあらゆる施策をやることも大事ですけれども、財源にも限りがある中で、本当に知事が言っているような当面

の目標の1.8を実現しようという気持ちがあるんだったら、等しく頑張るんじゃなくて、もしかするとどこか、この現状を踏まえたところで特化した施策があってもいいと思っているんです。

そういうことを、これまでの子育て支援の全国の論文やエビデンスを見てくると、一番は男性の就労、働き方改革で、家庭に戻していくことなんです。これは費用から見ても、他国と比べた時に、時間を短くすることで労働生産が上がってGDPが上がっているという資料もあります。1週平均6時間、もし、全国で一律に減らしていけたら、出生率は0.56上がると言われてます。

そういったエビデンスもありますので、そう考えた時に、本県を見た時に、男性の働き方が果たしてどうかと考えた時に、子育て部局だけじゃなくて、産業労働部を中心としてプロジェクトをつくりながら男性の働き方を変えていくということに対して、他県でやっているような、産休を取ったら奨励金を出すようなこともいいかもしれませんが、それだけではなくて、その啓蒙も含めて、しっかりと取り組んでいくような施策をすることが、大石知事のチャレンジ精神じゃないのかと思っていますので、そういうことについてもしっかりと、もう折り返しを迎えましたので、メリハリをつけた中で、よそがやっていなくても、やろうという姿勢を提案してほしいし、それで私たち議会も「そうだよな」となったら、ぜひ、私たちも後押ししますので、果敢な取組を期待します。

一番は、そういった物価高で苦しんでいる方、子育てで悩んでいる方を含めて、そういう方に希望を与えることが大事だと思っていて、出生

率が上がらないのは、女性の方が希望がもてないからなんです。そういうことに対して、これから取り組んで、任期後半も頑張ってください。私を期待し、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 2分 休憩

午前 11時15分 再開

○議長（徳永達也君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

近藤議員 26番。

○26番（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

本日は、傍聴席に、力強い応援者が上五島から来ていただいて、今日はしっかり頑張りたいと思っていますので、よろしくお願いします。

自由民主党、南松浦郡選出、近藤智昭であります。

本会議において、一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝し、離島に住む者として、住民の思いを伝えていきたいと思っております。

さて、令和4年の公職選挙法の改正により、県内における衆議院議員選挙は、いわゆる10増10減が行われます。1票の格差を是正するための措置ではありますが、本県においては、選挙区が減少し、県民の声が国に届かなくなることが懸念されております。

それゆえ、県議会の果たすべき役割や責務は、大きくなると考えており、本県が抱える課題について、先送りせず、しっかりと向き合って明

確な方向性を打ち出していかなければなりません。

これを踏まえ、県政一般について、具体的に質問させていただきますので、知事や関係部局長の明確な答弁をよろしくお願いします。

1、離島振興について。

（1）有人国境離島法についての知事の思い。

離島振興を考えるに当たり、大きな課題は地域の保全と地理的制約の解消であります。

この非常に大きな課題について、平成28年に成立した「有人国境離島法」により、大変有意義な取組がなされております。

国土保全を目的に、国による土地の買い取りや、道路、港湾整備の推進、加えて、離島の中でも、より重要な特定有人国境離島地域では、地域社会を維持し、無人化を防ぐことを目的に、住民向けの航路等の運賃低廉化や物資の輸送コストの負担軽減、創業・事業の拡大支援による雇用機会の拡充など、地域にとって効果的な支援策が運用されております。

法律の成立や支援策が開始された当時、国境離島住民から多くの感謝の声があったことを記憶しております。

本県においても、法期限である令和8年度までの10年間について、「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」を策定して、各種施策が展開されております。

本県の重要課題である離島振興を思うと、離島地域における持続可能な社会づくりには、有人国境離島法の枠組みが必要不可欠であります。

本県選出国會議員の多大なる尽力により成立した「有人国境離島法」が、3年後に期限を迎えますが、離島出身の知事としての思いをお尋ねします。

（2）離島医療について。

全国と比較しても高齢化が進んでいる本県においては、医療体制の整備は、重要な課題であります。新上五島町内においても、各地域で高齢化が進行しており、高齢の方が免許を返納されると、自分では自家用車を運転できないため、限られた公共交通機関を利用されながら、地域の中核病院である上五島病院へ通院されたり、さらには、島外の病院にも通院されたりしている現状があります。

今後も、さらなる人口減少が進行することが想定される中、離島の住民には今後の医療体制が維持されるのか、不安を抱いている方も多いものと考えております。

コロナ禍では医療機関の連携や医療従事者の奮闘により、何とか対応していただきましたが、離島の住民が住み慣れた地域で安心した生活が送れるためには、医療体制を整備しておく必要があると強く感じているところであります。

高齢化が進む中、医療に対するニーズは、ますます高まっていくことが見込まれておりますが、離島医療の充実について、どのような取組がなされているのか、お尋ねします。

（3）日本遺産「国境の島」について。

地域が持つ歴史的な経緯や古くから受け継がれている伝承や風習をストーリー化して、特色ある文化的資産を有効活用して、国内外に発信し、それぞれの地域の活性化を図るために、日本遺産が認定されております。

本県においても、4件が認定されており、地域の一体的な整備や戦略的な情報発信がなされております。中でも、国境の島「壱岐、対馬、五島」における五島列島は、遣唐使船の寄港地で航海の安全を祈願した場所であることや、大

陸へ渡り仏教の教えを学び、天台宗を開いた最澄や、真言宗を開いた空海の伝説が語り継がれているところなど、歴史ロマンがあふれるストーリーにより、いにしえと現代をつなぐ架け橋となっています。

平成27年の認定時点からコロナ禍を経て、さらには、インバウンドの拡大など、状況の変化があったと考えますが、国境の島のこれまでの取組について、お尋ねします。

（4）海の駅について。

「海の駅」は、国等により登録認定されたマリレジャーの拠点であり、これまで県内では8か所が認定されておりますが、令和6年3月、新たに奈良尾漁港が「かみごとう・ならお海の駅」として認定されました。

現地では、SYLジャパン株式会社の稲葉健太氏による記念講演会や認定セレモニーが華々しく開催され、住民の期待と高さを感じました。

漁協をはじめとする地元関係者の活動の結果、ヨット愛好家が注目している場所の一つとなっており、多くの方々に五島の食材や海水浴、近隣のリゾートホテルの温泉施設を楽しんでいただける機会が増加しており、交流人口の拡大に寄与しております。

今回の「海の駅」認定を捉え、さらなる交流人口の拡大を図る好機と考えますが、今後、県はどのように取り組もうとしているのか、お尋ねします。

2、産業振興について。

（1）林業の振興。

県が令和4年に行った「将来の住まいに関するアンケート調査」によりますと、「将来、どんな家に住みたいですか」との問いかけについて、61%の方々が、「木造住宅に住みたい」と

回答しており、県内産の木材等を利用した住宅に潜在的な需要があることが明確になっております。

一方で、県内の林業が置かれている現状を見ますと、林業専門作業員は、やや増加傾向にあるものの、65歳以上の作業員も多く、世代交代が必要となっております。

このような現状において、県では、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定しております。計画では策定から10年後の令和12年の林業の姿として、「循環利用する森林を6万ヘクタール確保し、計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進等により、木材生産量の増大を図り、林業事業体の経営改善を進めることで、林業専門作業員数を420名まで増やし、平均年収520万円の確保を目指す」との目標を掲げております。

活性化計画の達成に向けて、県では、これまでどのように取り組んできたのか。また、今後、どのように取り組むのか、お尋ねします。

（2）水産業の振興。

本県水産業においては、水産物の消費量や取引量の不安定な状況や燃料費高騰など、経済的な課題に直面しております。

また、基盤となる漁村地域では、少子化や高齢化により、地域活力が低下しており、いかにして賑わいを創出していくかが重要であります。

このような中、令和5年に漁港漁場整備法や水産業協同組合法を一部改正する法律が公布され、漁業の拠点である漁港について、その価値や魅力を活かし、水産物消費量の拡大や交流人口の拡大を図るとともに、陸上養殖の展開など、漁港機能の強化を図る方向性が示されております。

国は、5年間で500件の漁港における新たな海業等の取組実施に向け、海業振興の先行事例を創出して広く普及を図るために、「海業振興モデル地区」を選定するなど、海業を推進しているところです。

水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたり、水産業による「長崎のおいしい」を安定的に供給するためにも、海業の推進について、さらなる取組が必要と考えますが、県の取組状況と支援について、お尋ねします。

（3）造船業の振興について。

造船業については、カーボンニュートラルに向けた環境対応船の建造のほか、国の防衛力強化による関連産業需要拡大など、県内企業が需要を取得するチャンスが生まれております。

先日の県と大島造船所との協定締結の報道によれば、大島造船所では、環境性能の高い風力推進船などの建造や、浮体式洋上風力への参入にも意欲を示すなど、事業の拡大を計画しているとのことであり、県内企業への波及効果が大きいと期待されるところであります。

このように、長年、県内経済を牽引してきた造船業が活況となっているが、将来、企業が持続的に事業活動を行っていくためには、人材確保が不可欠であり、そのためには業界全体の魅力を県民に伝えていくことが大事だと考えていますが、県として造船業の情報発信にどのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

3、スポーツ振興について。

（1）知事のスポーツビジョン。

間もなく世界中が熱狂するパリオリンピックが開幕されます。本県でも次世代のアスリートを育成・強化すべく、行政や競技団体が連携して取り組んでおります。

しかし、多くの競技では、少子化等により競技人口そのものが減少していることや、指導者の世代交代が困難で後継者不足であることなど、課題を抱えている状況であります。

その一方で、サッカーやバスケットボールにおいて、プロクラブとしての経営強化、ハード面の整備が順調に進み、産業として期待できる場所があります。

効果的な育成・強化を行うとともに、産業としての振興が図られることを強く望んでおり、ぜひともスポーツにおける好循環をつくり出していただきたいと期待しております。

現在の「ながさきスポーツビジョン」は、「長崎の未来をスポーツで創る」を基本理念としており、来年、終期を迎えるところですが、知事が思い描いている本県のスポーツビジョンについて、お尋ねします。

（2）日本スポーツマスターズ長崎大会について。

県民が健康な生活を過ごすには、生涯にわたるスポーツに取り組む環境や機会の創出が必要であります。

日本スポーツマスターズは、生涯スポーツに取り組む方々の技量を試す場や、かつて競技スポーツで活躍した方々にとってセカンドステージとして創設されており、今年は9月27日から、長崎県や県スポーツ協会が主催となる「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」が開催される運びとなっております。

県内各地で13競技が実施され、約1万人の関係者が参加する大規模な大会でありますので、大会が円滑に運営され、スポーツに親しみ、生きがいのある社会の形成や健康増進につながることを期待しております。

また、大会を通じて、運営ノウハウ、県民のスポーツへの関心の高まりなど、スポーツ振興が期待できるとも考えております。

主催者としての「日本スポーツマスターズ長崎大会」を契機に、スポーツへの関心を一過性のものとせず、本県スポーツ行政に活かすことが重要であると考えますが、長崎大会での取組について、お尋ねします。

（3）武道ツーリズム。

スポーツツーリズムは、スポーツの参加や観戦を目的に地域を訪れ、スポーツと掛け合わせて観光を楽しむことから、国内外の旅行者が本県を訪れる需要の拡大につながるものであり、交流人口拡大につながるものであります。

国は、指針となる「スポーツツーリズム需要拡大戦略」を策定しており、地域資源を活かした「武道ツーリズム」と「アウトドアスポーツツーリズム」が重点テーマとして設定されております。

本県においても、柔道や剣道など、日本古来の武道が盛んに行われております。体験型ツアーと地域の特色を活かした観光資源を組み合わせることによって、長崎らしさを感じることができコンテンツの開発が可能であり、さらなるインバウンド需要の取組ができるものと考えます。

スポーツによるまちづくりを推進するに当たり、地域への社会的効果や経済的効果を見ますと、「武道ツーリズム」については、大きな魅力があると考えますが、取組状況について、お尋ねします。

4、土木行政について。

（1）建設業の週休2日制。

国土強靱化を担う建設業においては、令和6

年4月1日から、時間外労働の上限規制が適用されております。

また、熱中症死傷者数が全業種で最も多いなど、健康管理が重要な産業でもありますので、気温が上昇する夏季期間での週休2日は、従業員の命を守る重要な取組であると考えております。

事業者が個々に生産性向上を図るとともに、県などの工事発注者の積極的な支援が求められるところです。

現在、県発注工事においては、週休2日モデル工事への取組がなされております。事業者からは、「賛同しているものの、工期や経費への影響が出ないようにするために苦労も多い」とお聞きしております。

事業者や作業員が効果を実感しながら、無理なく進めていくことが重要であると考えますが、県の方針に協力的に取り組む事業者に対して、どのような支援を行い、建設業を魅力ある産業として維持しようとしているか、お尋ねします。

（2）長崎型住宅について。

本県では、令和4年から、産学官連携で地域性や経済性に対応した住宅の研究開発、普及推進に取り組んでおります。

斜面が多く、住宅の建設地が限られることから、住まいにかかる費用負担が大きくなることや、環境にやさしい社会の実現を図る必要があることなど、課題解決のために、地元企業が参画して、良質で長持ちする「長崎型住宅」の普及について、連携して進めております。

長崎型住宅が普及することで、快適な住環境の整備や環境対策など、様々な効果につながることを考えております。

賛同している事業者や期待している住民も多

いとお聞きしておりますので、ぜひ、この長崎型住宅の普及を進めていただきたいと考えております。

今後の県の取組について、お尋ねします。

5、教育行政について。

（1）離島地域の高校の魅力化について。

離島地域において、学校は、単なる子どもの教育の場だけではなく、地域コミュニケーションの中心となっております。

全国的な少子化の影響で生徒数が減少していることも心配ではありますが、一方で、島内の中学生が近隣の高等学校への進学を選択しないケースが増えている状況を危惧しております。

県は、学校規模に左右されない充実した学びが持続的に提供できるよう、令和7年度の遠隔教育センター設置に向けて準備を進めているところであり、これについてはしっかりと応援していきたいと考えております。

それと並行して、離島地域の高校生の魅力化にも、これ以上に取り組んでほしいと感じております。地元住民の心には、地域の子どもは地域で育てたいという意識が確実に存在しております。

その思いを踏まえ、また、高等学校を中核に据えた地域の活性化のためにも、離島地域の高等学校の魅力化を力強く進めるべきだと考えますが、県の取組状況について、お尋ねします。

（2）高校生等の競技力向上について。

7月21日から8月20日にかけて、全国高等学校総合体育大会「北部九州総体2024」が開催されます。

5月31日の県高校総体総合開会式において、県高校生活動推進委員会により広報活動が実施されるなど、機運醸成もなされているところで

す。

インターハイは、教育活動の一環として、高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、心身ともに健全な青少年を育成することを目的としております。

高校生アスリートにとっては、国内最大級のスポーツ祭典であることから、この大会を目標に競技力向上に尽力している生徒や関係者も多く、期待が高まっております。

コロナ禍の行動制限が縮小し、高校生世代の競技力向上対策についても、十分に実施できる状況になったことを踏まえ、競技団体等と連携した効果的な施策を望むところでありますが、県の取組について、お尋ねします。

6、警察行政について。

（1）警察署当番フレックス制度について。

近年、県内の社会情勢は、過去にない著しい変化の中にあります。デジタル技術の発展によるサイバー空間での行動拡大や気象変動の影響により、自然災害の激甚化、国際的会議の開催などにより、警察に求められている職務も複雑化、高度化しております。

このような状況の下にあっても、県民からの信頼を得て、安全・安心な暮らしを創出している県警の皆さんには敬意を表する次第であります。

さて、警察行政においては、志願者の増加や人材の有効活用がますます重要になってまいります。

本県においては、女性警察官の採用拡大やキャリアアップを推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現のために、警察署当番フレックス制度が実施されております。

子育て等による時間的制限があるために、輪番の勤務が困難な者を対象にした制度であり、効果的な取組であると感じているところでありますが、施行後の状況や現場からの声について、お尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終わり、あとは対面演壇席から質問させていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 近藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、有人国境離島法につきまして、離島出身の知事としての思いはとのお尋ねをいただいております。

私自身、離島で生まれ育ち、離島を取り巻く厳しい環境については、十分に承知をしているところだと認識をしています。

しかし、先日、訪問いたしました新上五島町をはじめ、離島を訪問した際には、多くの島の皆様から、「UターンやIターンが増えた」、「国境離島の交付金によって事業を拡大することができた」などのお声をお聞きしているところでございます。

有人国境離島法ができたことによって、ふるさとの誇りや未来への期待を抱く島の方々が着実に増えてきているものと考えております。

平成29年に同法が施行され、これまでの7年間で1,500人を超える雇用の場を創出することができております。

法施行前は、1,000人前後で推移しておりました社会減も、現在は600人前後まで改善し、一部の市町においては、社会増を達成するなど、大きな効果が出てきております。

また、過去には、コロナ禍におきまして日本

全国で観光客が激減する中、滞在型観光の促進によって、島の基幹産業である観光業を下支えできたものと考えております。

このように、本県にとりまして、有人国境離島法は、なくてはならないものであり、法律の制定にご尽力をいただいた本県選出国會議員はじめ、関係の皆様方に、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これらの方々の思いにお応えするためにも、引き続き、国境離島の活性化に全力で取り組んでいくとともに、令和9年3月末で期限を迎えます有人国境離島法が確実に改正・延長されるように、私自身が先頭に立って、関係市町と、また、関係者の皆様方と連携をしながら、要望活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私が思い描いている本県のスポーツビジョンにつきまして、お尋ねをいただきました。

スポーツは、体力の向上や心身の健康増進は、もちろんでございますけれども、多くの県民に夢や感動、そして希望を与え、地域の賑わいや豊かさの創出、さらには、国際交流の推進、平和への貢献など、本当に多様な可能性があります。

私は、マニフェストにおきまして、スポーツ振興施策の展開によって、「賑わいのある長崎県」を目指すことを掲げておりまして、次期スポーツビジョンにおいては、そのために必要な取組を盛り込んでまいりたいと考えております。

今後、2つのプロスポーツクラブの拠点となります「長崎スタジアムシティ」の開業、国際自転車レースであります「ツール・ド・九州」の誘致など、賑わい創出の大きなチャンスを迎えることから、そうした機会をしっかりと捉えて交流人口のさらなる拡大や、また、県民の皆

様のシビックプライドの醸成につなげてまいりたいと考えております。

このほか、県民のスポーツ活動への参加促進や競技力の向上、スポーツによる国際交流などにも継続して取り組み、スポーツによる長崎県づくりを推進していきたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 離島医療の充実について、どのような取組がなされているか、お尋ねをいただきましたところですが、離島においても充実した医療提供体制の構築を実現するに当たり、必要となる医療人材の確保や、専門医による受診機会の確保、医療ICTの活用や、ドローンによる医薬品の配送などにも取り組んでいく必要があると認識しております。

このため、離島の医師につきましては、「医学修学資金制度」を創設し、企業団病院に勤務する医師を養成するとともに、長崎大学からも派遣支援をいただき、確保に努めているところです。

また、離島基幹病院において、本年4月からローカル5Gネットワークを活用した長崎大学病院の専門医による遠隔専門診療支援を開始いたしました。

このことにより、手術前検査や術後のフォローアップのために本土への通院が必要であった方などが、離島の各病院において、長崎大学病院の専門医による支援の下、診察を受けることが可能となるなど、離島住民の負担軽減や安定した診療機会の確保を目指しているところです。

また、今般、国家戦略特区の区域指定を受けたことにより、まちなかの自宅に近いエリアへ

のドローンによる医薬品の配送が可能となる見通しがたったことから、離島内において、遠隔支援により、診察から薬の処方までの一連の診療行為を完結させることにつながると期待をしているところです。

県といたしましては、先進的な技術の導入などにも取り組みながら、引き続き、離島における充実した医療提供体制の構築を図ってまいります。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）私からは、3点お答えをさせていただきます。

まずはじめに、国境の島のこれまでの取組についてのお尋ねでございます。

平成27年度に、日本遺産の第1号として認定を受けました、「国境の島 壱岐・対馬・五島」につきましても、認定以降、本県や地元自治体、民間等で設立した日本遺産「国境の島」推進協議会等におきまして、様々な取組を実施してまいりました。

具体的には、案内板の設置やガイド育成などの受入れ環境整備、ガイドブックの作成やPR動画、SNS等による情報発信、モニターツアーや旅行商品造成への支援などの誘客対策、シンポジウムやパネル展の開催による普及啓発などを行ってきたところであります。

また、海外での認知度向上を図るため、ホームページの多言語化や外国人の取材・執筆による外国人向けガイドブックの作成等を行ってまいりました。

今後とも、地元自治体や民間、地域住民と連携して、日本遺産の活用促進に努めてまいります。

次に、「日本スポーツマスターズ長崎大会」

に向けての県の取組についてのお尋ねでございます。

県では、全国から多くの皆様に来県いただけるよう、アンバサダーの高田 明さんにご協力いただきながら、大会PR動画の制作や県外競技団体へのメッセージの送付等を行うとともに、キックオフイベントや100日前イベントを開催し、大会の機運醸成に努めております。

また、大会参加者や家族の皆様にも、離島を含め、広く県内各地を巡っていただけるよう、観光地や食、周遊モデルのコースの大会プログラムへの掲載のほか、旅行商品の造成などにも取り組んでまいります。

県といたしましては、開催まで約3か月に迫りました長崎大会を成功裏に開催することができるよう、引き続き、市町や県スポーツ協会、競技団体等と連携しながら、取組を進めてまいります。

最後に、「武道ツーリズム」の取組状況についてのお尋ねでございます。

県では、市町や競技団体等と連携して、武道に競技として取り組んでいる海外チームのキャンプ誘致を行い、これまでベトナムの空手・柔道チームや、スイスの剣道チームを受け入れてまいりました。

一方、世界の観光トレンドは、体験性の高い「コト消費」にシフトしており、外国人観光客にも日本古来の武道人気が高まっていることから、県においては、武道を活用した旅行商品造成の可能性について検討を進めているところであります。

これまで、県内の留学生を活用した武道体験会や、県内関係者向け勉強会などを実施してきたところでございますが、商品化に向けては、

受入体制の構築など、解決すべき課題もあることから、市町や関係団体とも連携し、今後、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 私からは、2点お答えいたします。

まず、今回の「海の駅」認定を捉え、さらなる交流人口の拡大を図る好機だと考えるが、今後、県はどのように取り組むのかとのお尋ねでございます。

交流人口を拡大し、賑わいの創出を図ることは、本県の離島振興を図るうえで重要であると認識しております。

奈良尾地区においては、昨年、漁協、観光、商工業者などで構成する協議会を立ち上げ、漁港の活用によるヨットの受入れを取組の柱に、「海の駅」の認定を含む海業の振興を図る活動を行っているところでございます。

「海の駅」については、本年3月に認定されたことにより、地元の受入れ体制がヨット愛好家に広まり、現在の寄港隻数は、前年を上回っております。

海業については、ヨットの受入れにマリレジャーや漁業体験等の取組を加えた計画が、本年4月に国の海業推進地区に選定されたところであります。

県は、これまでも協議会に参画し、海業の取組を後押ししてきましたが、今後も、漁協、観光関係団体、市町、県関係部局などと連携しながら、観光コンテンツづくりや情報発信等を支援し、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、海業の推進について、県の取組状況や支援についてのお尋ねでございます。

漁村地域の活性化を図る海業について、本県

は、豊富な海の幸や漁村風景、自然景観など、海の魅力に恵まれており、他県より優位に展開できると考えております。

県では、海業を推進するため、各地域で取組促進に向けた意識醸成を図るとともに、取組に意欲的な地域においては、観光関係者や地元市町と連携し、企画から事業化までの取組を支援しているところであります。

例えば、昨年度、平戸市館浦地区においては、プランづくりやコンテンツの作成、さらには、商品化に向けたモニターツアーの実施などを支援し、今年度の事業化を目指しております。

引き続き、県内各地域における海業の取組拡大を図るとともに、海業の振興を通じた漁村の賑わい創出に力を注いでまいります。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」における林業分野の取組についてのお尋ねですが、県では、木材生産の基盤となる森林作業道の整備や高性能林業機械の導入支援などを進めてきた結果、一人一日当たりの木材生産性が、平成30年度の3.5立方メートルから、令和4年度は4.4立方メートルに向上しております。

さらに、県の指導に基づき、林業事業体20者が生産量拡大を目標とした産地計画を策定し、計画どおりに実行したことで経営改善が進んでいるところです。

こうした取組により、活性化計画の目標に掲げた林業専門作業員の平均年収は、平成30年度の325万円から、令和5年度の393万円へと68万円増加し、作業員数も同様に348人から359人へと11人増加しております。

今後も、活性化計画の目標達成に向け、これ

までの取組に加え、森林面積や資源量を測量するドローンなど、スマート林業技術の導入支援により作業の効率化等を進めるとともに、月給制や週休二日制の導入による林業専業作業員の処遇改善を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県として、造船業の情報発信にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねですが、県では、基幹産業のさらなる振興に向け、半導体関連産業、航空機関連産業などの誘致・育成や、サプライチェーンの裾野が広い造船業の振興に積極的に取り組んでおります。

こうした中、去る5月24日、大島造船所と県において、カーボンニュートラル社会の実現に向けた県内造船関連産業の振興や人材の確保・育成を目的とした連携協定を締結いたしました。

このうち、人材の確保・育成については、県内外の大学生との企業交流会や、小学生と、その保護者などを対象にした工場見学会をはじめて実施するなど、本県の造船業がカーボンニュートラルの流れに沿って持続的な成長を目指す基幹産業であるということを県内外に発信してまいります。

引き続き、県内造船関連企業と連携しながら、業界全体の人材確保につながるよう、関係市町と一体となって情報発信に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 私からは、2点お答えさせていただきます。

まず、建設業の事業者などが週休二日の効果を実感しながら、無理なく仕事を進めていける、そのための支援について、お尋ねをいただきました。

就業者数の減少や高齢化が進んでいる建設業におきまして、無理なく週休二日制を取り入れていくためには、生産性の向上が不可欠であると認識しております。

このため、県では、デジタル技術を駆使して、少人数で高精度の施工や管理を行うICT土木工事の普及促進に努めており、離島を含めた各地で受発注者を対象とした現場研修を実施しております。

また、ICTを導入する際の補助金やインフラDXの最新事例を経営者に紹介するセミナーを年3回実施しており、離島からリモートで容易に参加できるようにしております。

さらには、今年度、土木部内にインフラDX推進班を新設したところであり、業界と連携しながら、デジタル技術の導入拡大に向けた新たな取組を進めてまいります。

引き続き、建設業における生産性向上に対する支援を継続し、週休二日制が実施しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、長崎型住宅の今年度の県の取組について、お答えさせていただきます。

県では、県民の住宅費負担の軽減と丈夫で長もちする住宅供給の促進について、検討を進め、その成果といたしまして、維持管理費を含めたトータルコストの低減が図られる「長崎型住宅」の基準を決定し、これまでに約60社の地元工務店から事業者登録をいただいております。

今年度は、「長崎型住宅」の供給を促進するため、県民の認知度を上げることに重点を置いて、パンフレットの作成やデジタル広告など、普及活動を進めていきたいと考えております。

併せて、円滑な供給を促進するために、地元工務店の技術者向け講習会も実施することとし

ております。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）私から、2点答弁申し上げます。

まず、離島地域の高校の魅力化を力強く進めるべきと考えるが、県の取組はとのお尋ねでございます。

県と市町が協働して、高校の魅力化と地域の活性化を一体的に進めていくことを目的とし、地元の関係者や県立学校等によるコンソーシアムを市町が設置いたしまして、高校生の主体的な活動による地域の活性化、あるいは外部機関と連携した地域課題の解決学習など、高校生の活動や学びなどについて協議を行う事業を昨年度から実施いたしております。

現在、離島・半島の4つの市町と、その地域内の県立学校12校を指定して取り組んでおりまして、例えば、新上五島町では、小・中・高校に幼稚園を加えた一貫したふるさと教育や、起業家を育成するプログラムを実施しているところでございます。

また、壱岐市では、高校生が株式会社を設立するなど、特色ある教育活動を展開されております。

今後とも、地元産業と連携するなど、地域資源を活用しながら、それぞれの地域ならではの学びの充実を図り、学校の魅力向上に努めてまいります。

次に、高校生等の競技団体と連携した競技力向上の取組についてのお尋ねでございます。

本県競技スポーツの飛躍のためには、ジュニア世代から成年世代までの一貫した選手の育成・強化が必要でありまして、特に、その土台となる中学生、高校生への継続的な強化対策は、

極めて重要であると考えております。

このため、全国大会で入賞が期待できる高校部活動や、中学生、高校生を指定いたしまして、強化のための合宿や県外遠征に要する経費を支援いたしております。

特に、近年の国民体育大会において、3回以上の入賞実績がある高校部活動に対しましては、計画的、集中的に競技力の向上を図れるように、3年間の継続指定を行っているところでございます。

また、今年度から、各競技団体が、それぞれの実情や課題を踏まえて、中・長期的な強化策に取り組むことができるように、競技団体からの提案型事業を開始したところでございます。

引き続き、競技団体や関係機関等との連携を図りながら、中学生、高校生の効果的な競技力の向上に努めてまいります。

○議長（徳永達也君）警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君）警察署当番フレックス制度についてのお尋ねでございますが、警察署においては、夜間や休日の事案対応のため、交番勤務員以外の刑事課や交通課等の内勤の警察官を一定のサイクルで当番勤務員として割り当てております。

以前、月に複数回の当番勤務をしていた育児中の警察官から、「子どもの体調不良時に、当番勤務を突然抜けることが心苦しい」との声があり、令和5年度から、お尋ねの「警察署当番フレックス制度」の試行を開始したところでございます。

この制度により、育児等のため、時間的制約がある警察署員の事情に応じて、当番勤務の班に1名を追加で増員する、当番勤務に従事する回数を調整する、当番勤務の希望日を指定する

といったことを可能としております。

本年5月末現在、本制度の利用者は7人ですが、利用者からは、「深夜勤務に不安があったが、当番勤務日を調整できるので助かる」、「育児世代にはありがたい」との声が挙がりました。

引き続き、職員の声を聞きながら、育児等を行う職員が活躍できる職場環境の整備に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 近藤議員 26番。

○26番（近藤智昭君） まず、国境離島のことですけれども、知事の熱い思いを聞かせていただきました。

離島の方々は、これができたから、本当、いろんな自分たちの自信であり、宝であるんですね。だから、長崎県において、こういうふうな国境離島新法をつくった中で県民の支えとなっておりますので、これは全国でいったら長崎県は約半分近くの国境離島を持っているんですが、ほかの県もございます。やっぱり他県との連携の中で、知事会とか、そういうことで知事はいろんな連携を取りながら、ぜひこれを進めていただきたいと思いますとお願いたします。

次に、日本遺産「国境の島」についてですけれども、日本遺産については、そのブランド力を維持するために全国の認定件数を100件程度に堅持すると基本方針がとられております。既に認定されているものについても、活動状況を評価する仕組みが導入されています。

つまり既に認定されているからといって安泰ではなく、持続的に活動して遺産を活用していくことが求められております。

これまで上五島地域では、「日本遺産 山王山の自然と文化を守る会」の研修会開催や登山道

整備などが実施されております。

また、特に、長崎歴史文化博物館に収蔵されている「青方文書」が鎌倉時代の歴史的資料であることから、国の重要文化財への指定が答申されています。新たな歴史ストーリーにも注目が集まっているところです。

この「青方文書」というのは、あんまり認知度がないんですけど、これは日本の歴史的なことを、この中からいろいろと読み解いていけるような文書になってます。

この前、波佐見町の歴史のところに行ったら、歴代の歴史がぱーっと書いてある中に、最後、「青方文書」のあれを取り入れて、それを調べたというふうな記述があったものですから、ぜひ、これは上五島の青方というところにおられた人のずっと昔からのあれですので、県の方としても、国の指定を受けたら、もっと表に出していただきたいなと思っております。

引き続き、地元自治体や関係団体との連携が重要と考えますけれども、国境の島における今後の上五島地域の取組について、県はどういうふう考えているか、ちょっと教えてください。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 上五島地域では、これまで地元自治体や関係団体と連携して、国境の島の構成文化財である最澄ゆかりの山王山や、日島の石塔群などを活用し、旅行商品やトレッキングコースの造成、情報発信などに取り組んできたところでございます。

今後も、トレッキングコースの活用促進や新たな旅行商品の造成、お土産品の開発等に関係者と連携して取り組みますとともに、県教育委員会と連携し、新たに出前授業や遺跡フォーラムを実施するなど、ふるさと教育を推進してま

います。

○議長（徳永達也君） 近藤議員 26番。

○26番（近藤智昭君） 先日、ホームページに県政アンケートの結果が報告されていたんです。その中で、日本遺産を知っていた方が53%、半分ちょっとですね。少し残念を気がしました。

また、「今後、どのようなイベントであれば参加したいか」の問いかけでは、日本遺産に関するツアーを求める声が大きく、日本遺産を活用して多くの方にお出かけいただくには、認知度向上や旅行商品の構成が大切だと考えています。

来年は、日本遺産認定から10周年を迎えることもあり、これを契機として、さらなる認知度向上と県内外からの誘客促進のために取り組んでいただきたいと思います。それについて、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 県では、これまでSNS等を活用した情報発信や日本遺産を活用した旅行商品の造成支援等に取り組んでまいりましたが、来年は認定10周年を迎えることから、これまでの取組に加え、地元自治体や関係団体等と連携し、首都圏におけるメディアキャラバンの実施のほか、認定10周年を記念したイベント実施や旅行商品の造成支援等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（徳永達也君） 近藤議員 26番。

○26番（近藤智昭君） ぜひ、よろしくお願いします。これはストーリーがしっかりある場所です。だから、そのストーリーをしっかりと、五島とか、壱岐、対馬、そこを県の方が発信していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、水産業の振興で、漁業士について、再質問させていただきます。

水産業においても、人材育成が困難を極めており、新たに入職した若い漁業者の育成や、地域漁業のリーダー育成に課題があると考えております。

県では、各地域の漁業において、中核人材となっている人材を青年漁業士として、また、先進的な経営を行い、後進の手本となり得る者を指導漁業士として、それぞれ認定しております。

現在、県内では、約160名の者が漁業士に認定されており、うち上五島地区においては、約20名の者が活躍しているとお聞きしております。

水産業施策を実施する際の受け皿であり、本県水産業の中核を担う彼らに対するサポート体制はどのような状況か、また、県として、どのようなことを期待しているのか、お尋ねします。

その前に、この認定士の許可は、知事が出しているんですか。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 漁業士につきましては、県知事が認定をいたしております。

漁業士や若手漁業者の指導や新漁法の導入による所得向上対策の実践のほか、魚食普及のための「水産教室」の開催や、地域イベントへの参画など、各種活動を行っております。

県は、こうした活動に対し、事前の調整や現地における対応など、活動全般を支援しており、漁業士には、今後とも、浜のリーダーとして漁村活性化の中心的な役割を担っていただくことを期待しているところでございます。

○議長（徳永達也君） 近藤議員 26番。

○26番（近藤智昭君） 浜の活力は、どこも消

えております。いろいろな形で若い人たちが夢を持って船に乗っていただきたい。魚をとることばかりじゃなくて、昔みたいに水産業というのをしっかりとした職業として残していただきたいというのが、離島、そして地域の声だと思っておりますので、いろいろな策をいろいろやりながら、それを県と国でしっかり支援しながら、水産業をしっかり守ってもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、造船業のことで、航空機関連産業について。

本県の基幹産業である造船業については、関係市と連携した情報発信を通じ、業界全体の人材確保につなげていくという答弁をいただきました。本県経済を支える造船業の振興につながる取組であり、期待しております。

また、造船業で培った技術力や人材を活かすことができる半導体や航空機関連産業についても、新たな需要取得に向け、取組を進めていると認識しております。

私も、先月、農水経済委員会の県外視察において、本県に工場を立地する三菱重工航空エンジンと京セラの本社を訪問し、通常は絶対入ることのできない、見ることのできないエリアにまで案内していただき、詳細な説明を受けることができました。

このような対応をいただいたのも、日頃から現場を担当する職員が企業との信頼関係を築いているからこそと認識しております。企業に加え、担当職員に対しても感謝申し上げたいと思っております。秘密の場所まで、私たちは入れていただきました。これはやっぱり県の職員と企業との信頼関係だと、その時、感謝いたしました。

特に、航空分野においては、形がないところから県での取組がはじまり、5～6年の期間で九州を代表する航空機産業集積県となっております。これまでの関係者の努力がよくわかりました。

県においては、航空機産業のさらなる成長に向けて、次なる一手も考えているのだろうと思うんですけど、今年度、新たな取組があれば、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、航空機関連産業のさらなる成長に向け、県内企業の取組を支援しており、今年度については、海外からの受注獲得に向けた支援を強化することとしております。

具体的には、今年2月に「シンガポールエアショー」へ出展した県内企業を中心とするグループが、欧州の大手エンジンメーカーから直接受注する取組を支援してまいります。

また、メンテナンス分野において、世界最大手の米国メンテナンス部品メーカーからの受注獲得へ向け、県内企業の加工トライアル等を支援するなど、メンテナンス市場への参入支援も強化してまいります。

今後とも、成長が見込まれる航空機関連産業の基幹産業化へ向け、県内サプライチェーンの育成に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 近藤議員 26番。

○26番（近藤智昭君） 三菱重工の航空エンジンの小牧工場を見学させていただいて、係の人から、「50年は絶対安泰ですよ」と、「50年先までの仕事を持っています」と言われた時には、私は、すごすぎるなという感想を持ちました。

それが長崎に来て、エンジンのあれをやるとい

うのは、やっぱり今までの苦勞が今実っているのかなと思います。ぜひ、よろしく願います。

次に、私は、離島地域の高校の魅力化について、質問しましたが、半島も一緒なんですよ。半島の学校の魅力化について、監査をやっている時に南島原地区の2校の高校が、すごく連携したことをやっておりました。ぜひ、いろんなところで高校の魅力化をよろしく願います。（拍手）

○議長（徳永達也君）午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時17分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（徳永達也君）会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

千住議員 21番。

○21番（千住良治君）（拍手）〔登壇〕議席番号21番、自由民主党、諫早市選挙区選出、「いさはや愛が原動力」の千住良治でございます。

今回、貴重な一般質問の機会をいただき、感謝いたしております。ありがとうございます。

早速であります、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式にて、今回で5回目の一般質問を始めさせていただきます。

今回も、よくばりすぎまして、盛りだくさんの質問を用意しておりますので、知事、教育委員会教育長、関係部局長の皆様、よろしく願います。

1、教育行政について。

（1）中学校部活動の地域移行について。

令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁から、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、それを受け、昨年3月、県では、「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定されました。

長崎県内においては、長与町の取組が先進事例としてクローズアップされております。また、この県庁内には、スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザー11名の中のお一人もおられ、全国的に見ても、注目されている県ではないかと思えます。

長崎県では、令和7年度までの改革推進期間として、中学校の休日の部活動の地域移行がなされ、令和8年度から令和12年度までに、平日の部活動の地域移行が完了する計画となっております。

本来の部活動地域移行の目的は、少子化が進展している現況を踏まえ、中学3年間における持続可能なスポーツ・文化活動の環境を地域でつくっていくことにあります。地域で、子どもたちを育てるという大きな目的があります。

今年の長崎県内の中学3年生の数は、約1万1,500名、平日まで含めた地域移行が完全にスタートする令和13年度の中学3年生は、約1万600名、昨年生まれた子どもたちの年代が中学3年の時は令和20年度になりますが、7,656人と、約3分の1減少いたします。

こういった状況を鑑みますと、団体競技などは人数不足が生じ、競技そのものが成り立たなくなることや、受け皿となるチームの減少など、想像ができます。

中学校部活動の地域移行の現状と課題や問題点などをどう捉えているのか。また、県立中学

校の部活動地域移行はどのようになっているのかも併せて、お聞きします。

以降の質問は、対面演壇席にて行います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 現在、全市町におきまして、それぞれの実情に応じた地域移行を進めるための協議会等が組織されております。

移行の方針やスケジュール・課題等への検討が進められており、今年度は、10の市町が、国の実証事業を活用いたしまして、新たな運営主体の構築や、生徒の移動手段の整備などに取り組む予定といたしております。

市町が、具体的な取組を進めていく中、多種多様な課題が生じていることは認識しております。着実に解決していけるよう、連携して取り組んでいくことが重要だと考えております。

このため、県におきましては、共通の課題であります指導者確保の解消に向けまして、今年の4月から、独自の指導者エントリーシステムの運用を開始しております。指導者等にご協力いただける経験者やサポーター等を広く募集したうえで、指導者確保に課題を抱える地域クラブ等へ紹介をすることとしております。

なお、県立中学校におきましては、生徒の通学区域が広範囲であることや、また、中高合同での部活動も実施をしていることなど、市町立中学校とは状況が、また異なりますので、地元市町の移行の計画等も踏まえながら、引き続き、各学校の実情に応じた検討を進めることといたしております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 県立中学校においては、

中高合同で一つの部活をやっているというのがありますけれど、人数が今後減っていくということも考えますと、各市町と連携をしてやることも大事なかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

県では、21市町において協議会が組織され、具体的な計画が検討されており、今のご答弁では、10の市町で、本年度より、地域移行モデルの構築や取組がなされているということでありました。全国的に見ても、大変進んでいる県であると私は認識をしております。

この1年間で、21市町によって議論が進んで、協議会が立ち上がって、実際、半分始まっているということを考えますと、大変前進しているんじゃないかなというふうに思っております。

部活動の地域移行の本来の目的は、先ほど申し上げましたとおり、少子化が進展している状況を踏まえて、中学校3年間における持続可能なスポーツや、文化活動の環境を地域でつくっていくということであります。

しかしながら、中には、保護者や生徒に具体的な説明もなく、中総体だけに出るための地域移行となっているところも、今年は、残念ながらあるようでした。そこには、中体連の参加要件の壁があるからだとは思っております。

今年は、お試し期間的な時期かもしれませんが、本来の目的に沿って、今の保護者や生徒をはじめ、地域、学校でどのように活動環境をつくっていくのか、十分な協議やしっかりとした計画などが、今後、必要になるんじゃないかなと思っております。

その場しのぎでの地域移行を進める中で、持続可能な体制づくりはできないと思っております。

そこで、中体連の取り組みに県が合わせているのか、それとも県が指導・アドバイスを行っているのか、どちらに主導権があるのか、よくわからない状況かなと思っております。

中体連は、地域移行後の様々な編成を認めてあげて、クラブチーム、合同チーム、拠点校など、ほかのチームなどと区別せず、出場機会を平等に与えてあげることが重要ではないかなと思います。

地域移行後のチーム参加要件を緩和し、平等な出場機会の確保が必要だと考えますが、県はどのような見解をお持ちですか。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 昨年度から、地域クラブも県中学校総合体育大会への出場が認められたことで、学校部活動で出場するチームにつきましては、郡や市町で開催される予選会を行いまして、また、地域クラブは、各競技団体が開催する予選会を実施しまして、それぞれ規定された枠に応じた代表チームが、県大会へ出場することとなっております。

今年度の地域クラブの登録数は、昨年度から79チーム増えておりまして、163チームの申請があり、地域移行の進行に伴いまして、今後さらに増加していくことが予測されます。

このため、県中学校体育連盟では、今後の学校部活動数と地域クラブ数を踏まえまして、次年度以降の代表チーム枠を定期的に見直していくこととされております。

県におきましても、引き続き、県中学校体育連盟と連携をいたしまして、生徒の活動や、成果発表の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） クラブチームが非常に増えたということは、本当に進んでいる状況かなと思います。定期的な見直しで、本来の目的に沿った形で地域移行へ進むように、ぜひアドバイス等をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

県内の21市町の地域移行の現状をお聞きしますと、先ほど163チームの今回登録があったということでした。そのクラブチームとなることで、これまで地域にあった民間のクラブチームと同様な組織づくりになってくるところも多くあると思います。

県庁内の組織体制について。

これまで地域にあった民間クラブチームと同様の形となる中で、県庁内の組織では、今後このクラブチーム等を含めて、どこが担当するのか。これまであった既存のクラブチームはどうするのかなど、思うところはあるわけですが、地域移行を所管する組織体制の今後の整備について、どのように考えているのか、お聞きします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 現在、県教育委員会におきましては、市町の協議会等にも積極的に参加をさせていただきながら、市町と連携して、地域の実情に応じた地域移行を進めているところでございます。

今後、そうした地域移行の進行に伴いまして、現在の学校教育という形から総合型地域スポーツクラブ、また、スポーツ少年団、あるいは文化・スポーツ団体など、社会教育に位置づけられる多様な運営主体による地域クラブの設立が予測されているところでございます。それぞれ、その運営主体を所管する関係課でしたり、ある

いは団体との連携が、より重要になってくるものと考えております。

このため、現在は、教育委員会事務局が事務局になりながら、関係課・団体からなる「ワーキンググループ」を設置いたしております、それぞれが持つ専門的・横断的な視点で、市町や地域クラブの課題解決に向けた具体的な方策等を検討していくこととしているところでございます。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 既に、地域移行は協議会の段階から、次のステージに移ってきていると思っています。現状、そうじゃないかなと思うんですよね。これからがいよいよ本番ということで、指導者への謝金や運営費、大会の参加費、維持費などの費用負担の問題、あるいは送迎の問題、施設使用等の、例えば減免規定であったり、あるいは指導者の量や質の問題、あるいはけが・事故等の安全確保の問題など、数多く、今から問題に直面してくると思います。

また、今、運営できているところも、国や自治体の補助金を入れて取り組まれているところもありますけども、それがなくなると、これまでどおりの活動にはいかないことも大変予想されております。

これから様々な課題を迅速に解決していくためには、現在の定期的なワーキンググループでの情報交換では、迅速に対応ができないんじゃないかなと思います。

これからの中学部活動は、地域移行によって、地域で子どもたちを育て、地域住民の触れ合いの場として、また、生涯スポーツの場としてなど、中学部活動にとどまらず、地域の活力の一つとしての役割を担ってくるものだと思います。

そのため、教育委員会に限らず、文化振興課、スポーツ振興課、生涯学習課など、関係してくる部署は多岐にわたってきますので、県庁内にスポーツ庁アドバイザーがいるのであれば、時間的にでも専門部署をつくって、県が先頭になって、しっかりと本来の目的に向かって進めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 現在のワーキンググループと申しますのは、有識者などから構成をされております部活動地域移行推進委員会の下部組織として位置づけているところでございます。

このワーキンググループは、市町の協議会や担当者の会議等にも積極的に参加をしております、多様な課題を整理・検討したうえで、推進委員会への解決策の提言や全市町との共有を行うなど、円滑な地域移行を目指して、先ほども申し上げましたが、教育委員会が事務局として、中心的な役割を果たしているところでございます。

現時点では、こうした部局横断といった形が機能を発揮するとは考えておりますけれども、議員ご指摘のとおり、今後、地域移行を進捗してまいります。土日だけではなく、部活全般を移行する段階であったり、あるいは高校まで、それを広げていくという段階もあると思っておりますので、体制の在り方についても、そういった段階が進んでいくにつれて、検討していく必要はあると思っております。

いずれにしても、中学校部活動の地域移行におきましては、地域の子どもは地域で育てるという、そうした意識の下で、子どもたちの

ニーズに応じた、多様で豊かな文化・スポーツ活動を実現し、文化・芸術・スポーツ活動によるまちづくりに寄与できるような、そうした形になるように市町と一緒にあって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 地域とともにやっぱり歩いていくような部活になると思いますので、ぜひ柔軟な体制を取って、しっかり取り組んでいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

（2）県立高校における環境整備について。

エアコン設置状況について。

少子化を迎える中、県立高校においては、受験者数に定員割れを起こしている学校が多く見受けられます。

各学校は、私立学校と同様にオープンスクールを開催し、中学3年生に学校の魅力や雰囲気、部活動などを伝えることによって、生徒の確保などにつなげておられます。しかしながら、オープンスクールに参加したものの、老朽化した施設を見学したり、先輩や卒業生からエアコンの未設置など、環境を聞いて、私立学校を選んだり、希望校を変えたなどのお話をお聞きします。

学校だけでなく、教育委員会も県立高校の魅力アップに取り組んでおられますが、環境整備も同じように大事じゃないかなと思います。

そのような中、県では、昨年度より、県立高校普通教室のエアコンを公費で賄い、保護者負担をなくしました。

過去の一般質問の中では、「当初、1億8,000万円程度の電気代を含むエアコンの予算を想定している」との答弁があつておったかなと思っ

ております。

そこで、県立高校のエアコンの設置状況について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 県立高校の普通教室におきましては、全て空調設備を設置しているところでございます。ただ、一方で、音楽室や理科室などの特別教室につきましては、41.8%の設置率にとどまっております。

議員から1億8,000万円というお話でございますけれども、令和5年度から県立高校の空調使用に伴う電気代等のランニングコストや、あるいは老朽化した空調設備更新にかかる経費につきましては、全て県が負担しております。

令和6年度当初予算におきましては、約3億8,800万円を計上しているところでございます。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 各学校からの要望への対応について。

実は、昨年秋から12月にかけて、県内の公立中学校、高校、特別支援学校など全校へのエアコン設置の状況や、未設置教室において早急にエアコン設置を望む教室、県への要望やエアコン利用に関する意見などのアンケートを実施させていただきました。県内76校より回答をいただき、アンケートの中には、使用頻度の高い音楽室などの特別教室や実習室・調理室、集会を行う教室や、避難所となっている体育館などへの設置希望が挙がっておりました。

また、昨年のような猛暑の中では、「電気・ガス代の急騰により、経費の上昇が学校運営に関する経費を圧迫している」、「扇風機だけの耐えられない中の授業は大変」、「生徒の体調が大変心配だ」、あるいは「汗でノートやプリ

ントがぐちゃぐちゃとなり授業ができない」、「県の設定温度が高すぎる」、「使用時期期間の見直しが必要」などの声が挙がっておりました。

また、特別支援学校においては、暑さによる体調維持について切実な意見も出されておりました。

アンケートの結果は、教育委員会の方にお渡ししておりますので、ご覧になられたかと思いますが、そこで、各校から、そのような要望が教育委員会に挙がってきていると思いますけれども、今後どのように対応していくのか、お聞きします。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）学校からの要望につきましては、ソフト面、あるいは学校施設の整備につきまして、様々な要望をいただいているところでございます。限られた予算の中で、生徒の安全確保など緊急性等を勘案しながら、現在進めているところでございます。

空調が設置されていない特別教室につきましても、学校の実態や要望の優先度を十分に踏まえながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）千住議員 21番。

○21番（千住良治君）エアコンの予算も上がってきて、今年度3億8,000万円と非常に大きな額になっております。

老朽化した施設整備を今後どのように進めていくのか。

今までは、エアコンの話でしたけれども、先日、委員会の方の視察で諫早農業高校の動物科の寺峰農場へお伺いいたしました。多くの動物の教材で学習されており、知識と技能を兼

ね備えた畜産経営者・動物産業技術者を育成されておりました。

農場には、乳牛・肉牛・豚・鶏・犬・ポニー・羊・やぎ・うさぎなどいたんですけれども、生徒は1週間当たり、1年生は7時間、2年生は14時間、3年生は18時間、3年生の約半分は寺峰農場で実習をされているということでありました。

先生にお話を聞きますと、オープンスクールには多くの生徒が来られるとお聞きしました。しかしながら、施設の状況を見て断念する子が、残念ながら多くいるとお聞きします。

また、そこにおられた女子の生徒に、「トイレや空調を何とかしてほしい」ということで、お話を聞きました。女子の農業関係におられる生徒も徐々にやっぱり多くなってきているようなこともお聞きしておりますので、その辺の対応をお願いしたい。

また、西彼農業高校においては、「豚熱など大変心配だ」という先生からのお声もお聞きしております。

そこで、そういった老朽化施設整備など県立高校における環境整備については、県は今後どのように進めていくのか、お聞きします。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）私も、先日、寺峰農場を視察してまいりました。生徒の安全を確保し、また、社会の変化に対応した学習環境を整備するために、現在、老朽化した校舎の内部・外部、そうしたものの改修をはじめといたしまして、ICT関係の機器や、あるいは農業高校をはじめとする専門高校の実習設備の整備、また、体育館等の照明のLED化などを進めているところでございます。

今後とも、社会のニーズや学校からの要望等

を十分に踏まえながら、国庫補助や有利な県債を活用して、各学校の特色や学びの充実につながる施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 限られた予算の中ではありますが、ぜひ、そういった声に少しでも早くお応えできるようにお願いしたいと思っております。

（3）教員の魅力アップについて。

教員の仕事量削減の取り組みについて。

昨年の6月定例会一般質問にて、教員の魅力アップへの取組をお聞きしました。

その取組として、その時は、「夏休み充電宣言の取組を行う」ということの答弁がありました。新聞にも翌日大きく載りまして、しかしながら、現場の先生からは、環境を良くしようとする取組については大変ありがたいと、文字は好評だったんですけれども、現実的には、「研修や強化部会などが多く、休みが取れない」、「もっと現場の声を聞いてもらいたい」、「大胆な取組をお願いしたい」との声をお聞きしました。こういった取組を一つひとつ重ねていって、教員の魅力アップを図っていくことは大変重要であるというふうに思っております。

一方、教員の魅力アップの取組を進めていくことはもちろんなんですけれども、現場の先生方からは、「教材研究の時間が全くない」という声を多く聞きます。そのため、教員の仕事を見直し、減らしていくことも最重要項目であるのではないかと考えております。

なり手不足のために、新規採用教員は、初年度は担任を持たず、副担任として経験を積むなどの不安を軽くする取組の提案もなされております。そのほか、負担を軽くするような取組が

なされておりますけれども、逆に言えば、その分ほかの先生方、中堅どころの先生方の負担は増えるのじゃないかなと思うわけです。

仕事量が変わらなければ、人を増やすしかありません。しかしながら、限られた予算でありますので、現実的には厳しいところがあるんじゃないかなと思います。そうなると、仕事を減らしていく取り組みが必要なわけです。

また、特に、頑張っている先生方へ仕事が回っていったら、その先生方が疲弊していくという悪循環もあるようです。

また、受け持っている授業数にも大変大きな差があり、先生方からも不満の声も聞こえてきます。

そこで、仕事が増える一方で、減ることがないと言われる仕事の精査について、県はどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） より良い教育を行うためには、まず、教員が心身を充実させ、そして、授業をはじめとする本来の教育活動に専念できるようにすることが重要でありますことから、教員の仕事量の削減につきましては、早急に取り組むべき課題であると認識しております。

そのため、学校行事の精選や内容の縮小、また、国の基準を超える授業時間数の適正化、校務のICT化など、様々な取組を行っているところでございます。

また、令和6年度におきましては、市町に対しまして、小中学校の業務の負担軽減を目的とした業務支援員53名分の追加配置への支援を、また、県立学校におきましても、ICT関係業務や校務の補助業務等を行う業務支援員5名を、

新たに配置する予算を計上するなど、教員の仕事量削減に向けた取組を進めているところでございます。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君）業務支援員を配置する。ゼロよりはいいんですけども、高校でいけば5名と、小中学校でいけば53名と、全国にはほど遠い数字であります。

先生方に、「どんな業務が要りませんか」とかという例えばアンケートがあると、そのアンケート自体が、「意味があるのか」というようなお話もお聞きします。ぜひ、先生方の声を聞いて、取組をしていただけたらと思っております。

予算が厳しい中であるなら、やっぱり業務内容を見直すというのが、まずはいいんじゃないかなというふうに思っております。

教職の魅力化作戦会議について。

そういった中、県では、教職の魅力を高めるための取組を推進することとして、「教職の魅力化作戦会議」を開催されております。

そこで、この会議を教員の仕事量削減に向けて、どのようにつなげていくのかをお聞きします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 令和5年度に設置をいたしました「教職の魅力化作戦会議」におきましては、その委員であります民間企業や有識者、PTAの代表者等の方々からは、「文部科学省が示しています、本来、学校以外が担うべき業務を早急に見直すこと」、また、「子どもたちを育てていく責任と役割を、もっと地域と分担すること」、あるいは「教員の業務負担の軽減のために業務支援員を増員していくこ

と」など、様々なご意見をいただいているところでございます。

今後、この魅力化作戦会議において出されたご意見を取りまとめたいただきまして、教育委員会に対して、教員の業務負担軽減等に向けた提言をいただくこととしております。その提言等を踏まえまして、教員がやりがいを感じることができる働き方改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 先日、教職員の採用試験があつておりましたけれども、なかなかやっぱり倍率も低いということで、他県とも教員の取り合いになることも考えられますので、ぜひ長崎が選ばれるように、ぜひお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

（4）県立高校における統廃合について。

教育委員会からいただいた資料によりますと、全日制の県立高校の募集定員に対する不充足数が、平成30年度は987名に対し、今年令和6年度は1,659名と、約1.7倍に増加しております。定員割れが生じている県立高校の割合は、全体の8割を超えている状況にあります。

その状況の中、私立高校の生徒数は横ばいであることを考えますと、様々な要因から、一定の県立高校離れが進んでいるのではないかと思います。

厚生労働省の人口動態統計調査では、長崎県の令和5年に生まれた子どもの数は7,656人で、令和6年3月中学校卒業者数1万1,925名と比較すると、今後15年で3分の1以上、35.8%の減少が見込まれます。

急速に進んでいる少子化の中、現状の県立高校を維持していくことは不可能だと考えます。

また、生徒にとって望ましい規模での教育環境の整備、また、施設管理経費やランニングコスト等を考えますと、統廃合を検討して、進めていくべき時期にきているのではないかと思います。

現在の県立高校統廃合について、県はどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）県立高校の教育改革や再編整備につきましては、10年ごとに策定する「長崎県立高等学校改革基本方針」に基づいて取り組んでいるところでございます。

平成13年度からの第1期の基本方針では、県立高校10校を廃止いたしました。第2期では、学校数を維持したまま学級数を削減していくという形で進めておまして、令和3年度からは、第3期の方針に基づいて取り組んでいるところでございます。

近年、県立高校の総募集定員に対する入学者の充足率は低下傾向にございまして、令和6年度は80.8%の充足率となっております。今後の子どもの数の減少から、現状の体制を維持していくことは困難であると認識をいたしております。

このため、大幅に定員割れが生じている離島・半島地域の高校に限らず、都市部の高校においても、再編整備を検討すべき時期にきているものと考えております。

一方で、高校が廃止されれば地域の活力低下につながることも想定されますので、今後の県立高校のあり方につきましては、魅力ある学校づくりということも含めながら、市町や地域の方々とも十分協議しながら、再編整備について検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）千住議員 21番。

○21番（千住良治君）先ほどありました「第3期長崎県立高等学校改革基本方針」の中では、離島などにおいては、キャンパス校、あるいは小中高一貫校などは、適正な配置を検討されていくものと思っております。

学校は、その地域のシンボルであるというふうに私も認識をしております。離島地域においては、なくてはならないものだとは認識しております。

そういった中、先ほどありました都市部の県立高校におきまして、実は、その基本方針の中に学校の適切な配置ということで、適正配置の基準というのがあります。同一市町、または近隣の市町に所在する2校の高等学校において、1学年の学級数が合わせて標準希望学級3から8学級になる場合、効果的な教育機能を確保する観点から統合を検討する。

もう一つは、特色ある学校づくりを図るため、新たな教育内容・方法等の導入が必要とされる場合、同一市町、または近隣の市町に所在する2校以上の高等学校の統合を検討するというふうにもなされております。そういった中を、今、検討されているとは思いますが。

県立高校の運営を民間に任せてはどうか。

そこで、一つご提案といたしますか、どうかと思うことがありまして、それは、学校法人などの民間に指定管理者制度を用いまして、県立高校の運営を任せてみてはどうかと思っております。

もちろん、簡単ではないことというふうに理解はしておりますけれども、教育と経営のノウハウを兼ね備えている点、あるいは効果的なPR戦略ができる、あるいは取組の迅速さや独自性

などを考えますと、今後有効であるのではないかなと思っております。

離島地域をはじめ、定員割れが続いている学校などを、民間に学校運営を任せる検討をしようかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）公立学校の管理につきましては、学校教育法におきまして、設置者である地方公共団体が行うものと、まず定められております。

ただ、特例といたしまして、国家戦略特別区域においては、グローバル人材の育成や産業の国際競争力の強化等の教育を実施する高校に対して、公設民営学校として、指定管理者制度による運営が可能とされているところでございます。

定員割れの解消を目的とした指定管理者制度の導入というのは、現時点では、なかなかこの特区の趣旨にはそぐわないのではないかと考えております。

ただ、しかしながら、今後、将来を見据えた県立学校のあり方というものを検討していく中では、公設民営学校のこの制度につきましても、導入校の成果や課題、また、国の動向なども十分に踏まえながら、そこは研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）千住議員 21番。

○21番（千住良治君）定員割れが、第一の目的じゃなくて、やっぱり人材を育てるといったところで、特色ある地域を、それこそ活用して、人材を育てていくような長崎県であってもいいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

（5）工業系学科の諫早市への新設について。

ここ数年、県央地域においては、県外企業の新規進出や半導体関連企業の投資が続いてきております。九州経済産業局ホームページの中に、長崎県の半導体産業の現状についての内容の記載によりますと、県内企業アンケートでは、今後3,000人を超える人材ニーズがあると見込まれており、特に、半導体人材の育成・確保が喫緊の課題となっております。また、今後、県内への企業進出においても、人材の確保は大きな課題であると言えます。

諫早市においては、ソニーセミコンダクタ長崎テクノロジーセンターの増設や、南諫早産業団地への京セラの進出、また、新たな工業団地の整備計画が予定されているという報道もなされております。そういった雇用拡大や、地域経済への波及効果が期待される一方、工業系の人材確保が課題となっております。

経済情報誌の中では、先日、「工業高校卒業生を奪い合う建設業界、求人倍率は大学生に比べて10倍」とか、そういった記事も載っておりました。

先ほどの長崎県立高等学校改革基本方針の中にも、「工業に関する学科」ということの記載があります。「学科改編を含む工業に関する学科の取扱いについては、先端技術の高度化等の社会変化を踏まえ、必要に応じて検討する」というような記載もございます。

現在、実は、諫早市内には、県立高校5校、私立3校の合計8校があるんですけども、工業系の学科を設置している学校はありません。工業系を目指す生徒の受け皿もありません。

そこで、諫早市内の県立高校への工業系学科を設置することで、企業進出における人材の供給、また、若者の地元定着、さらには長崎県の

経済を支えることにもつながると考えますが、地域での人材育成の観点から、諫早市内の県立高校への工業系学科設置について、県の見解をお聞きします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 県立高校の改編や学科の新設につきましては、入学者の動向、交通事情、あるいは地理的条件、地域の実情などを総合的かつ多角的に勘案したうえで、全県的な視点から検討する必要があります。

諫早市内の県立高校に工業系学科を新たに設置するという事は、少子化が進行している中で、大村工業や島原工業をはじめ、周辺の高校の入学者数の減少を招くと、そういったおそれもございます。また、教員の確保や施設整備に多額の費用も要することもございますので、即導入検討というのはなかなか難しいところがあるかと思っております。

ただ、しかしながら、地域で求められる人材を地域で育成していくということは、大切な視点だと考えております。

今年度から、専門高校に限らず普通科の高校におきましても、企業見学や外部人材を活用した講座を開設するなど、そういったことに取り組む新規事業を立ち上げたところでございます。

まずは、こうした取組を通じまして、成長分野の産業を学ぶ機会を創出し、地域が求める人材育成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 工業高校の学生が、現在、人気という背景には、やっぱり人気の土木、あるいは建築施工管理技士補などの実用性の高い資格を取得していることに加えて、現場での必要な溶接やCADなどを授業で経験している

ことが大変大きいと言われております。もちろんアルバイトも含めた社会人経験はありませんけれども、基礎的な研修は必要ですけど、実技意識の高い工業高校の卒業生は企業にとって「金の卵」という記載もございました。

すぐにとというのはなかなか難しいかもしれませんが、今後、絶対必要になってくる人材だと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

2、土木行政について。

（1）長崎都市計画について。

昭和45年に、長崎都市計画区域が決定され、翌昭和46年に導入された線引き制度は、現在も長崎市・諫早市・長与町・時津町の2市2町で構成をされております。

線引き制度は、無秩序な市街地の拡大をコントロールするための土地利用規制で、これまで秩序のある都市構造の構築に大きな効果を発揮してきました。しかし、50年以上経過し、様々な課題が生まれてきていることも事実であります。

そのような中、諫早市は、5月20日に長崎都市計画区域からの離脱と線引き制度廃止の方針を発表いたしました。

令和4年度から、「諫早市の新しい都市計画検討委員会」を立ち上げ、また、土地利用政策について検討をはじめ、今年4月10日に、長崎都市計画区域からの離脱と線引き制度廃止について、諫早市長へ答申されました。それを受けての諫早市の離脱表明でありました。

諫早市が線引き制度廃止の方針を表明いたしました。それに対する県の見解をお聞きします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きでございますけれども、もう既に議員おっしゃってくださったとおりで、無秩序な市街地の拡大をコントロールするための根幹的な制度でございます。

これまで、計画的な市街化の促進や優良農地の保全といったことにおいて、一定の成果を発揮してきたものと、まず考えております。

ただ、一方で、先ほども触れられましたけれども、設定されて半世紀がたっているといったことも踏まえて、まちづくりの主体であります諫早市より出された線引き廃止の方針につきましては、十分に尊重する必要があるというふうに考えております。

今後、廃止の方針に至った諫早市の検討の経過、また、考え方を十分に確認したうえで、県としても対応を検討していきたいというふうに思います。

○議長（徳永達也君）千住議員 21番。

○21番（千住良治君）線引き制度廃止によるメリット・デメリットは。

この線引き制度なんですけれども、全国には、幾つか線引き制度を廃止した自治体もあるようです。

仮に線引きを廃止する場合、どのようなメリット・デメリットが考えられるのか、お聞きいたします。

○議長（徳永達也君）土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君）仮に線引きを廃止した場合のメリットでございますけれども、旧市街化調整区域におきまして、開発や建築の自由度が増し、企業や住宅の立地、それらに伴う人口減少の抑制につながる可能性がございます。

一方で、市街地の拡大に伴います道路・上下

水道など、社会インフラの整備が新たに必要となることや、中心市街地からの商業機能や人口の流出、宅地と農地の混在による営農環境の悪化などのデメリットが考えられます。

○議長（徳永達也君）千住議員 21番。

○21番（千住良治君）今は、メリット・デメリットをお話いただいたんですが、もちろん諫早市だけの問題じゃなくて、長崎市・時津町・長与町とも協議が非常に必要だというふうに理解をしております。

今、諫早市が廃止の方針を出しまして、実は諫早市のホームページには、令和9年度には新たな制度を、「都市計画決定条例制定」というロードマップが出ております。

今後、具体的な手続やスケジュールはどのようになるのか、お聞きします。

○議長（徳永達也君）土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君）仮に諫早市の線引きを廃止する場合、県におきまして、長崎市・諫早市・時津町・長与町の2市2町で構成している「長崎都市計画区域」から諫早市を除外し、新たに「諫早都市計画区域」を定めることが必要になります。

また、諫早市においても、適正な土地利用を誘導するための計画を定めることが想定されます。

具体的な手続として、都市計画に関する基礎調査や、国並びに関係市町との協議調整、地域住民との合意形成などを経て、都市計画審議会に諮問することとなり、それには相応の期間を要するものと思われま。

市は、令和9年度を目標としたロードマップを公表しておりますが、今後、国・県・市において具体的な検討を進める中で、詳細なスケジ

ジュールについて整備されるものと考えております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 相応の時間がかかるということは認識いたしました。

まず、検討の大きな材料となります基礎調査が、そろそろ行われる時期にきているんじゃないかなということをお聞きしますので、早期に行われることをお願いしたいと思っております。

（2）県営西諫早団地について。

現状と今後の計画について。

諫早市は、新たな企業の進出や大型商業施設の立地が進み、貝津インターチェンジに近く、交通の要衝となる西諫早地区は、今後、若者の人口増加に対する受け皿として大いに期待をされております。

一方、県営西諫早団地は、県内でも有数の大規模な団地でありますけれども、築50年ほど経過し、老朽化も進んでおります。バリアフリーもできておりません。また、近隣に、福祉施設やコンビニなどの生活利便性施設もなく、高齢の方など大変困られており、早急な再整備を期待する声が多くあります。

また、所得の低い世帯も含め、若い世代のファミリー層向けの住宅用地としても大変期待されておるところではないかと思っております。

そこで、県営西諫早団地再整備の今後の計画や概要について、お聞きします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 老朽化が進みます県営西諫早団地につきましては、令和4年度に基本計画を策定し、現入居者の住替えを考慮のうえ、現在の907戸を600戸程度に集約し、建替えや住戸改善を行う予定です。

今年度は、最初の建替え等の設計と一部の住戸改善を行い、今後、おおむね10年間で整備を進めてまいります。

県営住宅の集約で生じる余剰地につきましては、住民ニーズが高い購買施設や高齢者・子育て支援サービス、若年者やファミリー層向けの住宅などの整備を、民間活力の導入により目指していきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 民間の利用をすると、民間は時間をかけてやるわけじゃないので、その点進んでいくんじゃないかなと思います。ぜひ地域と協議をしながら、ぜひ生活利便性の高い施設も含めて、改善を進めていただけたらと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

（3）諫早西部団地について。

まちづくり方針と今後のスケジュールについて。

実は、昨日、諫早市の6月議会一般質問でも同じ中身が出ておまして、早期の要望が出ておりました。

諫早西部団地については、住宅供給公社の方で宅地開発を行う民間事業者を公募して、整備を進めていく計画となっておりますと理解しております。

いよいよ、今年度、事業者公募を開始する計画となっておりますが、諫早市や地元の自治会など、一日でも早い公募から整備を熱望されております。おおむね10年での整備を予定されているとお聞きをしておりますが、民間事業者となれば、もっと短縮も期待をされます。

企業誘致などが進む諫早市においては、定住人口拡大につながる絶好のタイミングであると

認識をしております。

そこで、諫早西部団地のまちづくり方針と今後の予定について、お聞きします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 諫早市におきましては、大型商業施設や企業の誘致が進み、新規就業者の定着や定住人口の拡大が見込まれるなど、今後の住宅需要が高まる動きがあり、その受け皿として、長崎県住宅供給公社が所有する諫早西部団地の早期整備に対する期待が高まっております。

当該団地におきましては、令和3年度から公社、諫早市及び県で協議を重ね、住宅以外の用途に対してもポテンシャルの高いエリアであるため、生活利便施設やサービス施設等の充実を目指すまちづくり方針を、令和4年10月に策定しました。

公社は、今年度中に開発事業者を公募する予定としており、県といたしましても、早期の事業着手につながるよう、引き続き、公社や諫早市と連携して、良質な市街地の形成に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 道路の問題等もありますけれども、ぜひ一日でも早い公募につながるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

3、福祉行政について。

（1）ひとり暮らし高齢者の見守りについて。

先日の新聞報道の中に、警察庁によりますと、「今年1月から3月までに自宅で亡くなったひとり暮らしの人の数は2万1,716人、そのうち65歳以上は1万7,034人」という記事がありました。1年間を推計しますと、6万8,000人になるとい

う数に大変驚いたところであります。

先日、長崎県警の方からいただきました資料によりますと、長崎県内で今年1月から3月までで取扱われた死体数、亡くなった方が全国で6万466体、長崎県内においては557体、そのうち自宅で亡くなられたひとり暮らしの方は249人で、65歳以上は210人となっております。ひとり暮らしで自宅で亡くなられる方が、例年、年間で500人を超える方が亡くなられておるような数字でありました。

そこで、今後もひとり暮らしの高齢者が増加していくと考えられる中で、在宅の高齢者を身近な地域で見守る体制をさらに充実していくことが大事だと考えますが、県の見解をお聞きします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県における高齢者単独世帯数は、令和2年において約8万4,000世帯であり、総世帯の約15%を占め、今後も増加が見込まれているところです。

このため、ひとり暮らし高齢者の見守りに当たりましては、行政の取組だけではなく、地域住民など、多様な主体が関わっていくことが重要であるというふう考えております。

現在、住民に身近な市町において、ひとり暮らし高齢者の安否確認や、異変に気づいた際の通報体制などについて、地域住民、民生委員、老人クラブ、新聞・郵便配達などの民間事業者などによる見守りネットワークづくりが進められているところです。

県といたしましては、民生委員などの訪問による見守りに加え、高齢者自身が地域の助け合い活動などに参加することで、地域との関わりを維持することも重要であると考えており、研

修会の開催や専門家の派遣などにより、引き続き、市町の取組を支援してまいります。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 令和2年で8万4,000世帯でしたかね、15%と非常に多いなというふうに思います。これがもっと加速化していくんじゃないかなと思われるわけですが、そういった中で、ネットワークづくり等が進められているということは大変いいことだなと思っておりません。

そういった中で、大きな力を発揮されるのが民生委員の方々ではないかなと思っております。

（2）民生委員・児童委員について。

「ひとり暮らしの高齢者世帯の増加に伴いまして、地域における見守り体制の強化を図っている」というご答弁がありました。その中でも、民生委員・児童委員の方々の活動は大変重要な役割を担っていると認識しております。

しかしながら、その重要な役割を担っている民生委員・児童委員の高齢化が大変進んでおるといこともお聞きしております。あとの方に引き継ぎたくても候補者が見つからず、欠員が生じている地区も多くあるとお聞きをしております。そこには、活動量の増大化や活動費の問題、定年年齢の問題、高齢化の問題など、数多くの課題があると認識しております。

県内の民生委員・児童委員の数と定数に対する充足率について、お聞きします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 県が所管する中核市以外の市町における民生委員・児童委員は、定数1,971人に対し、本年4月1日時点において委嘱数は1,877人であり、充足率は95.2%となっております。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 充足率95.2%ということで、1年半前の改選期には、定員数の削減もあったということをお聞きしております。

実は、来年は3年に1度の一斉改選を迎えるわけです。ひとり暮らしの高齢者世帯の増加、地域住民同士のつながりの希薄化など、今の社会において、民生委員・児童委員の業務量は増えてきておりまして、精神的な負担や責任が大きくなり、ますますなり手確保が難しくなってくるのではないかと危惧しております。先ほど申したとおり、1年半前は、定数の削減等もあったとお聞きしております。

そういった中、来年の改選に向けて、県はどのように取り組まれていくのかをお聞きします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手であり、困りごとを、行政や各種サービスへつなぐという地域に欠かせない役割を担っておりますことから、その確保は大変重要であると認識しております。

県におきましては、現在、確保対策といたしまして、新聞や全世帯広報誌への掲載、退職者団体を通じた募集チラシの配布など、周知・広報に努めるほか、各地区の民生委員に依頼していた証明事務を一部廃止するなど、業務の負担軽減に向けた取組も進めております。

県といたしましては、来年の改選に向けて、丁寧な民生委員・児童委員の皆様方の声をお聞きしながら、活動の参考となる手引書の改善や研修の充実などを通じ、悩みや苦勞を解消していくとともに、やりがいなどの魅力的な部分を含め、役割や活動内容を、よりわかりやすく発信し、市町や関係団体と連携して、次世代のな

り手確保に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 昨年でしたかね、民生委員のコマーシャルがよく流れてたのをよく覚えております。大変身近に感じられるようなコマーシャルだったんじゃないかなと思っております。

先ほど、新聞等に募集をかけたりにしてやられておる。手引書の改善もやるということですが、けれども、もっと身近に、やっぱりハードルをできるだけ下げよう形を取って増やしていただけたらと思っております、なり手をですね。

地域には、福祉協力員制度というのがあるみたいですので、そちらの方とも連携を図りながら、ぜひ取り組んでいただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

4、指定管理者制度について。

制度の目的と導入状況について。

指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法改正により、管理委託制度から指定管理者制度へと変わりました。その制度はどのような目的で制度運用されているのか、その現状と県有施設における指定管理者の導入状況をお聞きします。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 指定管理者制度については、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、県の公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、県民サービスの向上を図るとともに、軽費の節減を図ることを目的としております。

現在、県が条例で設置している公の施設のうち、制度の対象となる47施設において、指定管理者による管理を行っているところでございま

す。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 今、47施設と、47施設の中には、利用料金制度を取っているところ、あるいは代理人徴収をやっているところとあるとは思いますが、実は、法改正後、管理委託制度が廃止されまして、指定管理者制度が導入されたにもかかわらず、実情は、以前の管理委託制度とあまり変わらないのではないかと感じておるところもあります。

管理運営費等のあり方について。

指定管理者にとっては、例えば光熱費などの高騰、人件費アップなどにより、管理運営費は増えている中、県からは稼働率を上げるよう矛盾する要求があったり、管理者の経営努力により利益や余剰金が上がった場合、次年度の委託料の減額や返還などの話があったともお聞きしております。これでは、民間の参入は非常に難しいんじゃないかなと思っております。

県としたら、軽費の節減、民間としたら、そこで出た利益を次の住民の福祉に使うとかということが出来るんですけども、そういったことができないような状況じゃないかなと。

あくまでも、県と指定管理者は対等な関係で、お互いが協力していかなければならないと思います。その協力関係ができるからこそ、県民への福祉の向上につながっていくものと思っております。

そこで、指定管理者制度を運営するうえで、県と指定管理者双方にとってメリットがある関係であるべきだと考えますが、県の見解をお聞きします。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 指定管理者制度を導

入している県の施設形態は、多種多様であることから、管理運営経費については、個々の施設の特性等に応じて個別に判断し、県と指定管理者の間で締結する基本協定等の中で定めることとしているところであります。

施設管理が、効果的・効率的に行われるには、指定管理者の創意工夫を促す制度とすることが重要であると考えておりまして、原則として、指定管理者のコスト削減など自己努力に伴う利益は、原則として、指定管理者の収益とするなど、インセンティブを高める仕組みとしております。

また、協定締結後に著しい環境変化が生じた場合は、指定管理者からの申し出により、負担金の変更等の協議ができることとしております。

県といたしましては、公共サービスの質の向上と持続可能な施設管理の両立を図るため、有識者等の意見も聞きながら、指定管理者制度の趣旨を踏まえた適切な制度の運用に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 千住議員 21番。

○21番（千住良治君） 指定管理者と県とは対等の関係で、お互いがウィンウィンの関係で、その関係が住民の福祉の向上につながっていくものと思いますので、ぜひ、その辺はしっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開

副議長（山本由夫君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君）（拍手）〔登壇〕 改革21・無所属、まきやま大和でございます。

2月定例会に引き続き、一般質問を行います。どうぞよろしくお願い致します。

早速質問に入ります。

1、手話言語条例制定後の取り組みについて。

（1）条例制定後の県の取り組みについて。

長崎県手話言語条例が、今年の2月定例会を経て、4月1日から施行されました。

これにより、県は、今後、市町と連携し、手話通訳者の養成や、学校教育における手話の普及のための取組への支援、基本理念に対する県民の理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備、その他の手話の普及に関する施策の推進に努めていくこととなりますが、県は、今後、どのような取組を考えていますか。

なお、以後の質問は、対面演壇席より実施いたします。

副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（新田惇一君） 本条例では、聾者を含む全ての県民の共生社会の実現に向け、言語としての手話の認識の普及や手話の習得の機会の確保など、手話を使用しやすい環境の整備を図ることとしております。

初年度となる今年度は、普及啓発に向け、リーフレットの作成や県職員などを対象とした手話講座を実施するほか、県内市町や他県における取組について調査を行い、今後の施策の方向性について、「長崎県手話言語施策推進協議会」

において検討をすることとしております。

引き続き、本条例に基づき、手話の普及などに関する施策の推進を図ってまいります。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 手話言語条例、第17条にありますように、今後、手話の普及のためにしっかりと財政上の措置を講じ、取組を充実させていただきようお願いいたします。

（2）開かれた県庁へ向けて。

実際に手話を使う方が県庁を訪れた際、職員の多くが手話を使用するわけではありませんので、筆談等で対応することが多いと思われます。

そこで、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備、これが大切になってくると思います。例えば、県庁1階の総合案内では、手話を使われる方にどのように接しておられるのでしょうか。

副議長（山本由夫君） 総務部長。

総務部長（中尾正英君） 総合案内には、手話をはじめ、様々な言語を使って話される方々が立ち寄られます。手話で話される方とは、紙での筆談のほか、音声の文字変換やキーボード入力で会話ができるアプリも使って、スムーズなやりとりができるよう工夫しているところです。

手話に代わるコミュニケーション手段の選択肢があることで、職員も相手の方のご要望に応じて接することができております。引き続き、誰でも県庁を気軽に訪れ、安心して行政サービスを受けていただくことができるよう、案内に努めてまいります。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） ご紹介のあった事例のように、こうした健聴者とのコミュニケーションをサポートするアプリ等の活用は、障害の

ある方や外国語を使われる方が県庁を訪れやすくなるだけでなく、職員にとっても業務や会話に伴うストレスの軽減にもつながりますので、ぜひこういった取組を広げていってほしいと思います。

また、緊急時や防災においても、とても重要です。手話という言語が広く普及していくことが理想ですが、まずは、障害の程度や症状、状況に応じた様々なニーズに柔軟に対応できるような環境の整備にも併せて取り組んでいってほしいと思います。

2、食品衛生法の改正について。

（1）改正の目的と内容について。

今年6月より、「食品衛生法」の改正が完全実施となりました。その改正の目的と内容について、説明をお願いいたします。

副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

県民生活環境部長（大安哲也君） 食中毒のリスクや食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しを行うなど、平成30年に「食品衛生法」が改正されました。

令和3年6月に施行されたこの改正法では、過去に死者が発生した漬物による食中毒事件を踏まえ、安全性を確保するため、漬物製造業を営業許可業種とし、厚生労働省令で作業場の区画や手洗い設備の設置などの施設基準が示されました。

県では、改正法に基づき、長崎県食品衛生に関する条例において、厚生労働省令に沿った施設基準を規定しております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） （2）小規模事業者に対しての国や県の対応について。

この法改正により、これまで、地元の産直等

に漬物や梅干しなどを出荷していた小規模事業者、例えば、農家のおばあちゃんとか、浅漬けでは死亡事例があったようですが、漬物や梅干し等では死亡事例はなかったように思いますが、もうこれまでのように手作りの加工品を販売することを諦めないといけないのでしょうか。これまでの国や県の対応について、教えてください。

副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

県民生活環境部長（大安哲也君） 国においては、家族経営等の小規模零細な営業者が、新たな施設基準の設定により、事業継続に支障を来すことも想定されるとして、これら営業者に配慮するため、洗浄設備と手洗い設備の兼用など、施設基準の弾力的な運用事例が示されております。

県では、平成30年の法改正以降、営業者への講習会の実施や、農協、直売所等での情報提供など、必要な周知を行うとともに、事業継続の相談や許可申請があった小規模零細な営業者に対し、施設基準の弾力的な運用についても助言を行ってきております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 私が伺ったところによりますと、県も、前もって振興局を通して周知に努めていただいていたそうです。ただ、私が大村市の産直を回ってみたところ、お店によって状況が異なっていて、ほぼ全てが許可を取って販売を継続できているところと、7割が販売を諦めてしまっているところがありました。まだ、法改正の内容について知らない小規模事業者もいらっしゃいますので、今後も状況の把握や周知に工夫をしていただきますようお願いいたします。

3、石木ダム事業について。

（1）再評価委員会のスケジュールについて。

石木ダム事業につきましては、去年、国会でも取り上げられましたとおり、現行の工程表や事業費での完成はとても不可能だと多くの方が感じており、一方で、地元住民の納得や県民の理解を得られていないような中、今年度の石木ダム再評価につきましては、事業の期間延長や予算の増額などが議論される大変重要な局面だということで、県内外から注目が集まっています。

そこで、お聞きいたします。

再評価委員会のタイムスケジュールを教えてください。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

土木部長（中尾吉宏君） 委員会につきましては、審議内容を踏まえ、今年度は2回に分けて開催することとしております。

第1回委員会は、道路・港湾事業等を対象に7月3日に開催予定です。

石木ダムを含む河川・砂防事業につきましては、第2回委員会にて審議予定としており、日程については、現在、調整中であります。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 先ほども述べたとおり、今回はかなり多くの方が傍聴に来られる可能性があります。それを考慮して、十分な会場を確保していただくこと、また、委員会での資料を傍聴者に配布する等のご対応をしていただけますか。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

土木部長（中尾吉宏君） 会場につきましては、過去の実績を参考にしながら、可能な限り傍聴席を確保するよう努めます。

また、資料配布につきましては、委員会当日

に、傍聴者へ審議資料の電子データを閲覧できるQRコードを配布することで対応したいと考えております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君）（2）再評価委員会の充実について。

6月10日に、市民団体「石木ダム事業の公正な再評価を求める市民の会」から、知事宛ての要請書が出されています。

その中に、委員として専門家の任命を行ってほしいとの要望がありました。これは、2015年度の公共事業評価監視委員会の議事録によりますと、安武委員がこのように発言されています。

「今回、議論させていただいて、我々の力不足というか、専門家でないので、出された情報をどう読みとっていいのかとか、その辺に関しての能力がちょっと足りないなと思いましたので、今後、検討する中において、ぜひ専門家を第三者として交えていただきたいと思います」

先ほどの要望は、この発言を受けてのことだと思いますが、この点について、どう対応されますか。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

土木部長（中尾吉宏君） 公共事業評価監視委員会は、技術、法律、経済、環境、地方自治等の各分野の専門家及び公募委員によって構成され、様々な事業につきまして、幅広く、同一の視点からご審議いただくものであり、個別事業の特性に応じた専門家を委員として任命することは考えておりません。

なお、ご指摘の平成27年度（2015年度）の再評価委員会における「専門家を第三者として交えて」との発言の後には、「合意に至ってほしい」と続いておりまして、あくまで「合意して

ほしい」ということが発言の趣旨であったと受け止めております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 同一の視点からの専門家を集めても、御用達学者ばかりでは議論は深まりません。ぜひとも、専門家の要請をお願いいたします。

次に、同委員会の運営要綱の「第8委員会の運営」の2項には、「事業の特性に応じた判断や技術的判断のために、委員会の承認を得て外部の専門家等の意見を聞くことができるものとする」と書かれてあります。ご対応いただけますか。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

土木部長（中尾吉宏君） 今回の再評価につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業継続の妥当性を審議するものであり、専門家の意見聴取につきましては、必要に応じて委員会において判断されるものと考えております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） また、要望書には、「石木ダムは多目的ダムであり、治水と利水併せて審議することが望ましい」とも書かれていますが、まさにそのとおりだと私も思います。これまで、それができなかったのは、治水事業は国土交通省、水道事業は厚生労働省の所管でしたので、県は、治水面での再評価を行い、国土交通省へ提出し、佐世保市は、利水面での再評価を行い、厚生労働省に提出してきました。

しかし、今年4月から、水道事業も国土交通省の所管となりましたので、これからは一括して審議できるはずで、むしろ、そうすべきだと思いますが、そこについてはどう考えられますか。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

土木部長（中尾吉宏君） 水道事業につきましては、令和6年度に厚生労働省から国土交通省に移管されましたが、利水の事業主体は佐世保市にあることに変わりはありません。

再評価は、事業主体ごとに行うこととされておりまして、利水については、佐世保市が再評価の実施方法を判断すべきものであり、市において適切に実施されるものと考えております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） わかりました。この件につきましても、同委員会において、山本委員が同じ内容を述べております。

また、意見の中で「県民の方から求められた情報に対しては、説明責任を果たすように、必ず努力していただきたいと思っています」という発言が挙がっています。この点についてはいかがでしょうか。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

土木部長（中尾吉宏君） その点につきましては、石木ダムの必要性など、様々な形で広報をしております。県の広報誌でありますとか、あるいは反対される住民の方々に対しては、職員が出向いて、いろいろコミュニケーションを取ったりするなど、様々な形でのコミュニケーションを取らせていただいております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 石木ダムは、県の重要な事業の一つです。不十分な委員会で終わってしまっただけではいけません。今回の再評価委員会が多様な角度から議論され、多くの情報や理解のもと進められるよう、よろしく願いいたします。

4、宇久島のメガソーラー発電事業について。

（1）事業の概要について。

このたび、佐世保市の特定有人国境離島地域である宇久島に、なんと島の4分の1を占める日本最大規模のメガソーラーができるということですが、その事業概要について教えてください。

副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

県民生活環境部長（大安哲也君） 宇久島のメガソーラー事業につきましては、民間による事業になってまいりますが、事業者の宇久島みらいエネルギー合同会社への聞きとりや公表資料によりますと、事業規模は、発電能力、約480メガワット、パネル設置面積、約280ヘクタール、年間発電量、約51.5万メガワットアワーで、令和7年度の運転開始を目指しているとされております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 島全体25キロ平方メートルに、東京ドーム153個分の開発がされるということですか。

私も、はじめ、長崎県に日本一のソーラー発電事業ができるということで、耕作放棄地などを、ソーラーシェアリングを活用した畜産への取組や、周りに防風林として樁を約4,000本植えるなど、地元も潤ったり、電気代が安くなったりとか、工夫によってはおもしろい取組ができるのかなと思っていますが、やはり規模が規模だけに環境に対するダメージも最大であるようです。やはりそこはしっかりと取り組まなければなりません。

私は、まだ宇久島を訪れたことはないのですが、よほど自然環境がすばらしいところのようでして、4日前にも北九州のNPO法人が、宇久島の自然を特集した雑誌の最新刊を宇久の観光協会と相談し、島民全世帯にプレゼントするこ

とになったとのニュースが挙がっていました。

さらに、今月6日に熊本県立大学特別教授 島谷幸宏さんから、県知事と佐世保市長へ、このソーラー事業に対して、災害や環境への影響を緩和する提案書が出されています。

先日、その島谷さんとお話をさせていただきましたが、実は、彼は長崎県出身でありまして、東高、九州大学、九州大学修士課程、建設省、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長、九州大学教授、そして、現在、熊本県立大学におられます。

また、環境省で再生可能エネルギー検討会の座長を6年間、小水力発電の開発研究を長年実施されており、再生可能エネルギーを推進する立場にいらっしゃいます。

ほかにもすばらしい経歴が多々ありますが、このままでは私の質問時間がなくなってしまうので、簡単に長崎県出身で、再生可能エネルギーと環境と防災のスペシャリストということでまとめさせていただきます。

その島谷教授が大変心配されていた項目について、一つひとつ確認したいと思います。

(2) 気象の変化について。

気象の変化につきましては、ソーラーパネルの表面温度は日中かなり高温になり、さらに島内の樹木が大量に伐採されることにより、蒸散量が減少し、気温が上昇することが予想されます。

また、周囲の海の気温はそれほど高くないため、島内の気温は周囲より高く、上昇気流が発生し、海から湿った風が吹き込むと予測され、それに起因する豪雨が増える可能性があります。島は、周りを海で囲まれていることから、ヒートアイランド化は確実に、短時間降雨量の

変化については科学的な予測と対策が必要です。

ヒューストンやアトランタの例を見ますと、都市化により、25から30%程度、短時間の降雨量が増加しています。

この豪雨の増大の懸念に対して、事業者は法的にどのような対策を取らなければなりませんか。

副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

県民生活環境部長（大安哲也君） 宇久島のメガソーラー事業の実施に伴います豪雨の増大、気温の上昇、強風化の懸念などの気象の変化につきましては、県では知見を有しておらず、お聞きすることができました専門家等のご意見では、一定地域への影響に関するデータがないことから、影響の有無は言えないということでした。

ご指摘の点につきまして、太陽光発電事業において、事業者が豪雨自体の増大が起こらないようにするために対策を取ることは、環境省に確認したところ、法的には求められていないということでした。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） この豪雨の増大については、本事業では考慮されていないと理解いたしました。

(3) 林地開発における洪水や土砂流出の審査の状況について。

雨がしみ込まない面積が大きくなると、洪水量が増大することが知られています。

現在の国土交通省告示の土地利用形態別の流出係数の値を用いて検討をしてみますと、この基準では、耕地（耕した土地）では降った雨の20%が流れ出ます。山地では30%があふれます。開発地では、その90%がよそに流れていくこと

になります。したがって、耕地を開発した場合は4.5倍、山地を開発した場合はあふれる水量がこれまでの3倍になるということです。すなわち、洪水水量が3倍になれば、濁った水が7.8倍に増加することにもつながります。

雨が降って水が出てくる時には、現在よりも相当、川の水は濁り、この濁りは沿岸域まで及び、生態系や漁業に影響を与えると予想されますが、これらに対して事業者は法的にどのような対策を取らなければなりませんか。

副議長（山本由夫君） 農林部長。

農林部長（渋谷隆秀君） 林地開発においては、森林法に規定する災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関わる対策を講じる必要があります。

県では、これらを踏まえて事業者からの林地開発許可申請について、許可基準に照らし合わせ審査し、許可をしております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君）（4）地下水涵養量の減少について。

ソーラーパネルや建物、道路などで地面が覆われ、また、重機などにより土壌が締め固められることにより、水が地下にしみ込む量が少なくなり、それにより地下水涵養量が減少することが考えられます。このような地下水涵養量の減少は、地下水がたまる量の減少をもたらし、地下水位の低下、湧き水の減少などが生じ、地下水からの飲料水の確保、沿岸部の湧き水の減少によって、魚介類の生息場へ悪影響を与えると予測されますが、これに対して事業者は、法的にどのような対策を取らなければなりませんか。

副議長（山本由夫君） 農林部長。

農林部長（渋谷隆秀君） 林地開発許可においては、地下水涵養量ではなく、水の確保について審査をすることとなっており、本事業については、水の確保に著しい支障がないことを確認しております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 地下水の減少についても、本事業では考慮されていないと理解いたしました。

（5）生物への影響について。

近年、地下水は、豊富な栄養を含むため、沿岸海域の生物生産に高く寄与すると考えられるようになっていきます。

本事業により、湧き水の減少や平常時の川の水量の減少、土砂の流出増加による沿岸部への影響及び土砂の洗掘による表土の損失によって、もともとは火山の噴火でできた島の地表の土が失われ、島の大部分が岩でむき出しになってしまう可能性もあり、生態系は大きな影響を受けると予測されますが、県の見解を伺います。

また、事業地において、県条例で指定する希少種が見つかった場合は、どのような対応になりますか。

副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

県民生活環境部長（大安哲也君） 仮に土砂流出等が発生した場合の生態系への影響につきましては、具体的な状況を踏まえる必要がございますので、お答えすることは困難でございます。

希少種につきましては、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づきまして、希少な野生動植物種を指定し、保護を図っております。

宇久島の大浜海岸では、同条例で指定された海岸性への昆虫の生息が確認されていきますが、

西海国立公園の区域内であり、本事業の対象地からは除外をされております。

仮に、事業地におきまして、条例で指定されました希少種が確認された場合は、必要に応じまして事業者による生息状況調査や保全措置について協議をしております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君）（6）火災の懸念について。

現在、メガソーラーでの火災が全国で相次いでいます。宮城県仙台市の火災では、消防車50台以上、消防隊員、団員200人以上が駆けつけたが、感電のおそれがあるため、すぐには手が出せず、22時間後の翌日になってようやく鎮火しました。

また、ある火災現場では、消防車の入れない場所にメガソーラーがあり、宇久島の消防体制を考えた時、事業者側が十分な消防体制を準備していないと対応できないと考えますが、これに対して事業者がどのような対応を取られているか、県は確認されていますか。

副議長（山本由夫君） 危機管理部長。

危機管理部長（今富洋祐君） 事業者の防火対策につきまして、事業者を確認しましたところ、事業はまだこれからとのことであり、今後、地元消防と相談しながら検討するとのことでした。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 他県では、3ヘクタール以上の火災も既に起きていることから、消防車が1台しかない宇久島で同様のことが起きた場合、自衛隊や海を越えて消防隊を送る必要が出てきます。

ソーラーパネルの下を植物にするということ

なので、冬の乾燥期には、なおさら火事の危険性が高まります。

県としましても、事前の状況把握と、各機関との連携について、準備をしておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

副議長（山本由夫君） 危機管理部長。

危機管理部長（今富洋祐君） 宇久島における消防体制につきましては、法令等に基づき、管轄する佐世保市が人口等、地域の実情を考慮し、消防職員9名と消防車1台、救急車1台、消防団では団員87名と消防車10台を配備しております。また、島内だけでは対応困難な場合には、島外からの応援を想定しております。

メガソーラーの火災は、感電の危険性や有毒ガスの発生など、消火活動上の困難性、危険性が高いため、国から消防機関に対し、災害現場での安全管理の徹底や各種訓練の実施等が求められております。

県としましては、有事に備え、消防機関と施設関係者等が連携して、消火活動手順の作成や訓練の実施等について、事前に検討しておくことが重要であると考えており、市の対応等を確認しながら、必要に応じて支援をしております。

また、実際に火災が発生した佐世保市だけでの対応が困難な場合には、広域応援の調整等、適切に対応をしております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君）（7）宇久島と長崎県にもたらす経済効果について。

本事業が宇久島と本県にもたらす経済効果について、県はどのように捉えられていますか。

副議長（山本由夫君） 産業労働部長。

産業労働部長（宮地智弘君） 宇久島におけるメガソーラー計画については、民間事業として

実施されているものであり、投資額等の事業の詳細について、県に対し報告をいただくこととなっております。

そのため、本事業について、報道や発電事業者のホームページで確認したところ、総事業費は見込みで約2,000億円となっておりますが、海外でのパネル製作費などを含み、県内の投資額が不明なため、県内における経済波及効果を算出することは困難でございます。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 私が調べたところ、1,664人の島民に対して、作業員が今後1,300名必要ということですので、新たに雇用が生まれたり、宿泊施設やフェリー客の増加などが見込まれますし、佐世保市には、年間約20億円の固定資産税や法人税の税収が入ります。

また、事業者は、宇久島振興基金として、工事期間中に数億円、その後の事業期間中に毎年数千万円を拠出し、新しい特産品の開発や環境保全、経済活性化などへの財政支援を行うというすばらしい動きをはじめられていらっしゃいますが、実質は電力会社が事業者から電気を買取の際の負担は、賦課金といって、これから私たち県民の電気料金に上乗せされて賄われるというものです。つまり、この宇久島メガソーラー事業で発電した電気を買うために、みんなの電気の料金の負担をこれから増やすことになります。そういうことで、なかなか多くの県民や県内企業にとって、経済効果を得にくいところですよ。

しかも、今、九州は、ソーラー発電による電気は十分足りていて、買い取りを時々制限しています。毎年、太陽光による電力量は増えており、それに合わせて2023年には136回出力制御

を行ったと記事にありました。要は、おたくの電気を一時買い取りませんよということです。ですので、既に今、ソーラー事業をしている事業所は、電気を買ってもらう機会が減り、収入は下がるでしょう。

先日のテレビ放送の中で、事業者が、これは宇久島の未来を守るためのプロジェクトとおっしゃっていましたが、よほど環境や住民に配慮した対策を講じない限りは、理解を得ることは難しいかと思えます。

また、有事の際は、国境に接するエネルギー供給基地ですので、防衛上危険性が高まると私は考えています。

（8）本事業の問題点について。

島から佐世保市へ電気を送る海底送電線の設置について、漁協の反対があっているということですが、そうであれば、そもそも電気を送ることすらできない状況で、どうして許可が下りたんでしょうか。

副議長（山本由夫君） 農林部長。

農林部長（渋谷隆秀君） 一般的に太陽光発電事業については、事業実施に当たり、事業計画、土地造成、海底も含めた設備の設置、保安等、様々な法令に基づく多くの許認可が必要となります。

林地開発については、森林法に基づき、適正に審査を行い、許可をしております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 送電線についてはいかがでしょうか。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

土木部長（中尾吉宏君） 送電線の海域への設置につきましては、今、申請書が出てきたところでございまして、中身を確認させていただい

ているところでございます。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 今、はなはだ不安になったところなんですけれども、次にいきます。

本事業に関して、最も懸念される点について、お話しします。

これまでに国は、相次ぐメガソーラー等の災害などの発生から、事故対策の検討を重ね、何度か法改正を行い、現在は厳しい基準に変わっています。しかし、本事業は、令和元年に許可を取っており、古い法律、つまり昔の緩い基準のままで事業計画がされているということです。

日本最大規模の開発なのに、国や県の条例による環境アセスメントの対象にもなっていません。ですから、島谷教授のようなプロフェッショナルから見た場合、とても現実的ではなく、危なくて仕方がないということになるわけです。このままでは、過去に見られたような災害を繰り返してしまいます。

（9）現状に対する県の対応について。

このような現状を鑑みますと、法改正前の基準で計画してきた本事業が、その日本最大という規模ゆえに、現状では危険な災害が幾つか予測できる状況にあるということです。

そこで、県として、何か対応できることはありませんか。

副議長（山本由夫君） 農林部長。

農林部長（渋谷隆秀君） 林地開発許可においては、申請時点での許可基準に定める流出係数で算出された雨水流出量などを審査することとなっており、本事業については、改定前に申請があったことから、改定前の許可基準により審査、許可をしております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） それはわかっているんですけども、現実には危ない、災害が起きそうな場所が予測できる状況にあるということで、県として何かできないでしょうか。

副議長（山本由夫君） 危機管理部長。

危機管理部長（今富洋祐君） 宇久地域の防災対策につきましては、まずは佐世保市が担っていかれるものと認識しております。

今後、佐世保市から何か相談等ございましたら、検討してまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） それでは、現在、佐世保市からの連絡等は、まだ何もないということではよろしいでしょうか。

副議長（山本由夫君） 危機管理部長。

危機管理部長（今富洋祐君） 現在は、まだあっておりません。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） （10）災害・環境への影響把握と緩和策の提案について。

今回、島谷教授から、県知事と佐世保市に緩和策が提案されています。しかも、島の4分の1を開発するという世界的にも類を見ない開発です。これまで挙げた現状の問題もある中で、県もこの提案を受けて、まずは事業者と島谷さんから研究者との勉強会を開催してはいかがでしょうか。

副議長（山本由夫君） 農林部長。

農林部長（渋谷隆秀君） 熊本県立大学特別教授からの提案につきましては、事業者へお伝えすることとしております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 実は、昨日、事業者の営業部から電話で事業説明がありました。そ

の際に、この勉強会について提案をしまして、ぜひお願いしたいということでした。

私も参加しますので、県もぜひ参加をお願いいたします。また、佐世保市への呼びかけをお願いいたします。

日本最大規模の事業について、安全性の向上について、ともに勉強していきましょう。

5、コロナワクチン後遺症の救済制度について。

（1）コロナワクチンによる全国の健康被害の申請・認定状況について。

いまだにコロナワクチンによる被害の声が止まりません。現状の数字を教えてください。

副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（新田惇一君） 予防接種法に基づく予防接種後健康被害救済制度は、ワクチン接種後に、健康被害を受けた本人や、その家族などが市町村に対して申請を行い、市町村から都道府県を通じて厚生労働省に進達された案件について、厚生労働省の審査会で審査がなされた結果、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方に救済のための給付が行われるものです。

本年6月10日に開催された審査会の時点では、これまで新型コロナワクチン接種後の健康被害として、国に進達された件数は1万1,305件となっておりまして、このうち認定件数は7,458件、否認件数は1,795件とされております。

また、認定件数のうち、死亡一時金または葬祭料にかかる件数は618件となっております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） （2）本県における健康被害の申請・認定状況について。

本県における状況についても教えてください。

副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（新田惇一君） 本県の状況につきましては、県から国に進達した件数は、6月10日時点で120件、このうち認定件数は82件、否認件数は11件となっておりまして、認定件数のうち、死亡一時金、または葬祭料にかかる件数は8件となっております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 申請を受けても、まだ審査されてない件数についても教えてください。

副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（新田惇一君） 恐らくこちらの差し引きの数になると思いますので、すみません。今申し上げた件数を踏まえて、そちらの差し引きの件数ということで答弁させていただきます。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） （3）ワクチン接種による危険性についての知事の認識。

私が昨年の9月定例会ではじめて確認した時は、死亡者、ワクチン被害による死亡者の認定数が200名程度だったことを考えますと、なんと今、3倍になっています。今、政治が、国民の命と健康に真剣に向き合っていない現状に、亡くなられたり、健康を害している人たちに対して、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいです。

これまで、コロナワクチンは、インフルエンザワクチンの100倍の危険性が明らかになっています。また、死亡一時金の予算が当初の110倍になっていること、アストラジェネカがワクチンの承認を取り下げたこと、ファイザー、モデルナ製品においてもDNAが混入していること、このような事象が論文を通して明らかにな

ってきており、死亡認定者数が618件に上っている厚生労働省の結果を踏まえ、mRNAワクチンに対する危険性について、知事はいかが認識されますか。

副議長（山本由夫君） 知事。

知事（大石賢吾君） この新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国の厚生科学審議会の関係分科会等において、最新の科学的知見であったり、海外の動向等を踏まえて、その有効性と安全性の評価がなされているというふうに認識をしています。それによってワクチンの安全性にかかる新たな懸念は、現時点、認められていなくて、ワクチン接種によるベネフィットがリスクを上回ると考えられているところだと承知をしています。

私としましては、引き続き、県民の皆様の健康や生命を守るために、専門的知見に基づく国の方針を踏まえて対応していきたいと考えております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 知事の認識は、なかなか変わらないようですが、以前、選挙での疑惑のポスターにも「コロナの専門家」と「自らが動き、判断する」という言葉が載っていました。

それでは、医師でもある知事は、何名ぐらい死亡認定がなされたら、これは大変なことだと判断されますか。医師として、統計的判断をお聞かせください。

副議長（山本由夫君） 知事。

知事（大石賢吾君） 先ほども申し上げましたけれども、有効性・安全性の評価というのは、様々なものを踏まえて、専門的知見に基づいて判断をされるものというふうに思いますので、

それをなされた国の方針を踏まえて、今後も対応していきたいと思います。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 先月、5月31日に、日比谷公園に約4万人が集い、一連のコロナ騒動に対するWHOや我が国の対応について、デモが行われましたが、主要メディアはこれを無視しました。テレビのニュースになることはありませんでした。

代表のWCH（ワールドカウンシルフォーヘルス）日本代表の柳澤医師の言葉です。

「インフルエンザワクチンは、10年間で1億8,000万回接種、そのうち死亡認定は4件です。新型コロナワクチンは、3年間で1億9,000万回接種、死亡認定は378名。医者として、もし患者さんがコロナワクチンを打ってくれと言ってきた場合、インフルエンザワクチンの100倍の危険性があるということ、まず説明しなければならない。それ以前に、このような100倍以上のリスクのあるワクチンをとても勧めることはできません」と述べられ、日比谷公園では多くのお医者さんたちが白衣を着てデモに参加されている姿が印象的でした。長崎県でも理解が進むことを願います。

（4）救済制度の申請にかかるガイドラインについて。

奈良県では、医師らへコロナワクチン被害の理解が進まないことから、救済制度の申請自体に困難が生じてきており、医療機関向けのマニュアルを作成しています。

本県でも、奈良県のような取組ができないか、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（新田惇一君） 予防接種により

健康被害を受けられた方が、予防接種法に基づく予防接種後健康被害救済制度を活用しやすくなることは大変重要であると認識しております。

そのため、県では、ホームページにおいて救済制度の概要や、副反応が生じた場合の相談先などについてお知らせをするなど、周知に取り組んでまいりました。

今後は、健康被害を受けられた方が、より円滑に救済制度の申請を進めることができるよう、他県の取組なども参考にしながら、制度の内容について、県民の皆様や医療機関などにわかりやすくお伝えするための工夫を行ってまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 現場では、コロナワクチンの被害ということで、受診を拒まれている患者さんもいらっしゃるということです。ぜひ、奈良県の奈良モデルと呼ばれている、ホームページでも確認できますので、奈良県のような取組をぜひお願いいたします。

6. 地方自治法の改正について。

(1) 地方自治法の改正について。

今回の改正案は、新型コロナの教訓を踏まえたものとされていますが、法改正の内容について、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 総務部長。

総務部長（中尾正英君） 今回の地方自治法改正では、新型コロナ対応において、従来の法制では想定されていなかった事態が相次ぎ、国と地方公共団体の調整に混乱が生じたことなどを踏まえて、国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する規定が盛り込まれました。

これに伴い、個別法の規定では想定されていない事態のため、個別法の指示が行使できず、

国民の生命等の保護のため、特に、必要な場合には、適切な要件、手続きのもと、国は、地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため、講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとなります。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） (2) 指示権の行使について。

ワクチンの強制接種や移動の自由が制限されるなど、国からの指示の内容によっては県民に不利益が生じることが想定されます。実際にワクチンの強制接種や移動の自由の制限に関する指示権が国から行使された場合、知事は、国の指示に従うかどうか、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 知事。

知事（大石賢吾君） まず、法改正の議論におきまして、国の方では、「国民の権利を制限し、義務を課す場合には、法律の根拠が必要となるものであり、補充的な指示によって、地方公共団体に法律の根拠のない国民の権利の制限や義務の付加を指示することはできない」というふうにされておりまして。

また、補充的な指示につきましては、個別法で想定できない事態が生じた場合の備えとして設けられたものでございまして、その対象は、現時点で具体的に示されているものではないために、仮定のケースに予断を持ってお答えすることは困難であることだと思います。

いずれにしましても、地方自治の本旨の観点から、指示権の行使は、地方公共団体と事前に十分な調整を行ったうえで、必要最小限度の範囲でなされるべきものであるというふうに考えております。

です。全国知事会等とも連携をしまして、適正な運用を国の方に求めてまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） まきやま議員 4番。

4番（まきやま大和君） 6月3日に、アメリカ議会で行われた新型コロナウイルス感染症特別小委員会の公聴会で、アンソニー・ファウチ前国立アレルギー感染研究所所長の証言に世界が驚きました。日本では、ニュースにはなっておりません。

これまで、日本でも過剰なまでに推奨されてきたソーシャルディスタンスや子どものマスク着用の必要性は、科学的根拠があるか不明で、何となく決められ、突然出てきたものという証言をされました。

日本で実施されていた新しい生活様式は、2メートル距離を置くとか、アクリル板を設置するとか、子どもに黙食をさせるとか、あれは一体何だったのでしょうか。

今度「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の見直しですが、近く閣議決定されるようですが、これに対して、なんと19万件のパブリックコメントが寄せられました。この新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、誤情報の取り締まりについて書かれています。

これまで、日本政府が、ワクチンは2回打つだけでよい、ワクチンで亡くなった方はいないなど、これまで政府こそが誤情報を多く出してきたことに対する危機感から、このパブリックコメントの数になっていると思います。

最後に、日本を代表する憲法学者の小林 節さんからの言葉を紹介します。

「日本国憲法、第13条『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に

対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする』これにより、ワクチンの強制接種は否定できる」と。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（山本由夫君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

6月24日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時41分 散会

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和6年6月24日（月曜日）

出席議員（45名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 11番 山村 健志 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 34番 小林 克敏 君

35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君
 37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（1名）

29番 吉村 洋 君

説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 陣野 和弘 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 伊達 良弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 宮地 智弘 君
 水産部長 吉田 誠 君
 農林部長 渋谷 隆秀 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 井手 美都子 君

土木部技監	植村公彦君
交通局長	太田彰幸君
地域振興部政策監	渡辺大祐君
文化観光国際部政策監	村田利博君
産業労働部政策監	石田智久君
教育委員会教育長	前川謙介君
選挙管理委員会委員長	渡邊敏則君
代表監査委員	下田芳之君
人事委員会委員	安達健太郎君
公安委員会委員長	安部恵美子君
警察本部長	中山仁君
監査事務局長	桑宮直彦君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田中紀久美君
教育次長	狩野博臣君
財政課長	苑田弘継君
秘書課長	黒島航君
選挙管理委員会書記長	楠本雅一君
警察本部参事官兼総務課長	古賀新一君

議会事務局職員出席者

局長	中尾美恵子君
次長兼総務課長	濱口孝君
議事課長	佐藤隆幸君
政務調査課長	大宮巖浩君
議事課課長補佐	永尾弘之君
議事課係長	山口祐一郎君
議事課会計年度任用職員	天雨千代子君

午前10時 0分 開議

○議長（徳永達也君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、6月21日に引き続き、一般質問を行います。

大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君）（拍手）〔登壇〕皆様、おはようございます。

一般質問2日目、野球はできませんが、一番バッターを務めさせていただきます。自由民主党、平戸市選挙区選出の大久保堅太でございます。

本日は、地元平戸市からも、早朝より出発し、傍聴いただいております。ありがとうございます。

いよいよ、長崎も梅雨入りしたとのことでございますが、今年は観測史上4番目の遅さとなったようでございます。一度に激しい雨が降る可能性も予想されていることから、県下、被害がないことを祈りながら、県当局、県民の皆様には、しっかりと風水害対策をしていただきますようお願いいたします。

そんな中、6月は、それぞれの21市町で定例会も開かれており、一般質問や委員会などにて、地域課題を一つひとつ取り上げられ、真剣な議論を重ねております。

私も、3期12年、平戸市議会にてお世話になりましたが、そこで理事者側から返ってくる答弁に、「それは県の管理となります」、「それは県の許可となります」、「一自治体では解決できないことから、県と協議してまいります」など、これ以上議論が進まない場面に出くわすことも多々あります。悔しい思いをすることもありました。同じように、多くの市町議員が経験してこられたことだと思っております。

こうして直接訴えられる機会をいただいていることに感謝し、この時間を地元、県民の一代弁者としてもしっかりと活かせるよう、先輩、同僚議員、そして大石知事をはじめ、理事者、県職員の皆様にご指導賜りながら、最善を尽く

してまいりたいと思います。しばらくの間、おつきあいのほど、よろしく願いいたします。

私は、今回、6点の通告をさせていただいております。

1、農林水産振興について。

(1) 輸出戦略について。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業の取組とは。

先月、5月に農業の憲法と言われる「食料農業農村基本法」改正が成立し、1999年の制定から四半世紀を経て、はじめての改正となりました。

主なポイントとして、食料安全保障の確保や気候変動を踏まえた環境負荷低減に加え、「生産コストと見合わない市場流通が農家を苦しめており、食料の価格形成について、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮する」とされております。

さらに、輸出促進のため、国は、産地の育成と農産物の競争力強化を図るとうたわれており、まさに、日本農業は大きな転換点を迎えます。

農政の憲法と言われながら、食料自給率は目標を一度も達成されておらず、農地と担い手は減り続け、農村の衰退が続いております。

そんな中、国と国民を守る食料安全保障には、農業・農村の立て直しが急務であります。しかし、我が国では、少子化の進展に伴う人口減少により、国内の食の市場規模が縮小しております。一方で、海外では、新興国の経済成長、人口増に伴い、拡大傾向にあります。

そのような背景から、国は、農業生産基盤を維持するためには、輸出拡大を図ることが必要不可欠であるとして、政府の農林水産物、食料の輸出額目標には、2023年の実績1.5兆円から

2025年に2兆円、2030年に5兆円を目指しております。

現在、国において目標実現に向けて、大規模輸出産地モデル形成等支援事業を実施しており、本県も6月に採択されたと聞いておりますが、そこで、本事業の目的や支援内容と県の取組をお尋ねいたします。

以下の質問については、対面演壇席よりさせていただきます。

議長のお取り計らい、よろしく願いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 国が実施する事業は、海外の規制やロット等のニーズに対応する輸出産地を形成するため、広域的な推進体制を構築し、生産から流通、販売までのサプライチェーン確立を支援するもので、今年度は本県の要望額の9割となる2,700万円が配分されたところです。

県では、さらなる輸出拡大を図るため、本事業を活用して、農業団体や水産、食肉、流通業者等が参画する体制を構築し、いちごやみかん、長崎和牛、水産物など、主要品目の輸出先国の規制等に応じた生産や鮮度保持技術などを確立することで大規模輸出産地を育成することとしております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ご説明ありがとうございます。この事業を聞いた時、昨年、ベトナムに知事と同行した際に、大石知事が、せっかく海外に行くのであれば、和牛とか魚とか限定せずに、多くの特産物をセールスしたいと話されたことを思い出しております。

まさに、この事業は、長崎にしっかりと輸出

対応できる産地を育成し、本県農水産物のさらなる輸出拡大に向けた体制づくりができることから、しっかりと活かしていただきたいと思っております。

本事業は、具体的にはどのように取組を行い、そして、どの国を相手国とされているのか、輸出産地の育成を図っていくのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県といたしましては、昨年度、知事がトップセールスを実施いたしましたシンガポールをはじめ、経済発展が見込まれるタイなどへ、関係機関と一体となって輸出拡大を図ってまいります。

シンガポールにおいては、いちごの輸送時の品質保持と出荷期間の延長を目指し、果実の早期収穫や冷蔵保存技術の導入、輸出向けパッケージの開発に取り組みすることとしております。

また、タイでは、新たな販路を開拓するため、現地レストランにおいて、シェフや量販店のバイヤーなどを招いて、いちごや長崎和牛、水産物などを使用した特別メニューを提供する長崎フェアを実施することとしております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 先日、21日、22日に平戸口家畜市場で競りがありました。前月比15%以上の落ち込みとなり、昨年よりも下がっているという大変厳しい状況でもございます。

このような農業品目や水産物の厳しさを聞くたびに、輸出販路の造成、そして、一次産業の所得も上げなければならないと、持ちこたえられないという強い気持ちを抱く次第であります。

本県の農業産出額は、令和4年1,500億円、水産で令和元年1,000億円であり、農水で2,500億

円であります。

一方、輸出額の目標は、令和7年度までに63億円でございます。輸出割合は、実に2.5%であります。これからの国内需要の減少を見れば、まだまだ農業、漁業の輸出割合を上げていかなければなりません。

もちろん、一足飛びにはありませんが、このような支援制度を活かしながら、輸出国の開拓と生産者の輸出体制の構築に、今回、選ばれた品目以外にも広げていただきますように、取組を加速させていただきたいと思っております。

加えて、このような事業の成功例が、一次産品のみならず、加工品など二次産品も含めた横断的な展開となりますように期待いたします。

（2）磯焼け対策について。

現在の藻場の状況及び対策について。

磯焼けに対しては、これから、温暖化とともに海水温の上昇、生態系の変化により、厳しい状況がさらに加速されると聞いております。

今年も、カジメ、ヒジキが平戸海域においても減ってきております。アラメ・カジメ類を好んで食べる長崎の特産品のアワビは、平成22年130トンであったのに対し、令和4年には17トンと激減してしまいました。かつては、アワビ生産日本一を誇っていた長崎県ですが、漁師さんは、この海の変化に頭を抱えている状況であります。

県内の藻場の状況と対策について、まずお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 県内の藻場面積は、平成25年には8,200ヘクタールまで減少しましたが、県や漁業者等による藻場回復への取組強化もあり、令和3年には9,000ヘクタールまで回

復しております。

一方で、藻場の構成種については、アラメ・カジメ類が減少し、食害や高水温に強いホンダワラ類が増加する傾向にあります。

県では、アラメ・カジメ類に加え、ホンダワラ類を藻場造成に使用するなど、工夫しながら藻場の回復に努めているところであります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 高水温耐性の藻類の育種の研究について。

現在、この磯焼け対策は、五島や壱岐、そして佐世保、平戸も行っておりますが、漁協や関係者と、目の前の磯焼けを、種から育てる農業のような取組を海の中で一生懸命取り組んでおられ、さらには、食害魚であるアイゴ、イスズミの駆除をして、育てた海藻と、それを食べる魚のすみ分けを行いながら、ホンダワラなど、南方系の海藻を増殖させていく取組に頭の下がる思いでございます。

成果も少しずつあらわれているようであります。ただし、長崎の特産物の一つアワビは、なかなかホンダワラ種は食べないとされております。やはり、アラメ、カジメがないと長崎の海は戻らないと漁師さんは口をそろえます。

そこで、高水温耐性を持つアラメ・カジメ類の育種研究例はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 国内における高水温に耐性を持つアラメ・カジメ類の育種研究については、事例も少なく、実用化の例は確認できておりません。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ないということでございます。なかなか、こういった成功例は全国に

見当たらないと聞きますが、藻場を造っていかないと、アワビなど貝類の生息はもとより、近海の魚類の産卵場所、生息場所もなくなってしまうことを意味します。まさに、砂漠化すると長崎の水産業は枯渇してしまうおそれがあります。

アラメ、カジメの生育上限水温は28度から29度とされており、南方系のホンダワラはそれ以上の海水温に耐えられるから藻場造成に現在使われております。

長崎において、アラメ、カジメは、松浦、平戸が最後の砦とも言われております。

そこで、まだ全国的にも成功事例がないのであれば、水産県長崎として、アラメ・カジメ類が残っているうちに、育種の研究をしていく必要があるのではないかと考えております。

育種は、時間がかかることから、国と共同研究の可能性はないのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 現在の県内海域の水温は、アラメ・カジメ類の生育が可能な範囲ですが、魚類等による食害の影響が大きく、藻場造成においては、食害対策を行いながら実施しているところであります。

高水温に耐性のあるアラメ・カジメ類の育種等の研究については、国やほかの研究機関の動向を注視しながら、国との共同研究も含め、その必要性について、今後、検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 現在、壱岐や五島などでカーボンクレジットに向けた仕組みづくりもしっかり取り組んでおられますが、ブルーカーボンは、グリーンカーボン、即ち森林と比較しても同じ面積で最大5倍の吸収力があると言わ

れております。

グリーンカーボンは、数十年のCO₂貯留能力に対し、ブルーカーボンは、数百年から数千年CO₂を貯留できます。そこにカーボンクレジットの差が何倍も生じると言われております。

だからこそ、海を守り、環境、ブルーカーボンの取組をしている長崎県として、国と連携を図り、高水温耐性の海藻の研究に力を入れる必要があると考えております。

世界的温暖化の課題解決のためにも、環境保全の観点に立ち、水産庁のみならず、環境省とも共同研究の対象になるのではないかと思います。まずは、国と協議、検討だけでもしていただきたいというふうに思っております。

2、外国人材の確保について。

(1) ベトナム・クアンナム省との実績は。

現在、国内は、人手不足の深刻化から、外国人労働者の受け入れの動きは活発化するばかりであります。

一方、国内事業者や管理団体からは、優秀な外国人材の獲得が韓国や台湾など、他国との競争激化、国内では、都市部と地方の給与格差による競争、さらには円安の影響で困難になっているとのことでございます。

また、先日、6月14日、実習制度から育成就労制度への移行が国会で成立となり、外国人材が自由に転籍できるようになることで、競争がさらに加速化することは必至となりました。

この人材獲得競争下において、人材を確保していくことは、友好関係にある都市との連携を深めていくことも重要であると考えますが、昨年6月に友好交流関係を締結しているベトナム国クアンナム省との取組や、介護分野におけるベトナムの大学との取組について答弁いただき

ましたが、現在の連携実績や受け入れ状況について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） ベトナム国クアンナム省からの受け入れにつきましては、「人材交流に関する覚書」に基づき、現地の送り出し機関と本県の監理団体との間で協定が締結され、令和5年度は、県内の中小企業5社が16名の技能実習生を受け入れております。

また、介護分野につきましては、クアンナム省のクアンナム医療短期大学のほか、ダナン市の2つの看護系大学と覚書を締結して、外国人材の受け入れを進め、令和5年度は6名をマッチングしております。

今後とも、クアンナム省及び現地の大学等と連携し、県内企業等への外国人材の受け入れを促進してまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） このベトナム人は、本県に在留する外国人の中でも最も多く、日越外交樹立50周年を迎えました。はるか400年前に王女が嫁いでこられた歴史は、長崎しかないことから、関係を深める国、地域は最適だと思っております。

本県は、平成29年にベトナム・クアンナム省との友好関係、交流をさらに深めておりますけれども、経済交流など、交流のステップを深化できないか、県に考えを伺います。

○議長（徳永達也君） 文観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 本県の在留ベトナム人労働者数は、増加傾向にございますけれども、今後、さらに多くのベトナム人に本県を選んでいただくためには、本県の魅力等をより多くの人々に伝えていく必要があるも

のと考えております。

そのため、国内外のベトナム人に、本県の魅力や県内各地で活躍するベトナム人の情報等を伝える人的ネットワークの構築に着手したところでございます。

具体的には、長崎県国際交流協会の外国人相談窓口にはベトナム語対応可能な人材を配置いたしまして、様々な相談に応じながら、県内在住のベトナム人のネットワークを形成することとしております。そして、そのネットワークをベトナム母国のコミュニティともつなげることで、本県の情報を広く発信していくことを計画しております。

在長崎ベトナム人協会等とも連携を図りながら、本県を選ぶベトナム人のさらなる拡大を図り、経済交流の深化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ご答弁の取組は、非常に興味深いことであります。一つひとつ着実に定着されますようお願いいたします。

他県の高知県においては、県指定の日本語教育機関で、来日前に高知の魅力や方言を学んだ人を対象に、現地の教育機関へ120万円の講師費用を補助し、受入体制に併せ、現地に人材獲得戦略に乗り出しております。他県にも様々な手法で動きがあることから、つぶさに情報収集を図りながら、しっかりと関係構築に努めていただきたいと思います。

（2）選ばれる長崎県への対策について。

選ばれる長崎県づくりを行うに当たっては、県は、職場環境を整えるため、企業に対しセミナーを行い、外国人研修生へスキルアップ、キャリアアップ制度など、働きやすい職場環境の

改善にサポートされていることは存じております。加えて、暮らしやコミュニティといった、その地に暮らすという、住みやすさなど、環境整備は受入企業だけでできるものではありません。外国人材が地域で働き続けられるか否かに影響する要因は、企業努力に合わせ、地域として医療、教育、子育て、コミュニティなど、要素も大切であることから、そのためにも縦割りの各種分野、各部署を越えて、トータルコーディネートする部署が必要不可欠と訴えております。

昨年的一般質問においても、全庁的に連携して取り組む必要があると提案をし、その後、アジア・国際戦略プロジェクトに庁内の連絡会議を設置したと聞いておりますが、その状況をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 外国人材の受け入れにつきましては、昨年6月、庁内の関係14課による庁内連絡会議を設置し、各課共通の課題について、情報を共有しながら対応を協議しております。

また、長崎商工会議所の協力のもと、各業界を代表する県内企業30社と、外国人材の活用等について意見交換を行うなど、対外的にも連携して取り組んでいるところでございます。

引き続き、庁内の連携を図り、外国人材の受入促進に向けて取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 取組をいただいておりますように、庁内をはじめ、関係団体との連携が深まり、受入体制が充実していくと、本県が外国人に優しい県であることを見える化、つまり発信することも大切と考えておりますが、将

来的には、県、市町、県民及び事業者が一体となって外国人材を受け入れる多文化共生を推進することを目的とした条例の制定が必要だと思っております。

そのためには、まず、多文化共生に向けた県民の意識醸成に取り組む必要がありますが、どのように取り組んでいくつもりか、県の考えをお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 文観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら、ともに生きていく多文化共生社会の実現は、外国人材が活躍する持続可能な地域づくりを推進するうえで重要であると認識しております。

そのため、県では、総合計画に多文化共生の推進を掲げ、市町や長崎県国際交流協会とも連携しながら、日本人住民と外国人住民の交流拠点となる「地域日本語教室」の設置や在留外国人の様々な相談に対応する「外国人相談窓口」の運営等を行ってまいりました。

これらの取組を通じて、在留外国人を地域社会の一員として積極的に受け入れるための県民の意識醸成や、外国人が安心して就労や生活ができる受入環境の整備を推進し、外国人に選ばれる長崎県づくりに努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 行政は、多課にまたがるプロジェクトは調整に苦労するところもある中で連携をされていることに感謝をしたいと思います。

この人材確保問題を何度も質問する私でございますけれども、これからの長崎の経済と社会基盤を守るためでございます。ご理解のうえ、

県としてのハンドリング、役割は大であります。よろしくお願いたします。

3、高校教育について。

（1）有給職業体験バイターンシップの取組みについて。

高校教育について、前は、少子化により定員割れが著しい公立高校の魅力化と離島留学について、質問をいたしました。

今回は、バイターンシップについて、お尋ねいたします。

このバイターンシップとは、職業体験であるインターンシップと有給のアルバイトを組み合わせた言葉で、生徒のキャリア意識の向上を狙いとして、アルバイトとインターンシップをつなげたバイターンシップと言われる取組があります。

本県では、長崎工業高校で先進的にバイターンシップを行っていると聞いておりますが、この取組は、生徒がアルバイトを通じて賃金を得ることにとどまらず、これから踏み出す実社会に触れることで多くのことを感じ、考える貴重な機会であるものであります。

また、県内企業を体験的に知る機会にもなり、キャリア教育として県内就職につながる有給職業体験プログラムとして大変有効な取組であると考えております。

長崎工業高校のバイターンシップの取組と狙いの成果について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） アルバイトとインターンシップを組み合わせたバイターンシップにつきましては、地元の工業系の企業での就労意識を高める取組といたしまして、本県では長崎工業高校がいち早く取り入れまして、

夏休みなどの長期休業中に実施をしているところでございます。

令和5年度の夏以降で延べ10名の生徒が希望いたしまして、企業の面接を受けて雇用契約を結んでおります。

参加した生徒にとりましては、報酬を得ることによって、働くことの大変さですとか、やりがいなどを肌で感じる貴重な機会となっております。また、地元企業への興味関心が高まって、企業への印象がよくなったと回答する生徒もおりまして、地域を担う人材育成につながる取組であると考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ご理解いただいております。ありがとうございます。

高校生のインターンシップは、大体2日から3日が多いようであります。職場体験の観点ですから、仕事の内容はつかめるとは思いますが、どちらかといえば、若いお客さん扱いになってしまうと思っております。

有給であるバイターンシップとなれば、また違います。職場の方と同じ規律を守り、仕事を実践で学びます。バイターンシップで得られることとして、仕事の得意、不得意がわかってくる、社会人としてのマナーやコミュニケーション力がつき、面接でも自信がつく、就職した時に学生時代とのギャップを埋められ、社会人としていいスタートが切れるなど、自己成長と人生におけるステップアップにつながると言われております。私もそう思います。

そんな本事業を県内に広げていただきたいと考えますが、そこで、キャリアアップ教育として有意義なバイターンシップについて、今後の県内高校への展開について、どのように考えら

れているか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） バイターンシップは、賃金を得ることだけを目的とするのではなくて、これから踏み出す実社会に触れることで、学校では経験できない多くのことを学んだり、また考えたりする貴重な機会となります。教育的な観点からも社会と連携した新しい形のキャリア教育に位置づけられるものと考えております。

一方で、実施に当たりましては、生徒の学習活動や部活動などとの調整、また、学校では求人情報の紹介のみで、応募のあっせんはできないことなど、留意すべき事項もございます。こうしたことを整理しながら、県内高校にバイターンシップの意義や取組内容等に関する情報提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） この取組について、各校での考え方や方針があるのは承知しております。進学校や実業校などによっても違うのも理解できます。

私の高校時代を振り返れば、個人的には部活に一生懸命打ち込んで、一生懸命この部活をすることで、一生つきあえる仲間をつくってほしいとも思っております。しかしながら、部活動をしていない生徒もおり、職業体験をしたい生徒もいる中で、選択肢として与えることも必要ではないかというふうに思っております。

現在、アルバイトの許可は、基本的に経済的な理由がある生徒と聞きますが、このことはアルバイトをしている生徒に偏見が生じる可能性もあることから、バイターンシップの取組によ

って、誰もが等しく教育的活動の観点で働くこともできます。

併せて、他県の例で、不登校の生徒がこの制度を利用し、職場から必要とされることから、自己評価が上がり、家から外へ出るようになったという成功事例もあるようでございます。成果はいろいろと考えられますが、一方、教育現場を預かる先生方に失礼かと思いますが、ご一考いただきますように、切に願いたいというふうに思っております。

4、ながさきピース文化祭2025について。

(1) 総参加者数の目標について。

いよいよ来年、本県で開催されますが、去る5月28日の長崎県実行委員会総会においては、実施計画案が承認され、開催に向けて準備が着々と進んでいると思います。

令和7年9月14日から11月30日までの開催期間中は、県内21市町が舞台となり、各地域の多彩な文化資源や観光資源を活用した地域の魅力を発信する文化芸術事業や、文化の全国大会、障害の有無に関わらず、ともに参加し交流できるような事業など、実施すると聞いており、県外の方はもとより、県内の方にも長崎県の魅力をさらに深く知ってもらう絶好の機会と考えます。

そこで、県においては、文化祭における総参加者数の目標や、それを達成するため、どのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）ながさきピース文化祭の総参加者数の目標値につきましては、先催県の実績を基に、その平均を上回る190万人としております。

県内外から多くの方々に参加していただくた

めには、認知度向上や魅力的な事業の構築が重要でありますことから、これまで専用ホームページやアンバサダー、各種広報媒体等を活用したPRを行うとともに、市町や関係団体等と事業の検討、調整を重ねてきたところであります。

今後は、目標達成に向けて、これまでの取組に加え、節目、節目でのイベント開催や広報ボランティアによる情報発信、オフィシャルサポーターの活用による認知度向上などに市町や関係団体等と連携して取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君）大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君）先ほど190万人という動員目標があると答弁されましたけれども、全国大会でもありますし、情報発信や機運醸成には全国向けになると考えますが、県内参加者数の目標設定は設けていないのでしょうか。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）ながさきピース文化祭の総参加者数につきましては、出演者、観覧者、スタッフ、ボランティア等を合算した数でございますが、そのうち県内者、県外者の内訳につきましては、先催県と同様に設定していないところでございます。

○議長（徳永達也君）大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君）私は、今回、全国から190万人を目指して成果をつくるのも大切かと思いますが、県民が県内各地の文化や歴史、観光の魅力に触れることも大きな成果の一つにしていいのではないかと考えております。

この際、県民、特に、県の将来を担っていく若者世代に県内周遊を促すための計画をお考えか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）ながさきピ

ース文化祭の6つの基本方針の一つには、「若者や子どもたちが創り出す新しい文化とながさきの未来」を掲げており、文化を通じて若者に本県の魅力を知ってもらうことは大変重要であると認識しております。

このため、若者や子どもたちが参加できるプログラムを多数用意し、県や市町の教育委員会を通じて周知を図りますとともに、旅行会社や関係団体等と連携し、各地域の文化体験を含んだ魅力的な旅行商品の造成を働きかけ、県内周遊の促進を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） そもそも長崎県民は、私も含めてでございますけれども、長崎のことをまだまだ知らない世代だと思っております。

離島においても、隣の離島には行ったことがないとか、松浦、平戸には行ったことがないとか、こういったこともよく聞きます。

そこで、来年のながさきピース文化祭を契機として、県民の皆様、特に、学生、子どもたちに県内の旅で歴史や文化、そして観光の魅力に触れていただき、もっと県内のことを誇りに思い、「長崎は何もなかばい」ではなくて、県内の魅力を伝えられる長崎県民に育てたいと願いますが、提案としては、予算がかかりますが、子どもたちが県内を周遊しやすいように、旅行割引キャンペーンなど実施することができないでしょうか。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 本県での県民向けの旅行割引キャンペーンにつきましては、コロナ禍において国の交付金を活用して実施してきたところでございます。

こうした事業には、多額の予算が必要であり

ますことから、パンデミックからの経済回復といった、緊急的な対応が必要な場合に、全額国の財源を活用し実施すべきものであり、現状での実施は難しいと考えております。

しかしながら、若者をはじめ、県民の皆様に関内各地を訪れていただくことは、地域の魅力発見や愛着の深まりにもつながりますことから、県民の県内周遊を促すようなコンテンツ開発の支援や情報発信に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 財源が、なかなか見つからないということでもあると思います。国の予算があった時は、大型キャンペーンを打って、県内も結構周遊できたとも聞いておりますけれども、これから財源確保も考えていかなければならないなというふうに思っております。

5、観光振興について。

(1) クルーズ振興の取組みについて。

クルーズ県長崎、日本一に向けた政策と課題についてと題したいと思います。

先日、6月1日、佐世保港浦頭地区にクルーズ船が入港いたしました。

クルーズ船の誘致は、IRに代わる県北振興策の一つとして可能性を秘めていると思っております。

佐世保港や長崎港をはじめ、県内の港に多数のクルーズ船を誘致することで、入港数日本一を目指し、クルーズ県長崎を確立したいと思っております。

まず、昨年の入港実績と令和6年の入港見込みについて、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 文観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 令和5年は、3月の国際クルーズ船の受入再開以降、

本県へ133隻が入港しており、コロナ禍前の令和元年同期間と比較いたしますと、約6割まで回復しております。

また、133隻のうち、外国船籍のクルーズ船は121隻であり、沖縄県の124隻に次いで全国第2位となっております。

令和6年については、5月末現在で91隻が入港しており、年末までに昨年の約2倍となる267隻の入港が見込まれております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 長崎県は、昨年、あと3隻でクルーズ日本一であるところまでできていました。これは、都道府県別のランキングですね。資料によれば、昨年、もう一つ全国2位があります。それは、港別で見た時に長崎港は1位の横浜港に次いで2位でございました。これは、あと6隻で日本一ということですか。

この実績を見た時に、沖縄県、そして横浜港に肩を並べるところまでできております。そうであれば、日本一のクルーズ県長崎となるのは、今がチャンスと考えるのは私だけでしょうか。ぜひ目指していただきたいと思っております。

しかしながら、こうして私のようにほえるばかりでは日本一にはなりません。

クルーズ船の受入港を有する市町としっかり連携し、誘致活動や周遊対策などに取り組んでいかなければ、日本一のクルーズ県になることはできないと考えております。

県内のクルーズ振興の体制を確認させていただきます。現在、県では、県内のクルーズ船を受け入れている関係市町等と、どのような役割分担のもと取組を推進しているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 文観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） クルーズ振興の取組につきましては、主に県が誘致活動と広域周遊対策などを担い、クルーズ船の受入港を有する市町において、入港時の歓迎イベントの実施や地域内における周遊対策などを担当しております。

なお、佐世保港につきましては、佐世保市が港湾管理者であることから、市においても積極的に誘致活動を推進しております。

このような役割分担のもと、市町や関係機関と連携して、本県のさらなるクルーズ船の誘致拡大に取り組んでおります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 県が誘致活動と市町をまたぐ広域周遊で、市町が歓迎イベントや市内周遊と理解いたしました。

先ほど答弁いただいたように、令和5年の本県への外国船クルーズの入港数は全国第2位とのことではありますが、約8割が長崎港への入港と聞いております。

話に聞けば、長崎港が外国船クルーズの2位なだけに、圧倒的知名度のようであります。現実的には長崎港に入らないクルーズ船が佐世保港に入ることも少なくないようでございます。とすれば、今、長崎港が2パス化になるとすると、佐世保港はどうなるかという話でございます。

今のところ、2パス化は令和10年で、4年後であります。それまでに佐世保港が長崎港に並ぶような知名度を、寄港数を上げながら、対馬、壱岐、五島列島などの離島港などへの入港拡大が重要と考えますが、現在、長崎では県内の各港へのクルーズ船誘致拡大に向けて、どのような取組をされているのか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 文観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君）クルーズ船の誘致につきましては、船会社や旅行会社を直接訪問するなど、本県の港の特色や強みのほか、寄港地としての魅力についてセールスを行っております。

去る6月1日には、佐世保港浦頭地区へ初入港が実現したところであり、さらなる寄港に向け、佐世保市と連携して、国内外の船会社や旅行会社に対する誘致活動等に取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、クルーズ船の入港は、地域ににぎわいが創出され、経済の活性化につながるものと考えており、今後とも、地元自治体等と連携いたしまして、本県のクルーズ船の入港拡大に向けて、積極的な誘致活動のほか、寄港時の広域周遊観光や県産品の販売促進などにも取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君）今回、クルーズ振興の体制をお聞きしまして、誘致・営業は、県が担っているということでございますけれども、気になるのは、誘致・営業となると、このような業界は人とのつながりのうえで情報が最も大切になると考えます。

数年で異動となるデメリットをどのように考えられるのか、継続的に拡大させていくには、日本一に持っていく日本一の体制、仕組みづくりが重要でございます。いま一度、人員、予算、組織のあり方を確認していただきたいと思っております。

クルーズ観光には宿泊がないとか、消費額が少ないとか、ネガティブなことを言う方もおられますが、まずは来ていただいて、買いたい、

食べたい、体験したいをいかに提供するかであり、そこは努力だと思っております。

その魅力、商品造成は、クルーズ客だけではなくて、全ての国内外の観光客が享受できるものであると思っております。

長崎は、かつてから海を介して栄えた街であります。ストーリーもポテンシャルもあるこのクルーズ観光は、離島を含め、長崎全域の観光の大きな柱の一つになります。

私もでき得ることはしたいと思っておりますが、ともにクルーズ県長崎日本一を目指し、吉報を楽しみに待ちたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

（2）宿泊税について。

今回の質問は、県民の魅力発見の長崎周遊や日本一のクルーズ観光など、思いを含めて提案させていただきましたが、全て財源が必要でございます。インバウンド需要や国内観光需要が回復傾向にある中、本県が国内外、多くの方から選ばれる目的地となるためには、魅力的なコンテンツや受入環境の整備など、当然必要となっております。

まずは、今年度の人件費と公債費を除き、県歳出予算総額に占める観光関連予算の状況について、お尋ねしたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）令和6年度当初予算におきます観光関連予算額は15億6,000万円となっており、人件費と公債費を除いた一般会計予算総額4,574億円の約0.3%となっております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君）県の歳出予算に対して観光関連予算は0.3%しかないとの答弁でござ

いますが、本県の観光関連予算は必要な額が確保できると言っているのでしょうか。

長崎県の観光消費額が、令和4年、2,700億円と経済波及効果が大きいことや、昨今はインバウンドという海外セールス、インバウンド対応予算の増加で費用もかさんでいることなどを含め、長崎県が国内外から選ばれていくためには、やはりしっかりと必要な財源を確保していかなければならないと考えております。

財源確保には幾つか方法があると思いますが、現在、全国的に導入の動きが見られる宿泊税については、先の議会でも挙がりましたが、観光振興のため、安定的な財源確保の手法として有効であり、本県としてもしっかりと検討していただきたいと考えております。

そこで、本県における宿泊税の導入について、知事のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 観光振興でございますけれども、関連産業のすそ野が大変広うございまして、地域の消費や雇用の拡大といった大きな経済効果が期待できる重要な取組だというふうに考えております。そのため、県勢の推進において、今後、ますます、その重要性は高まっていくものと考えております。

議員ご指摘の宿泊税につきましては、安定的な財源の確保に有効であり、こうした財源を活用することで、さらなる、例えば国際航空路線の誘致であったり、また、付加価値の高い観光コンテンツの造成支援、受入環境の充実など、これまで以上に幅広い観光施策の展開が可能となると考えます。

制度の導入に当たりましては、徴収窓口となります宿泊事業者の負担など、様々な影響につ

いて考慮しながら、丁寧に進めることが重要だというふうに考えております。

現在、県では、宿泊事業者の皆様と、今後の観光振興につきまして意見交換を行っているところでございますので、こうした機会も活用しながら、この宿泊税についても関係者の皆様と議論を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 県内では、先に導入している長崎市がございまして、宿泊料1万円未満で100円、2万円未満で200円、そして、2万円以上で500円とされております。

コロナ禍が入る令和4年の県観光統計から算出すると、100円徴収したとすれば、6億円以上の税収となります。

県の観光事業費からしても大きい財源となることは考えられますが、ただ、机上で私が勝手に計算することはたやすいことではございますが、徴税については、宿泊事業者のご理解が必要でございます。もちろん、観光振興に使う目的税ではございますが、いろんな意見もございましょうし、方法論も話が出てくるというふうに思っております。まずは、関係者の方々と協議をしていただき、観光振興の財源確保にご尽力をいただきたいというふうに思っております。

6、県北振興について。

（1）今後の県北振興策をどのように形成していくのか。

現在、IR誘致については、長崎・九州IRとして、九州一体となって取り組んでまいりました。期待が大きかっただけに、不認定という結果に終わり、審査委員会で「熟度の低い計画」と言われたことは、やりきれない思いがございまして。

県北地域の関係者は、特に、落胆が大きいこ

とは現実でございます。もちろん、総括をしていくことは大切でございますが、IR誘致という一大プロジェクトが白紙となった中、IRに代わる県北地域の振興策を早急に検討していく必要があると考えております。県北の窮状を見れば、待ったなしでございます。

大石知事が挨拶でたびたび話されるように、県北においては、原子力船「むつ」、そして新幹線など、過去から様々な経緯がある中、IR誘致の有無にかかわらず、県としても課題認識を持ち、様々な取組をされてきていると思いますが、地元関係者が納得する状況に至っていないと考えております。

このため、今回のタイミングが、県、市町一体となって県北振興策にいま一度取り組む絶好のチャンスであることから、例えば、知事、関係市町長で構成する県北振興協議会など、協議体を新たに設置して、IRに代わるような骨太プロジェクトを一緒につくりあげる必要があると考えております。

そこで、新たな協議体の設置などを含め、今後、どのような手法で県北振興策を検討しているかとされているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 佐世保市を中心とした県北地域の振興については、重要な課題であると認識しております。

県としましては、この間、九州・長崎IRの誘致を通して積み上げてまいりました広域観光周遊等の取組や、九州経済連合会をはじめとする県内外の関係皆様との連携、事業構築、推進にかかるノウハウの蓄積などのレガシーについて、今後の県政推進にしっかりと活かしてまいりたいと考えております。

そのため、まずは、県北地域の振興策を検討するに当たり、現在、県・佐世保市の政策ミーティングによる手法をはじめ、様々な階層において、地元関係者の皆様と意見交換や協議を行っているところであります。

個別プロジェクトの内容に応じて、関係する自治体や民間事業者等の枠組みも変化することから、今後、議員ご提案の件も含めまして、関係市町等のご意見をお聞きしながら、振興策について、検討を深めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、関係市町や民間事業者等の皆様と連携しながら、県北地域の振興について、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） このIR不認定後、県北の地域振興策については、全てが県や知事に押しつけるものではないと思っております。しかしながら、県や知事の動きを求められているのも事実でございます。

それは何といたっても、現在の県北の閉塞感からきているものだというように思っております。もちろん、我々地元、県・市町議員も首長や県北民の皆さんと汗をかきながら、知恵を出していかなければなりません。ただ、旗振りには知事に求められているものと思っております。

県下諸課題が多すぎて、ご多忙と察するところではございますが、県北の振興が、ひいては長崎の発展に寄与できると確信しております。今後とも、ご尽力いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

知事、何かコメントがあれば、よろしく願いします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） これまでも、様々な場面で申し上げさせていただいたとおり、県北の振興、佐世保・県北地域の振興といったものは、県政の発展に必ず必要なものだというふうに考えております。

これまでも、先ほど部長が答弁させていただきましたとおり、各層の方々、関係者の皆様方と議論を重ねてきておりますけれども、しっかりと今後もその方々と協力をして、議論を重ねながら県北地域の振興をしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、それを必ず県勢の発展につなげていきたいというふうに思っています。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 知事、ありがとうございます。ぜひとも、県北振興のために、よろしく願い申し上げます。

最後に、県北地区における公共事業について、お尋ねいたします。

これも県北振興に大きく寄与するものだと思っております。

先週、先輩議員から公共事業の質問があり、5年間のデータで土木費配分が県南5、離島2、県北2、その他1となっているという話がありました。昨年度は、県南55%、離島22%、県北15%でした。一昨年は、県南58%、離島17.3%、県北16.3%という配分結果でございます。

この県北15%、16%に対し言われるのが、県北振興局管内の面積は、県土の24%、人口も26%が住んでいると言われております。その人口に応じて建設土木業者や技術者などの雇用もそれなりにあることは言うまでもございません。

県北地区の公共事業の中で、急傾斜事業の箇所数が県内の6割を占めていると聞いており、特に、必要性や地域ニーズが高い重要な事業で

あると認識しておりますが、ほかにも道路事業、高規格道路の整備など、県北振興を進めるに当たって重要な事業があると思われるが、どのような分野が特に重点化されているのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 令和6年度の国直轄事業と県事業を合わせた県全体の公共事業の当初内示額は約680億円であり、分野ごとの割合は、道路が60%、砂防・急傾斜が10%、港湾が12%を占めております。

一方、県北地区での当初内示額は約200億円であり、道路が72%、砂防・急傾斜が12%、港湾が8%を占めております。

県全体との比較では、道路と砂防・急傾斜の割合が高い状況になっております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 県北地区においては、道路や砂防・急傾斜のウエートが高いところであり、このたびの能登半島地震を教訓に、防災・減災が急がれること、そして、暮らしの面では建設業で生計を立て、米を作り、農地を守る方、牛を育てる方もおられます。こういった事業を推進されることが、県北地区の多方面の振興につながっていくところであります。

県北地区の公共事業について、県としてどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 道路事業におきましては、現在、西九州自動車道の延伸や4車線化の工事が着々と進行しており、最近、事業化された一般県道俵ヶ浦田野線の赤崎工区などでは、工事開始に向けた測量設計を進めております。

砂防・急傾斜事業におきましては、佐世保市

を中心に57か所の整備を実施するなど、大幅な進捗が図られておりますが、従来のスキームより採択要件が緩和された、まちづくり連携砂防等事業を活用し、さらに整備を促進しようとしております。

県北地区の振興のために整備が必要な箇所は、ほかにもまだまだあると考えており、河川や港湾などの事業も含め、必要性や地域のニーズ、費用対効果などを考慮し、優先度の高いものから、順次、事業化できるよう努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） このことも、県内21市町から要望があり、各振興局も配置し、本庁に精査して、優先順位をつけながら適切な対応に努められるところで、恐らくこのような質問は答えにくいこともあるんだろうなというふうに思っております。そんな中にご対応ありがとうございます。

国土強靱化も来年までとなっておりますことから、その後の予算措置も、県と議会と連携し、要望に尽力させていただきたいと思っております。

今後とも、インフラ整備、生命・財産を守るための防災・減災に努めていただきますように、よろしく願い申し上げ、一般質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩します。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党、対馬市選挙区選出、畑島晃貴でございます。

初当選から約1年が経過し、2度目の一般質問の機会をいただきました。

改めて、日頃より支えていただいている全ての皆様に感謝申し上げたいと思います。

さて、早速ですが、質問に入らせていただきます。

1、子ども・子育て政策について。

先般、厚生労働省が発表した人口動態統計により、我が国の合計特殊出生率が明らかとなりました。長崎県は、全国第2位の1.49という数値でありましたが、7年連続で低下する結果となりました。また、東京都では、ついに1.0を下回る0.99という数値となり、国全体としても、過去最低の1.2という結果になりました。

まず、この結果についての知事の受け止めをお伺いいたします。

以降の質問については、対面演壇席から行わせていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 畑島議員のご質問にお答えさせていただきます。

国が発表した人口動態統計によりますと、令和5年の合計特殊出生率は、全国的に低下をしております。厚生労働省の見解では、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な要因が絡み合っているのではないかとされております。

本県の合計特殊出生率も同様の傾向でありま

して、令和5年度は1.49で、議員ご指摘のとおり、全国順位は2位と、比較的上位ではございますけれども、前年の1.57から0.08低下したほか、出生数の方も大きく減少しております。

こうした傾向については、真摯に受け止める必要があるというふうに考えております。

少子化の進行は、今後の社会や経済状況に影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、個々人の結婚、妊娠、出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合う難しい問題であると考えております。

県といたしましては、県民の皆様の希望がかなうよう、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けて、社会の意識や構造改革も含め、包括的に対策を講じていくことが重要であるというふうに考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） ただいま知事がおっしゃっていただいたとおり、これは非常に難しい問題であるというふうに私も考えております。

出生率の向上というのは、人口減少対策という観点と、誰しものが安心して結婚し、出産し、子どもを育てていける環境をつくっていくという県民の幸福追求の2つの観点があるというふうに私は考えております。

まず、人口減少対策から論じていくのであれば、地域社会の発展、あるいは地域コミュニティの存続、そうしたもののためには一定程度の出生率を維持する必要があります。

そのために、出産、子育てをする場として長崎県を選んでもらえるよう、これまで県としても子ども政策に注力してきたことは理解してお

ります。しかしながら、それが出生率という結果に結びついていないこともまた事実です。この事実をしっかり受け止め、評価、分析しなければ、いつまでも現状を打破することはできません。

これまで総合計画で計上している過去4年間の子ども政策の予算額を教えてください。また、併せて主要な事業についても教えてください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 現行の長崎県総合計画に掲げる基本戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」に関連する令和3年度から令和6年度までの当初予算累計額は、約1,565億円となっております。

また、近年、新たに本県独自で取り組んでいる主な事業と、その令和6年度当初予算額につきましては、子どもの医療費助成事業費が約2.9億円、不妊治療費助成事業費が約1,200万円、保育士等処遇改善推進事業費が約2.2億円となっております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 今、ご答弁いただいたとおり、本県としても多額の予算を費やし、試行錯誤しながら各種政策に取り組んできたことかと思えます。また、同様に県内外の各地域においても、ほかの地域に負けない環境づくりに努めているところです。

ただし、このように幾ら各地域がそれぞれ切磋琢磨したとしても、結局は、周辺地域との人の奪い合いが生じているだけであり、根本的な国全体の出生率の底上げにはつながっていないのではないかと、私は危惧しております。

仮に、こうした状況が続いていくのであれば、結局のところ、財源が豊かな、政策の充実する

一部地域に人が集中するのみで、地方の人口減少には歯止めがかかりません。実際、現状においても、幾ら長崎県や九州各地域が頑張ったとしても、東京に吸い寄せられ、そこでの出生率向上には至っていない状況です。

こうした状況を鑑みますと、そもそもの現行の国、都道府県、市町村の役割分担に、ずれが生じているのではないかと感じてしまうところです。地域差をなくして、国策として取り組んでいくのであれば、国がもう少し主導して、全国的に取り組んでいかなければなりません。

もしくは、このまま地域間の切磋琢磨を促していくのであれば、それに見合った財源を国から地方に、あるいは都道府県から市町村に分配していかなければならないかと思えます。

このように、出生率の向上に向けて、国、都道府県、市町村それぞれが果たすべき役割について、知事としてどのようにお考えか、またその体制を実現するために、知事としてどのように動いていくおつもりか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 少子化、人口減少の問題は、我が国の経済社会システムの維持に関わる極めて重要な課題であります。まずは、国全体で少子化対策や経済成長実現などにしっかり取り組むべきものだというふうに認識をしております。

そのうえで、少子化対策につきましては、国、都道府県、市町村の適切な役割分担の下、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じて、きめ細やかに実施する地方単独事業を組み合わせることが重要であるというふうに考えております。

そのため県といたしましては、国に対して、

全国一律で行うべき施策内容など、国と地方の役割分担の整理に向けて働きかけるとともに、地域の子育て支援について、地方の創意工夫を活かすために必要な地方財源の確保をするよう、引き続き強く求めていきたいと考えています。

また、全国知事会での議論等を通じて、広域的な観点でほかの都道府県との連携を深めるとともに、県内においても、市町と協議を重ねながら、連携体制のさらなる強化に努めていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 知事が今おっしゃっていただいたように、まずは国として、その責務を果たしていただくことを国に対しても期待しつつも、それを座して待つだけでは先には進まないかと思えます。

知事がおっしゃっていただいたとおり、全国知事会など、連携しながら、国への働きかけを行っていただきたいと思えますし、議会としても、協力できる場所があれば、しっかり連携していかなければならないと思っていますので、引き続き、よろしくお伺いいたします。

次に、出生率の向上について、もう一つの観点から質問させていただきます。

私としては、出生率の向上というテーマは、そもそも本来的には子ども・子育て政策であるというふうに考えております。県民の誰しものが、どこに住んでいたとしても、希望する出生数を実現できる、未来に向けた環境づくりを主眼として取り組んでいくべきものです。その希望出生数を実現できない要因は何か、しっかり見極めていく必要がございます。

先ほどから知事が述べられていますように、また先日の前田議員からの質問の中でもありま

したが、ただ、この要因というのは非常に複雑多岐にわたるものかと思っております。

当然、出産、子育てにかかる経済的負担もさることながら、子育ての時間を確保できない硬直的な労働環境の改善、あるいは過疎地域で小規模化していく学校での教育環境への不安、不妊治療等も含めた医療的サポート体制といったところもあるかもしれません。さらには、希望出生数と言っても、将来的な不安から、希望することすらできない状況もあるかもしれませんし、結婚という段階からサポートも必要になるかもしれません。

何か、これさえやれば劇的に状況が改善するというような単純なものではないと理解しておりますが、しっかり県民のニーズや課題を把握して、戦略的、総合的に取り組んでいく必要があります。特に、近年では、コロナ禍を経た社会環境あるいは価値観の変化といったところもあると思います。

いま一度、こうした希望出生数を含む県民のニーズ、それを阻害する要因等を県として改めて調査・分析し、これからの子ども・子育て政策を立て直していく必要があると考えますが、知事としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私は、子どもを持ちたい方が希望どおりに産み育てることができる環境づくりを進めることが重要だというふうに考えております。そのためには、まさしく議員がおっしゃってくださったように、県民の希望やニーズを十分に把握する必要があると考えます。

現在、県で把握をしております県民の希望出生率2.08になりますけれども、これは平成27年に、長崎県の長期人口ビジョンを策定しました

時に調査をしたものでございます。ですので、その後の社会環境の変化等も踏まえまして、改めて現状を捉え直すことが必要であるというふうに考えております。

そのため、現在策定作業を進めております「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検討の中で、改めて現状の調査、把握を行うとともに、県民の希望の実現を阻む要因等についても分析を加えながら、関連施策の充実・強化につなげていきたいと考えています。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） しっかりと県民の幸福の実現、そして選ばれる長崎県の実現に向けて、引き続き頑張っていただきたいと思います。

また、幾ら出生率の向上を図ったとしても、かつてのように出生率が3や4を超えて人口増加に転じるようなことは、正直、これからの時代は難しいというふうに感じています。

一定の人口減少を見据えた中での社会構造あるいは産業構造の改革が必要だということは、昨年の私の一般質問で議論させていただいておりますので、そうした観点からの取組にも、引き続き、よろしく願いいたします。

2、広報戦略について。

選ばれる長崎県を実現していくうえでは、しっかりと政策を進めて、県内の環境整備に努めるだけではなく、やはりその事実を県内外にPRしていく必要がございます。

最近では、どの都道府県でも、この広報戦略には注力しているところであり、ただ頑張るだけでは意味がなく、ほかの地域との競争に打ち勝つ必要があります。

ただし、この広報、PRというところは、概して行政は苦手とするところです。ビジネスの世

界においては、広告市場がかなりの規模となっており、大手の広告代理店が活躍しているところからも、そこには高度な専門性が必要になることは明らかで、その全てを行政だけで担うのは難しいと思います。そのため、特に、広報戦略においては、民間の知見やネットワークを活用していくことが重要というふうに思いますが、県としての取組状況はいかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 秘書・広報戦略部長。

○秘書・広報戦略部長（陣野和弘君） 戦略的な情報発信を推進していくためには、議員からお話ございましたように、マーケティングの視点など、民間の知見を活用しながら効果を高める必要があるものと考えております。

これまでも、民間のPR会社のノウハウやネットワークを活用し、首都圏や関西圏のメディアへ本県の情報を継続的に発信するパブリシティ活動を展開してまいりました。

さらに今年度からは、各部局の情報発信・PR事業に対しまして、秘書・広報戦略部次長や県が委嘱している3名の外部アドバイザーなど、民間人材の知見を活用し、ターゲットの明確化や適切な情報発信ツールの選択などの技術的な精査を行う伴走支援に、より一層力を入れて取り組むこととしております。

今後とも、民間の知見等を活用しながら、伝えたい情報をターゲットに確実に届け、情報を受けた方の行動変容につながるような戦略的な情報発信を推進してまいります。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 重ねて、お伺いいたします。

膨大な情報にあふれた現代社会においては、今、部長、ご答弁ありましたように、ただ情報

を発信するだけでは、届けたい相手に情報は届かないというふうに思います。

広報戦略においては、しっかりターゲットを見据えて、時期に合わせた適切なタイミングでアプローチを図らなければ、思うような効果を上げることはできません。

自らが発信した情報が、どのように取り上げられ、どのように受け止められているか、その効果検証を重ねて、それに応じて工夫、改善を繰り返していくことが重要です。

このような自らの広報戦略の効果検証に関して、県としての取組状況はいかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 秘書・広報戦略部長。

○秘書・広報戦略部長（陣野和弘君） 実効性の高い情報発信を行うには、議員からお話ございましたように、その効果検証が重要であるものと考えております。

今年度、情報発信を行った項目につきまして、媒体ごとに、どれだけ取り上げられたかなど、その効果を定量的に把握するため、民間企業においても活用されているモニタリングツールを導入したところでございます。

このモニタリングツールにより把握した結果につきましては、各部局にもフィードバックしたうえで、民間の知見も活用し、分析・評価を行うなど、継続的に情報発信手法等の改善を図りながら、選ばれる長崎県の実現に向け、さらに実効性の高い情報発信を推進してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） せっくながさきPR戦略課という組織も設けたところかと思っておりますので、従来の行政の枠にとどまらないご活躍を期待しております。

また、最近では、SNS上での広告が大きな影響力を持つようになりまして、個人でも、誰でも情報発信できるような社会となっております。影響力の大きいインフルエンサーを活用したり、あるいは個々人が情報発信しやすいような素材づくりをするなどの工夫も効果的かと思いますので、ぜひ、ご検討いただければと思います。

3、離島振興について。

長崎県の最も大きな武器である離島の振興について、お伺いいたします。

先日、近藤議員からの質問に対しまして、「有人国境離島法」に対する知事の熱い思いをお聞きしたところです。

私としても、まずは改正・延長を成し遂げることが第一と考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、改正・延長を前提として、「有人国境離島法」による各種支援の充実も必要です。現在も、航空運賃や輸送コストの補助など、各種支援メニューが講じられており、近年も、島民割引の対象を拡大した準島民制度の創設など、その改善が図られております。

まずは、この「有人国境離島法」に基づく各種支援メニューの決定にかかるプロセスがどうなっているのか、ご教示ください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（渡辺大祐君） 有人国境離島交付金を所管する内閣府におきましては、例年、6月中旬頃までに行われる政府施策要望や特定有人国境離島地域を有する都道府県や市町村へのヒアリングを通して、支援メニューの拡充等に関する要望内容を把握されております。

その後、いわゆる「骨太の方針」や7月中旬頃に閣議決定される概算要求基準を踏まえ、内

閣府において、支援メニューの拡充や予算額等について検討、調整が行われております。

8月末までには概算要求として取りまとめられ、以降、財務省との折衝が行われるとお聞きしております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 今のご説明で、国における一般的な予算策定のプロセスと同様だということに理解いたしました。

それに対して、離島の現場の実情を反映させていくためには、長崎県だけでなく、法の対象となっているほかの地域とも連携しながら政策提案していくことが重要かと思えます。

先ほどご説明いただいたプロセスを踏まえて、「有人国境離島法」による支援メニューの拡充に向けた、ほかの地域との連携状況について、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（渡辺大祐君） 他地域との連携につきましては、特定有人国境離島地域の維持等のための施策の推進を図ることを目的としまして、特定有人国境離島地域を有する本県を含む8都道府県で、「特定有人国境離島地域関係都道府県協議会」を令和3年に設立し、情報共有や意見交換を行っているところであります。

また、政府・与党の要人及び国に対し、準住民の対象範囲の拡大や人材確保対策の強化など、有人国境離島交付金の支援メニューの拡充等について、関係都道府県で連携しながら、毎年要望活動を実施しております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 限られた財源の中で、いかに経済インパクトの大きい政策を取っていくか、そして本当に離島振興につながるものとな

るように、引き続き、ほかの地域とも協力しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、最近の物価高騰、燃油高騰、これらが落ち着く様子を見せませんけれども、その影響は、特に離島部においては、大きいものとなっております。

従来から、人、物の輸送コストについては、「有人国境離島法」で支援されているところではありますが、この多大な物価・燃油高騰に対して、現行の「有人国境離島法」による支援で十分に対応できていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（渡辺大祐君） 有人国境離島交付金につきましては、例年、国において、当初予算で50億円を確保いただいておりますが、その交付実績は、国全体で、令和3年度が40.3億円、令和4年度が44.5億円、令和5年度は49.8億円と推移しており、物価上昇等の影響や人流の回復などにより、予算が逼迫してきております。

このため、政府施策要望において、有人国境離島地域の社会維持に支障が生じないよう、必要となる予算額の確保を要望したところであり、また、先日、内閣府が実施したヒアリングにおいても、航路・航空路運賃の低廉化や輸送コストの支援など、住民及び事業者にとって直接影響のある支援については、不足が生じないよう、必要な予算額の確保を強くお願いしたところであります。

今後も、市町や関係団体などと連携し、あらゆる機会を通して、必要な予算額の確保について、要望してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 燃油高騰による影響を補填するだけで、そのしわ寄せがこれまでの「有人国境離島法」の各種政策に及ぶことになれば、この法の本来の目的が果たせなくなるのではというふうに危惧しております。そのような実情についても、ぜひ国とも共有いただきたいというふうに思います。

さて、幾ら島民の航路運賃を支援していただいたとしても、その手段がなければ、住民の利便性向上、離島の産業振興にはつながりません。

県内離島の各航路における船体の老朽化が著しいことは、これまでも指摘されてきましたが、特に、博多から壱岐・対馬を結ぶジェットフォイルについては、船齢が40年に迫っており、住民からは、ジェットフォイルがなくなるのではないかとの不安の声をいただいております。

ジェットフォイルは、就航率が高く、年間を通じて安定運航が可能なため、離島住民にとって、本土との重要な移動手段、言わば命綱となっております。

また、ジェットフォイルの更新ができなければ、せっかくコロナ禍から観光客も戻りつつある中、壱岐・対馬の交流人口拡大や産業振興などにも大きな影響を与えてしまいます。

本件については、これまで議会でも度々議論されてきましたが、改めて、このジェットフォイルの更新に当たっての県としての課題認識と取組状況をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） ジェットフォイルは、離島住民の日常的な移動手段であり、また観光振興、医療等の確保の面でも、海上高速交通として重要な役割を果たしているものと認

識しております。

現在、県内で運航中のジェットfoilは、いずれも建造から30年以上が経過しておりますが、建造費は、導入当時から大幅に高騰し、航路事業者単独での更新が困難な状況となっていることから、更新への対応が急務となっております。

こうした中、国においては、令和4年の改正「離島振興法」に、ジェットfoil等の更新に関する配慮規定が明記されたことも踏まえ、新船建造効果の分析調査を行うなど、公的支援に関する検討が進められております。

また、県では、今月実施しました政府施策要望において、国土交通省に対し、知事より、直接更新の支援について、要望してまいりました。

県としては、引き続き、造船事業者及び航路事業者へのヒアリングや、国及び地元市町と支援策に関する協議を行うなど、ジェットfoil更新の実現に向けて、力を注いでまいります。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 国や壱岐、対馬の両市、そして民間事業者等多くの関係者の協力が必要になることは理解しておりますが、ぜひ引き続き、県としてもリーダーシップを発揮して対応に当たっていただきたいと思っております。

さて、今お話ししましたとおり、離島振興を図るうえでは、空港、港は大変重要な役割を担っております。そんな中、今年4月に、国が「特定利用空港・港湾」として、全国で16か所を指定し、県内では、長崎空港、福江空港の2か所が指定されました。

私も、本件については報道を通じて知ったところですが、そもそも、この「特定利用空港・港湾」の指定がどのようなものなのか、国の目

的と、本県2空港の指定に当たっての地元自治体との協議プロセスについて、ご教示ください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国においては、国民保護対応などのため、自衛隊や海上保安庁が訓練に必要な空港・港湾を日頃から円滑に利用できるよう、「特定利用空港・港湾」を指定し、施設管理者との間で連絡調整体制を構築することとしております。

昨年10月、国から県に対し、本県に所在する国管理の長崎空港と県管理の福江空港について、指定への申し入れがあり、県からは国に対し、所在自治体である大村市と五島市への丁寧な説明をお願いしてまいりました。

本年3月7日には、国から両市への説明が行われ、その後、両市から、異論ない旨の意向が確認できたことから、本県として、指定に同意するとの判断に至り、同26日に、国に対し報告しております。

その結果として、4月1日に、両空港が「特定利用空港」に指定されております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） ただいまのご答弁で、今回の指定に当たっての国の目的と、そして県、施設が所在する大村市、五島市の両市が事前しっかりと協議を行いまして、それぞれの理解の下で指定がなされたということがわかりました。

重ねて、お伺いいたします。

今回、長崎空港、福江空港が「特定利用空港」に指定されたことに対する県としての見解をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 今回の指定によりま

して、自衛隊や海上保安庁が日頃から訓練を行うことで、緊急時の住民避難や物資輸送などが効率的に行われることが可能となり、例えば、今年1月の能登半島地震のような大規模災害が発生した際に、迅速な支援活動が期待されます。

加えて、現在、両空港では設備の更新工事などを行っており、これらの整備促進も期待されることから、県としては、両空港の指定を前向きに受け止めております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 今回の指定は、安全保障上、あるいは災害時対応等の観点から、あくまで国の主導により指定がなされたものというふうに思います。

一方で、指定施設を所管する長崎県あるいは所在自治体としましては、本来の国の目的とは異なりますが、今、部長にご答弁いただいたように、当該施設の整備による利用拡大、それを通じた地域への経済効果、あるいは周辺地域の方々の災害時対応等における利便性向上、そうしたところについても十分期待できるものかと思えます。

長崎県においては、特に、国境に位置する対馬空港や壱岐空港のほか、各種港湾施設もございます。今後、国においても追加指定もあり得るというふうに聞いております。本来の目的と異なる制度であっても、県や地域の目線で見ただけの場合には、うまく活用できる制度や政策というものはあるかと思えますので、ぜひ国や各地域と連携しながら、地域の活性化につながる方策を取っていただきたいというふうに思います。

なお、今回の指定に当たっては、一部地域から不安の声も挙がっているというふうに聞いておりますので、引き続き、丁寧なご説明あるい

はコミュニケーションをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

4、水産業振興について。

本県の基幹産業でもある水産業の振興について、お伺ひいたします。

言わずもがな、本県は、全国第2位の生産量を誇る水産県です。これを未来にわたっても維持、発展させていくためには、私は、2つのポイントが必要と考えております。1つ目が、地域の産業として機能すること、そして2つ目が、持続可能な水産業を実現するための資源管理、活用を図ること、この2つは、ばらばらではなく、連動したものだというふうに認識しております。

1つ目のポイントですが、要するに、当該地域の資源を、当該地域に還元されるように使っていくものとしなければならないということです。それにより、その当該地域で水産業を営むための投資や環境整備が図られ、産業として発展を望むことができ、地域の経済が循環し、その地域の豊かな暮らしが育まれるわけです。

そして、そこで水産業に従事する人たちは、将来にわたって自らの水産業を守る必要があるため、2つ目のポイントである持続的な資源管理を行おうという意識が醸成されることとなります。そのために、各種法令の整備、あるいは民間事業者同士の漁業調整を通じたルールづくりがなされていることかと思えます。

日本屈指の水産県長崎県だからこそ、こうしたルールを破る違法操業には厳しく対処しなければなりません。違法操業に対する県としての取締りの体制や取組状況について、お伺ひいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 県は、漁業取締船5隻のほか、航空機などにより、県内全域で取締り活動を行っております。

また、漁業者などからの情報、違反情報を24時間受理できる体制を整え、その情報に対応した取締りも行っているところであります。

さらに、違反が確認された場合は検挙するなど、厳正に対応しております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） ただいま、ご答弁いただきましたとおり、違法操業を発見した場合には、厳しく取り締まることが重要です。

一方で、広大な海を有する長崎県で、全ての違法操業を発見し、取り締まるとしても、その体制にも限界があることかと思えます。そのため、そもそも違法操業を未然に防ぐための対策も重要です。

海の上では、船名、船籍、そしてその位置情報を得るだけでも、違法操業の防止、取締りに大きな効果があるというふうに聞いております。昨今の情報通信技術の発展により、こうした装置の軽量化やコストダウンも図られていると思いますし、今後の技術開発次第では、これまでできなかった対応も可能になるかと思えます。

違法操業の防止に向けては、こうした発展著しい情報通信技術を活用していくことも効果的と考えますが、県としての取組をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 県としては、観測衛星などからの情報などを基に、漁船が操業している海域へ取締船などを配備することで、違法操業の抑止にもつなげております。

また、漁業者に対して、相互監視などに必要

な船名等の情報が得られる船舶自動識別装置の利用を啓発しており、違法操業の未然防止につながっていると考えております。

今後、このような情報通信技術を効果的に活用してまいります。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 引き続きの取組、期待しております。

本日は、違法操業の防止・取締りに関して取り上げさせていただきましたが、先ほど大久保議員の方からのご提案があったような磯焼け対策も含めた持続可能な水産業の実現に向けた資源管理も重要な観点です。

海の環境も日本の経済環境も大きく変化する中、現行の制度のままですと果たして本当によいのかという根本的なところから、思考停止せずに、引き続き、議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

5、農林業振興について。

現在、国内の多くの森林が伐採、利用期を迎えているところですが、今、各地域で課題となっているのは、伐採後の再造林です。

林業とは、時間軸の長いビジネスであり、苗を植えるという、いわゆる投資から、伐採して利益を上げるまでの回収までに、50年近くかかってしまいます。

森林所有者が高齢化する中、こうした長期的な投資が行えず、伐採後の再造林が行われない、豊かな山が荒廃していくことが危惧されております。このままでは、防災、生態系、景観、脱炭素など、あらゆる観点からのネガティブな影響が生じてまいります。

こうした状況の中で、本県における再造林を促進していくための取組をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 現在、利用期を迎えている人工林においては、伐採した後、再び森林に育てるための地ごしらえ、苗木の植栽、下刈り、つる切り、間伐等に多くの労力や経費を要することから、再造林が行われない事例も見受けられます。

このため、県では、森林所有者に負担が大きい植栽と下刈りにかかる林業事業者への委託経費について、令和4年度から、国の事業に加えて、「ながさき森林環境税」を活用して支援しているところです。

今後とも、森林所有者に対し本支援制度の周知を図り、伐採後の再造林を促進してまいります。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 再造林を促進していくためには、ただいま部長からご答弁いただいたとおり、各種支援も必要なんですけれども、それと併せて、林業そのものの生産性の向上を図り、再造林まで含めた作業コストと販売利益をつり合わせるといったようなことも必要となってきます。

そのため、国としても、グリーン成長戦略の中で、林業イノベーションの実現を掲げていますが、山は生きものでありまして、それぞれの地域で事情や環境も異なる中、画一的な方法で対応できるほど簡単ではないというふうに感じております。やはり各地域に応じて最適な方法を取っていくといったところが重要かなというふうに考えております。

そこで、本県におけるスマート林業の取組について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、令和4年度に、森林組合、民間企業の林業事業者と県、市等で構成する「長崎県スマート林業推進プロジェクトチーム」を設置し、現場でのスマート林業技術の早期実装に向けた実証試験等を各地域で取り組んでおります。

具体的には、林業事業者の生産性向上や労働環境の改善を図るため、労務負担の大きい地ごしらえ、下刈り作業の機械化、作業員の行動履歴を記録するアプリ等を活用した作業日報のシステム化、ドローンによる森林面積や資源量の測量などの実証に取り組んでいるところです。

今後は、導入効果を実証されたものから順次実装することとしており、スマート林業技術による林業の効率化と省力化を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） ぜひ、よいものとなりますよう、引き続き、各森林組合や市町とも連携しながら取り組んでいっていただきたいと思っております。

再造林に関しては、ただいま申し上げたようなコスト的な問題だけではなく、苗を植えても鹿に食べられてしまうといった課題もございます。鳥獣被害については、昨年の私の一般質問でも取り上げ、山や農業のみならず、海や水産業まで悪影響を及ぼす重大な事案であることをご説明いたしました。

この1年間、捕獲従事者、いわゆるハンターの高齢化に伴い、その若返りや後進育成が必要との声を多数お聞きしました。しかしながら、ハンターになり、銃を用いるためには、狩猟免許のほかに、「銃刀法」に基づく猟銃の所持許可を得る必要があります。知識や技能を一定水準満たし、試験に合格すれば取得できる狩猟免許に

比べ、むしろ、こちらの猟銃の所持許可を得ることにハードルを感じているとの声も聞きました。

まずは、この猟銃の所持許可の取得に必要なプロセスとその要件、そして「銃刀法」で、それを定める趣旨について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君） 「銃砲刀剣類所持等取締法」、いわゆる「銃刀法」では、狩猟、有害鳥獣の駆除または標的射撃をするため、猟銃または空気銃を所持しようとする場合は、住所地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならないと規定をされております。

同法では、許可の要件として、一定の犯罪を行った者、薬物等の中毒者、ストーカー、DVを行ったことがある者等の欠格事由に該当する者には許可をしてはならないと規定されております。

銃砲は、人畜を殺傷する機能を有しており、凶器として犯罪の手段に使用されるおそれもございます。

銃砲の規制は、治安の根幹をなすものであり、銃砲による事件、事故防止の観点から、厳格な審査が必要となっております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 「銃刀法」については、銃砲による事件、事故防止の観点から、厳しい要件を課しているということで理解いたしました。

こうした「銃刀法」の目的を遂行しなければならない県警、一方で、鳥獣被害対策を講じなければならない農林部と、それぞれの目的や趣旨が異なるものが交わっているものがハンターの育成という領域かと思えます。しかしながら、

それぞれの目的をしっかりと果たしながら、両者が連携して、様々な可能性を模索して対応に当たっていただきたいと思っております。

そして、本来的には、ハンターの育成、確保というのは手段でありまして、目的としては、有害鳥獣を減らして被害をなくしていくことかと思えます。例えば、見回りや情報提供など、地域の方々でも協力できることもあろうかと思えますし、猟銃、わな、それぞれ所持する狩猟免許の種類に応じて連携することもできるかと思えます。そのような地域全体での体制づくりも必要かと思えます。

そこで、長崎県におけるハンターの確保も含めた地域の捕獲体制の整備に向けた取組をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 捕獲従事者となるためには狩猟免許が必要であることから、民間団体において、免許取得に必要な法令等に関する知識や高い専門性を必要とする猟具取扱い技能の取得にかかる講習会を開催しております。

県では、若い世代を含む幅広い方々が狩猟免許試験を受けやすいよう、今年度から、試験の休日実施や会場数を増やすとともに、県内各地域で、わなの設置方法など、捕獲技術向上研修の開催などに取り組んでおります。

また、地域での捕獲体制整備のため、捕獲従事者と狩猟免許を持たない地域住民で編成する捕獲隊の設置を進めており、これまで385チームが組織化されました。

今後とも、市町や民間団体と連携し、こうした取組を進めることで、有害鳥獣被害の減少に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君）引き続き、民間も含めて関係機関が連携して、実効的な鳥獣被害対策を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

6、外国人観光客への対応について。

急増する外国人観光客への対応について、お伺いいたします。

先日、対馬のとある神社での出来事が報道にも取り上げられましたが、まずはじめに申し上げておきます。明確に悪意ある違法行為を行う者があれば、外国人、日本人等国籍を問わず、厳しく、徹底した対応を取っていただくことを県警には強くお願いしておきます。当たり前のことですので、この件に関しては、これ以上の議論はいたしません。

さて、コロナ禍を経て、対馬のみならず、長崎県内の各地において、外国人観光客が戻りつつあることかと思えます。それ自体は大変喜ばしいことではありますが、一方で、日本と外国のルール、マナーの違いによりトラブルが生じるケースがあると耳にしております。これらは一部の明確な悪意ある行為とは別に分けて考え、対応していく必要があります。

例えば、対馬においては、最近、国際免許によりレンタカーを運転する外国人観光客をよく目にしますが、市民からは、不安を感じる声もお聞きしております。日本においては左側通行ですが、韓国においては右側通行、中央線がないところも多い対馬の道路では、危険を感じた際に、とっさにハンドルを切る方向も違ってくるのではないかと思います。当然、各種道路標識も違う中で、駐車禁止区域や一方通行などが理解できず、本人に悪意はなくとも、トラブルにつながるケースもあるかと思います。

まずは、こうした外国人観光客による交通違反、事故等の防止に向け、県警と関係機関が連携して対応に当たっていく必要があると考えますが、その取組状況はいかがでしょうか。

○議長（徳永達也君）警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君）警察におきましては、外国人観光客に対する我が国の交通ルールの周知のため、我が国の交通ルールや道路標識の意味を外国語で表記した「交通安全チラシ」を作成いたしまして、関係機関等の協力の下、空港や国際ターミナルなど、外国人観光客が訪れる施設等でチラシの配布や掲示を行っております。

また、外国人観光客が多く、レンタカーを利用している対馬市では、交通事故を未然に防止するため、警察、対馬市、レンタカー事業者で協議を行い、外国人ドライバーが国際免許で運転するレンタカーであることを周囲に知らせるマークを作成いたしまして、レンタカーを貸し出す際には、車体にこれを取りつけてもらうなどの連携した取組を行っているところでございます。

○議長（徳永達也君）畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君）まずは、トラブルを防止する、そして、次に、実際にトラブルが生じた際には、現場の警察官にしっかりと対応していただかなければなりません。日本語が理解できない外国人に対しても、しっかりと事情を聴取し、毅然と対応していくことが現場の警察官にも求められるかと思えます。

対馬においては、韓国人観光客が多数を占めておりますが、地域によって、中国や欧米からの観光客が多いところもあつたりと、それぞれの地域性もあるかと思えます。こうした地域性

も踏まえつつ、外国人観光客の増加に対して、多言語化など、現場で対応可能な体制づくりが必要というふうにも考えますが、その取組状況はいかがでしょうか。

○議長（徳永達也君）警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君）警察におきましては、外国人観光客等が事件、事故の当事者となる事案に迅速、的確に対応するため、外国人対応の機会が多い警察署や交番には、外国語による対応が可能な職員をより重点的に配置いたしております。

また、現場の警察官が携帯している警察情報通信専用のスマートフォンには、多言語翻訳機能が搭載されておりまして、この機能を活用するなどして、外国人とのコミュニケーションの円滑化を図っております。

さらに、一定水準以上の言語能力を有する警察部内の通訳要員や民間通訳人を事前に登録しており、各警察署の職員では対応が困難な場合など、必要に応じて県内各地へ派遣をして、現場での警察活動に支障がないよう取り組んでおります。

今後とも、こうした取組を推進し、外国人観光客等の増加へ適切に対応してまいります。

○議長（徳永達也君）畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君）対応を実際に行っていたかきまして、実際に違法行為を確認した場合には、厳正に対処していただかなければならないかと思えます。

一方で、短期間で帰国してしまう外国人観光客に対しては、信号無視や駐車違反などの軽微な交通違反の場合は、罰則を適用できずに逃げられてしまっているのではないかと、そしてそれが交通違反を助長しているのではないかと、

そういったような不安の声もお聞きしております。

県警として、こうした外国人観光客による軽微な交通違反などについて、どのように処理が行われているのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君）警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君）外国人観光客による軽微な交通違反の対応ということでございますが、警察においては、国籍その他、当事者の属性にかかわらず、関係法令等に基づき交通取締りを行い、交通反則切符による告知を行っております。

記録を確認した結果、交通反則切符による告知を受けた外国人観光客が、反則金を納付しなかったという事案はございませんでした。

引き続き、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反や県民から取締り要望がある違反に重点を置いた交通取締りを適切に行ってまいります。

○議長（徳永達也君）畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君）ただいま、しっかりご対応いただいているとのことで、安心いたしました。

今日、議論させていただいたように、トラブルの防止、対応、そして、その後の取締りといったところまで、しっかり今後もお対応に当たっていただきたいと思います。そうしたことが、観光客の受入れ地域の方々の安全・安心な暮らしを守ることにもなりますし、また、外国人観光客にとっても、安心して観光を楽しむことができるという満足度の向上にもつながるかと思っておりますので、どうぞ引き続き、よろしくお伺いいたします。

7、遠隔教育について。

遠隔教育の活用について、お伺いいたします。

本年4月に、文教厚生委員会の県外視察に、北海道に行つてまいりました。そこで日本最先端である「北海道高等学校遠隔授業配信センター」を見学し、遠隔教育の大きな可能性を感じてまいりました。

日本最先端と申しまして、最新鋭の機器が並んでいるわけではなく、北海道教育委員会が文部科学省の研究開発学校という特例制度を活用しながら、長期にわたり築いたノウハウによりまして、教員の方々が手づくりでつくり上げたようなものでした。

単なる従来の授業配信のみならず、遠隔あるいはデジタルを活用しなければできない手法により、授業の質そのものを向上させるような工夫も行われておりました。離島・半島が多く、遠隔教育センターの開設準備を進める長崎県においても、非常に効果的なものになるというふう感じた次第です。

さて、遠隔教育に大きな期待を寄せる一方、遠隔教育が普及することによって、従来、学校が果たしてきた役割にも変化が生じるのではないかと考えております。誰でも、どこからでも高度な授業を受けられることは望ましいですが、一方で、学校に登校する意義、学校で集団生活を営む意義というものが薄れていくのではないかと考えております。

従来、学校が果たしてきた役割は、学習指導のみではありません。家庭外からの唯一の子どもの見守り機能、給食を通じた食育、栄養摂取、同年代、他世代と交わることでの幅広い価値観の獲得など、子どもの安全・安心を守ることから人格形成に至るまで、大きな役割を果たしてきました。

また、地域にとっても、伝統文化の蓄積・継

承、防災、保護者同士のコミュニティの構築など、多様な役割を果たしてきました。

こうした従来の学校を守るか、遠隔教育を受け入れるか、そのような二項対立の議論ではないと私は考えております。これまで学校が、教員の皆様が築いてきたもののさらにその先に向かうために、遠隔教育という新たな手法を活用しなければならないというふうに考えております。

しかしながら、もはやこうなると、学校だけの問題ではなく、家庭や地域との役割分担についても見直す必要があるかもしれません。簡単に答えが出るようなことではございませんが、長崎県が遠隔教育の最先端を目指すのであれば、避けては通れない問いかと思えます。

そこで、教育委員会教育長にお尋ねします。

遠隔技術の導入による学校への影響をどのように捉え、またその中で、長崎県としてどのように遠隔教育を活用していこうとしているのか、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 学校とは、他者との関わりの中で、豊かな人間性や社会性、あるいは基本的な生活習慣や規範意識などを身につけ、また、育む場でありまして、遠隔技術の導入によって、その意義が薄れたり、対面で学ぶ機会が軽視されたりするものではなく、また、あってはならないと考えております。議員のご質問にもございましたとおり、対面か遠隔かという議論ではなく、それぞれの強みを活かして、より豊かで深みのある教育の展開に努めてまいります。

遠隔教育センターの設置を契機といたしまして、時間や場所にとらわれず授業を受けること

ができるというオンラインの特徴を活かして、例えば、教員定数が少ない小規模校に対して、より高度で専門的な授業を配信するなど、学びの充実につなげてまいりたいと考えております。

また、こうした授業の配信だけではなく、キャリア教育の一環として、人生経験豊富な社会人による講座を配信したり、学校を超えた生徒同士の交流を行うなど、地域や学校規模に影響されない、本県ならではの豊かな学びの実現を目指してまいります。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 教育委員会教育長、答弁いただいたとおり、遠隔教育は、これまでの教育の可能性というものをさらに広げていくものかというふうに思っております。ぜひ、学校の教員の皆様だけでなく、保護者の方々、あるいは地域の方々、産業界の方々とも、こうした理念というか、目指すところを共有いただきながら進めていっていただきたいと思っております。

最後に、長崎県遠隔教育センターの開設に向けた準備状況をお尋ねいたします。

北海道を視察した際に、配信側の施設整備だけでなく、受信側の環境整備、あるいは教育課程の編成や遠隔授業における指導ノウハウの共有など、ソフト面の整備も必要だというふうにお伺いいたしました。こうしたハード面、ソフト面、双方含めた現在の準備状況について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 遠隔授業に関します受信用の機材につきましては、昨年度に引き続き、今年度も複数の小規模高校に整備する予定といたしております。

令和7年度の開設に先行して、現在、宇久高

校、豊玉高校、中五島高校、平戸高校のこの4校に授業を配信しております。

各学校が、一部の授業を遠隔で行うということ的前提とした充実したカリキュラムを編成できるように、まずは授業の質と効果を高めてまいりたいと考えております。

そのため、今年度2回実施予定のオンライン教育のスキルアップ研修におきましては、指導ノウハウの習得などと併せまして、遠隔授業の可能性についても積極的に共有するなど、遠隔教育センターの開設に向けて、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君） 教育委員会同士でも、北海道とは以前からコミュニケーションを図られているというふうに聞いておりますので、せっかくですので、先行してノウハウを蓄積していただいている北海道ともうまく連携を取って、ゆくゆくは長崎県と北海道で同時に連携した授業配信が行われるといったような形で、日本を牽引していく存在に両県道でなただければというふうに期待しております。

以上で、本日の私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

田中議員 46番。

○46番（田中愛国君）（拍手）〔登壇〕自由民主党、佐世保市選挙区選出、田中愛国でございます。

1年に1回、回ってくる令和6年度の一般質問をただいまより始めさせていただこうと思いません。

なお、今回も一問一答方式で、私が選んだ5項目、長崎県の長年の懸案事項・案件について、IR事業の失敗、石木ダム建設は進展せず、新幹線の武雄温泉より先、博多へは延伸できず、佐世保市の基地問題の先送り体質等々、最後は、急浮上してきた政治倫理の問題の順番でお願いをしたいと思います。

私は、昭和54年、佐世保市議会議員選挙で当選以来、市議会を16年務めてまいりました。その間、平成3年・4年は市議会議長を拝命して、新幹線問題、大変だったんですけども、当時ですね、取り組んでまいりました。平成4年11月、県議会で、いわゆる短絡ルートが認定されて、私たちは負けてしまいました。

すぐ、翌12月、市議会議長をやめて、その後は、私は県議会を目指して頑張って、平成7年4月には初当選と、以来、県議会活動を30年続けさせていただいているわけです。市議、県議通算しますと議員歴46年、石木ダム建設、新幹線のフル規格建設、基地問題の早期解決等は、私の議員活動の最大の課題であります。

県当局におかれては、長年の課題であり、責任ある答弁をよろしくをお願いをしておきたいと思いません。

1、九州・長崎特定複合観光施設について。

（1）不認定という結論に対する長崎県の見解とその責任の取り方について。

いわゆる長崎県のIR事業は、失敗に終わりました。

大変残念であります。

令和4年4月27日、観光庁に区域認定の申請を行い、約1年8か月の間、待たされた挙げ句、「要求基準に適合しないため認定を行わない」との審査結果が公表されました。私にとっては、悔やんでも悔やみきれない最悪の結果になってしまいました。残念です。

長崎県において、平成26年3月に、長崎県知事が、この県議会において、IR誘致推進を表明以来、約10年、佐世保市の民間研究会発足からは約17年、私は、地元でありますので、地元地域で推進の取りまとめをやり、頑張ってきたつもりです。私にとっては大変残念であり、今でも信じられません。しかし、私自身、けじめはつけなければならないと思っています。

そこで、県当局の見解と責任の取り方について、簡潔にですね、簡潔にひとつお聞かせ願いたいと思いません。IRの再質問はいたしません。

以上、壇上よりの質問を終わり、以下、対面演壇席にて続けさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

九州・長崎IRは、世界中から多くの観光客を招き入れることで、九州全体の交流人口の拡大や地域経済の活性化、新たな雇用の創出など、地域経済に大きく貢献する重要なプロジェクトであり、県としては、その実現に全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、昨年末、国より、「九州・長崎IRについては、認定を行わない」との審査結果が公表されたところであり、今回の審査結果が、県民の皆様をはじめ、ご支援とご協力を賜りました全ての皆様のご期待に沿えず大変残念

な結果となりましたことを、重ねて深くお詫びを申し上げますとともに、IRの実現に向けて多大なるお力添えを賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

県としては、審査結果を受けて、改めて一連の経緯を振り返り、県民の皆様をはじめ、長年にわたり、お力添えをいただいた関係皆様にご説明するために、今般、報告書を取りまとめ、公表をいたしました。

報告書においても述べておりますが、県は、国際的な商慣習、これに基づき区域整備計画を作成しておりましたが、国は、カジノ事業が刑法上の特例的な取扱いであることを重視し、審査委員会等の裁量的な判断にゆだねられたことから、認識の隔たりが生じ、認定に至らなかったものと推察しているところであります。

県としては、県北地域の振興は、喫緊の課題であると認識しており、九州・長崎IRの誘致を通して積み上げてきた広域観光周遊等の取組や、県内外の関係皆様との連携、事業構築・推進にかかるノウハウの蓄積などのレガシーについて、今後の県政の推進にしっかりと活かし、佐世保市、県北地域はもとより県全体の発展につなげていくことで、その責任を果たしてまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） 2、石木ダム建設について。

（1）平成16年ダム事業計画を見直して以来、約20年が経過、今後について見直し、再評価の時期と思うがどうか。

平成16年、ダム事業計画を見直して以来、約

20年が経過、今後のことについて、最終的な見直し、再評価の時期と思うが、どうでしょうか。

私なりに、現在までの状況を整理してみたいと思います。

昭和50年の事業採択であり、50年を経過しようとしていることはご承知いただけると思います。その間、平成16年にダム事業計画を見直し、1日の取水量を6万トンから4万トンに減少、その時点で現在の事業費285億円が確定、県・市の負担額は、長崎県が治水185億円、佐世保市が利水100億円となっているようです。

現在の工事の進みぐあいについても整理をしたいと思います。

公共費で、令和5年度末執行済額210億4,000万円、令和6年度執行見込み額を加えると、概ね220億円になります。約77%。事業費残65億円は、現在進めている付替え県道嬉野川柵線ほか町道付替え6本、農道2本の付替え等々、その他周辺整備でほとんど消化されるのではないかと私は判断しています。

単独事業で執行済額は16億円、その他、生活再建等特別助成金として、平成25年、102名に対して2億7,000万円を支出しているわけです。

以上、私なりの整理に間違いはないのかどうかを確認し、ここで質問をいたします。

現在までの県の支出額、佐世保市の支出額について、ご報告をお願いしたい。加えて、再評価については、一部、今議会に答弁もあっておりましたけれども、再度、私もお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 残予算の取扱いについては、現在、再評価に向けた見直しの中で精査中ではありますが、そのほかの経緯等につつま

しては、概ね、議員のご発言のとおりでございます。

令和5年度末での公共事業費の執行済額は約210億円となっており、内訳といたしましては、県が約137億円、佐世保市が約73億円となっております。

なお、これまで総事業費285億円で、令和7年度までの完成を目指してきたところですが、人件費や資材価格の高騰、建設業における働き方改革などに加え、反対住民による妨害活動の影響等を踏まえ、見直し作業を行っているところでございます。

長崎県公共事業評価監視委員会につきましては、6月21日に第1回の日程が発表されたところでございますが、石木ダム事業の再評価は第2回の審議となっており、開催時期については調整中でございます。

委員会の内容ですが、再評価は通常5年ごとに行われており、その間の事業の進捗状況や事業をめぐる社会経済情勢等の変化、地元自治体の意向などを踏まえ、今後の事業方針について審議されます。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君）（2）再評価の粗々の概要と佐世保市の対応はどのようになるのか、県の考え方について、具体的な説明をお願いしたい。

現在までに県は、工期延長を9回行っている、現状は令和7年完成となっているわけですが、令和7年は来年ですからね、誰が見ても無理な話です、完成はね。この無理な話が堂々とまかり通る。堂々と、ずっと今まで令和7年、7年と言ってきたわけですが、私は、看過できないことだなと思っております。

当初計画は、昭和50年8月より、昭和54年度完成です。その後、9回、1回につき5年から10年間の期間延長を行っているようです。

事業費の改良は、当初事業費、昭和50年は160億円でありました。平成14年3月、297億円に改定、27年間で1.86倍になるようです。その後、事業計画の見直し、平成19年9月に現在の285億円に改定され、今日に至っていると。

この本格的な見直しは、やるとすれば22年ぶりですね。特に、この22年ぶりの改定、加えてダム本体工事がどの程度の規模になるのか、いつごろ完成するのか、そこら辺を考えると、どうでしょうかね、再評価して、事業費は200億円増ぐらいで済むのかなと、幾ら聞いても、「いや、ちょっとわかりません」という話なんですよ、事務方はね。

そこで、私なりに、30年ぐらい経過するわけだから、約倍になると考えれば、佐世保市の費用が今100億円負担していることが、加えてまた100億円の負担になるのかどうか。

そこで質問の内容は、総事業費が仮に2倍に膨らむとすれば、佐世保市の今言った100億円負担が、もう100億円負担になるという単純なことになるのか。それとも、何かの形で県が一部負担でもしながらやっていくのか、そこら辺の基本的な考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 先ほどご説明させていただきましたが、石木ダムの工期及び総事業費につきましては、見直し作業を行っているところでございます。そのため、佐世保市の負担額につきましては、今の時点で具体的な額をお示しすることはできませんが、県と佐世保市との間で締結した基本協定に負担割合を定めてお

り、事業費に変更が生じる場合は、負担額がこれに応じて変動することになります。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） 原則どおりやっていると、ならば、事業費285億円が倍になるとすれば、佐世保市の3分の1負担の100億円が200億円と、もう100億円負担をしてもらわなきゃならんということになるわけですね。

そこで、お願いしたいのは、今度の再評価、改定につきましては、将来目標ではなくして、より現実的に、できるだけ実現可能な工期延長改定であり事業費であってほしいと。いつになるかわからんでは困るのでね。だから、例えば10年先はこのくらいになりますよと、事業費はね。15年先ならこのくらいになりますよと、20年先ならこのくらいになりますよと。まあ、20年で、それ以上しなくていいでしょうね、25年までぐらいの数字が、もし算定できれば、お聞かせ願いたいと思っているんですが、何かどうも聞くところによると、そこまでは考えていないというようなことですからね。

私のお願いは、10年先、15年先、20年先において、事業費がどんどん膨らんでいくと、その都度、3分の1が佐世保市の負担になると、今の100億円の負担が200億円になり、また50億円負担とかと大きくなっていくので、現実的な対応をしてほしいと、事業費の公表にしてもですね。ぜひ、お願いをしておきたいと思います。

3、九州新幹線西九州ルート of 整備促進について。

（1）新鳥栖～武雄温泉間のフル規格整備の早期実現。

長崎県が毎年やっている国への要望の項目の一番手が、この新幹線問題であります。

私も、現在の新幹線整備の状況では、当然満足しているわけではありません。ただ、現在の武雄温泉駅乗換え方式では、県北・佐世保の我々は、佐世保発博多着の特急で充足されていますので、今のままで何ら問題ないんです。

しかし、現在進めている武雄温泉駅 - 佐賀駅 - 新鳥栖駅でのフル規格新幹線となると、知事、逆に佐世保線が乗継ぎしなきゃいかん、佐世保線は、特急が佐世保 - 武雄温泉はあるにしても、武雄温泉駅で乗継ぎしなきゃいかん。これはもう理の理なんですよ。新幹線と特急というのは、特急の客を新幹線に移すのが本来ですからね。だから、佐世保線は乗継ぎが出てくると。そうすると、お客が博多から来るのも、佐世保に行くのに武雄温泉駅で乗り換えなきゃいかん。ハウステンボスに行くのも武雄温泉駅で乗り換えなきゃいかん。そういうシステムになりはしないかなと、佐世保線が逆に乗継ぎ方式になるのではなからうかなと心配しています。

そこで、新幹線フル規格は賛成ですが、できるだけ佐世保線、ハウステンボス線の特急廃止にならないようなルートを選択すべきだと私は理解しているんですよ、佐世保線のためにね。

そこで質問しますが、いつの間にか、武雄温泉駅 - 佐賀駅 - 新鳥栖駅が固定したルートに、長崎県は固定したルートになっている。いつ決まったのかなと、私は記憶にない。現状はまだ、種々の問題を含め再検討の時期、ルートに関してはね、と、私は理解しているんです。その点について、ひとつ見解をお聞かせ願いたい。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 新鳥栖 - 武雄温泉間のルートについては、与党PT西九州ルート検討委員会やJR九州は、利便性や収支採算性な

どの観点から、新鳥栖駅を起点として佐賀駅を通るルートが最適であるとの考えを示されております。

また、整備新幹線の着工に当たっては、投資効果や収支採算性など5つの条件を満たす必要があり、これまで与党PT西九州ルート検討委員会等で検証されてきたところであります。

本県としては、関西直通運行による時間短縮効果や新幹線事業の持続可能性の観点から、佐賀駅を通るルートが最も合理性が高いと考えております。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） 佐賀駅を通るルート、「佐世保線は泣きなさい」と、また言うんですか。短絡ルートの時、我々はさんざん苦汁をなめさせられた。また佐世保は、武雄温泉駅で新幹線に乗継ぐ乗継ぎ方式になるんですかね。私は、堂々と言ってもらうと、ちょっと困るんだけどね、佐世保の人間としては。

そこで、私は、武雄温泉駅より先、鹿児島ルートにつなぐフル規格新幹線整備は、知事、佐賀県の問題なんですよ、地域的には、佐賀県案を応援することが可能であっても、佐賀県案と対立するような現在の長崎県の考え方については、ちょっと同調できないなという気を持っています、私個人的にですね。

だから、長崎県は、今後、新幹線整備の負担についても何か考えておられるのか。ルートも佐賀県です。負担も佐賀県なんです。それに対して長崎県が「ああせい、こうせい」言うのであれば、お金を出すことも考えておられるのか。

長崎県の進め方、ルート、費用負担について、ここで確認をしておきたいと思います。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 新鳥栖 - 武雄温泉間の整備の在り方については、これまで佐賀県と国土交通省との協議や、与党PT西九州ルート検討委員会などで議論が行われております。

ルートについては、与党PT西九州ルート検討委員会やJR九州は、利便性や収支採算性などの観点から、新鳥栖駅を起点として佐賀駅を通るルートが最適であるとの考えを示されております。

本県としても、関西直通運行による時間短縮効果や新幹線事業の持続可能性の観点から、佐賀駅を通るルートが最も合理性が高いと考えております。

費用負担については、法令に基づき負担ルールが定められておりますが、県としては、政府与党に対して、フリーゲージトレイン導入断念の経緯や地元の意向も十分踏まえ、地方負担の軽減を図るよう求めています。

今後の進め方につきましては、与党PT検討委員会での議論に加え、地方負担をはじめとした課題の解決に向けて議論が進展するよう、国を交えた関係者間の協議の実現を働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） 知事、私が言っているのは、この問題は、佐賀県内の地域の問題なんです。それは流れはね、流れは長崎県のルートとしてあるけれども、だから、ルートを決めるのも、費用負担も佐賀県がほとんど出さなきゃいかんわけです。だから、佐賀県案に、やっぱりある程度賛同していかなきゃ、この問題は進みませんよ。

国からおりてくるようなことはありません、ルートについて、ああしなさい、こうしなさい

と、それは過去の歴史だ。時間があれば、私の新幹線新佐世保駅断念の時の気持ちを時間があればと思うが、ちょっと今は時間がないのでね。

だから、私が言いたいのは、佐賀県と対立しては、この問題は進まないんじゃないですかと、長崎県で幾ら絵を描いても、佐賀県と対立してはということです。

（2）JR佐世保線について西九州ルートへの直通運行も視野に入れた輸送改善。

これは、国への要望の新幹線項目に入っている2番目なんですね。

JR佐世保線については、短絡ルート決断の折に、県が佐世保市に約束したことなんですよ。私は、当事者と言えはおかしいけれども、市議会議長をしていたから、当時は。辞めた後、これは出てきたんだけどね。だから、県が佐世保市に約束したことは、県の判断で実行できると思う。

ただし、この問題についても、佐賀県の承認が取れなければ、先に進みませんよ。三川内、県堺から佐賀県なんですからね、佐世保線といえども、だから、佐賀県抜きに、この佐世保線の云々なんてことは実現できない、幾ら頑張ったって。

そういう感じで、佐賀県の上承をとれているんでしょうか、この佐世保線の直通運転等々の項目はですね。お聞かせ願いたい。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 佐世保市と結んだ基本的考え方というのは、あくまでも長崎県と佐世保市、あとJR九州の3者において結んだ考え方でございますので、この時点で佐賀県との協議が入っているということはございません。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） 現実問題として、佐賀県の了解なしに、この項目が実行できますか。佐世保線といたって、佐世保だけじゃないんですよ。佐賀県が入っているんですよ、解決できますか。

これはね、先に移って、私の考えだけでも述べておきたいと思うんだけどね。新幹線路盤を建設することは不可能だと思います、これはね。当時は、しかし、ひげ論と言って、まず長崎をやらせてくれ、あと佐世保をやるからと、当時の自由民主党の総務会長さんがおっしゃった。当時はひげ論だった。

しかし、それはもう私も現実不可能だと思います、新幹線のあれに入っていないわけだから。けれども、当時採用されたスーパー特急はどうなのかなと、スーパー特急はね。

それから、フリーゲージトレインがだめになってしまったけれども、佐世保 - 武雄温泉の間だけでもフリーゲージトレインができれば、武雄温泉で乗って行けるんですよ。佐世保線対策のフリーゲージトレイン、これは不可能じゃない。そのほか、線路を1本引いて3本にして、軌道幅を適合させて進む、山形新幹線、秋田新幹線ですね、こういう方法はあります。

県は、佐世保線対策を国にお願いしている以上、具体的な案をお持ちだと思います。ぜひお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） JR佐世保線は、佐世保市と福岡都市圏を結ぶ幹線の一部として重要な路線であると認識しており、先ほど申し上げました、平成4年に示した「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」に基づき、佐世保線の輸送改善を図っているとこ

るであります。

新鳥栖 - 武雄温泉間については、並行在来線の扱いは明らかになっておりませんが、与党PT西九州ルート検討委員会において、「鉄軌道路線として維持することが適当であり、その際、JR九州による運行が不可欠」との方向性が示されております。

県としては、引き続きJR九州や政府・与党に対して、県北地域の鉄道輸送の利便性確保をはじめ、フリーゲージトレインの導入断念の経緯を踏まえた現実的な課題解決に向けて、協議、働きかけを行ってまいります。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君）働きかけを行ってもらうだけじゃ、進展しないんですよ、本当に実現してもらわなければ、先送りばかりで。20年先のことは我々もわからんけれども、今決めておかないと、20年先は解決できないわけだから、だから、そういう「要望します、どうします」という話では、これは納得できない話なんです。

だから、特急佐世保 - 博多線、特急ハウステンボス - 博多線がちゃんと担保できるのかどうか。担保できる、JR九州から、そういう念書でもいただきましたか。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） そういう、議員ご指摘のような念書等々はございませんが、私どもとしても、これまでJR九州、もしくは政府・与党に対して、そういう佐世保線の輸送手段の確保という部分については求めてきておりますし、今後も協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） そういう協議をして、

佐世保線は断念したんですよ。佐世保線じゃなくて短絡ルートで、新佐世保駅はね。

アセスも決まっていた。なんで、アセスが決まっていたら、アセスどおりやらないんですか。今もって我々は、市民の非難を受けている、当時の責任者としてね。棧市長が亡くなってしまったものだから、私しか残っていない。

そこで、もう一つお願いもあるんですが、政府要望の1と2ですよ、新幹線の1と2、この関係は、2を解決して1に進むべきであると。1で進んで、「2は頑張ったけれども、だめでした、すみませんでした」では困るんです。困るんです、これでは。だから、2を実現の暁に、1の問題を全力投球すべきであると私は考えるんですが、長崎県の再検討をお願いしたいわけですが、答弁はね、すぐここで出るわけではないから、一応、問題提起ということにして終わらせていただこうと思います。

佐世保線の特急がなくなると困るんですよ。乗り継ぎしなきゃいかん、逆に武雄温泉で佐世保の皆さん方は、これが一番困るんだと、そういうことです。

（3）佐賀県山口知事の発言と長崎県の考え方について。

5月24日、新幹線対策課から送られてきたメモに、山口知事の発言がありました。

「私は、長崎県さんに対し、これはもともと地元で一致して国の方に持っていった話だから、国に要請するのは筋違いじゃないのという話は再三している。だから、何か合意しようとする時があるならば、うちと向き合ってみたらどうですかって話はずっとしてきた」と、これは佐賀県の山口知事の話です。

長崎県の考えは、佐賀県、長崎県、JR九州の

3者だけでは課題の解決は難しいため、新幹線の整備のあり方の検討には国を交えた関係者間の協議が必要と考えていると。

これ、かみあいませんよね、佐賀県の知事の考えと長崎県の考えはね。このメモからすると、佐賀県と長崎県の関係は、従前より悪くなっている気がする、私は。だから、それを心配しています。

私はこう考えるんですけど、国を入れての会談、地元の合意の前に国に要請するのは筋違いと言われている、私は、佐賀県知事の見解の方が正しい気がするんですよ。話しますが、時間の関係で。

私たちが、高田知事と対峙して、外された時、高田さんは一貫してね。我々は、国に上げてもらえば、佐世保市が外されるわけではないと思っていましたよ、防衛の基地だったから、だから国に上げてくれと。「だめなんです、国には上げられないんです、地元で決めてこいというのが筋なんです」と。ということで、我々は泣きの涙をのんだと。国に上げてもらえば、私は今だって、国はちゃんと佐世保ルートを採用してくれたと思いますよ。佐世保の基地があって、国策にこれだけ協力している実態があるわけだからね。だから、そこら辺はやっぱり考えてもらわなきゃいかんという気がします。

そこで、これは要望も兼ねてですが、佐賀県の考え方をもっと情報収集して検討すべきだと、佐賀県の考え方を。佐賀県知事が、佐賀駅を経由するルート案は認められないと。苦渋の選択をしていることは、私は事実だと思いますよ、ニュースで聞くから。

なぜ、佐賀県はそこにいきつくのか。佐賀県が、佐賀駅を通らない新幹線の方がいいと、こ

れはね、相当に奥が深いことだと思っていますよ。

それから、在来線の利便性の問題を取り上げておられるようですが、佐世保 - 博多、佐世保 - ハウステンボスの特急がなくなることは、やっぱり佐賀県内の有田駅周辺を抱えているから、佐賀県も大変なんですよ。もっと大きく佐世保市、長崎県のことまで、むしろ佐賀県知事の方が考慮していただいているのかなと、私たちは佐賀県知事に感謝しなきゃいかんという感じさえするんですよ。

結論として言うなら、佐賀県と対峙して新幹線問題は解決しません。これは私は経験から言う。佐賀県と一緒にやらないと、うまくいきませんよ。だから、今の長崎県のスタンスは、解決を遅らせているとしか私には映らない。私は、佐賀県山口知事の考え方を全て熟知しているわけではないですが、そのスタンスは支援したいなと、そういう感じではありますが、見解があれば、簡単にお願います。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 長崎県として、佐賀県と対立しているわけではございません。知事も、あらゆる機会を通して佐賀県知事との意見交換はさせていただいているところでございます。

本県としても、佐賀県の課題を解決するためには、国を交えた協議が必要であると考えておりますので、令和元年の与党PT西九州ルート検討委員会における基本方針の考え方とも合致しているということで、私どもとしても関係者間での協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） 私は、県議会議長もさ

せていただいた、平成27年、28年、フリーゲージトレインでした、あの頃はね。しかし、私は、フリーゲージトレインでは解決しないと思っていたから、新幹線問題はね。内緒で、中村知事からは「先生、あんまり言わんでください」と言われたけれども、フル規格、フル規格とお願いして回りました、多方面に。私は、その結果が現在出ていると思って、うれしいんですけどね。

フル規格と言えなかったんですよ、あの頃は。それがフル規格というムードになった。佐賀県も、あれだけ固執していたのが、何となく、のってきている感じがするんですよ。フル規格で検討しなきゃいかんかなと、そういう気持ちが、佐賀県のいろいろなニュースを聞くと、ああ、佐賀県もようやくその気になってくれたなと思っているんです。

そういう折に、佐賀県から知事に「会って話したい」という話があれば、喜んで行って、佐賀県案を聞いて検討すべきですよ。これは場所は佐賀県ですからね、新幹線は。費用も大体、今の感じでいうと佐賀県が費用負担しなきゃいかん。

私は、長崎 - 博多間でスタートしたのが、鹿児島ルートとどこかで結ぶとすれば、その距離で案分となれば、応分の負担を長崎県は出さなきゃいかんかと、秘かにそれを思っています。それは長崎県の責任じゃないか、スタートの時のいきさつがありますからね。ここからここまでで長崎県は終わり、ここからは佐賀県という話なんだ、これでなんぼだと、そうすると長崎県の負担も若干出てくる。

時間の関係で、ここら辺でとどめますが、要はですね、知事、佐賀県にやっぱり協力してい

かなければ、国に持っていったって、国も困りますよ。それで、国から佐賀県に「ああせい、こうせい」と言えません。

私は言えないと思う、新幹線のあり方からして、当時がそうだったから。私たちは、高田知事と1年半ぐらいね、大変だったんですよ。もう私は生きがいでしたけれどね、あの頃、高田知事をやっつけると言えば、おかしいけれども、いろいろ議論するのがね。なんで佐世保をカットするんだと。そういう歴史があって、今度また佐世保の特急がなくなることを堂々とやられていると、ちょっと私も違和感を覚える。

だから、1と2の関係、先ほど言ったように、直通運行ができる、ならば何も言わない。何も言わない。ぜひ、再検討をとということで取り上げさせていただいた。

4、佐世保市の基地問題について。

(1) 前畑弾薬庫の移転実現。

日米合同委員会の基本合意から13年を経過しても、具体的に一步も進まない状況です。県としても、佐世保市の重要案件、協力してもらっているものと思うが、どうでしょうか。地元としては、工事中道路の進展が一番、地元の地元の針尾島ではですね。具体的なものは出てこない。どうなっているのかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 前畑弾薬庫の移転・返還につきましては、佐世保港のすみ分け実現に向けた最重要課題と認識しており、これまであらゆる機会を捉えて国へ要望してまいりました。

その結果、国の本年度予算に、前年度から大幅増となる14億6,100万円が計上され、仕様変

更に伴う火薬庫の安全性を確認するための実証実験や施設配置の検討が予定されております。

また、今月実施した政府施策要望におきましては、最重点項目と位置づけ、より具体的に目に見える形で事業を進めることを防衛省と外務省に強く要望し、防衛副大臣からは、「日米間の作業を加速させ、解決に向けて最大限努力する」との回答を受けたところです。

引き続き、佐世保市と一体となって、移転・返還の早期実現に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君）（2）陸上自衛隊早岐射撃場の騒音対策について。

佐世保市から今回、新たな問題として、射撃場の覆道式化を国に要望されている。私は、移転が、いつの間にか覆道式になったのでびっくりしているんですけど、地元の間人としてね。移転が簡単にいかないからだと思うけれど、動いていないのにいくわけがない。佐世保市は動いたことがない、移転については、覆道式化ということで上がってきているので、それはそれとして、併せて相浦駐屯地への移転を、両建てで要望してはどうかなという感じがしております。

だけれども、質問としては、覆道式化を国に要望されているわけですので、この感触について、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 今月、防衛省及び九州防衛局に対しまして、早岐射撃場の覆道式化を要望してまいりました。

国からは、「騒音に対して、近隣住民の負担が増していることは認識しており、覆道式化について検討し、軽減に向けてしっかり対応して

いく」旨の回答をいただいたところでございます。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） 改めてお願いも兼ねて発言をしますが、覆道式は覆道式としながら、長くかかるとすれば、移転をやっぱり考えた方が、より早いんじゃないかなということで、なぜならばという話をさせていただきます。

なぜならば、この射撃場は膨大な面積を有しているんですよ、77ヘクタール、23万坪。23万坪の射撃場の中で、その一部に300メートル射撃、200メートル射撃とか、100ヤード射撃場も兼ねるわけですが、300メートル掛ける幅25メートルの射撃場を屋内で建設しようとするものなんですね。その屋内の建物は約7,500平米ですよ。300メートルの25メートル、2万3,000坪、1割なんです。2万3,000坪の1割に覆道式化する。だから、これではちょっと土地の活用がもたないないかと、1割で解決するのはね。だから、残地の20万坪を何か活用したいかと、移るとすれば23万坪そのまま残るわけですけどね。

残った土地はね、昨年、佐世保市から要望が出ていた項目があるんですよ。移転先の飽の浦の埋立てに土が要るから、その土は周辺から取ってくれと。これを兼ね合わせると、周辺の土を持っていくと、この23万坪プラス、これをしますと40万坪の大型企業誘致団地ができると、私は、これはもう10年ぐらい前からずっと言っていることなんです。もっと15年ぐらい前から、山田部長の時代から、彼は地元だったから。

この40万坪の大型企業誘致団地が考えられると思うけれども、これは検討する気はないかだけで、答弁はできるわけないわけで、今すぐはね。こういうものもあるよということとを加

えさせていただきたいということです。

（3）長崎県の昭和54年の海上自衛隊黒髪射撃場崎辺移転について。

これは、今言っているのは陸上自衛隊の早岐射撃場の移転じゃなく覆道式化ですけども、昭和51年、佐世保市より県の住宅供給公社へ周辺地域の開発について要請があって、その後、昭和54年、北九州財務局と、開発区域内の国有地、海上自衛隊黒髪射撃場の売買契約が締結された。内容は、国より長崎県住宅供給公社で14万3,000平米、4万3,000坪ばかりを買収した。その買収資金により、海上自衛隊佐世保教育隊に代替施設、覆道式射撃場を造っている、昭和54年、経緯があるんです。長崎県が中に入って、住宅供給公社がね。今、それはもみじが丘団地ということになっていますよ。

あそこにテンブル大学がくる話が当時はあったんだけど、先般、知事からテンブル大学の話が出てきた時は、私は驚きましたけれどね。40年ぶりぐらい、テンブル大学の話が出てきたと思ってね。縁があったんですよ、テンブル大学と長崎県は、調べてみてください。

だから、当時、こういうことで覆道式射撃場を建設して、射距離200メートルの8標的ということで、公費3億6,400万円で建設して、海上自衛隊は黒髪に移した。今度は陸上自衛隊の話です。今度はもっと大きい、77ヘクタールだからね。

しかし、過去に長崎県が、佐世保市の住宅団地、県の住宅供給公社だから、県の住宅でもあるんだけど、やった実績があるんですよ、大掛かりな仕事をやった実績が。

当時は、特特会計と我々は呼んでいたけれども、特特会計で、この買収基金で、移転先のや

つでやるわけですよ。今はこれがなくなったという話もちょっと聞くんですけどね。

だから、当時はね、長くかからんでやったんです。4～5年でできている、4～5年でこれだけの大事業をね。

そういうことで、私はぜひ県に提案をさせていただこうかなと思っていますが、すぐ返事できないでしょうから、検討をお願いしますということで、次の項目に移りたいと思います。

5、知事後援会の選挙管理委員会報告について。

これは、知事のことと恐縮なんですけれども、知事後援会の選挙管理委員会報告について。

毎年のことですが、私ども議員は、政治資金規正法の下、年1回、大体3月ですけども、政治団体の収支報告書を提出しなければならない。これは誰でも閲覧できますからね、この内容についてはね。インターネット上でも公開されている資料だ。そういうことです。

先日、マスコミ関係の人が来て、私に、令和4年度大石賢吾後援会の収支報告書のコピーを出して、「どう思いますか」と切り出してきたんです。「この内容を見て、どう思いますか」と。

私も興味があったのでね、中をめぐって見ましたよ。収支、入りの状況、これは知事の後援会のことですけども、収入総額6,383万2,048円、本年度収入額と同じ。支出総額4,497万8,789円、翌年への繰越額は1,885万3,259円。選挙の年だからね、この年はね、令和4年はね。

「ああ、金額が大きいな」と思いつつ、次のページにいくと、収入の借入金項目が出てくるんです。

そして、私はびっくりしました、それを見た

時にね。私ども県議会の仲間の議員後援会から286万円の記載があったんです。知事後援会の方が借りているんです、県議の後援会から。そういう資料が出てきたんです。

その下は、大石賢吾本人より2,000万円の借入金、これは本人から後援会に2,000万円貸付けたという資料ですけれどもね。

後援会からといえども、議員後援会から知事の後援会への貸し借りの関係は、私は、政治倫理上、大変問題があるのではないかなと思って、何人かの人に聞いてみたんですけれども、ほとんどの人が「問題ない」と言うんですよ、「何の問題もないじゃないの」と。私はちょっと、私自身が昔の人間になったのかなと思っているんですけれどもね、昔の時代の人間かなと。

その先にいくと、借入金の返済の目的で、借入金の返済というところで286万円が、令和4年12月26日、その年ですからね、令和4年度の収支報告書だ。県議の後援会へ286万円が返済されている。その後、利息として7万3,106円の記載もありました。合計すると293万3,106円です。

これはね、私はあんまり好ましいことではないなと。後援会から後援会に借入れ、貸付けの関係で利子までつけて。私はね、これが堂々とやられることに違和感を持つんですよ。なんで、わざわざ、これをやらなきゃいかんのかなと、個人的なことで解決できなかったのかなと、私はそんな感じがするんですよ。

そこで、私は、知事に、この収支報告書の内容について、ご存じだったんでしょうかねと。ご存じだったんでしょうか、だけでいいんですよ。

私の例を言うと、私もまあまあ、わかるようにわからない、自分の後援会の収支報告書。チ

ェックはするけれども、全て右から左まで全部頭に入れているわけではないのでね。

ただ、知事はご存じでしたでしょうかということをお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 借入れにつきましては、把握をしておりました。

本件につきましては、まず一つ、貸借行為に違法性がないこと、二つ、本件は既に返金手続をしています。今、議員がおっしゃってくださいましたけれども、返金手続をしておりますけれども、寄附として受けた場合であっても、政治資金規制法、税法上違法でないことについて、この2つについては確認済みであることを申し上げたうえで、ご説明をさせていただきたいと思います。

本件の会計処理につきましては、令和4年2月20日投・開票の長崎県知事選挙の際に、私の後援会が、オートコールと情勢戦略に関する業務を委託しておりました選挙コンサルティングの運営者から、政党支部から県議会議員の後援会へは寄附、県議会議員の後援会から大石賢吾後援会へは金銭消費貸借契約書による会計処理する提案を受けたところでございます。

私としましては、提案者に対しまして、違法性がないことを確認したうえで、金銭消費貸借契約書による貸付処理を了承したところでございます。同年12月16日ごろでございますが、提案者の指導のもとで金銭消費貸借契約書を作成しております。

なお、この利息に関しましては、後援会があくまで営利を追求する目的でない、目的とする組織でない一方、無利息で金銭を貸すという行為には、後援会収入上の経済的な合理性がなく、

後援会が定める規則、規約目的に反するものと考えておりました。そのような考え方の中で利息をお支払いしたものでございます。

なお、このたびの同選挙に係る事案につきまして、刑事告発を受けた事実も重く受け止めております。そのため、自身の後援会収支につきまして、自主的に外部監査を実施しているところでございます。

その中でも、冒頭に申し上げました県議会議員の後援会と大石賢吾後援会で金銭消費貸借契約をすること自体には違法性がないこと、そして、繰り返しになりますけれども、本件は既に返金手続をしております。迂回寄附であったとしても税法上違法ではないことを確認しておりますけれども、今回監査を受けた監査人から、個人献金を奨励する制度を節税の抜け穴と、また、有権者、納税者の理解を得られないと認知されている手法であるご指摘をされて、深く反省をしている次第でございます。

その中で、本件に関しましては違法ではないものの、誤解を与えず、より明白な会計処理とするよう訂正の指導を受けており、今後は、その指導の趣旨を理解しまして、順法精神をより明らかに示すために、6月中、今月中に選挙管理委員会に対して訂正を行う予定としております。

○議長（徳永達也君） 田中議員 46番。

○46番（田中愛国君） ありがとうございます。

私は、去年の経緯からすると、知事はお答えにならないんじゃないかなという感じがしたんですけれども、これは後援会といえども、いえどもというか、後援会は後援会で別人格であるのは事実です。ただし、あえて言うなら、10か月間も借りていなくて、もっと早く返した方がよ

かったんじゃないかなという感じがね。

疑義を持たれますよ。この議場で、議員と知事は、一般質問等々もやる時に、金の貸し借りがずっと残っている中でやるというのは、ちょっと違和感があるなど。

しかし、これは法的には問題ないと我々も理解していますし、そう言う人は多いです。ただ、やっぱり注意しないと、この収支報告書。

私も、先般、びっくりしたんですけれど、私の収支報告書を持って、「説明しろ」と言って乗り込んできた男がいましたよ、私の自宅に、「どうなっているんだ」と、だから、やっぱり注意しないといかんなど、私は、ちゃんと話をして帰ってもらいましたけれどもね。そういういきさつもあるしですね。

知事、ご存じだと思いますけれども、長崎県議会には、長崎県議会の基本条例というのがあるんですよ、基本条例というのがね。ちょっと読みます。

「二元代表制の一翼を担う地方議会の果たすべき役割及び責務は、ますます増大している。さらに議会は、知事等との関係において、双方の役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、共通の目標である真の豊かさを実感できる県民生活の実現のため、全力を尽くしていかなければならない」と、条例制定の意義が述べられているわけです。

その後、議会と知事との関係というのが、第4条で出てくるんです。知事等との関係の基本原則が決められてあるわけです。これもちょっと読ませていただきます。

その第11条で、「議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び

政策提言を通じて、県勢の発展に取り組まなければならない」、これは議員ですよ、あくまでも議員です。

2に、「議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない」、3に、「議会は、知事等との関係において、その透明性と公正性及び公平性を確保することに努めなければならない」とあるわけです。公平性、透明性。

だから、議員といえども大変なんです。こういう議会のちゃんとした憲法があって、その中で我々はプライドを持って仕事をやっているんです。

そういう中で、この件について、私は、大変残念なんだけれどもね。政治家の政治倫理の観点から考えれば、大変遺憾なことだと私は思っている、この行為はね。経済行為が法的に問題ないといえどもね。

倫理性が求められているんですよ、我々は、この点は知事に、反省をしてもらわなきゃならんということですね。この政治倫理の観点から、私自身は大変遺憾の思いを持っているということを意思表示させていただいて、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（山本由夫君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君）（拍手）〔登壇〕改革21、長崎市選挙区選出、白川鮎美です。

今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

また、傍聴席にお越しの皆様、インターネット中継をご覧の皆様、応援をいただき、また、県政に興味を持っていただき、ありがとうございます。

今回も、県民の皆様から頂戴いたしました切実な声をもとに、8つのテーマについて質問いたします。知事、教育委員会教育長をはじめ、理事者の皆様、真摯なご答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、サイクルツーリズムについて。

国際自転車ロードレース「ツール・ド・九州」の開催について。

今定例会、開会日の知事説明で発言がありました、国際自転車ロードレース「ツール・ド・九州」の開催地に佐世保市が名乗りを上げたとのことですが、大会の概要と誘致に至った経緯、そして、知事の意気込みを伺います。

以後の質問については、対面演壇席より行います。

○副議長（山本由夫君）知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕白川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「ツール・ド・九州」は、九州全体の活性化を図ることを目的としまして、九州経済連合会や開催県等で構成されます実行委員会が主体となりまして、2023年に福岡と熊本、大分の3県においてスタートしました、世界トップクラスの選手が熱戦を繰り広げるサイクルロードレースでございます。

本県におきましても、レースの誘致を検討していたところでございますけれども、県と佐世保市との政策ミーティングにおきまして、佐世保市長から、IR誘致を通して積み上げた九経連とのつながりを活かして、県北地域を盛り上げるために早期に開催をしたいとの強い申し出がございました。

そのことから、県と市が一体となって、2025大会の佐世保市での開催に向けて取り組むこととしたところでございます。

私といたしましても、佐世保市を中心とした県北地域の振興は、ほかの議員からもご質問いただきましたけれども、とても重要な事項だというふうに考えております。佐世保市や関係団体と連携しまして、振興策の一環でありますこの「ツール・ド・九州2025」の開催の実現と成功に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁させていただきます。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 知事、ありがとうございます。県北地域の活性化や九州のサイクルツーリズムの推進が狙いとのことで、知事の意気込みも十分に伝わりました。

実は、「未来大国」の「交流」のページにもロードバイクのイラストが描かれており、坂の街 長崎で自転車競技をとのチャレンジ精神がうかがえます。

人気自転車漫画「弱虫ペダル」の作者が長崎市出身ということもあり、本県が自転車マニアの聖地となるよう、「ツール・ド・九州」をはじめ、コンテンツの磨き上げに全力を尽くしていただきたいと思っております。

長崎市の野母半島サイクリングロードの整備について。

そこで、もう一つ磨いていただきたいのは、自転車道路です。

今年3月頃、市内の自転車愛好家の方からご意見をいただきました。「野母半島サイクリングロードが荒れ果てている、整備をしてほしい。サイクルツーリズムを掲げている長崎県として、とても恥ずかしい状況だ」ということです。

実際に現場を見てみると、ガードレールが歪んでいたり、木が倒れていたり、道には土砂が堆積して自転車で安全に走れる状態ではありませんでした。すぐに担当部局へ整備を依頼しましたが、整備の状況と今後の管理計画について伺います。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 通称「野母半島サイクリングロード」である一般県道長崎野母崎自転車道線の約21キロメートルのうち、三和町から野母崎町間の約14キロメートル区間については、土砂などが堆積し、自転車通行の支障となっている状態でしたが、清掃や伐採を行い、現在は自転車の通行が可能な状況となっております。

今までは、通報があれば道路パトロールを実施しておりましたが、今後は、毎月の道路パトロールを実施することで適切な維持管理に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 整備は完了しているということです。ありがとうございます。

ただ、サイクルツーリズムのベストシーズンでもあるゴールデンウィークに間に合わなかったのは、大変残念に思っております。この苦情

がなければ、そのままになっていたわけですから、今後は、苦情を待つのではなく、定期的なパトロールをよろしくお願いいたします。

県内のサイクリングロードの管理状況について。

県内に野母半島以外にも自転車道路がありますか、もしあれば管理状況を伺いたいと思います。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 県が管理するその他の自転車専用道路といたしましては、佐世保市に主要地方道栗木吉井線の一部として、延長約7キロメートルの自転車・歩行者専用道があります。

現在、道路パトロールは毎月実施しており、道路施設に異常があれば、適宜、対応する体制を整えております。引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 本県を自転車で旅行される方は増えているそうで、先日も海外のロードバイクチームが来崎されたと伺っております。

「ツール・ド・九州」の開催を契機に、国内外から大きな注目を浴びることになりますので、道路も適切に整備していただき、本県のサイクルツーリズムが、安全で、楽しく、多くの方に支持される素晴らしいものとなるよう、全力を尽くしていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

2.新しい女性支援のあり方について。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の意義について。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については、前回の一般質問でも取り上げましたが、法律施行前でしたので意気込み程

度しか伺えませんでした。今回は、令和6年4月1日の法律施行後の取組について伺いたいと思います。

本法律では、ジェンダー平等、人権の尊重や擁護、女性の福祉の視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目ない包括的な支援を行うこととしています。

これまで66年もの間、売春防止法の下で行ってきた婦人保護事業との違いも踏まえ、この新しい法律の意義をどのように考えるか、知事に伺います。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 婦人保護事業につきましては、昭和31年制定の売春防止法を根拠としておりますけれども、これまでDV防止法やストーカー規制法の対象となる女性等についても、事業の対象に加えながら運用されてきたと理解しております。

しかしながら、この間、女性をめぐる課題は、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻や生活の困窮など、大変複雑・多様化しております。売春防止法を根拠とすることに制度的な限界が生じてきたことから、今般、同法から脱却させ、新たな法律の制定に至ったものというふうに認識をしております。

この「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、女性の福祉、人権の尊重や擁護、また、男女平等といった視点が明確に規定されるなど、官民一体により困難な問題を抱える女性の自立を包括的に支援をするうえで大変重要な法律だと考えております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 知事もおっしゃるように、

昨今、女性を取り巻く課題が多様化しており、対応の限界があると思います。

また、法律の理念の違いで言えば、売春防止法の下、婦人保護事業の目的は、売春する女性や売春するおそれのある女性の保護・更正なので、支援の概念がありませんでした。保護・更正では非常に管理的で、中・長期的な自立支援を行う法的根拠がなく、生活再建のための継続的支援は不十分です。

計画策定の進捗について。

新しい法律では、「女性が女性であることにより、私生活や社会生活で困難に直面したら支援を受けられること」、「支援によって人権が尊重され、安心して自立した生活ができる男女平等社会を実現すること」と、目標に掲げられております。

相談の入り口で、どんな相談にも応じ、一人ひとりの意思を尊重しながら、多様な機関と連携・協働し、本人に最適な支援を行うことが新しい法律の肝であると考えております。そのために、都道府県においては、基本計画を策定することが義務づけられております。

全国で未策定の県は数県のみで、長崎県がその一つであることは、非常に残念です。

2021年12月に、野田聖子元男女共同参画大臣が、本県のDV被害者支援を視察され、「長崎モデル」と高く評価をいただきましたが、さらなる前進が見られず、取り残されているのではないのでしょうか。県内の女性議員や女性団体からも心配の声が挙がっております。

計画策定が遅れている理由と、今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 本県におきま

しては、これまでDV対策に特化した取組として、民間団体との協働により、被害者本人のみならず、子どもの学習支援など、きめ細かやかな支援を行う「長崎モデル」を推進してきたところでございます。

今回の計画策定に際しましては、この「長崎モデル」で蓄積されたノウハウ等も取り入れながら、訪問・巡回や居場所の提供に加え、SNSを活用した支援など、民間団体や市町等との関係機関と連携し、きめ細やかな支援策を検討してまいりたいと考えております。

そのため、女性支援に取り組む県内の民間団体との意見交換等を精力的に行っているほか、本県としましては、現行の「長崎県DV対策基本計画」を取り込んだ形で一体的な計画とすることとしておりまして、これらの取組や調整に時間を費やしているところでございます。

今後、県議会をはじめ、有識者や実践者など、多くの関係皆様の意見を反映しながら、実効性の高い計画となるよう、本年度中の策定に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 丁寧な策定に努めていただいているということでございますけれども、県の計画策定の後には市町での計画策定も努力義務とされておりますので、当事者にとって最も身近な自治体であり、福祉サービスの実施自治体である市町の計画づくりのためにも、地域の女性支援の把握実態や支援機関との連携強化にスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

具体的な支援体制づくりについて。

支援が必要な女性の中には、シングルシニアと言われる孤立・貧困の中老年女性や、障害や

外国籍などの複合差別に直面しがちな女性、性的搾取をされた女性、貧困・DVなど様々な家庭環境に置かれた若年女性など、複合的な困難を抱える女性が多く存在し、福祉、障害、就労など、他機関との協働が必要と考えます。

また、彼女たちは、抱える困難を他人に言えなかったり、支援を受けることにマイナスな感情を持っていたり、自ら支援の対象であることを認識していない人もいます。そのため、巡回などにより潜在的なニーズを持っている支援対象者を把握し、積極的に関わり、情報提供や支援を働きかけるアウトリーチによる早期把握が重要となっております。

これまで本県が行ってきたDV被害者支援のように、一民間団体に丸投げでは通用しませんので、当事者の意思を尊重した支援体制づくりとして地域の支援調整会議の構築を検討していただきたいと思います。

民間団体との協働について、どのような取組を考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 昨今の複雑化、多様化する女性をめぐる課題に対する支援につきましては、様々な行政機関や民間団体等が、それぞれの強みを活かし、協働・連携を図ることが重要であるというふうと考えております。

婦人保護事業につきましては、これまで行政機関や民間団体、有識者等で構成される「DV対策等推進会議」におきまして、事業の効果的な推進等について協議を行ってまいりましたが、今回策定する計画の方向性等も踏まえ、既存の推進会議を拡充し、新たな支援調整会議の設置に向けた準備を進めているところでございます。

また、今後、新たな支援調整会議で議論を重

ねながら、当事者である女性の意思を尊重した個別の支援内容などを各地域の関係者間で協議する体制の構築に向けても努力してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 一時的な保護がゴールではなく、メンタルケアから就労へと導く中・長期的な自立支援が必要と考えますので、予算がないでは理由になりません。支援が手厚くなれば社会復帰する人が増え、納税者も増えていきます。女性が安心して暮らせる長崎となれば、転出者が減り、人口流出に歯止めをかけることにつながると考えます。

ダイバーシティの観点からも、女性、障害を持つ人、子ども、高齢者、誰もが生きやすい長崎県の実現に向け、真剣に取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

3、校内教育支援センターの取り組みについて。

「校内教育支援センター」の設置状況について。

未設置市町を含むフォロー体制と今後の展開について。

文部科学省の調査によると、令和4年10月時点での小中学校の不登校児童生徒は、全国で約24万5,000人と過去最多となり、長崎県においても、同様に過去最多を更新しています。

増加の背景には、新型コロナウイルスの影響が多く、学校活動の制限による登校意欲の低下、生活リズムの乱れが戻らないなどが挙げられています。

本県では、本年度より予算3,300万円を計上し、教室に入れない子どもの多様な学びと居場所を確保するため、市町が小中学校に校内教育支援センターを設置し、配置する指導員の報酬や交

通費を県が2分の1を上限に補助することとして
います。

設置初年度の状況を教えてください。

○副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。
○教育委員会教育長（前川謙介君）今年度の校
内教育支援センター指導員の配置につきましては、
21市町立の全小中学校458校のうち、8市町
101校に115人の指導員が配置される予定で
ございます。

○副議長（山本由夫君）白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君）21市町中8市町でスター
トしているということですが、今回、設
置されていない市町については、いかがでしょ
うか。配置が不要なのか、もし、不登校児童が
いないから設置が不要という考え方であれば、
今日は教室に入りづらいという不登校の前触れ
を防止する役割もあると思いますので、設置の
効果を丁寧に説明する必要があると思います。

今後、県として市町をどのようにバックア
ップしていくのか、伺います。

○副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。
○教育委員会教育長（前川謙介君）今年度、本
事業の実施を見送った13市町におきましては、
予算の問題、あるいは指導員の人材確保、また、
校内教育支援センターの運用の方法などにつ
いて課題を有していると伺っておりまして、今
後の対応については、市町と協議を行って
いく予定といたしております。

一方、設置した8市町の支援につきましては、
指導員を対象とした研修会を開催すること
といたしておりまして、人材育成の面で市
町の取組を後押ししてまいります。

校内教育支援センターにつきましては、で
きる限り多くの市町において、早期に取
組んで

いただきたいと思います。設置している
市町の状況ですとか、成果、課題を共有
する場を設けまして、本事業の効果など
を含めて積極的な情報発信に努め、また、
市町同士のつながりも深めながら、本
事業のさらなる浸透を深めてまいりたい
と考えております。

○副議長（山本由夫君）白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君）「NPO法人子ども
の権利オンブズパーソンながさき」から
の提言書について。

3月13日に、「NPO法人子どもの権利
オンブズパーソンながさき」が、県教育
委員会に対して提言書を提出されました。
私も同席をさせていただきましたが、当
該団体は、令和3年から長崎市立小中
学校、各1校の校内別室に指導員を派遣
し、様々な児童生徒と関わっておられ
ます。

その実績やデータに基づいた貴重な提
言書には、学習するためだけのものでは
なく、休息や傷つきの回復など、ケアを
優先されること、教室へ戻る結果のみを
目標としないこと、子どもが学びたい
と思った時に学べる環境として設置さ
れることと、理由を含めて詳しく書い
てありました。

県教育委員会では、この提言をどのよ
うに受け止め、運営に活かしておられ
るのか、伺います。

○副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）い
ただいたご提言につきましては、文部
科学省が推進する全ての不登校児童
生徒に学びの場を確保する、また、学
校をみんなが安心して学べる場所に
するといった不登校対策、いわゆる「
COCOLOプラン」の趣旨に沿った内容
でございまして、

県としても大切な視点であると考えております。

校内教育支援センターに関しましては、今後、専門家等で構成しております「長崎県不登校支援協議会」で、その運営等について、ご意見を伺うこととしておまして、いただいたご提言も紹介しながら、よりよい運営に向けて、ご協議をいただきたいと考えております。

引き続き、校内教育支援センターが、子どもたち一人ひとりの多様なニーズに応じた居場所や学びの場となりますように、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 本事業は、今年度スタートしたばかりで、現場は手探り状態の部分も多いかと思えます。このセンターが様々な課題を抱え、不登校や不登校傾向にある子どもたちの居場所として、その機能を十分に果たせるよう、県も市町と力を合わせて取り組んでいただくよう、お願いを申し上げます。

4、県立こども医療福祉センターの事案について。

再発防止策について。

当センターは、肢体不自由児の小児整形、発達障害、てんかん、心身症、精神症、不登校など、児童の診断、治療を行う医療機関で、障害を持ったお子様、また、親御様にとっては、命綱のような大変重要な医療機関です。

先月、当センターで、ショートステイを利用する男児が乗った車椅子を職員が誤って転倒させ、けがをするという事案が発生しました。散歩中に職員が車椅子のストッパーをかけずに手を離し、別の利用者に対応するため目を離した際に車椅子が斜面を数メートル下り、溝にはま

って転倒したとのことです。

県は、どのように再発防止策を講じていくのか、伺います。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） このたびの転倒事故は、院外散歩中、職員がほかの患者の方に気をとられ、車椅子から手を離れた際に、ストッパーをかけていなかったことで発生したものであると承知しております。

障害のある方が利用する施設としては、あってはならないことであり、けがをされた利用者や保護者に対して真摯に対応するとともに、二度とこうした事案を起こさないよう、再発防止策を徹底してまいります。

具体的には、車椅子の介助・移動の際の安全対策についてマニュアルを整備し、研修において周知を図るなど、改めて職員への指導を徹底いたしますほか、院外散歩についても、より安全な実施体制となるよう、見直しを行ってまいります。

県といたしましては、こども医療福祉センターが、本県の子どもの医療や療育の拠点として、県民の皆様が安心して利用できる施設となるよう、努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 今、述べていただいたような対策を徹底し、同じようなことが二度と起こらないようにしていただきたいと思えます。

人員不足の課題について。

現場の状況を確認したところ、当該センターでは、現在、会計年度任用職員の保育士が2名欠員であり、募集をしているが、応募はない状況と伺っています。

今回の事案は、単に担当職員の不注意のよう

に見えますが、その根底には深刻な人員不足の課題が潜んでいるのではないのでしょうか。

現場を知る外部の方からは、障害を持ったお子さんと接する難しさ、仕事の内容の割には給料が少ないこと、通常の保育士と比較して早出、遅出の変動勤務があり、「このような条件では希望する人はいないでしょう」との話があったと伺っております。

ハローワークの求人票を比較してみましたが、保育士の求人は、民間の方が、給料面、勤務時間においても好条件で、県の求人は見劣りするよう感じました。

慢性的な人員不足により、限られた職員に業務が集中し、疲労等によりミスや目が行き届かない状況が発生してしまっているのではないのでしょうか。

当センターの人員不足の状況をどのように打開していくのか、お伺いしたいと思います。本日公表されました人事において、6月30日、当センターの所長が退職をされるということでございます。

担当ドクターが代わること、また、この欠員により診療の待ち時間が長くなったりと、この運営について影響はないのか。当日で申し訳ございませんが、わかる範囲でご説明をお願いいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） まず、ただいまご質問がございました今回の人事異動に関する件でございます。

今回の人事異動は、所長の退職に伴うものではございますが、センターの状況を把握しております副所長を所長に任命するとともに、非常勤の医師を配置する予定も併せてございますこ

とから、診療体制に支障を生じないように講ずることとしているところでございます。

また、こども医療福祉センターの会計年度任用職員の保育士につきましては、今年度、2名の欠員となっております。人員の確保が重要な課題と考えているところでございます。

これまでも求人情報サイトへの登録や個別の事業所への働きかけなど、採用に努めておりますほか、処遇についても、正規職員に準じて勤勉手当を支給するなど、改善を図っているところではあります。全国的な保育士不足などにより、採用が難しい状況となっております。

今後は、新たに保育の仕事合同面談会へ参加するなど、採用活動をより強化し、早期に人員を確保できるよう努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 知事の公約にも、子ども・子育ては、一丁目一番地とありますように、子どもたちを大切に育む環境づくりが急務だと思います。

特に、当センターのように高い専門性が必要となる現場で働く方たちには、それなりの処遇でないと人が集まりません。再発防止に努めることはもちろんですが、適切な人員配置をスピード感を持って進めていただくようお願い申し上げます。

5、労務費等の適正な価格転嫁について。

物価高に負けない賃上げを実現するための取り組みについて。

食料品、日用品、光熱費、様々な物価の高騰が止まりません。働く人たちの賃金、労働条件の改善を求める労働組合である連合長崎の発表によると、6月時点で2024年春闘の平均賃上げ額は1万4,617円で、過去最高水準となっている

とのことですが、その実感が薄く、特に、労働組合がない中小企業、小規模事業者や、公的な仕事を担う人たちには、その影響は、残念ながら、届いておりません。

公正取引委員会が昨年11月に公表した「労務費の適切な価格転嫁のため価格交渉に関する方針」では、原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて適正な価格転嫁を必要とし、発注者及び受注者それぞれが取るべき行動や求められる行動がまとめられています。

今後、物価高騰に負けない賃上げの実現に向けては、中小・小規模事業者において、その原資を確保するための価格転嫁を促進することが重要であると考えますが、県としては、どのような取組を行っているのか、伺います。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、県内中小企業における賃上げを推進するため、昨年6月に経済団体等と締結した「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」に基づき、価格転嫁の促進に取り組んでいるところであります。

その結果、望ましい取引慣行の遵守などを宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行った企業数は、6月13日時点で479社と、協定締結時から約2.5倍増加し、九州各県で1位の伸び率となるなど、価格転嫁の機運は、一定高まってきているものと認識しております。

こうした中、さらに価格交渉に向けた具体的な行動を促すため、去る6月17日、国が設置する相談窓口である「よろず支援拠点」や、「下請かけこみ寺」等と「相談・支援の強化に関する連携協定」を締結いたしました。

今後、協定締結機関やオブザーバーである公

正取引委員会等との連携を図りながら、効果的、効率的な価格交渉を後押しし、適切な価格転嫁の促進に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 下請いじめを防ぎ、取引の適正化に努める発注者側の約束「パートナーシップ構築宣言」、そして、今回新たに協定締結した受注者を支援する価格転嫁の相談窓口、この2つの対策で、県が中小・小規模事業者の賃上げを後押しするという事は、大変心強いことだと思えます。

下請業者の話や聞くと、価格交渉をすると、次の仕事をもらえなくなるのではないかと、発注者との関係が悪くなるのではないかと、交渉を諦め、泣く泣く安価で受けるケースもあると伺っています。

発注業者と受注業者の良好な関係を築くためにも、この2つの施策を県内企業に活用していただき、実効性のあるものにしていかなければなりません。しっかりと周知徹底を行っていただきたいと思えます。

県が発注者となる場合の価格転嫁について。

まず、総務省及び経済産業省から、適切な予定価格の作成、契約後の状況に応じた必要な契約変更などについても対策を講じるよう、通知が出されていますが、県はどのように認識し、対応しているか、伺います。

○副議長（山本由夫君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 昨年11月、国において取りまとめられた指針を踏まえ、今年に入り、総務省や経済産業省から都道府県に対し、実勢価格を反映した適切な予定価格の設定や、契約後の状況変化に応じた適切な対応、市区町村への周知等を求める通知が発出されておま

す。

県としましては、通知の受理後、速やかに行政が行う調達等においても、中小企業の取引環境の整備が図られるよう、労務費の適切な価格転嫁について、庁内並びに県内市町に対し、周知を行っております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 指定管理者への対応について。

具体的な事業について伺います。

複数年度にわたって管理運営を行う指定管理者制度導入施設については、期間中の物価高騰や賃上げに伴う経費の増加について、どのように対応されていますか。

○副議長（山本由夫君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 指定管理者制度導入施設では、県と指定管理者の間で締結する協定の中で、管理業務に要する負担金やリスク管理の規定等を定めており、原則として、収入や経費の増減を含め、管理者の自立的な経営努力により、管理運営を行う仕組みとなっております。

一方で、協定締結後に著しい環境変化が生じた場合は、指定管理者からの申し出により、負担金の変更等を協議できることとしており、令和4年度及び5年度につきましては、エネルギー価格の急激な高騰の状況等を踏まえ、当該年度の負担金とは別に、国の臨時交付金を活用して追加の予算措置をしたところであります。

今後とも、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、自立的な経営を基本としつつ、著しい環境変化等が認められる場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 協定に基づき、指定管理

者側から申し出があれば協議に応じるとのことですが、指定管理制度は、公的施設の管理を民間に代行していただくことで、市民サービスの向上や行政コストの縮減を図っているわけですから、上から目線ではなく、管理者に歩み寄り、労務費等の経費についても相談しやすい環境を積極的につくっていただきたいと思います。

公共委託業務への対応について。

土木工事の調査に対する公共事業の下請業者からも、「資材高騰のあおりを受けて金額が見合わない」、「経営が大変苦しい」という厳しい声が挙がっております。

総務省からの通知では、公正取引委員会の指針を踏まえ、発注者の取るべき行動として、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこととありますが、県としてどのような対応をしているか、伺います。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を進めるためには、まず、公共事業の発注者である県が、最新の人件費や経費を的確に反映した適正な予定価格を設定することが重要であると認識しております。

このため、国が毎年2月に公表し、12年連続で引き上げられている技術者の労務単価を、国と同様に毎年3月から予定価格に反映しております。

また、令和5年度末に国が地質調査業務の諸経費率の大幅引き上げを公表したことに伴い、県におきましても、国と同様に令和6年4月から、経費の増加分を予定価格に反映するなど、速やかな対応を行ってきたところでございます。

今後も、引き続き適正な予定価格の設定に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君）発注者として適正な予定価格の設定を行っているとのことですが、受注先のサプライチェーン全体の適切な価格転嫁に関しては、なかなかチェックが難しいということだと思います。この指針には、なかなか対応が難しいのかもしれませんが、県が事業を発注する立場として、元請業者が適切な価格で下請業者に支払いをしているのかもチェックする必要があると思います。

国民のことになると介入ができないということで、今回のような相談窓口設置に至ったのでしょうか、いずれにしても、賃上げ機運が高まる中、その流れに乗れない事業者や取り残されている労働者がいることを認識し、県として最大限、対応していただきたいと思います。

6、特定利用空港について。

特定利用空港を指定する目的について。

4月1日、政府は、全国で16か所の特定利用空港・港湾を指定したとし、本県の長崎空港と福江空港が対象となっています。

私は、このことを報道で知ったのですが、長崎空港と福江空港が特定利用空港に指定されたことによって、何が、どう変わるのか、役割や整備内容について教えてください。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 特定利用空港は、国民保護対応などのため、自衛隊や海上保安庁が訓練に必要な空港を日頃から円滑に利用できるよう、国が指定し、施設管理者との間で、連絡・調整体制を構築するものでございます。

今回の指定によりまして、自衛隊などの航空機が緊急時の住民避難や物資輸送などを効率的に行うことが可能となり、大規模災害が発生し

た際にも迅速な支援活動が期待されます。

加えて、長崎空港におきましては、電源設備やターミナル周辺の連絡通路の更新、福江空港では、照明施設のLED化や気象観測施設の更新などの事業を順次進めているところであり、これらの整備促進も期待されます。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君）そのような整備促進が期待されるということですが、なぜ、わざわざ指定しないといけないのかということが理解できなかったもので、国土交通省、防衛省にも確認しました。

南西諸島の防衛体制を強化するための指定であること、自衛隊、海上保安庁は、現時点においても補給や訓練で年に数回、空港を利用しているとのことですが、年間を通じて訓練計画を立て、その調整や連絡を常に意思疎通ができるようにしたいとのこと、そして、その整備については、国土交通省予算から長崎空港に19億円、福江空港に2億円の予算がつくとのことでした。

わざわざ指定をしなくても、年数回の訓練であるならば、都度、連絡でも構わないでしょうし、仮にそれが日頃、不十分であると感じるのであれば、指定をせず、全国の空港どこでも意思疎通ができるようすべきです。限定的に指定をする意図がわかりませんでした。

長崎空港・福江空港が指定に至ったプロセスについて。

「訓練の回数は増えないか」との問いには、「常駐ではなく、必要な時に借りるだけで、急増はしないが、増える可能性はある」との回答でした。

ほか、候補地に挙がっていた熊本県は3候補地全て、鹿児島県においては8候補地全て、沖

縄県は那覇空港、石垣空港以外の6候補地の指定を見送っています。

その理由としては、「国からの説明が不十分」、「有事の際に市民を危険にさらす可能性がある」などとしています。

長崎県は、なぜ早々と同意をしたのか、長崎県が同意に至るまでのプロセスを時系列に沿って、ご説明ください。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 昨年10月、国から県に対し、本県に所在する国管理の長崎空港と県管理の福江空港について、指定への申し入れがあり、県としては、有事の利用を対象とするものではないことを確認するとともに、国に対し、所在地自治体である大村市と五島市への丁寧な説明をお願いしておりました。

本年3月7日には、国から両市への説明が行われ、その後、両市から、異論ない旨の意向が確認できたことから、本県として指定に同意するとの判断に至り、同26日に国に対し、報告しております。

その結果として、4月1日に両空港が特定利用空港に指定されております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 五島市と大村市は、判断する立場にないと県に判断を委ね、異論はないとしていますが、同意とは違うと思います。

県の説明責任について。

所在地に限らず、多くの県民が利用する空港です。県民を対象に説明をすべきではないでしょうか。

3月21日に県議会議長、副議長、所管する委員会メンバー、五島市、大村市選出の県議のみに、同意をする旨、報告があったそうです。

議員からは、これまでも質問や反対意見があったにもかかわらず、県は、「賛否を問うものではない」とし、26日にあっさり国に対し、同意を決定しています。

そして、4月1日の指定を受け、「長崎・福江空港有事拠点へ」との報道が出て、はじめて知った方がほとんどだと思います。

長崎県民は、特に、平和への意識が強いので、このことで軍事利用が進むのではないかという心配は、必ず出てきます。現に、4月30日に平和団体と社民党の連名で知事宛てに「撤回を求める要請書」が提出をされています。この報道によって、さらに多くの県民が特定利用空港指定について知り、その目的に疑念を持つことになりました。

全てが報道ベースでしか知らされず、県から県民への説明はいまだにありません。知事の定例会見は何のためにあるのでしょうか。今議会開会日の知事説明でも一言も触れられておりませんでした。

五島市長は、市議会から市民への説明責任を問われ、5月の市政だよりの市長コラム欄に理解を求める記事を掲載しました。これも後手後手で市民の納得を十分に得るものではないと思いますが、何もしていない県よりはましだと思います。

平和を何よりも大切に、有事という言葉に非常に敏感な県民性を理解するのであれば、こそこそしないで、県民にきちんと説明すべきだったと思います。

知事は、この件に関する説明責任をどのように考えておられますか。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 長崎空港と福江空港では、

これまでも自衛隊機等が訓練などを行っております。国に確認したところ、先ほど議員も少し触れられておりましたけれど、特定利用空港に指定されても、その頻度は現行程度ということを受けております。また、有事の利用を対象とするものではないということは確認しております。

今回の指定による枠組みになりますけれども、先ほど部長が申し上げたとおり、国が主体となって行うものでございます。県としましては、国に対して、実際に空港がある大村市、また五島市に丁寧な説明をお願いしまして、国において実施をいただいたところだと認識をしています。

ただ、いずれにしても、議員ご指摘いただきました県民への説明不足ということにつきましては、真摯に受け止めて、必要な情報発信をするなど、今後、丁寧な対応に努めていきたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君）説明をする旨、前向きな答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。

県民の信頼を取り戻すためにも、県民に対して、納得のいく丁寧な説明をお願いいたします。

7、小笠原諸島の探検家「島谷市左衛門」の功績について。

この人物の認識について。

皆さんは、島谷市左衛門さんをご存じでしょうか。1670年、難破した船の乗組員が、とある無人島にたどり着きました。江戸幕府は、長崎の地役人、島谷市左衛門に、その島の調査を命じ、1675年、たどり着いた一行は、後に小笠原諸島と呼ばれる、その島の地図を描き、残しており

ます。この時の船は、長崎で造られたものと言われており、素晴らしい造船技術と優秀な航海士が、この長崎から出発したことにより、小笠原諸島が日本の領土となったということです。

小笠原諸島は、皆様もご存じのとおり、東京沖1,000キロの位置にある我が国の排他的経済水域（EEZ）を世界6位にまで押し上げる国益に対して大変重要な島です。

日本領土・領海の礎を築いた郷土の偉人を県はどのように認識しているのか、伺います。

○副議長（山本由夫君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）島谷市左衛門につきましては、長崎歴史文化博物館において、関連した資料を一部所蔵してはいるものの、その功績に着眼した収集は行っていないところであります。

文献によりますと、島谷市左衛門は、長崎で先進的な航海術を学んだ後、長崎奉行の下で貿易に従事し、江戸時代初期、幕府の命令を受けて小笠原諸島を調査した人物であり、その調査記録は、明治初期において、日本が小笠原諸島領有を国際社会に主張するための礎となったと認識しております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君）ぜひ、もっと注目をしていただきたい人物だと思います。

展示会の開催について。

現在、滋賀県で「島谷市左衛門展」が開催されています。来年は、小笠原諸島発見から350年という節目の年でありますので、長崎でも展示会を開催し、長崎県ゆかりの偉人の功績を紹介してはどうかと提案いたしますが、県の見解を伺います。

○副議長（山本由夫君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(伊達良弘君) 県において、本県ゆかりの歴史上の人物を顕彰し、展示会などを開催するに当たりましては、国、本県への貢献度や国際社会における本県のプレゼンス向上、県民の興味、関心を喚起するものになり得るかどうかなどを総合的に勘案する必要があると考えております。

また、地元市町の意向や機運の高まり等についても重要であり、これらをしっかりと確認したうえで実施の判断をすべきであると考えております。

○副議長(山本由夫君) 白川議員 3番。

○3番(白川鮎美君) 造船や探検家、国益への貢献など、大変ロマンのあるテーマだと思いますので、ぜひとも着目をし、研究していただき、観光コンテンツとしても活用いただければと思います。

また、教育分野においても、国の経済発展に大きく貢献した島谷市左衛門の探検家としての功績を広く長崎県の子どもたちに紹介していただきたいと思いますが、こちらについても地元長崎市の機運の高まりが必要とのことですので、その際はぜひ市と協力をして取り組んでいただきたいと要望をしておきたいと思っております。

8、海岸漂着ごみについて。

対馬における海岸漂着ごみの現状について。

今年の3月、改革21の会派視察で対馬に行き、海岸及び海洋環境の保全を行う団体「対馬CAPP」と対馬クリーンセンター中部中継所を視察させていただきました。

まず、驚いたのが、漂着ごみの量です。1年に25メートルプール100杯分に相当する量が漂着するそうで、なぜ、そんなに流れ着くのかと理由を伺った時に、世界地図をくるっと逆さま

に回して説明をされたのが大変わかりやすかったのですが、対馬は、対馬海流の入り口にあり、韓国、中国などの近隣諸国から対馬海流に乗って流されたごみがたまる防波堤のような役割をしているとのことでした。

対馬市における海岸漂着ごみの現状について、伺います。

○副議長(山本由夫君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(大安哲也君) 令和5年度の海岸漂着ごみの回収量は、県全体で約1万6,000立方メートルでございます。そのうち約半分に当たります7,800立方メートルが対馬市において回収されております。

本県は、日本の最西端に位置し、海岸総延長が全国第2位という地理的特性から、毎年、多くのごみが漂着しておりまして、対馬市は、大陸に近いということなどから、海外由来のごみが多く漂着しております。

○副議長(山本由夫君) 白川議員 3番。

○3番(白川鮎美君) ご説明ありがとうございます。

回収処理の状況について。

漂着ごみの多くは、ペットボトルや発泡スチロール、ポリタンクなどプラスチック製品で、日本海のマイクロプラスチック濃度を高めないためにも、対馬でできるだけ回収をし、海に漂う量を減らす努力をしているとのことでした。

膨大な量のごみをどのように処理されているのか、回収処理の現状について、伺います。

○副議長(山本由夫君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(大安哲也君) 海岸漂着ごみにつきましては、国の地域環境保全対策費補助金を活用しまして、海岸管理者等において回収及び処理を行っております。

対馬市においては、回収された漂着ごみのうち約84%が焼却または埋め立て処理され、残りの約16%が有効利用されている状況にございます。

有効利用につきましては、対馬市は民間企業と連携し、海洋プラスチックごみの一部を買い物かごやボールペンなどにリサイクルするほか、民間団体と協定を締結し、循環経済モデルの研究開発に取り組まれております。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 回収されたごみのほとんどが焼却、埋め立てということでした。現場では、先ほどご説明もあったとおり、SDGsの理念の下、リサイクルやアップサイクルの資源循環の道を模索されており、企業と連携してボールペンやかごなどの様々な商品への転換が行われておりましたが、漂着ごみは、変形や変質していることでリサイクルが難しく、転換できるごみはごく一部で、持続可能な回収処理にも課題があることがわかりました。

発生抑制対策について。

そうであれば、根本的にごみを出さないことが最も重要であると考えますが、発生抑制対策について、伺います。

○副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 県では、海岸漂着ごみ問題の現状を知ってもらうため、対馬市と連携しまして、県内や釜山広域市で漂着ごみの実情を展示、紹介したほか、日韓8県市道で構成します「日韓海峡・海岸漂着ごみ一斉清掃」などを通じまして、発生抑制の意識醸成に向けました啓発活動を行っております。

また、国に対しまして、外国由来のごみの減少を図るため、外交上の適切な対応を実施する

よう、要望を行っているところでございます。

また、対馬市におかれましては、日韓の学生、市民等による海岸清掃や、ワークショップなどの交流事業に継続的に取り組まれております。

今後とも、対馬市と連携、協力しながら、発生抑制対策に取り組んでまいります。

○副議長（山本由夫君） 白川議員 3番。

○3番（白川鮎美君） 県内での取組、そして韓国との取組、政府施策要望についても行っていただいているとのことでした

今回は、対馬を例に話をしましたが、海岸漂着ごみの問題は、ほかの島々や本土地域でも大きな課題とされております。各地で海岸清掃のボランティア活動が盛んに行われておりますが、その活動がゼロになることはありません。

一人ひとりの課題認識と、ごみを出さない行動改革も必要ですが、日本だけの問題ではなく、海でつながっている近隣諸国との国際問題であると捉え、韓国以外の国についても、県独自の外交により、問題解決に向けて前進するよう、努力していただくよう強く要望して、質問を終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本由夫君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時41分 散会

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

-
- 1 開 議
 - 2 県政一般に対する質問
 - 3 上程議案委員会付託
 - 4 請願上程、委員会付託
 - 5 散 会

令和6年6月25日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 11番 山村 健志 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 34番 小林 克敏 君

35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君
 37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（1名）

29番 吉村 洋 君

説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 陣野 和弘 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 伊達 良弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 宮地 智弘 君
 水産部長 吉田 誠 君
 農林部長 渋谷 隆秀 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 井手 美都子 君

土木部技監	植村公彦君
交通局長	太田彰幸君
地域振興部政策監	渡辺大祐君
文化観光国際部政策監	村田利博君
産業労働部政策監	石田智久君
教育委員会教育長	前川謙介君
選挙管理委員会委員	原章夫君
代表監査委員	下田芳之君
人事委員会委員	辻良子君
公安委員会委員	長谷川宏君
警察本部長	中山仁君
監査事務局長	桑宮直彦君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田中紀久美君
教育次長	狩野博臣君
財政課長	苑田弘継君
秘書課長	黒島航君
選挙管理委員会書記長	楠本雅一君
警察本部参事官兼総務課長	古賀新一君

議会事務局職員出席者

局長	中尾美恵子君
次長兼総務課長	濱口孝君
議事課長	佐藤隆幸君
政務調査課長	大宮巖浩君
議事課課長補佐	永尾弘之君
議事課係長	山口祐一郎君
議事課会計年度任用職員	天雨千代子君

午前10時 0分 開議

○議長（徳永達也君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）（拍手）〔登壇〕皆様、おはようございます。

自由民主党、長崎市選挙区選出、虎島泰洋です。

昨年11月に引き続きまして2回目、半年ぶりの一般質問の機会をいただきまして、誠に感謝しております。

また、本日、傍聴にお越しの皆様、そして、中継をご覧の皆様、本当にありがとうございます。

長崎県全体が健康となるよう、医師として、そして政治家として、日々邁進しております。

前回同様、答弁盛り盛りの内容となっております。少し早口となりますけれども、ご容赦ください。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式にて進めてまいります。

1、知事の政治姿勢について。

(1) こども施策について。

地域において、子どもが増えるためには、子育て世代を長崎につなぎとめる、または長崎を選んでいただく必要があり、そのためには魅力ある産業を長崎につくり出すこと、そして、こども施策が車の両輪として重要であると考えています。

今回は、その観点から「長崎産業革命」について質問いたしましたので、今回は、「こども施策」を冒頭に質問いたします。

私自身、絶賛子育て中であることから、こども施策には非常に関心を持っております。

長崎で子育てしたいと思えるような施策を、例えば明石市などのように大きく打ち出すことができれば、若い世代に選ばれる県になるのではないかと考えています。

知事は、就任以来、こども施策を県政の一丁目一番地に掲げられていますが、ここで改めてこども施策にかける知事の意気込みをお尋ねいたします。

以降の質問は、対面演壇席にて行います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 虎島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、長崎県にとって、子どもは宝物だと思っています。我々長崎県の未来そのものだと思っています。

私は、五島という場所で生まれ育ちましたけれども、小さい頃から、まち全体に育ててもらったような、そんな思いがあります。

社会が非常に変わってくる中で、人とひとつながりといったものが薄らいできているような、そんな印象も受けますけれども、今こそ、我々長崎県が、次の世代の、我々の愛する長崎を、ふるさと長崎を引っ張っていく子どもたちをしっかりと育てていく、その責任があるというふうに思っています。

ちょっとの未来を見ますと、先を見ますと、なかなか見通すことが難しい時代になってきています。そういった中で、その予測困難な社会をしっかりとしなやかに生きていく、そんな中でも活躍をしていくという、そんな子どもたちを育てていく必要がございます。

今回のビジョンでは、「こどもが主役、みんなで育てよう」というテーマを挙げさせていただきました。まさに、この長崎県民の宝物である子どもたちを、長崎県民みんなが当事者としてしっかりと育てていくんだと、そういった機運醸成をしていく、みんなでタッグを組んで長崎県の未来をつくっていくということが、今求め

られているんだろうと思っています。

そういった観点で、私も先頭に立って、皆さんと力を合わせて、長崎県に生まれた子どもたちが、長崎に生まれてよかったと、長崎で育つてよかったと、ここで子どもを産み育てたいと思っただけのような、そんな長崎県を一緒につくっていききたいというように思っています。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 畑島議員の質問にありましたように、具体的な施策をわかりやすくアピールするということが大事になってくると思います。心に響く発信をよろしくお願いいたします。

子育て環境と一口に言っても、様々な領域において総合的な対策が求められます。これまでも様々な議論が行われてきましたけれども、私は、専門分野である医療分野からお尋ねいたします。

2、医療・介護・福祉について。

（1）周産期・小児・AYA世代の医療支援について。

地域を支える産科・小児科医の確保について。

長崎県全体の人口当たり産科・小児科医師数は、全国平均を上回っていますが、県北地域や離島といったところでは、産科・小児科医が手薄な状況です。

地域で安心して子どもを産み、育てていくためには、産科・小児科医の確保が不可欠であり、ひいては、それが地域の衰退を防ぐと考えておりますが、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）産科医や小児科医につきましては、安心して分娩できる体制や、子どもたちがいつでも受診できる体制を維持していくためには欠かせない存在であると認識しております。

このため、県では、将来、本県で産科医や小児科医として勤務する研修医への研修資金の貸与でありますとか、分娩手当を支給している施設への一部助成などを通じて、産科医や小児科医の支援に取り組んでまいりました。

また、今年度から、県養成医が産科や小児科を選択した場合、より長い期間本土での研鑽を積むことができるよう、勤務要件を変更し、より多くの医師へ産科や小児科を専攻していただけるよう見直しを行ったところであります。

今後とも、産科医や小児科医の確保を通じて、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）地域医療の充実が、長崎県の未来を明るくする鍵でもあり、住民一人ひとりの安心と健康を支える基盤でございます。充実していると思われていました長崎市も、もはや人材不足により、人ごとではない状況に陥りつつあります。引き続き、よろしく願ひいたします。

新生児マススクリーニング検査の拡充について。

新生児の先天性の病気を早期発見し、治療につなげていくための新生児マススクリーニング検査が、現在、全国で実施されています。

近年、治療薬等の開発により、対象疾患追加の可能性が指摘されており、国においてはSMA

とSCIDという2つの疾患を検査対象とする実証事業が開始されています。

この2つは、早期に発見し治療を行わなければ、その後の成長に大きく影響するおそれがあることから、県においても国の実証事業に早期に参加するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君）新生児マススクリーニング検査は、新生児の先天性の疾患を早期に発見し、その後の治療等につなげる重要な検査でありまして、本県では、現在21疾患の検査を全額公費負担で実施しております。

こうした中、国において早期発見・早期治療が発症の抑制や予後の改善につながる事がわかってきた、新たな2疾患について、公費負担による検査の実証事業が今年から開始されたところでございます。

一方、県におきましては、令和4年7月から、国の実証事業の対象である2疾患を含む3疾患について、公費負担ではなく、自己負担による検査が実施されている状況であります。

国の実証事業への参加については、対象となる2疾患の検査にかかる自己負担が軽減される一方で、県費負担も生じることから、関係機関のご意見も伺いながら、これまでの経過や事業効果等を踏まえ、検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）子どもたちの命と健やかな成長を守るため、そして周産期にかかる費用負担を抑えるためにも、ぜひともよろしく願ひいたします。

小児・AYA世代がん患者への在宅ケア支援について。

今後、高齢化の進展に伴い、在宅医療の需要はますます増加していくと思われませんが、在宅医療は高齢者だけが必要なものではありません。小児や思春期、若年成人層であるAYA世代と言われる方においても、がんが近年増加傾向にあり、がん末期状態となると、高齢者以上に在宅医療を希望される場合が多いと思われます。しかし、40歳未満の患者は、介護保険も利用できず、在宅医療にかかる経済的な負担が大きいという声を聞きました。

そこで、小児・AYA世代のがん患者への支援について、県の取組をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 長崎県内の40歳未満である小児・AYA世代のがん患者は、2020年において226名おりますが、在宅療養は介護保険の対象とならず、経済的負担が生じているという現状がございます。

このため、本県では、今年度新たに補助制度を創設し、40歳未満の末期がん患者が在宅療養で利用する訪問介護や訪問入浴介護、福祉用具の貸与及び購入にかかる経費に対し、月額5万4,000円を上限といたしまして助成をすることとしたところでございます。

今後とも、若い世代のがん患者の皆様が、住み慣れた自宅で安心して療養できるよう、患者及びその家族の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） AYA世代のがん患者は、治療だけでなく、教育や就労、そして、妊孕性の問題、また経済的な問題など、特有の課題がたくさんあります。これらに対処するためには、適切な行政の支援が不可欠であると考えます。

引き続き、よろしくお願いたします。

（2）感染症対策について。

臓器移植患者における带状疱疹ワクチンの補助について。

带状疱疹ワクチンの補助については、これまでも一般質問等で取り上げられてきました。

国においては、つい先日開催されました厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会において、定期接種化の方向性が示されたところですので。

接種費用が高額であるため、費用の一部を助成する自治体が増えてきています。実際に定期接種化されるまでには期間を要すると思われますので、本県でも同様の助成を行ってほしいところですが、県全体となると予算規模も大きくなり、本県の財政状況から実現困難であるということは理解しております。

そこで、带状疱疹が発症するリスクが高いとされる固形臓器移植患者や造血幹細胞移植患者を限定的に対象として、ワクチン接種費用を助成することで、費用を抑えつつ、全国的にも先進的な取組となるのではないかと考えます。

臓器移植を受ける患者は、免疫抑制剤の投与が必須であり、免疫低下による各種感染症発症のリスクが優位に高い状態です。ワクチン接種が特に必要と推奨されています。

県の考えをお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 带状疱疹ワクチンの対象になりますけれども、これは50歳以上の者と、また带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の方になっておりますけれども、予防接種法における定期の予防接種への位置づけについては、国において検討がされていると

ころだと承知をしておりますので、県といたしましては、まず、その動向を注視していきたいと思っております。

なお、带状疱疹を発症するリスクが高いとされる方々は、固形臓器移植患者や造血幹細胞移植患者以外にもおられます。そのことから、対象を限定してワクチンの助成を行う合理的な理由といったものを県単独で見出すといったことは非常に難しいものがあるというように考えています。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 行政のバランスとして難しい線引きがあるということは理解します。現場の課題を解決しつつ、医療の先進性を示すよい機会であると考えまして、ご提案いたしました。引き続き、できない理由というものを探すのではなく、何とかしたいというような取組と一緒に考えていきたいと思っております。引き続き、よろしく願いいたします。

結核対策について。

結核対策の強化や医療の進展により、2007年、日本は、結核蔓延国のリストから外れることができました。しかし、結核は、依然として日本国内において公衆衛生上の重要な課題であり、特に、高齢者や免疫力の低下した人々の間での発生が続いています。

その中でも、本県の結核罹患率は、令和3年度、全国ワースト1位、令和4年度ワースト3位と高い状態です。感染症研究分野においてはトップランナーといってもいいこの長崎で、患者を減らしていくために、県はどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 結核は、結核菌

によって主に肺に炎症が起きる病気でございますが、感染しても全ての方が発病するわけではなく、加齢や免疫力の低下により、結核菌が再び活動をはじめることによって発病することが認められているところです。

本県の結核罹患率は減少傾向にあるものの、全国よりも高い水準で推移しており、患者に占める70歳以上の高齢者の割合は87%と、全国平均の65%と比較して高い傾向にあります。

県で実施した結核菌の遺伝子検査や疫学調査の結果によれば、県内の結核患者の多くは過去に感染した結核菌が再燃したものであると推察され、発症した高齢者を早期に発見し、感染が広がらないようにする取組の推進が最も重要であると考えております。

県といたしましては、引き続き、高齢者施設で結核を早期発見するためのチェックシートの活用促進を図るとともに、保健所による接触者健診などの対策を着実に実行するなど、地域の実情に応じた取組を継続してまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 感染者数が多いということでも、患者を中心とした広がりはないというふうにお聞きしております。その点は評価をいたします。汚名返上に向けて、なお一層の取組をお願いいたします。

梅毒対策のさらなる推進について。

性感染症の一つである梅毒については、前回もお尋ねしました。それにより、夜間検査など検査体制の充実を速やかに実施していただいたこと、感謝いたします。

しかし、想像以上に感染拡大のペースは速く、昨年の感染者数は、それ以前の3倍となり、長崎県医師会においても感染拡大警報を出してい

るところです。

学生など若い世代への広がりや、妊婦への感染もあると聞いています。妊婦への感染は、死産や先天梅毒につながり、様々な障害を引き起こすため、絶対に避けたい事態です。

感染を食い止めるためには、若い世代への啓発や検査を受けるハードルを下げていく取組がなお重要と思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）本県の梅毒患者は、昨年、過去最多となる147名の感染が確認されたところであり、梅毒の感染拡大防止は急務であると認識しております。

そのため、県では、感染者の大部分を占める若い世代が検査を受けやすくなるよう、昨年の12月から夜間検査、相談体制の拡充や検査予約のオンライン化を進めるとともに、YouTubeやインスタグラムを利用した若者向けの啓発に取り組んでまいりました。

また、効果的な感染拡大防止対策には、実態把握が重要であるため、先月から県独自の調査票を導入し、協力が得られた患者から感染リスクに関する詳細な情報を把握できるようにしたところ です。

今後は、調査票で得られた情報の分析結果を踏まえ、関係機関と連携し、さらなる対策に取り組むとともに、県医師会と連携した県民公開講座の開催など、梅毒の予防等に関する周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）しっかりと、さらに、速やかに対応をよろしくお願ひいたします。

また、今回は取り上げませんでした。昨今、

致命的となる得る劇症型溶連菌感染症や、SFTSといったダニ媒介感染症も県内で発生しています。正しい情報の周知啓発等、適切な対応を要望いたします。

（3）COPDの周知啓発について。

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主に長期の喫煙によって引き起こされる肺の病気であり、喫煙者の2割から5割が発症すると言われてい ます。重症化すると歩くだけでも息切れするなど、日常生活に大きな支障を来すため、発症予防が非常に大事になります。

長崎県は、COPDの外来患者数が全国ワースト2位と多く、また、男性の喫煙率は全国ワースト10の常連であります。禁煙など、COPDの予防策に取り組むよう、県民に対する周知啓発が重要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）慢性閉塞性肺疾患、いわゆるCOPDは、男性に多く発症する、長年の喫煙習慣などが原因となる病気であり、喫煙者では20%から50%が発症するとされて おります。

COPDは、重症化すると、顕著な息切れによって日常生活が極めて困難になるとされており、男性においては死因の第9位に位置して おります。

本県では、人口10万人当たりの外来患者数が29人と全国で2番目に多く、COPDの認知度も約4割と低いことから、その対策は急務であると認識しております。

COPDの発症予防といたしましては、「長崎健康革命」の柱に掲げる禁煙を推進することが重要であり、男性の3人に1人が喫煙していると

いう全国ワースト4位の喫煙率を下げていくことを目指し、様々な対策を講じてまいります。

また、重症化予防といたしましては、COPDの認知度を上げることで、たんや咳が長引くなどの症状があれば、早期に医療機関を受診できるようになることを目指し、市町や保健所とも連携し、周知啓発を行ってまいります。

県といたしましては、県の健康増進計画「健康ながさき21」の目標の一つであるCOPDの死亡率の減少の達成を目指し、様々な施策を実施してまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 議員の喫煙率も高く、日頃から皆さんの健康問題に憂慮しているところでございますけれども、受動喫煙もCOPDのリスクとして知られています。分煙の取組も、なお一層取り組んでいただきたいと思います。

COPDは、早期発見、早期介入が重要とされています。市町や関係団体と連携して、検診等の取組も進めていただければ幸いです。（4）担い手不足時代の医療・介護施策について。

本県の高齢化率は、来年2025年に35%を超え、県民の3人に一人が高齢者となります。2040年には、遂に高齢化率は40%を超える一方で、高齢者を支える担い手となる生産年齢人口は、同じ期間で約15万人減少すると見込まれています。

社会環境に応じた医療・介護体制に変革していくためには、意識改革を含め、大胆に改革を進め、早急に効率的な体制をつくることが極めて重要と考えます。

そこで、まずは介護分野からお尋ねいたします。

介護テクノロジー活用に対する支援。

介護事業所の方々と話していると、近年、ますます人材が不足しているということをよく伺います。

そのような中、県が介護テクノロジーの導入を積極的に支援することにより、介護事業所のICT化が一定進んできた状況があります。

一方で、事業所の話をお聞きすると、機器を導入しても、業務効率化につなげることができるのか不安だという声も聞かれます。

これまで推進してきた介護テクノロジーの導入は、具体的にどのように業務効率化につながっているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 介護事業所のテクノロジー導入について、令和5年度に104事業所、609台の導入を支援しており、事業所からは業務効率化や介護の質向上に貢献しているとの声をお聞きしております。

特に、導入事例が多いものとして、利用者のベッドに設置して、目覚めたり、起き上がったたりしている状況を検知することができる見守りセンサーがあります。

センサーの導入により、入所者の睡眠、呼吸、心拍などの情報をモニターで管理できるため、巡回回数の減少につながり、職員の負担が軽減されたという効果が認められております。

さらに、センサーの導入により、体調の変化をデータで管理し、グラフなどで可視化することが容易になることから、医師との情報共有や家族への説明資料として効果的に活用することができ、業務の効率化につながっているということもお聞きしております。

県では、本年度、介護事業所のテクノロジー

導入支援の予算を大幅に増額しており、こうした具体的な成果を多くの事業所に周知し、導入促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 介護DXのモデルづくり。

限られた人員でもサービスが提供できるようにするには、これまでどおり介護事業所のテクノロジー導入や活用を支援するだけでは十分ではないと考えます。

先ほど、多くの事業所に周知していくという話がありましたけれども、県内の事業所にそうした成果を十分に理解いただくためには、身近に先進的なモデル事業所をつくって、ほかの事業所へも波及させるような取組が必要ではないかと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 介護事業所がテクノロジーを導入することにより、生産性の向上につなげ、業務の負担を軽減し、働きやすい職場環境をつくっていくためには、先進的な取組の実例から学びとり、その理念や具体的手法を身近に感じ、理解することが重要であると考えております。

そのため、県では、県内におけるモデル的な先進事業所づくりを支援していきたいと考えており、今年度から業務全般へのテクノロジー導入に取り組む事業所に対して、最大1,000万円を補助することとしております。

また、本年6月14日に「ながさき介護現場サポートセンター」を開設し、介護事業所からの生産性向上に関する相談へ対応するほか、セミナーなどを開催し、先進的な取組をわかりやすく伝えることとしております。

県といたしましては、モデル的な先進事業所をつくったうえで、その取組を幅広く波及させていくことにより、県内の介護事業所全体の底上げを図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 効率的な支援となるよう期待しています。

医療と介護の連携。

今後、後期高齢者が増え、医療と介護の両方を必要とする方が増えていきます。限られた人材で効率的に体制づくりを進めるためには、医療と介護の緊密な連携が鍵になると考えています。

令和6年の介護報酬改定において、今後3年の間に、高齢者施設が協力医療機関と協定を結ぶに当たって、休日夜間の対応や緊急時の相談体制をしっかりと事前に取り決めておくことが必要となりました。前回の一般質問で答弁いただきましたが、医療・介護連携を進めるに当たっては、施設と医療機関の顔の見える関係をつくっていくことが、ますます重要になります。

双方働き方改革が進む中、余裕がない状況での対応となりますが、県としてどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 高齢者施設につきましては、あらかじめ協力医療機関を定めることが規定されておりますが、令和6年度の介護報酬改定において、協力医療機関との連携のもと、入所者の急変に24時間対応できる体制を確保することが義務づけられたほか、医療連携強化のための新たな加算が設けられたところであります。

また、同時に行われた診療報酬改定において

も、医療機関が施設入所者への急変時対応を行った際の新たな加算が設けられるなど、高齢者施設との連携の取組が評価されております。

県といたしましては、高齢者施設と医療機関がこうした国の方向性を捉え、自ら連携強化に取り組むことが必要であると考えておりますが、施設からは、条件を満たす協力医療機関の確保は難しいことや、職員の対応力向上に関する課題もお聞きしております。

このため、県医師会と協力し、高齢者施設の関係団体と定期的に協議を行っておりますほか、今年度はモデル地区を設定し、連携に課題を抱える施設の状況を把握したうえで、地元医師会や医療機関との橋渡しなどを支援していきたいと考えており、引き続き、効果的な連携体制構築に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 綿密な橋渡しとなるよう期待しております。

在宅での看取りの推進。

医療・介護連携においては、在宅医療の強化とともに、高齢者のケアをする家族や医療、介護関係者が、本人が人生の最終段階に受けたい医療のあり方を事前に十分に理解し、安易に救急搬送や入院につなげないような取組も必要と考えます。

そのためには、本人が元気なうちから、人生の最終段階での医療やケアについて、ご家族や医療・介護の専門職と定期的に話し合っていく取組、いわゆるACPを推進することが重要です。現在、市町を中心にACPの周知が進められており、県では、特に施設に対し、医療・介護従事者へのACPに関する研修等を実施していると伺っています。

自宅や施設など、在宅で療養されている方も増えていく中で、住み慣れた地域で人生の最後を迎えられるよう、こうしたACPの取組を在宅での看取りにつなげていくことが重要と考えますが、県の認識を伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 近年、住み慣れた生活環境で、家族に囲まれて穏やかに人生の最後を迎えたいと望み、自宅や施設で看取られる方が増えておりますことから、県といたしましては、医師会などと協力し、市町における在宅の看取り体制づくりを支援しているところで

す。今後、在宅での看取りを増やしていくためには、人生の最終段階における医療やケアについて、本人やその家族、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援する取組、いわゆるACPの普及に加え、地域において、夜間や休日にも対応できる在宅医療や、医療と介護が緊密に連携できる体制の整備が重要であると考えております。

県といたしましては、現在、市町ごとに自宅や施設での看取り件数など、在宅医療の提供状況に関するデータを詳細に分析し、課題や取組方針を整理しており、今後、具体的なデータに基づく課題などを市町や地元医師会などと共有しながら体制づくりに努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 医療や介護ニーズを抑えるための取組。

今後、さらに生産年齢人口は減り、医療や介護の資源がますます限られていくというのは間違いないところです。

介護が必要となる一歩手前の状態をフレイル

といいますが、年齢を重ねていくと、フレイル状態から後戻りすることがどんどん難しくなります。

また、フレイルには、加齢による視力の低下、難聴、病気やけがによる不調、認知機能の衰え、社会との交流機会の減少など、様々な要素がありますが、こうしたことが重なると、負の連鎖を形成し、医療や介護が必要な状態に陥っていくこととなります。

このため、医療・介護ニーズをできるだけ抑えていくには、フレイルの予防、改善が重要ですが、県としてどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 高齢者の医療や介護ニーズを抑えるためには、加齢に伴う身体機能の衰えや外出機会の減少など、様々な理由により日常生活の自立度が徐々に低下するフレイルを早期に予防し、要介護状態に進行させないよう、市町による介護予防の取組を推進することが重要であると認識しております。

高齢者の健康な状態を維持し、フレイル予防につながる効果があり、地域の介護予防の拠点として、高齢者が運動、体操や趣味など、様々な活動を通じて定期的に交流する通いの場の立ち上げに向け、県では、市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修会などを実施してまいりました。

また、フレイル状態が進行している高齢者に対しては、保健・医療の専門職などが短期間に集中的な支援を行い、生活機能の改善を図ったうえで通いの場に参加して、状態を維持していただくことが重要であると考えております。

このため、本年度から市町に対して、フレイ

ルの要因を正確に把握し、高齢者の状態に応じた適切なサービスにつなぐための伴走型支援を行うこととしており、引き続き、市町の介護予防事業の効果的な実施に向けて取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） フレイル予防には、身体的、精神的、社会的なアプローチで多方面からの支援が重要になっていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、認知機能の衰えについて、難聴と認知症の関連で、昨年的一般質問でも話題となりましたけれども、本邦のある研究において、高齢者の実に18%が難聴により仕事を諦めていると報告されました。難聴により、個人の就労、活躍の機会が失われるばかりでなく、失職により、県の財政的にもマイナスの影響がある可能性があるというわけです。

軽度難聴は自覚がないことも多く、そのような方に適切な補聴器が届けられるよう、聴覚検診の普及等、総合的な支援を、そして、将来の投資としましても、補聴器の購入補助を含めて検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（5）看護学校の支援について。

医師会立看護師等養成所は、県内各地で看護師等の養成に長年尽力され、地域医療を守るうえで重要な役割を果たしています。

少子化等の影響により、これまで養成課程や定員の見直しを図ってこられましたが、厳しい経営状況が続いています。

佐世保市医師会は、今年度より閉鎖、准看護師課程は、長崎市医師会を残すのみとなりました。今年度も複数の課程において定員割れが生

じており、生徒数の減少による学費減収に加え、生徒数で決定する県の補助金も減少するというダブルパンチにより、一層の経営悪化が生じています。

今後、継続して看護師等の養成を行うためには、養成所の安定的な運営が必要不可欠と考えます。養成所に対するさらなる支援について、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）医師会が設置・運営している看護師等養成所は、卒業生の県内医療機関等への就業率が高く、本県の医療提供体制を確保するうえで重要な役割を担っていただいていると認識しております。

そのため、県といたしましては、「看護師等養成所運営等事業補助金」により、医師会が設置・運営している養成所に対する支援を行っているところです。

現在、少子化などの影響により、養成所の定員数及び入学者数が減少傾向にあり、養成所によっては定員割れが生じていると承知しておりますところ、「看護師等養成所運営等事業補助金」の算定において、前年度卒業生の県内就業率に応じた加算措置を設けておりますことから、県といたしましては、卒業生の県内就業の促進などを通じて、さらなる養成所に対する支援の強化を図りつつ、引き続き、現場の声を丁寧にお聞きしながら、課題の解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）卒業生の8割から9割が地元就職し、地域医療を支え、そして、住民としても地域を支えています。学校がなくなれば、地域医療の崩壊は避けられず、結果として、

地域全体の衰退を招くことになると考えています。あらゆる業種で人材が不足している現状ではありますが、全ての人につながる社会基盤を支えるものであり、何とぞ前向きな検討をお願いいたします。

（6）障害福祉について。

障害者施設における歯科検診について。

歯・口腔の健康状態は、全身の健康にも影響を与えることから、「健康日本21」でも、歯・口腔の健康が重要な柱として位置づけられています。特に、障害者については、アクセシビリティやコミュニケーションの問題等から歯科検診の機会が確保できているのか、懸念いたします。

現在の障害者施設での歯科検診の実施状況について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）歯・口腔の健康を守ることは、全身の健康にもつながる大事なものであり、特に、施設に入所している障害者や障害児については、定期的に受診できる環境を整備することが必要であると認識しております。

県内の障害者支援施設及び障害児入所施設における歯科検診については、施設の協力歯科医療機関や、障害者巡回歯科診療の機会などを活用し、令和4年度には39施設で実施されており、その実施率は77%となっております。

○議長（徳永達也君）虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）77%の入所施設で歯科検診が実施されているという答弁をいただきました。

障害者歯科診療について。

検診後の歯科診療について、県ではどのよう

なことに取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 障害者歯科診療につきましては、長崎県口腔保健センターでの診療や、歯科診療車での巡回診療に加え、障害者歯科協力医として登録されている地域の歯科医院での診療により実施されているところです。

県といたしましては、県歯科医師会へ業務を委託し、長崎県口腔保健センターで障害者の診療を実施するとともに、県所有の歯科診療車を活用し、障害者施設や県立保健所などを拠点に県内各地を巡回して診療を実施しております。

また、地域では、障害者歯科協力医が障害者の診療相談への対応や、長崎県口腔保健センター及び巡回診療による専門的な治療後のフォローなどを行っており、県ではホームページなどでご紹介しております。

県といたしましては、障害者の皆様が住み慣れた地域で、いつでも歯科診療を受けることができるよう、引き続き、歯科診療体制の確保に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 委託している県歯科医師会ともしっかり連携をしてもらいながら、施設入所者だけではなく、通所者のニーズも拾いあげて進めていただくよう、要望いたします。

障害者優先調達推進法に基づく調達について。

平成25年4月に「障害者優先調達推進法」が施行され、国や県などが率先して障害者就労施設等からの物品等を調達するよう定められたことから、県としても取組を進められてきたと思いますが、長崎県は、他県に比べ発注が少ない

と聞いています。

障害者の自立した生活を推進するためには、障害者就労施設等への業務発注を増やしていくことが重要であると考えますが、今後、どのような取組を進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 国や地方公共団体等は、「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めることとなっており、県庁においても、毎年度、「障害者就労施設などからの物品等の調達方針」を定めており、障害者の自立に向け優先調達を推進しているところです。

県庁の発注実績につきましては、令和4年度が約2,885万円で、前年度より約520万円増加しておりますが、県内の障害者就労施設等が受注できる業務が限られておりますことから、九州他県に比べると金額が低い状況でございます。

県内の障害者就労施設等において受注できる主な業務といたしましては、印刷や除草作業などがあり、これらの業務は、引き続き、多くの部署での発注が見込まれることから、今後は各部局へ個別に依頼を行うなどの取組を通じて、発注件数のさらなる拡大に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 各部局の皆様も、本法の理念を念頭に置いて、ご協力をよろしく願いいたします。

ここで、医療・介護・福祉に関する質問を終わりますが、知事がお示しになった「新しい長崎県づくり」のビジョンには、医療は出てきません。知事は、全国でただ一人の医者である知事であります。ビジョンにはなくとも、医療人として、当たり前長崎を世界に誇れる医療先

進地としていただくということを、これに取り組んでいただくことを医療界として、また県民も大きく期待していると思います。任期も後半になっておりますので、一緒に頑張ってみましょう。

3、産業振興・産業労働行政について。

(1) グリーンエネルギーの活用について。

脱炭素に向けた取組について。

本県には、西海市と松浦市に大規模な石炭火力発電所があり、他県にも電力を供給するなど、これまで国のエネルギー政策を支えてきた重要な地域です。

一方で、石炭火力発電はCO₂を大量に排出するという課題があり、先に開催されました「G7 気候・エネルギー・環境相会合」においても、CO₂排出削減対策のない石炭火力発電は、2035年までに段階的に廃止するとの合意がなされました。

このように、世界的な脱炭素化の潮流の中で、石炭火力発電所は高効率化等に対応を迫られています。

県では、発電事業者を支援するため、どのような取組を行っているか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 現在、国の電力需要の約3割を担う石炭火力については、国のエネルギー基本計画における2030年度の電源構成でも約2割を占めており、県では、国のエネルギーを支える重要な電力であると考えております。

一方で、世界的な脱炭素化の潮流の中、石炭火力発電所については、CO₂の削減対策を迫られており、県内の発電所においてもガス化設備の併設などにより高効率化を目指しております。

このような中、県としては、発電事業者による発電設備の高効率化や、アンモニア、水素混焼などの次世代技術の取組を支援するよう、国に対し政府要望等を実施しているところであります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 世界的な脱炭素化の潮流の中、再エネ導入を進めていくためにも、安定的な電力を生み出す石炭火力発電については、高効率化等を図りながら、発電所を維持できるように努めていただきたいと思います。

水素エネルギーの活用に向けた取組について。

水素は、エネルギー効率が高く、長期間のエネルギー貯蔵ができることから、再生可能エネルギーとの親和性が非常に高いとされています。

先日、県と県産業振興財団が連携して立ち上げている「長崎県水素事業化研究会」に、私も一度参加させていただきました。今後の成長が期待される水素エネルギーの活用は、特に必要であると感じた次第です。

政府も、水素社会の実現に向けて取組を進めていく中で、今後成長する水素市場に対して、県内企業をどのように参入させていくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、産学官のメンバーからなる「長崎県水素事業化研究会」を立ち上げ、県内企業の技術開発と実証事業を支援しております。

このような中、今年5月、国が前面に立って水素の供給・利用を早期に促進する「水素社会推進法」が成立し、水素の利活用がこれまでの実証から社会実装の段階へ移行しようとしてお

ります。

県では、今後、急速な成長が見込まれる水素市場に対し、県内企業の参入促進を図るためには、高い知見を有する大手企業との連携が必要と考え、今月14日、ブラザー工業と連携協定を締結いたしました。

今後とも、ブラザー工業をはじめ、大手企業と県内企業が連携した技術開発や、実装化に向けたプロジェクトなどを支援することにより、水素市場への県内企業参入を後押ししてまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 新規事業として、水素産業に取り組んでいるブラザー工業との連携、初の自治体との連携協定になっているとお伺いいたしました。県にとって非常に大きな一歩であると評価いたします。水素関連事業について、ブラザー工業との具体的な取組が加速することを期待しています。

グリーン成長分野について。

水素以外の分野でも、県は、脱炭素に関する市場拡大に伴う需要獲得へ向け、サプライチェーンの形成を進めていると理解しています。特に、環境対応船など、海洋県長崎の特徴を活かした取組に期待しているところですが、これまでの県の支援実績をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、グリーン成長分野における新たな需要獲得に向け、造船業で培った技術や人材を活かした県内企業の取組を支援しております。

具体的には、高い設計能力を活かした船舶向けの風力推進システムの開発や、高い溶接技術を用いて、船舶搭載用LNG燃料タンクの製造を

目指す取組などを支援してまいりました。

今後とも、県内企業の取組が期待される浮体式洋上風力関連をはじめ、グリーン成長分野における県内企業の需要獲得に向けた取組を後押ししてまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 県の支援により、環境対策船等関連で既に取組が進んでいること、頼もしく思います。今後とも、グリーン成長分野での需要獲得に向け、企業のサポートにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

（2）外国人材の受け入れ促進について。

県内企業からは、人手不足が深刻化しているとの声を多く聞いております。

私としては、外国人材の活用が重要であると考えています。

県における外国人材の活用について、在留期間延長のための検定対策への支援や、産学官が連携して、バングラデシュのIT人材確保を支援する長崎県モデルの構築などの取組は評価していますが、今後、外国人材の獲得競争が激化することが予想され、本県でもさらなる外国人材の受入促進に向けた取組が重要と考えています。

例えば、先日、県内初のモスクが長崎市内に開設されましたように、宗教や文化等を理解し、外国人材が安心して長く長崎で働ける環境を企業が整えるべきだと思いますが、県はどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 外国人材の活用を促進するためには、受入企業において、日本と異なる宗教や文化等を理解し、安心して働ける環境を整えていくことが重要と考えております。

このため、県では、受入促進セミナーにおいて、企業からの具体的な受入事例や、現場で働く技能実習生の声を紹介するなど、外国人材の活用に向けた理解促進と機運醸成に努めてまいりました。

さらに、今年度からは、外国人材の受け入れを検討する企業へのアドバイザー派遣や、宗教や文化等に対する理解を深めるための研修会の開催など、きめ細やかな支援を行っていくこととしております。

今後とも、本県産業を支える担い手確保に向け、県内企業を後押しし、外国人材の活用を促進してまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） 受け入れ側、労働者側双方にプラスとなるような取組を引き続き、よろしくをお願いいたします。

大久保議員の質問にもありましたが、長崎が選ばれる県となるような取組に努めるとともに、その魅力発信もお願いいたします。

4、スポーツ振興について。

（1）eスポーツの活用促進に向けた県の取組について。

スポーツの大枠については、これまでも多くの質問がなされてきましたので、今回、私はまずeスポーツを取り上げます。

eスポーツは、若い世代を中心に、コンピューターゲームを用いた競技として親しまれており、オリンピック競技への採用が議論されるなど、大きな注目を集めています。

また、競技にとどまらず、産業や福祉、教育などの分野における課題解決や地域活性化など、幅広く活用できるものと考えます。

先日、北海道最大級のeスポーツ施設を視察

し、eスポーツの可能性の高さを改めて認識いたしました。

県内においても、様々な分野で動きが出ているものと認識していますが、さらなる活用促進を図るため、県においてはどのような取組を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） これまで県では、eスポーツの専門家をお招きし、その特徴や活用策等について、県内の自治体や事業者等を対象とした勉強会を実施してきたところでございます。

専門家の意見でも、eスポーツは、コンピューターを用いた競技としてだけではなく、産業や福祉、教育など、幅広い分野での活用の可能性があるとされていることから、今年度からは、新たに県庁内の関係部局連携のもと、意見交換を実施しております。

今後とも、専門家の意見や、先行して取り組んでいる自治体の事例も参考としながら、関係部局連携して検討を深めてまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君） eスポーツは、年齢や性別、障害の特性関係なく、全ての人が挑戦し、活躍できることが期待されています。

私は50歳、団塊ジュニアですが、ファミコン黎明期からゲームに慣れ親しんできました。これから、団塊ジュニアが高齢者となっていく中で、eスポーツのすそ野も広がっていくと思います。幅広い支援をよろしくをお願いいたします。

（2）ツール・ド・九州2025の誘致について。

現在、県内各地において、サイクルツーリズムの推進に向けた取組がなされており、私もサイクリストとして注目をしています。

例えば、島原半島においては、ナショナルサイクルルートの指定を一つの目標として、様々な事業を行っています。

サイクルツーリズムの取組を進めていくためには、ハードの整備もさることながら、地域の方のサイクル熱の高まりが不可欠であると認識しています。

そのような中、先月、国際自動車ロードレース、「ツール・ド・九州2025」の佐世保市への誘致が発表されました。世界トップクラスのチームが競うこの大会が実現した折には、間近でそのスピード、迫力、熱狂ぶりに、観戦した県民のサイクル熱も大いに盛り上がり、ひいては県内のサイクルツーリズムの機運醸成が図られるものと期待をしておりますが、県の見解をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）現在、誘致に取り組んでおります「ツール・ド・九州」は、世界トップクラスの選手の走行を間近で見ることが出来る貴重な機会であり、県民がその迫力やスピードを身近に感じることで、サイクリングのすばらしさに気づいていただけるものと考えております。

サイクルツーリズムの推進に当たりましては、地域住民の認知度を高め、地域全体として応援するような環境づくりが重要であり、市町や関係団体等と連携し、こうした機会等を活用し、機運醸成を図ってまいります。

○議長（徳永達也君）虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）まずは、誘致の成功を祈ります。しかし、一過性のお祭りに終わることなく、今後も、部局連携をさらに進化させて取り組んでいただくことをお願いいたします。

5、サイバーセキュリティについて。

（1）サイバーセキュリティに関する県庁の取組。

インターネットをはじめとする情報技術の活用が進んでおり、県民生活、企業活動、行政事務など、あらゆる場面でネットワークや情報システムが必要不可欠なものとなっています。

この動きは、今後さらに加速していくものと思われませんが、同時に、コンピューターウイルスや、外部からのサイバー攻撃などの危険も増大しており、このたびの地方自治法改正でも、地方自治体にサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務づけられることになりました。

県では、県民の個人情報や行政上の機密事項など、様々な重要な情報を取り扱っており、しっかりとサイバーセキュリティ対策を講じていく必要があります。

既に対策を講じているものと思いますが、具体的にどのような対策を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）総務部長。

○総務部長（中尾正英君）県では、庁内のネットワークとインターネットを分離し、インターネット閲覧は画像転送方式で行うなど、庁内とインターネットが直接接続できないようにしております。

また、インターネットと庁内ネットワークとの間に情報セキュリティクラウドを構築して、24時間、365日の監視やウイルス検疫、ファイル無害化处理など、様々な対策を講じ、インターネット上の脅威から庁内ネットワークを保護しております。

さらに、ウイルス付きのメールなどが職員の

パソコンに届いてしまう可能性もゼロではありませんので、職員に対し、不審なメールへの注意事項の周知や、セキュリティ研修を行うなど、ハード、ソフト両面から対策を講じ、サイバーセキュリティの確保に努めているところであります。

なお、県では、既に総務省のガイドラインにのっとり、情報セキュリティポリシーを策定、運用しているところですが、今回の改正地方自治法では、自治体のサイバーセキュリティ確保のための方針の策定、変更について、総務省から新たな指針が示されることとなっておりますので、指針を確認のうえ、適切に対応してまいります。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）（2）サイバーセキュリティに関する県庁の取組に関する県警の取組。

県警でも個人情報や警察情報など、重要な情報を取り扱っており、県同様、現在講じている具体的な対策をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君） 県警察におきましては、警察内部のみのネットワークを構築し、インターネットとは直接接続できないようにしております。

他方、インターネットに接続可能な端末やサーバー等につきましては、複数のファイアウォールや侵入検知システム機の設置、ウイルス対策ソフトの導入などの防御対策を行っております。

このほか、サイバー攻撃をされた場合を想定して、職員に対し、標的型メール攻撃対処訓練を定期的実施するなど、また、研修や警察内部独自の検定制度を設けるなどして、サイバー

セキュリティの確保に努めているところでございます。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）（3）県民のサイバーセキュリティ意識向上に向けた取組。

一方、サイバー空間が日常生活の一部となる中で、県民のサイバーセキュリティに関する意識の向上は喫緊の課題と思っておりますが、県民の意識向上を図るための県警の取組をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君） 県民や事業者等がサイバー犯罪に遭わないようにするためには、サイバーセキュリティ意識の向上が重要でございます。

そこで、県警察では、地域や企業等の会合や研修会に警察職員を派遣して、サイバーセキュリティに関する講話などを実施しているほか、SNSをはじめ、様々な媒体を活用した情報発信活動を実施しているところでございます。

また、県警察では、中小企業支援団体やセキュリティ関係企業など、県内外の16の機関・団体と、「長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定」というものを締結しておりまして、互いに協力をしながら対策を推進しているところでございます。

さらに、この協定を締結している企業のサイバーセキュリティの専門家が、警察がサイバーセキュリティボランティアとして委嘱した高校生に対して講義を行い、これを受講した高校生が小・中学生を対象に授業を行うなどの各種施策を行っているところでございます。

なお、県立松浦高校は、このようなボランティア活動が評価をされ、本年4月に「サイバー

セキュリティに関する総務大臣奨励賞」も受賞したところでございます。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）すばらしい取組のご紹介、ありがとうございます。

サイバーセキュリティのような新しい領域では、技術だけではなく、制度も目まぐるしく変わります。それに対応していく必要がございます。

また、長崎は、サイバーセキュリティ人材を早期より積極的に輩出してきました。これからも人材の活用、育成にしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

皆様のご協力のおかげで、何とか時間内に終わりました。ちょっと時間がありますので、私の要望だけ少しお話させていただければと思います。

私が、過去はまっていたものの一つにボルダリングがあります。私がやっていた当時、がんばらば国体の前で、非常に活気がありまして、長崎市内の廃校の体育館に大きな強化施設をつくっていただいております。その結果、がんばらば国体では、少年女子ボルダリングで見事3位という成績をおさめました。

しかし、その施設も老朽化し、閉鎖となり、最近の国民スポーツ大会では、決勝進出もままならないという状況が続いています。

競技強化の意味でも、大型トレーニング施設の再建が期待されるところでございますけれども、一昨年、大村にボルダリングとスケボーパークが併設されました施設が完成いたしました。予約が難しいほど、大変な人気を博しています。人を呼べる施設ということも言えると思います。

長崎港で進む再開発の目玉として、有力な候

補になるのではないかと、ひそかに個人的に思っております。提案して、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

副議長（山本由夫君）会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）（拍手）〔登壇〕皆様、こんにちは。

公明党の本多泰邦でございます。

野球では、ストライクが入らず、ご迷惑をおかけしましたが、本日は、しっかりとストライクの質問を投げ込んでまいります。

よりよい長崎県をつくるため、昨年6月以来、2度目の一般質問を行います。

お聞き苦しい点もあるかとは思いますが、精いっぱい務めてまいります。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

1、新しい長崎県づくりのビジョンについて。
（1）ビジョンに込めた知事の思いについて。

概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性を県民の皆様にはわかりやすくお示しする旗印として、大石知事が提唱される「新しい長崎県づくりのビジョン・未来大国」、私自身、多くの県民の皆様には知っていただきたいと、事あるごとにパンフレットを配布しております。

大石知事が様々な会合にて、ビジョンを紹介されている場面をお見受けするたび、明るい気持ちになります。目前の課題に懸命に取り組むあまり、近視眼的になってしまいそうな政治の世界において、未来の話を生き生きと語る姿に、いつも共感しております。県民の皆様にも広く知っていただきたく、一般質問の冒頭に持ってまいりました。

「新しい長崎県づくり」のビジョンに込めた大石知事の思いをお聞かせください。

副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 本多議員のご質問にお答えをいたします。

まず、私は、長崎県を見た時に、五島の出身でございますけれども、地元に戻ると、シャッター通りが増えていたり、集落によっては子どもの声が聞こえなくなっていたりと、いろんな景色を見て、どことなく愛する地元がしぼんでいくような、そんな印象を持っていました。

長崎県を広く見ても、人口減少であったり、いろんな課題がございます。そういった中で、どことなく閉塞感といいますか、先細りしていくような、そんな思いが広がっているように感じていました。

ただ、長崎、いろんな場所に行きますと、本当に素晴らしいものばかりです。この長崎にしかないもの、長崎しか体験できないものがたくさんございます。そういったものを皆さんともう一度認識をして、自分のふるさとを愛して、自慢したくなる、そんな長崎県をつくっていく必要があるというふうに思っています。そして、それが必ずできると思っています。

このビジョンに込めた思いは、10年後、こうなったら県民の皆さんが自分のふるさとを愛し

て、自慢したくなるというような、そんな姿をイラストを交えてお示しをさせていただいたところです。

これは県民の皆様一人ひとりと議論をしながら、「それは違うだろう」と、「こっちの方がいいだろう」とか、そういう議論を重ねて、皆さんが目指す、自慢したくなる長崎県というものをつくりあげていく、その思いを込めて、このビジョンを作成させていただきます。

今後、いろんな場所で議論をさせていただいたり、意見交換をさせていただいたり、県民の皆様が参画をして、当事者として同じ方向を見て、明るい長崎県、自慢できるような長崎県をつくっていきけるように尽力していきたいというふうに思っています。

以後のご質問については、自席から答弁をさせていただきます。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）（2）ビジョンの県民認知のための取組について。

繰り返しになりますが、ビジョンの策定は、優れた取組と感じております。だからこそ、つくって終わりではなく、県民の皆様にしっかりと知ってもらう必要があると考えます。

そこで、県民の皆様認知してもらうために、具体的にどのようなことに取り組んでおられるのかをお尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 秘書・広報戦略部長。

○秘書・広報戦略部長（陣野和弘君） 県民の皆様にはビジョンを知っていただく、そして理解をしていただくことは大変重要であると考えております。

本年3月に、イラストを用いました冊子を作成し、配布いたしますとともに、県公式ウェブ

サイトにも掲載を行っているところでございます。

また、ながさき県政出前講座のテーマの一つにも設定させていただいておりますし、全世界広報誌におきまして特集記事を掲載するなど、広く県民の皆様への周知を図っているところでございます。

さらに、知事自らが報道番組への出演や市町、民間団体主催の意見交換会などにおきまして、ビジョンに対する思いを説明してきたところでございます。

今後とも、県民の皆様、さらに理解を深めていただき、ビジョンに関する施策にも参加いただけますよう、様々な機会を捉えまして、積極的に情報発信に努めてまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。
○2番（本多泰邦君） 数年後、アンケート調査等で認知度がはかれるような取組も検討していただきたいですし、また、その際には、多くの県民の皆様がビジョンを認知してくださっていることを期待し、次の質問に移ります。

2、重点的に取り組む主な分野「こども」について。

（1）こどもが笑顔で過ごす長崎について。

不登校児童生徒の対策について。

ビジョンには、未来大国の実現に向けて重点的に取り組む主な分野として、「こども」、「交流」、「イノベーション」、「食」の4つが挙げられております。それぞれの分野に分けて質問いたします。

まずは、「こども」について。

ありがたい姿の具体像の中に「安心できるこども場所が身近にあり、こどもが笑顔で過ごして

います」とあります。本来は学校がこども場所の代表的だったかと思われませんが、現在では、その学校に行けない、いわゆる不登校の児童生徒が増加しております。令和4年度の調査では、県内の小中高校・公立私立合わせて3,790人、7年連続で過去最多となっております。

本県では、令和5年度より、不登校児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながる良さを実感し、学校に再び登校するという結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向かう取組、未来へつなく「確かな一歩」推進事業を進めるということを昨年の一般質問の際に教えていただきました。

多様性を認める社会になり、様々な生き方ができる世の中です。学校になじめないのであれば、無理やりに登校する必要はありません。ただし、子どもたちもいずれ社会との接点を持たなくてはならない時がきます。いつまでも家族とだけ過ごしていればよいというわけにもいきませんし、同世代の友人と感受性が豊かなうちに接点を持つことは重要だとも考えております。

未来へつなく「確かな一歩」推進事業には非常に期待しておりますが、昨年度の実施状況について、21市町のうち、どれくらいが実施したのか、参加した人数、また参加者の感想などがあれば、それも併せて教えてください。

副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 昨年度の実施状況につきましては、11市町において、本事業を活用した不登校支援の取組が実施をされまして、延べ291人の児童生徒が美術館や自然の家などでの体験活動を行ったところでございます。

児童生徒からの感想としましては、「参加し

た人たちとたくさん話し、自分にもできると思えるようになった」、あるいは「いろいろなことに挑戦しようと思う気持ちが出てきた」など、子どもたちの意欲や自己肯定感の高まりを感じられる結果となりました。

また、本事業におきましては、保護者も参加できるような体験活動もございまして、保護者同士が交流できる貴重な機会にもなったと思っております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 今後の方向性として、どのように考えているのか、教えてください。

副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 今年度、新たに3市町を加えた14市町が本事業の活用を予定いたしております、県内の地域資源を活かした体験活動を通して、不登校児童生徒の支援を実施する予定といたしております。

県といたしましては、本事業を通して、子どもたち自身が将来の社会的自立に向けまして、主体的な生き方の選択ができるようになる契機にしていきたいと考えております。

今後は、県内の全ての市町に対しまして、改めてこの取組の成果も含めて、積極的に情報発信、情報共有をする機会を持って、さらなる充実に図ってまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 多くの自治体が実施し、多くの子どもたちが確かな一歩のための自己肯定感、自己有用感を感じてもらえるよう、また、子どもたちもそうですが、その親御さんも悩んでおられます。親御さん同士での交流が図れる場になればとも期待しております。引き続き、自治体担当者との連携をお願いいたします。

いじめストップのワールドアクション「ピンクシャツデー」について。

カナダの学生が、いじめストップの意思表示としてピンクのシャツを着たことから始まり、世界180か国以上のワールドアクションへと発展した「ピンクシャツデー」。

昨年11月、子ども子育て・若者支援対策特別委員会の視察で、横浜の「神奈川こども未来ファンド」を訪れた際に説明を受けました。「神奈川モデル」と呼ばれるほどの先進県であり、一般市民、企業、プロスポーツチームも共感・賛同してくださっているとのことでした。

長崎県議会では、本年2月の定例会中、最終水曜日である28日に、議員、理事者がピンクの物を身につけて議場に入りました。

「神奈川こども未来ファンド」で受けた説明の中で、「ピンクシャツデー」の存在を知っている、今、いじめにより心を痛めている子どもが、2月の最終水曜日にピンクのネクタイを締めているおじさんを見たら、ピンクのチーフを胸に挿しているお姉さんを見たら、いじめストップに賛同している大人がいることを知って、いじめに立ち向かっていく勇気、誰かに相談する勇気が出てくるんじゃないかとの話があり、共感しました。

また、いじめは、子どもの世界だけの話ではありません。「ピンクシャツデー」は、大人のいじめ、ハラスメントの撲滅にもつながっていくアクションになると考えます。そのためには、長崎のできるだけ多くの県民の皆様「ピンクシャツデー」を知っていただく必要があります。

そこで、お尋ねです。

県議会は、昨年度からはじめました。長崎県内全域に普及していくために、まずは長崎県庁

内から、この「ピンクシャツデー」を広めていくことへの取組は可能でしょうか。

副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。

いじめ反対の意思表示としてピンクシャツなどを身につける「ピンクシャツデー」運動は、いじめという社会問題に対する意識と関心を高め、子どものいじめだけでなく、ハラスメントなどの問題についても考える機会となることが期待されます。

県民の意識啓発に向けました県庁内の取組につきましては、職員への「ピンクシャツデー」実施の呼びかけなど、検討してまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 大きな財源が必要な話ではありません。また、個人や団体に強制するような話でもありません。世の中からいじめがなくなった方がいいと感じていらっしゃるであろう多くの方から賛同いただける内容かと思えます。前向きな検討をよろしく願いいたします。

3、重点的に取り組む主な分野「交流」について。

（1）国際都市として認知される長崎・インバウンド対策について。

広島市ピースツーリズムをフックとした本県誘客について。

重点的に取り組む主な分野「交流」については、ありがたい姿の具体像として、「国際都市として認知され、世界各国から外国人観光客や留学生が訪れ、まちが活気にあふれています」とあります。

そこで、県のインバウンド対策について、お

尋ねいたします。

先日、広島市を視察した際、広島・長崎連携観光キャンペーン事業の説明を受けました。ともに被爆都市である広島、長崎の両市は、平和をテーマとしたピースツーリズムをきっかけに、相互に各市への報恩を促す取組を今年度からスタートしております。

広島市を訪れる外国人観光客は、アメリカ、イギリス、オーストラリアの順に多く、東アジアからの観光客が多い長崎市との取組により、両市とも、これまで取り込めていない市場を補完できるメリットがあるとのことでした。

このような両市の取組をきっかけに、インバウンドの県内周遊の促進につなげることができないかと考えますが、県の見解をお聞かせください。

副議長（山本由夫君） 文化観光国際部政策監。○文化観光国際部政策監（村田利博君） 長崎は、平和に関する世界的な認知度が高いことから、これまでも平和公園や長崎原爆資料館など、平和をテーマとした情報発信に取り組んでいるところであり、これらの施設は、欧米豪のクルーズをはじめ、訪日外国人の皆様の訪問先となっております。

地元長崎市においては、被爆80周年を控え、今年度から、平和関連施設等を周遊しながら、来訪者と市民が平和への思いを共有するピースツーリズムに広島市と共同で取り組まれているところがございます。

県といたしましても、こうした平和関連施設を目的に訪れた皆様に、本県ならではの多彩な魅力に触れていただけるよう、様々な観光コンテンツや周遊モデルコースなどの情報を積極的に発信し、長崎市をはじめとした市町と連携し

ながら、県内周遊の促進につなげてまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） キャッシュレス化をはじめとした受入環境整備について。

インバウンド誘客のためには、本県観光地の情報発信や観光コンテンツづくりと併せて、受入れ環境整備が必要と考えております。

我が国を訪れる外国人観光客の多くは、日本滞在中に、観光地の土産店をはじめ、幅広い種類の店舗を利用しておりますが、中でも飲食店や小売店等において、クレジットカード等の利用で困っているとの調査結果もあります。

韓国や中国をはじめとした諸外国のキャッシュレス決済比率は非常に高く、今後、本県インバウンドの誘客拡大のためには、キャッシュレス化をはじめとした受入れ体制の整備が不可欠と考えます。

県では、今年度、飲食店の受入れ体制整備として、インバウンド受入環境ステップアップ事業に取り組んでおられるとのことですが、今後の予定も含めて、事業の進捗状況をお尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） インバウンドの受入れ環境整備につきましては、これまでWi-Fiの整備や多言語コールセンターの設置、ガイド育成研修等に取り組んできたところでございますけれども、インバウンド需要のさらなる獲得のためには、飲食店におけるキャッシュレス化など、重要と考えております。

国の報告書によりますと、クレジットカードが利用できずに困った施設として飲食店の割合は高く、訪日外国人の約7割が、キャッシュレ

ス決済の手段があれば、「もっと多くお金を使った」とされております。

このため、今年度の新規事業といたしまして、県内200店舗の飲食店を対象に、メニューの多言語化や食に関する情報発信の充実、キャッシュレス決済の導入促進に向け、地元市町や事業者等と連携し、インバウンド受入環境ステップアップ事業に取り組んでいるところでございます。

こうした取組を通じて、インバウンドの受入れ体制の充実を図り、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 公共交通機関のタッチ決済について。

鉄道やバスなどの公共交通機関では、運賃の決済手段として、全国での相互利用が可能な交通系ICカードが広く普及しています。

一方、クレジットカードのタッチ決済は、事前の交通系ICカードを購入する必要がなく、既に所有しているクレジットカードでの決済が可能であるため、インバウンド需要への対応という点でも利便性が高いこともあり、九州内の鉄道やバスでも導入が進みつつあります。

先月、熊本市内のバス事業者などの5者が、導入済みの交通系ICカードの決済システム機器が更新時期を迎えるに当たり、その更新費用が高額であることを理由に、全国ではじめて交通系ICカードからの離脱を表明し、離脱後は、決済方法をクレジットカードなどによるタッチ決済に移行する計画であるとの報道がなされました。

長崎県内でも、nimocaなどの交通系ICカードが普及しておりますが、クレジットカードなど

のタッチ決済への移行、導入などについて、県内の交通事業者の検討状況をお尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 現在、県内の本土地区では、多くの路線バスをはじめ、松浦鉄道や長崎電気軌道において、交通系ICカードが導入されています。

令和元年以降に導入された県内の交通系ICカードシステムは、熊本市内の交通事業者とは違う機器が導入されているため、県内の事業者からは、当面、更新の必要はないとお聞きしております。

クレジットカード等による決済については、インバウンド対策等に有効であると考えられますが、交通事業者においては、厳しい経営環境の中、利用者の利便性や導入コストの観点などから、総合的に検討されるものと考えております。

なお、この8月からは、官民が一体となって、九州内の広域移動の円滑化などを目的に、最適な経路検索から予約、決済までをアプリで提供する「九州MaaS」のサービスが開始される予定であり、県としては、インバウンド対応を含め、この利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 小菅修船場跡付近の整備、今後の取組について。

長崎でのインバウンド誘客において、松が枝埠頭の2バス化への期待が大きく、一般質問でも取り上げられることが多々あります。

その松が枝埠頭から、ほど近い小菅修船場跡は、日本初の蒸気機関を動力とする引き上げ装置を装備した施設で、「明治日本の産業革命遺

産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとして、世界遺産に登録されています。

長崎市の観光スポットとして重要な位置づけであるにもかかわらず、インフラ整備が不足しているため、世界遺産である小菅修船場跡を活かしきれていないと感じます。

中でもわかりやすいのは、下り車線の小菅町バス停です。交通量が多い一般国道499号沿いにあるにもかかわらず、バスベイと呼ばれる停車帯がなく、円滑な走行の妨げとなっており、交通事故も多く、地元の方からも、環境整備促進についての要望書が出されています。

今後のバス停車帯の整備について、どのような取組をなされるのか、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 一般国道499号下り車線の小菅町バス停につきましては、多くの地域住民や小菅修船場跡を訪れる観光客が利用しており、日交通量も2万台を超えておりますが、バス停車帯がなく、円滑な交通やバス利用者の安全を確保する観点から、バス停車帯の必要性があると認識しております。

5月末には、地元自治会と意見交換を実施し、バス停車帯の必要性を再認識したところですが、その整備には用地取得が必要なことから、地権者や地元関係者の協力を得られるよう、協議を進めてまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 小菅修船場跡を訪れる観光客の適切なバス利用促進のため、小菅修船場跡そばのバス停名を「小菅修船場跡」に変更するよう要望も同時に挙がってきておりますので、併せて検討いただくようお願いいたします。

それと、もう一点、こちらもインバウンド対

策に関してですが、九州・長崎IRにつきましては、大変残念ながら、昨年末、国から、本県の計画を認定しないとの審査結果が公表されました。

先日、県が取りまとめた報告書を見ますと、県は、IR誘致により積み上げてきた準備、取組等が無駄にならないよう、経験やノウハウ等を今後の県政に活かしていきたいとのことでした。

一方で、大阪IRについては、2030年秋開業に向けて整備が進められるものと理解しております。

IRには、国内の各地域の観光の魅力に関する情報提供を行うとともに、各地域への観光旅行に必要な輸送、宿泊等のサービスの手配を一元的に行い、国内観光旅行を促進する送客施設が設置されることとされております。私としては、大阪IRの送客施設と連携し、大阪IRを訪問される外国人観光客を本県に呼び込むことも、IRで得た経験やノウハウの活用になるのではないかと考えているところであります。

先ほど答弁にありましたように、インバウンドの誘客に向けて、受入れ環境整備などに取り組んでおられるとのことですが、大阪IRからのインバウンドの呼び込みも見据えた施策展開は、大変有意義なものになるのではないかと思いますので、今後、ぜひご検討いただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

(2) 多くのマニアが集まる長崎について。

第一弾の取組「アニメ・小説、酒」の進捗状況について。

ありがたい姿の具体像に、「釣りやアニメなどの聖地、本場、拠点として、県内に多くのマニアが集っています」ともあります。

まずは、第一弾として、アニメや小説、県産

酒の分野において、マニア向けの情報発信などを行うと伺っていますが、その進捗状況について、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）マニアが集う長崎プロジェクトは、県内各地に様々なジャンルの聖地を創出することにより、本県に注目を集め、多くの方々が訪れることで、県民が誇りに思い、自慢したくなるような姿を目指そうとするものであります。

今年度は、アニメ・小説、酒をテーマとして、熱量が高いマニア層に興味、関心をいただけるようなコンテンツづくりや情報発信の手法などについて、専門家や県庁内のマニアとの意見交換等を行っているところであります。

意見交換等において、アニメ・小説については、マニアが集う書店やSNS上での情報発信、酒においては、酒蔵のこだわりやストーリーといったコアの魅力の発信などの意見が出ておりますが、今後、さらに効果的な事業の絞り込みを進め、実施につなげてまいります。

副議長（山本由夫君）本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）第二弾以降の計画準備状況について。

アニメ・小説、県産酒に続く第二弾について、次なる誘客に向けたコンテンツに取り組むことを期待しておりますが、どのように進めようとしているか、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）新たなジャンルの掘り起こしにつきましては、専門家や県庁内のマニアとの意見交換の中で議論してまいりたいと考えておりますが、まずは現在の取組をしっかりと進め、聖地化の事例の実現を目指

してまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 4、重点的に取り組む主な分野「イノベーション」について。

（1）最先端のデジタル技術を使った地域課題の克服について。

中小企業の人材不足対策としてのデジタル化の取組状況について。

重点的に取り組む主な分野「イノベーション」についてでは、ありたい姿の具体像として、「最先端のデジタル技術で地域課題を克服し、県民が豊かで快適な生活を送っています」とあります。

様々な分野でデジタル化、DX化を進めておられると思いますが、まずは地場中小企業について、お尋ねいたします。

全国的な労働力人口の減少に伴う人材不足や物価高騰の中、県内中小企業、特に、小規模事業者が人材を確保するためには、賃上げなどの対応が必要であり、その原資となる付加価値の向上には、現場でのデジタル化が力を発揮するものと考えております。

また、デジタル化により、少ない人数でも、今までと同等、またはそれ以上の業務をこなせる効率化が期待できます。

県では、県内中小企業がデジタル化に取り組むに当たって、人材育成やデジタルツールの導入を支援しておられますが、今までの実績や活用事例をお聞かせください。

副議長（山本由夫君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、労働力人口の減少に伴う人材不足の改善のため、県内企業のデジタル化による生産性向上の取組を支援しております。

このうち、デジタル力向上支援事業においては、昨年度、幅広い業種の中小企業235社を支援し、今年度も5月末時点で、小規模事業者を中心に、174社から申請がっております。

具体的な支援実績として、飲食店にタッチパネル式セルフオーダーシステムを導入することにより、ピークタイムにも、スタッフを増やさずに来客対応が可能となった事例や、小売店において、勤怠管理事務のデジタル化により、管理事務から接客対応へ人員をシフトできた事例など、小規模事業者においても、デジタルツールを活用し、効率化や付加価値向上につながる取組が行われております。

今後とも、賃金の向上などによる人材の確保に向け、県内中小企業におけるデジタル化を推進してまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 県内中小企業が賃上げにつながるように付加価値向上に努めており、県があらゆる機会を捉え、支援を行っていることは、理解しました。

こうした県内企業の魅力を大学生や高校生に知ってもらうため、県では様々な取組をされていることも認識しております。

昨年度より実施されている保護者の企業見学会に私も参加し、県内企業の人材確保につながる県内学生の県内就職には、保護者対策が特に重要であることを再認識いたしました。

保護者向け地元企業の魅力発見バスツアー、非常に有効な事業と考えますが、昨年度の実績と今年度の計画について、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 県では、県内就職を促進するため、保護者の皆様が県内企

業への理解を深めるための取組は重要と考えております。

そこで、昨年度から、保護者等を対象とした企業見学会を開催し、延べ51名の方に、半導体や造船、ロボット分野の県内企業を見学いただきました。

参加者からは、「県内企業を知るよい機会となった」等の評価をいただき、昨年度の3コース6社から、今年度は、6コース12社程度に規模を拡大して実施する予定としております。

引き続き、県内企業の魅力を保護者の皆様にもしっかりとお伝えしてまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。
○2番（本多泰邦君） 先日、福岡県内の中小企業を数社訪問し、県からの支援で有効だったものをヒアリングしました。ある製造業の社長がおっしゃられていたのは、職場環境の改善のための補助でした。女性社員定着のための環境整備に対して補助があり、その補助事業を使って、女性用更衣室、休憩スペース、並びに女性用トイレの改修を行ったところ、女性社員に好評を得たとのことでした。また、環境整備に取り組む中で、社員の定着率向上にも効果があったとのことでした。

福岡県と長崎県を単純に比較することはできませんが、地場中小企業の発展に貢献できるよう、引き続きの積極的な支援を要望いたします。

県庁内DX化の進捗状況について。

様々な企業が人手不足対策を検討・実施する中、自治体も人手不足問題に直面し、試行錯誤しているのではないのでしょうか。業務効率化が求められるのは、民間企業に限ったことではありません。はた目から見て、県の事務は、業務量が多く大変だと感じております。

RPAの導入などの県庁内でのDX化の進捗状況、またDX化をどのように進め、生み出された時間をどのように使っていこうとしているのかについて、併せてご答弁願います。

副議長（山本由夫君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） ビジョンにおいては、イノベーションを含めた施策を貫く視点として、県庁内DXの取組を掲げております。

RPAについては、地方機関を含めて37所属、75業務に導入しており、業務時間の削減や業務の正確性の確保など、デジタルツールの導入に伴う効果が出ているものと認識しております。

また、今年度、デジタル改革推進専門チームを総務部内に設置したところであり、各部局とともに洗い出した業務の見直しを進めております。

見直しによって生み出された時間については、県民サービスの向上や職員の働き方改革の実現に振り向けることとしております。

引き続き、デジタルを活用した効率的で質の高い行政サービスの実現に向け、力を注いでまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 離島向け遠隔診察システムの周知、広報について。

先日、公明新聞の長崎大学病院の取材に同行し、ローカル5Gを活用した遠隔専門診療支援にかかる取組を視察いたしました。

長崎県内の離島にある医療機関では、内科や外科、整形外科など一部を除き、ほとんどの診療科で専門医不足の状況が続いています。

そのため、県内の離島に住む島民の中には、診察や治療目的で、定期的に本土の医療機関に通われる方もおり、しまの医療機関で診察から

治療まで完結できる環境整備が求められてきました。

こうした状況を踏まえ、本年度から、県内離島の基幹病院と長崎大学病院とをオンラインでつなぎ、患者の診察や治療を行える環境を構築し、現在、準備の整った各離島基幹病院から、順次、遠隔診療を開始しているとのことでした。

長崎大学病院の辻野教授は、医療現場で最先端の遠隔診療が行われているのは全国でも長崎だけとおっしゃられ、また、本事業の推進のためには周知、広報が必要だとも話されておりました。

通院のための時間的・経済的負担がなく、住み慣れた離島にいながらにして、大学病院の高度な医療を受診できるようになる、長崎県の離島地域に必要な取組であり、もっとアピールすべきと考えます。県としても周知、広報を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 医療分野におけるICTの活用は、離島・へき地において、充実した医療を提供するうえで非常に効果的であると認識しております。

このため、専門医による受診機会の確保を目的として、本年4月から離島基幹病院において、ローカル5Gネットワークを活用した長崎大学病院の専門医による遠隔専門診療支援を開始いたしました。

このことにより、手術前検査や術後のフォローアップのために本土への通院が必要であった方などが、離島の各病院において、長崎大学病院の専門医による支援の下、診察を受けることが可能になるなど、離島住民の負担軽減や安定した診療機会の確保を目指しているところです。

また、これまで初診の段階から本土の医療機関を受診されていた方などにも、島内で専門診療が受けられることを知っていただくことで、地域の医療機関の受信者増加につながるものと考えております。

県といたしましては、より多くの離島の皆様に遠隔専門診療をご利用いただけるよう、各病院や市町とも連携し、ホームページや広報誌なども含め、積極的な周知広報に取り組んでまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 5、重点的に取り組む主な分野「食」について。

（1）長崎県の豊かな食材が国内外に広がるための取組について。

食の賑わい創出について。

重点的に取り組む主な分野「食」については、ありがたい姿の具体像として、「県内の豊かな食材が国内外に広がり、そのおいしさがみんなを笑顔にしています」とあります。

長崎には、新鮮でおいしい食材が数多くあります。県内外の人に長崎の食の良さを広めることで、国内外の観光客を本県に呼び込み消費を喚起することが重要と考えます。

そのためにも、食のにぎわい創出について積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますが、現在の取組状況と今年度の目標を教えてください。

副議長（山本由夫君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県としましては、県民が本県の食を誇りに思い、自慢したくなるよう、県民や観光客など誰もが本県の食を買って味わえる「食のにぎわいの場」の創出に向け、現在、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、

市町や関係団体とビジョンの共有や実現に向けた意見交換等を行っているところです。

今後は、国内外の先進事例、県北、県央、県南地区の立地環境や交通アクセス、観光客の動向等を調査、分析し、今年度中に、食のにぎわいの場の実現に向けたロードマップを作成したいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 食分野における水産物の取組について。

本県は、トラフグやクロマグロの養殖生産量が長年日本一で、水揚げ魚種も豊富な全国でも有数の水産県です。

しかし、県外の方には、「ながさきの魚」はあまり認知されていないと感じます。先日も県外の友人が旅行に来ておりましたが、長崎の食でイメージするものは、ちゃんぽんでした。

長崎のおいしい魚をどう売り出していくのか、ビジョンの食分野における水産物についての取組をお尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 県は、水産県の強みを活かして、長崎の食として魚のイメージ定着が必要であると考えております。

このため、地域内での安定供給体制の構築が可能な魚種で、観光客にも魅力を訴求できるものを「押し魚」として選定し、地元関係者や県関係部局などと連携しながら、「押し魚」を活用した食の提供や旅行商品の造成などに取り組むことで、長崎の魚の認知度向上を図ってまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）（2）世界から訪れ食した人が笑顔になる長崎について。

長崎港元船地区再開発エリアの活用について。

ビジョンの食分野、ありたい具体像には、「県内でないと出会えない味、味わえない体験があり、世界から人が訪れ、食した人を笑顔にしています」ともあります。

本県が自慢できる生鮮農水産物を気軽に買える、味わえる場所の確保が必要だと考えます。

令和6年2月定例会の一般質問において、長崎港元船地区整備構想の検討が進められているとのことでしたが、このような人が集まりやすい場所で、「長崎の食」を提供することにより、国内外の観光客を呼び込み、消費を喚起することにつながると考えます。

そこで、長崎港元船地区整備構想の進捗状況と、併せて、この元船再開発エリアに「長崎の食」を提供する場が整備できないか、県の見解を教えてください。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎港元船地区につきましては、港湾機能の再編に合わせ、周辺地区と調和したにぎわいのある「みなとまちづくり」を目指し、本年3月に整備構想を作成しております。

この構想では、官民連携事業の手法を導入し、長崎の農水産物を飲食、物販できる施設やイベント、憩いの場となる広場の整備を想定しております。

具体的な内容につきましては、事業の採算性等を考慮し、検討していくこととしておりますが、県といたしましても、多くの県民や観光客が集まる、にぎわいの場を創出してまいりたいと考えております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）6、健康寿命延伸の取組について。

（1）健康とスポーツについて。

生涯スポーツについて。

スポーツに取り組むことは、体力の向上はもとより、メンタルヘルスの改善、生きがいづくり、他者との一体感・連帯感の醸成など様々な効果があり、また、健康寿命の延伸にもつながるものです。

私自身、趣味のランニングを通じ、心身の健康維持に努めております。毎年恒例となっておりますが、5月には橘湾岸スーパーマラニックで80キロメートル走りまし、10月には壱岐ウルトラマラソンで100キロメートル走ってまいります。（発言する者あり）

全国平均を上回る速さで高齢化が進む本県においては、県民が若いうちから、そして生涯にわたりスポーツに取り組むことが重要と考えます。

県では、「ながさきスポーツビジョン」において、成人の週1回以上のスポーツ実施率を令和7年までに54%にする目標を掲げていますが、まだ未達成だと伺いました。

ついては、過去3か年の推移と世代別の傾向について、お尋ねいたします。

また、県では目標達成に向けて、どのような取組を行っているか、併せて答弁願います。

副議長（山本由夫君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君）本県における成人の週1回以上のスポーツ実施率は、令和2年度が45.5%、令和3年度が48.3%、令和4年度が46.8%と、ほぼ横ばいで推移しております。

これを年代別で見ると、3か年の平均は、60代から70代が56.5%であるのに対して、

20代から50代の若い世代では40.4%と低い傾向にあります。

このため、県では若い世代の実施率向上に向けて、歩数でためたポイントを店舗等で利用できる健康づくりアプリ「歩こーで！」の普及、利用促進や「県民スポーツ・レクリエーション祭」の実施、食や遊びを取り入れたウォーキングイベントの開発支援のほか、モルックなどの家族で楽しめるニュースポーツの普及等に取り組んでおります。

今後とも、市町や関係団体と連携し、若い世代が気軽にスポーツ活動に参加できるような環境づくりを推進し、本県のスポーツ実施率の向上を図ってまいります。

副議長（山本由夫君）本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）スポーツの入り口、子どものスポーツ機会の充実について。

生涯スポーツと申しまして、まずはスポーツに触れていただく機会が大事です。殊さら子どもの頃からのスポーツ・運動習慣の確立と、スポーツ機会の充実が重要だと考えますが、小中学校での取組を教えてください。

副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）子どもたちの運動習慣の形成には、体育の授業の充実に加えて、家庭とも連携を図りながら、体を動かすことの楽しさを実感させることが必要であると考えております。

このため小学校では、運動が苦手な子どもでも楽しめる授業づくりのための研修会や児童と保護者が一緒に取り組むフィットネス講習会を開催するなど、学校と家庭が連携した取組を進めているところでございます。

また中学校では、少子化によって学校単位で

の部活動の存続が困難となる中、地域が一体となった子どもたちの新たなスポーツ環境の整備が求められております。

その一環といたしまして、県では、子どもたちのスポーツ活動にご協力いただける指導者やサポーターなどを募集するため、「指導者エントリーシステム」の運用を開始したところでございます。

引き続き、子どもたちの運動習慣の確立とスポーツ機会の充実に努め、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成に取り組んでまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいいたします。

（2）高齢者の生活利便性向上へ向けての支援について。

老人性難聴者への補聴器購入補助について。

ここ数年、県外市町村において、難聴高齢者に対する補聴器購入費用の補助が導入されてきております。

中でも、東京都港区の制度は、購入だけではなく、買換え費用も補助の対象になること、また補聴器相談医及び認定補聴器技能者と連携し、補聴器購入前の相談から、購入時の調整・アフターケアまでをしっかりと受けていただくことを条件に加えることで、聞こえを改善し、高齢者の社会参加を支援することなど、その充実した事業内容は「港区モデル」と呼ばれていると、視察した際に、港区の担当者が教えてくださいました。

また、港区の担当者は、東京都の補助があったから、港区としても補助事業に乗り出しやすかったとも教えてくださいました。

補聴器購入費用の補助は、基礎自治体を実施するものと考えてはおりますが、その代表的な事例、港区モデルの港区ですら、東京都からの補助があったことが大きかったとのことですので、市町の補助事業に対して県が補助を行うべきとも考えております。

昨年度も補聴器購入支援について質問しましたが、その際、「国においても補聴器使用の効果について検証が進められている段階であり、国や他県の動向を注視していく必要がある」との答弁でしたが、その後、国の調査は進んでいるのでしょうか。

副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）難聴は、認知症をはじめ、様々な病気のリスク要因の一つと言われておりますが、難聴と認知症の因果関係につきましても、国において検証が進められているところです。

平成30年から令和元年度にかけて、国立長寿医療研究センターにおいて実施されました研究では、難聴と認知症の因果関係について、結果を得るには至りませんでした。

このため、引き続き、補聴器の装着の有無による認知機能への影響に関する研究が継続されておりますが、現時点で、研究結果の取りまとめまでは至っていない状況です。

県といたしましては、補聴器使用の効果が明確に実証されれば、国において、補聴器購入支援の必要性について検討が行われるものと考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）6月19日付けの公明新聞の「加齢性難聴 早く見つけて支援」という記事

において、東海大学医学部の和佐野浩一郎准教授は、難聴をそのままにしておくと、人とのコミュニケーションが減り、うつなどのメンタル疾患や社会的孤立の状態、そして認知症になる可能性がある。難聴は、認知症のリスクとして最も高い要因の一つとされるが、補聴器などで改善ができるため、最も予防が期待できる要因ともされるとの話を寄せられております。

県内の市町が積極的に補助事業に乗り出せるよう、県が市町に対しての補助ができないか、引き続き、国の動きを注視しつつ、前向きな検討を要望いたします。

7、空き家活用を通じた持続可能な地域づくりへの取組について。

（1）旧県営魚の町団地活用プロジェクトの進捗について。

1949年（昭和24年）築の公営住宅で、戦後に建設された公営住宅としては現存する最古のうちの一つであり、また、1949年に造られた団地で現存が確認されているのは、日本国内で、下関、広島、静岡、長崎の4か所、5棟だけであり、旧県営魚の町団地もそのうちの一つです。こういった歴史的価値のある旧県営魚の町団地は、立地にも優れ、建物としての魅力もあるため、活用の可能性が大きいと感じておりました。

3月に行われたプロポーザル審査委員会において特定された最優秀提案者は、とても若い人たちの団体であり、長崎をもっとよくしたいという熱い気持ちがあふれており、今後も応援していきたいと思っております。

その旧県営魚の町団地活用プロジェクトの進捗状況をお聞かせください。

副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 本プロジェクトは、

現在は使用していない旧県営魚の町団地について、優れた再生計画を提案した事業者が、自らの負担により建物の改修をし、利用希望者への貸出しを行うものでございます。

公募により選定された事業者からは、団地の一部を子ども食堂や飲食店のスタートアップにも利用できるシェアキッチンとして改修し、運営するなど、前向きな提案をいただいたところでございます。

進捗状況としては、事業者によるワークショップが6月1日に開催され、県内外から約50名の参加があり、利用希望者の確保に向けた活動が行われました。

今後は、改修工事に着手し、利用希望者との契約を経て、年内にオープンする予定であると伺っております。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君） 県のホームページに掲載されておりました最優秀提案者の技術提案書には、提案における3つのポリシーとして、「1、私たちは「場所づくり」だけに留まらない、「出来事づくり」を目指します！、2、単なる「サブリース」事業ではなく、長崎の未来と可能性を発信する「まちづくり事業」として取り組みます！、3、「長崎をより良くしたい」という強い信念と情熱を持ったチームです！」との記載があります。

提案内容ももちろん素晴らしいものですが、私としては、このような情熱を持った若い人たちが長崎のために役立ちたいと立ち上がってくれていることこそが、素晴らしいと感じております。そのような若い人たちを支援することが、長崎の未来につながっていくものと考えます。

旧県営魚の町団地活用プロジェクトは、土木

部の事業ではありますが、担当部局だけにとらわれず、部局横断的な支援を要望し、本日最後の質問に移ります。

8、多様性を認める長崎への取組について。

（1）県としての「パートナーシップ宣誓制度」創設について。

令和5年6月23日、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が交付、施行されました。

また、本県でも昨年11月に、性の多様性の理解啓発イベント「みんなでつなごうレインボーアーチ」を開催する等の取組をなされています。

日本におけるLGBTQ（性的マイノリティー）の割合は、調査機関、調査方法によってデータにばらつきがありますが、現在では、約3%から10%と言われております。左利きやAB型の人も人口の約8から12%存在しますので、よく似た割合として例示されます。

誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すための取組の一つとして、「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えております。県内自治体では、長崎市と大村市が導入しており、ほかの自治体も、今後、制度を導入していくものと思っておりますが、県が導入することのメリットは大きいと考えます。

九州では、福岡県、佐賀県、大分県が県として導入しております。長崎県の「パートナーシップ宣誓制度」の検討状況について、お尋ねいたします。

副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君）「パートナーシップ宣誓制度」につきましては、これまで市町や関係団体との意見交換や先進自治体の情報収集など、丁寧に課題整理を進めてまいりました。

近年、人権課題が多様化、複雑化していることから、性の多様性を含めた人権施策を推進していくに当たっての県の基本的な視点や考え方、施策の方向性の整理が必要と考え、有識者による「人権施策のあり方に関する検討委員会」を立ち上げまして、第1回会合を6月17日に開催し、本年度中に意見をいただく予定としております。

今後、市町との意見交換を重ねるとともに、検討委員会の意見を参考にしながら、制度導入の方向性について検討してまいります。

副議長（山本由夫君） 本多議員 2番。

○2番（本多泰邦君）引き続き、前向きな検討を要望いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（山本由夫君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○副議長（山本由夫君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

中山議員 33番。

○33番（中山 功君）（拍手）〔登壇〕 県民会議の中山 功でございます。

一問一答方式で質問いたします。

知事、教育委員会教育長、警察本部長、関係理事者の明快な答弁を期待いたします。

1、知事の政治姿勢について。

（1）人口減少対策について。

韓国の人口減少対策への認識等について。

世界の人口は、今後、110億人程度まで増加が続くと言われております。

一方、日本、韓国は、急激な人口減少社会が進行しています。

韓国では、2005年に低出産・高齢社会基本法を制定するとともに、基本計画を5年ごとに策定し、2006年から2021年の間に、予算規模として約31兆円に上る投資を実施しているようです。

結果として、2023年度の合計特殊出生率は0.72まで低下し、生まれた赤ちゃんの数は約23万人、前年度マイナス7.7%になっているとの報道がされています。

この政策結果から、本県の人口減少対策も学ぶべきことがあると考えておりますが、知事の認識について、お尋ねをいたします。

再質問は、対面演壇席から実施いたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 中山議員のご質問にお答えさせていただきます。

韓国の少子化対策予算につきましては、その内容の詳細までは把握が難しく、例えば、日本と比較した予算規模の大きさなどの判断はできかねますが、報道等を通じて、韓国の2023年の合計特殊出生率が過去最低の0.72となったことは承知をしています。

日本とは、経済状況や社会構造等の背景が異なって、一概に評価することは難しいものではありますが、地方からソウル首都への人

口移動も要因の一つと言われておりますので、地方から東京圏に人口が集中しております日本と同様で、少子化対策の課題の難しさをあらわしているというふうに感じています。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 今、知事から、知事の認識について答弁がありました。

私は、韓国は「低出産・高齢社会基本法」、基本計画を策定して取り組んでいることは承知しているんですが、国民が共感できるような国家戦略ビジョンとの2本立てが十分に機能していないのではないかというふうに考えるところでございます。

そこで、大石知事が目指す新しい長崎県づくりのビジョン「未来大国」は、本県の子ども、若者にとって未来への明るい希望を持てる、わくわくするようなビジョンの実現は、いつできると考えているか、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） ビジョンに掲げました「こども」、「交流」、「イノベーション」及び「食」の4つの分野における概ね10年後のありたい姿の実現に向けては、中・長期的な視点をもちながらも、スピード感を意識のうえ、短期的な成果を積み重ねていくことも重要であると認識しております。

そのため、早期に取組が開始できるものについては、速やかに検討を進め事業を実施するなど、若い世代を含む県民の皆様へ施策の具体的な成果を実感いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君）この10年後とかね、その時には、この議場にいる理事者は一人もいないんじゃないんですかね。そのくらい長いスパンなんですよ。若者が長崎の未来に明るい希望を持てる明確なビジョンを早く提示しないと、人口減少対策に大きな支障を来すものと考えているところであります。

そこで、未来大国が目指す10年間の事業費規模と工程表について、どのように考えているか、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君）企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君）ビジョンにつきましては、計画という位置づけではなく、様々な立場の皆様と思いを一つにし、取組を進めていくための旗印として、より重点的に注力したい主な分野における概ね10年後のありたい姿と、施策の大きな方向性をお示ししているところであります。

そのため、ビジョンの実現に向けては、現総合計画の方向性に沿って進めるものは、さらに力強く推進し、総合計画に反映すべきものについては盛り込んでいくなど総合計画とタイアップを図り、工程等についても可能な限りお示ししながら、施策の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）中山議員 33番。

○33番（中山 功君）今、ビジョンは計画という位置づけではなく、取組を進めていくための旗印であるとの趣旨の答弁がありましたけれども、それなら、なぜ、ビジョンを計画として位置づけて取り組むことができないのか、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君）企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君）未来大国の中で、

総合計画とビジョンとの関係ということでもお示ししておりますけれども、ビジョンに掲げるありたい姿の実現に向けては、先ほど答弁いたしましたように、現総合計画の方向性に沿って進めるものについてはさらに力強く推進し、総合計画に反映すべきものについては総合計画の一部見直しに盛り込むなど対応していくこととしまして、ビジョンとしましては、様々な立場の皆様が思いを一つにして有機的に連携しながら取組を進めるための旗印ということで定めております。

○副議長（山本由夫君）中山議員 33番。

○33番（中山 功君）未来大国は、その旗印でいいでしょう。ビジョンとは、まさに計画じゃないですか。それをあえて位置づけしないと、その考え方自体が納得いかんわけ、その辺をよくよく検討して、ビジョンを計画として位置づけたうえで、一刻も早く事業規模、行程表を公表することを要望しておきたいと思います。

次に、未来大国づくり、事業成果をより早く発現させる方策の一つとして、「こども」、「交流」、「イノベーション」、「食」の4分野ごとに、県と21市町ごと連携モデル事業を展開することを提案いたしますが、この取組について、お尋ねいたしたいと思います。

○副議長（山本由夫君）企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君）ビジョンの実現に向けましては、県だけではなく、市町をはじめ様々な立場の方々に共感をいただきながら、有機的に連携して取組を進め、施策の相乗効果を高めていくことが重要であると考えております。

こうしたことから、令和6年度当初予算において、県と市町が連携のうえ、ビジョンに掲げる各分野の施策を効果的に推進するため、市町

が行う課題解決や地域活性化に向けた取組を支援する補助制度を新たに創設し、現在、事業募集にかかる準備を進めているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 今の答弁で、令和6年度から補助事業を創設し、事業募集に関わる準備をしているということでした。

補助事業をすることによって、予算的には連携が取れますよ。しかしながら、私が言いたいのは、職員同士の知恵をどうここに、事業に連帯、連携していくかということがモデル事業というような取り方をしているわけ、ぜひ、これを一歩進めて、県・市町職員のこの問題に対する取組を協働してやっていくという形を進めていただくことを要望しておきたいと思います。

次に、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」では、合計特殊出生率は、基準年令和元年1.66に対し、令和7年1.93に目標を設定しておりますが、令和5年度1.49へと低下を続けています。

そこで、基準年より向上している21市町はあるか、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 市町ごとの合計特殊出生率についてでございますが、市町別の合計特殊出生率につきましては、出生数の少なさ等に起因しまして数値が不安定となることもあるため、5年間の数値をもとに推計したものが5年に一度公表されておまして、直近の数値は平成30年から令和4年にかかる数値となっております。そのため、現行の総合計画の対象期間中の数値の動きを分析することは困難な状況でございます。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 合計特殊出生率は、市町の役割が大きいんですよ。

それで、市町については把握できていないと、納得できませんよ、こういうのは。これらを考え合わせると、「2」の達成は、大変困難な状況になると思いますが、それでは公約「2」を放棄するか、また、達成するのであれば、目標年次の公表について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私は、自然減が拡大しております近年の厳しい状況の中で、子どもを持ちたい方が希望どおりに産み、育てることができる環境づくりを進めること、これが重要だというふうに考えております。

現在、公約に掲げております合計特殊出生率2を目指すという、この「2」という数字は、県民の希望出生率でございました2.08に基づくものでございます。子どもを持ちたい方の希望を叶えることが重要という考え方を踏まえまして、合計特殊出生率2を目指すという公約を掲げたところでございます。

ただ、県民の希望出生率2.08という数字は、平成27年度の長崎県長期人口ビジョン策定時に調査をしたものでございます。その後の社会環境の変化等も踏まえまして、改めて現状を捉え直すことが必要であるというふうに考えておりますので、改めて現状の調査、把握を行うとともに、希望の実現を阻む要因等についても分析を加えながら、関連施策の充実、強化につなげていきたいと考えています。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） それでは、合計特殊出生率2は、放棄はしないというふうな内容だっ

たと思いますが、そうであるならば、公約の実現のために、先ほど知事から答弁があったけれども、もっともっと県民の衆知を集めて戦略的に取組を期待しておきたいと思います。

次に、婚活、結婚支援の実効性を上げるためには、まず若者が結婚、出産ができた理由、また、結婚できなかった、したくない、あきらめたなどの理由、要因などの本県独自調査が私は必要だと思いますが、この必要性について、どのように考えているか、こども政策局長にお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 少子化の要因につきましては、これまでも国等において様々な調査、分析がなされておりすけれども、ただいまご意見がありました結婚支援に関しましても、既存の国の調査に加えて、県民の希望やニーズを十分に把握することは重要だというふうに考えております。

そのため、若い世代も含めた県民の意識調査等を実施し、現状を把握するとともに、その結果を踏まえながら、施策の充実・強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 今、調査については実施するというものであります。

これからの世代においては、恋愛をしない、結婚もしない、出産もしないという3放棄時代がくる可能性があるという指摘がされております。そうすると、ますます独自調査の必要性を感じておりますが、この調査の時期について、再度お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 少子化に関す

る県民アンケートの調査ということで、結婚の意識調査等も含めまして、今年度、調査・分析を進めておりますので、こういった経過をもとに、施策の充実、強化につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 結婚できた、できなかった等の要因について、今年度中に調査しているということでありましたけれども、それを含めて調査、分析の実施を求めます。

次に、婚活、結婚支援を少子化の一丁目一番地に位置づけたうえで、強力に事業を推進すべきと考えておりますが、令和6年度における事業費と事業内容、また適齢者一人当たりの事業費額について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 令和6年度の結婚支援事業につきましては、長崎県婚活サポートセンターにおきまして、お見合いシステムの運営や縁結び隊によるボランティア活動のほか、婚活イベントやセミナー、相談会の開催などに取り組んでおりまして、予算額は3,824万8,000円となっております。

また、この予算額を仮に県内の20歳から39歳までの未婚者の人数で割り、一人当たりの額を算出しますと336円となりますが、この数値は各年度の予算額によって大きく変動する場合がございます。

例えば、お見合いシステムの改修等に取り組みました令和5年度におきましては、当初予算額が5,033万7,000円、未婚者一人当たりの額は442円と大きくなるなど、各年度において必要な予算額を計上してきた結果であるというふうに考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 今の答弁では、事業内容についてはあまり触れていなかったように思います。私なりに事業内容についてはある程度は理解しているんですけども、ただ、これはなかなかですね、まだまだ十分ではありません。未婚化、晩婚化が少子化の最大の要因と言われているわけでありますので、さらにコロナ禍により、これが進行しておりますが、ここ10年間の本県の結婚数と未婚者数の推移について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 本県におけます過去10年間の婚姻数の推移であります。令和元年を除きまして、毎年、対前年を下回る状況が続いております。

平成26年に6,137組であったものが、令和5年には4,074組となりまして、近年は新型コロナ禍の影響もあったと考えられますけれども、この10年間で約3分の2に減少している状況でございます。

また、未婚者数につきましては、最新の令和2年の国勢調査によりますと、県内の20歳から39歳までの未婚者数は11万3,903人でありまして、未婚率には大きな変動がないものの、未婚者数は、10年前の平成22年の14万8,129人と比べて3万4,226人の減少というふうになっております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 結婚数も未婚者数も減っているわけでありまして、特に、結婚数が4,074組、過去最少数をさらに更新を続けている、このことは、私自身は危機的状況にあると考えています。

結婚数の減少に歯止めをかけて反転させるためには、適齢者一人当たりの事業費336円は大変少ない額でありまして、これではコーヒー1杯も飲むことはできない額ですよ。今すぐに政策転換を図って、婚活、結婚支援の集中投資を強く求めておきます。

次に、若い世代の大多数は、共働きの家庭で育っていると考えています。よって自分たちも、共働きを前提として、やりがいのある仕事を一生続けたいというライフデザインを持っていると思います。

若い男女が生きがいを持って働き続けられる環境づくりこそ、最優先に取り組んでほしいとの声もありますが、本県の現状と、その取組について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 県におきましては、企業誘致による魅力のある雇用の場の創出とともに、県内企業における職場環境を整備するためのアドバイザー派遣や、誰もが働きやすい職場づくり認証制度「Nぴか」の取得を推進しております。

Nぴか企業は、現在176社あり、産業労働部補助金の申請要件に「Nぴか」取得を追加するとともに、申請事務の負担を軽減するなど、さらなる拡大に向け取り組んでいるところでございます。

今後とも、誰もが働き続けられる職場づくりに向けた取組を推進してまいります。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 韓国のユン大統領は、少子化の根本原因を分析し、従来の政策を分析し、政策を再構築しなければならないと抜本的な見直しを指示したとの報道がなされています。

本県と韓国、知事と大統領を同一に扱うのは適切ではないかもしれませんが、大石知事の公約である合計特殊出生率2の実現を目指すには、これまでの少子化対策事業を徹底的に調査、分析、そして再構築を図るプロジェクトチームとしての取組はできないか、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 本年は、地方創生の取組が本格的に始まりまして10年の節目を迎えており、本県としましても、この間の施策の分析、見直しなどに取り組む必要があると認識しております。

そのため、今年度から着手いたします次期総合計画及び総合戦略の策定作業においては、人口減少等の課題に関し、新たな専門家のご意見もお聞きしながら、施策の検討を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 少子化対策については、これまで副知事をトップとして各部局長と次世代育成対策推進会議を全庁的に取り組んできていると承知しております。しかし、その成果を県民はまだまだ実感できていません。

今、再構築については、次期総合計画で検討する趣旨の答弁がありました。ここは知事をリーダーとして、民間人を登用するなど少子化対策事業の再構築を図る取組の強化をできないか、知事の決意について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど議員がおっしゃってくださったように、これまでの取組をしっかりと見直しながら検討を深めていく必要がありますし、時代、社会情勢の変化も捉えながら、その施策の方向性はしっかりみんなで議論する

必要があると思っております。

その中で、人口減少や東京圏への過度な一極集中を是正するための対策は、やはり我が国全体で戦略的に挑戦すべき課題であると考えております。そのため、まずは国全体で少子化対策や経済成長の実現などにしっかり取り組むべきものと認識をしております。

そのうえで人口減少対策につきましては、国、都道府県、市町村の適切な役割分担のもとで、全国で一律で行うべき施策と、地方がその実情に応じてきめ細やかに実施する施策を組み合わせ、実効性を高めていく必要があるというふうに思っております。

県としましては、全国知事会等を通じて広域的な観点で自治体間の連携を深めるとともに、県内市町や民間団体等との連携体制もさらに強化をしまして、議員おっしゃってくださったように、私もしっかりと先頭に立って、地方創生の新たな展開を図っていきたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 知事が先頭に立っていただくことは何よりでありますし、先ほどの答弁の中で、知事の決意については、知事の思いがなかなか私には伝わらなかった、感じる事ができなかったというふうに思います。

本県の人口減少に歯止めをかけるためには、知事の公約である合計特殊出生率2、これを達成することに尽きると考えています。実現のために、強力なリーダーシップの発揮を期待いたします。

（2）安全安心で暮らしやすさ世界一プロジェクトについて。

長崎県の暮らしやすさ指標の再評価等につ

いて。

長崎県の暮らしやすさ指標は、子育てしやすいまち等10項目、合計特殊出生率全国3位など、100指標を1位を47点、47位を1点で得点して合計した場合、全国総合1位であったと統計課が公表しています。このことを改めて再評価するとともに、未来に向けて戦略的に磨き上げることにより、世界に誇れる長崎の新たな魅力の創出につながると思います。知事の考え方について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 県民が暮らしやすい環境をつくっていくことは、大変重要な課題でございます。

暮らしやすさ指標につきましては、本県の暮らしやすさを県内外の皆様にご認識いただくために、様々な分野のデータを用いまして、平成27年に作成をしたものと認識をしております。本県の暮らしやすさを数字で見える化をして、若者の県内定着や県外からの移住促進のツールとして活用されてまいりました。

地方自治体にとりまして、各地域の強みや特性を理解するといったことは非常に重要なことでございます。今後とも、本県における強みをさらに伸ばしていきたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 今、知事から、本県の強みをさらに活かしていきたいと、そういうことで戦略的に磨き上げるために、私は幾つか質問したいと思います。

日本の児童生徒は、2022年国際学習到達度調査によると、数学的リテラシー1位など学力においては世界トップクラスである。このことは、教職員、保護者、子どもたちに敬意を表したい

と思います。

一方で、日本の保護者の子どもに対するケア、例えばコロナ禍をはじめとする厳しい時に家族が支援してくれたかを聞く項目で、OECD加盟国37か国のみならず、調査対象国81か国で最下位であったと指摘する声があります。

安心できる居場所、家庭づくりこそが、暮らしやすさの一丁目一番地と考えています。家庭の現状の課題認識について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 長崎県子育て条例におきましては、子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあるとされ、また、子ども基本法におきましても、子どもの養育は、家庭を基本として行われるものというふうにされております。

一方、ただいま議員からもご指摘ありましたように、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下は、かねてから指摘されているところでございます。

県内でも子育てに悩む保護者は多く、また、子育て家庭からは、忙しくて子どもの話に耳を傾ける時間がとれていないなどの具体的なお話も伺っているところでございます。

県としては、こうした家庭が相談しやすい環境を整備するとともに、地域で子育て家庭を見守り、支える環境づくり、さらに保護者と子どもが向き合う時間を確保することなどが課題であるというふうに認識しております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 先ほど私が申し上げましたけれども、学力は、世界トップクラスの強みの部分と、保護者の支援が最下位、そして子ども・若者の自己肯定感がものすごく低い、こ

のアンバランスが家庭の課題の一つであると考えております。

先ほど、ちょっとこども政策局長から答弁がありましたけれども、子どものウェルビーイングを高めるためには、保護者との関係性が一番重要であると考えておまして、そうすると、保護者が自分の子どもたちとどのように向き合い、また関係を深めるためにどのように時間を確保しているのか、先ほどの答弁をもう少し詳しく、現状と今後の取組について、お尋ねしたいと思います。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 県では、これまで家族そろっての団らんの機会を増やすことによりまして、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、県子育て条例に定める「家庭の日」の普及に取り組んできたところでございます。

また、「新しい長崎県づくりのビジョン」におきまして、子どもと一緒に過ごすなど、子どもと向き合う「こども時間」を増やす取組にも力を入れていくこととしております。

今後とも、従業員の子育てを応援する企業の登録及びPR制度や、企業における育児休業取得促進など、共働き・共育での推進などを図りながら、保護者と子どもが向き合う時間の確保、拡大に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） ぜひ、保護者と子どもが向き合う時間、この確保は大事ですよ。

それで、先ほど長崎県「家庭の日」の話もありましたけれど、もう少し、家庭の実態の把握も含めて、この辺も深掘りして調査する必要があることを申し上げておきたいと思います。

そこで、日本の子どもたちは、自分で自分をコントロールして主導的に方向づけていく、内発的動機づけによる学びが身につかないままに大人になり、その人たちが保護者になってきていると指摘する声があります。

保護者の役割については、子ども子育て条例にも明示されておりますが、保護者教育の現状と今後の取組について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 家庭での教育力の低下が課題となる中、保護者の家庭教育を支援し、子育て家庭を地域全体で支えていくことが重要であると考えております。

このため、県におきましては、「ココロねっこ運動」のほか、親子のメディアリテラシーの向上、子育ての悩みや不安等を親同士が話し合い、学び合う参加型学習プログラムの実施などによりまして、家庭教育支援に取り組んでいるところでございます。

引き続き、関係部局や市町、民間団体等と連携しながら、保護者に、学びとつながりの場の提供に一層努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 取り組んでいることは承知しているんです。やはり保護者教育について、どうすれば届くのか、やはり結果が求められるんですよ。それを含めて保護者教育については、より一層推進することを要望しておきたいと思います。

次に、近年、子どもの自殺、いじめ、不登校の増加など、子どもたちにとっては大変厳しい教育環境が続いていると考えておりますが、私は、多様で豊かなつながりづくりが解決の一策になり得ると考えています。

そこで、子ども同士、また児童生徒、教職員、学校、地域、大学、企業、NPO法人、行政関係などの多様な、つながる教育の再構築について、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）議員からご指摘がございましたとおり、子どもたちを取り巻く環境が多様化、複雑化しておりまして、学校や家庭だけでは解決することが困難な課題が増えていると、こうした状況を踏まえまして、「第4期長崎県教育振興基本計画」におきましては、多様なつながりによって課題に立ち向かい、豊かな教育を作り出していくことといたしております。

これまで以上に学校が、家庭や地域をはじめ企業やNPO団体など多様な関係者とのつながりを深めて教育を充実させていくために、子どもアンケートや教職の魅力化作戦会議など、様々な手段や場面を通じて、児童生徒、保護者、地域の方々などの声に耳を傾けることを大切にしていきたいと思っております。

そのうえで、私自身が学校現場に出向き、日々子どもたちに向き合っている教員と肌感覚を共有しながら、これまでの行政経験や人脈を最大限に活かして計画の実効性を高め、つながりがつくる豊かな教育の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○副議長（山本由夫君）中山議員 33番。

○33番（中山 功君）今、教育委員会教育長から答弁をいただきましたけれども、「第4期長崎県教育振興基本計画」、今年度から始まります。前川教育委員会教育長が自ら現場に出向いて、先頭に立って、つながりがつくる豊かな教育を推進するとのことでありましたので、期

待をいたします。子どもたちのウェルビーイングにつながるような、粘り強い取組を要望しておきます。

次に、総務省は、自治体が条例で定める地域貢献活動休暇が可能であると公表しております。この休暇が制度化できると、県と21市町職員は、まちづくりや自治会活動におけるコミュニティのサポーターとしての活動がしやすくなると考えておりますが、この取組について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君）総務部長。

○総務部長（中尾正英君）県では、職員が被災地で救助活動等を行う際の休暇制度として「ボランティア休暇」を設けておりますが、平成26年に、ただいま議員からご指摘の趣旨に相当する、職員が業務外で行う地域づくり活動等についても対象を拡大したところでございます。

県内では、地域を支える人材の不足により、地域コミュニティの機能維持が課題となっていることから、職員に対し、自治会等の地域活動への積極的な参加を促すとともに、今申し上げました休暇制度についても周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）中山議員 33番。

○33番（中山 功君）周知・啓発も大事なことだと思いますけれども、私が知っている限りでは、県職員のボランティア休暇は5日程度で、災害支援などに限定していると聞いているんですよね。

総務省は、今年初めてこういう見解を出したわけですが、地域貢献活動休暇制度ができますよと、だから、そこはね。

ボランティア休暇は、利用者は大変少ないと、それは当然でしょう。それでは、この長崎県の

職員を十分に活かして地域活動をすることはできません。ぜひ、長崎県が創設を率先して、21市町にそれがつながるように期待をしておきたいと思います。

次に、ふるさとコミュニティづくりのために、自治会を中心として民生・児童委員、消防隊員、県と21市町職員、企業、NPO法人等が活動しておりますが、これらをさらに活性化させるために、地域おこし協力隊を、知事が「つながろう、ふるさと大使」などに指名することによって、多様なつながりのある長崎県づくりができないか、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 地域振興部長。

○地域振興部長（中尾正英君） 現在、地域おこし協力隊を増やす取組につきましては、隊員のOB、OGで構成いたします「長崎県地域おこし協力隊ネットワーク」と連携し、各市町へ優良事例などを共有することで、積極的な活用を促すとともに、魅力的な募集要領になるよう、作成段階からアドバイスを行っているところであります。

また、隊員と地域とのつながりの強化については、日ごろの活動の相談にも対応できる体制を整えており、その有効活用を促すとともに、市町担当者に対し、隊員への様々な支援にかかる研修を行っているところであります。

引き続き、隊員が活躍しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。現行の取組をさらに進めていきたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 地域おこし協力隊員、これは非常に人材が多岐で、いろいろな考え方を持っているし、自立心が非常に強い人が多いと思いますので、これを本県でもっともっと活

動してほしいという考え方で、現在64名いますね。2026年、国は1万人と言うとるんですよ。その1%にしても最低100人以上は確保せんばいかんわけで、そういうことで、地域おこし協力隊員を積極的に活用することで活躍の幅が広がりますし、新たな人とひととのつながり、コミュニティの活性化にも期待できると考えておりますので、積極的な活用、登用を市町に働きかけていただきたいと思います。

次に、安全・安心できるまちづくりについて。県警の体制強化の方向性について。

県民の安全で安心な暮らしを、生活を確保するためには、社会情勢等の変化や治安情勢に的確に対応していく必要がある。

そこで、DVやストーカー事案など、県民に身近で不安を感じる犯罪に対応していくためには、警察組織の体制強化が必要であると考えています。

県民の安全・安心に向けた体制づくりと、その方向性について、警察本部長にお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君） 県警察といたしましては、社会情勢の変化が県内の治安情勢に与える影響を的確に捉えて、これに適切に対処していくためには、人的基盤の整備が不可欠であると認識をしております。

昨今では、ご指摘いただきましたようにストーカーやDV、児童虐待などの人身安全関連事案やサイバー犯罪の認知件数が高水準で推移しているほか、SNS型投資・ロマン詐欺が深刻化しているなどの状況でございます。

県警察としては、こうした諸課題に部門横断的に対応していくための体制を強化し、県民の

安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 部門断的に対処していくということでありましたけれども、サイバー空間の脅威も含めて深刻化しておりますので、ぜひ対応方を期待しておきたいと思えます。

次に、県警は、犯罪なく3（さん）ば運動推進モデル地区などを指定して、「カギをかけんば」、「ひと声かけんば」、「見守りせんば」の3つの運動に取り組み、防犯意識の向上などを図る事業を実施しているようですが、本県の犯罪発生率の推移と主な事案について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君） まず、人口10万人当たりの刑法犯認知件数、これを犯罪率と呼称しておりますが、本県の犯罪率は、過去10年間、全国で低い方、すなわち良い方から5番以内で推移をしております。

また、刑法犯認知件数については、平成15年には約1万4,000件という形でピークにございましたけれども、その後17年連続で減少しており、令和2年には最小の約2,800件となりましたが、その後は増加傾向というふうになっております。

この刑法犯認知件数の主な増加要因としては、万引きをはじめとする窃盗犯の増加のほか、ニセ電話詐欺などの増加が挙げられます。

このうち多くの被害額を生じているニセ電話詐欺につきましては、昨年は架空料金請求詐欺の被害が最多となっているほか、本年に入っては、これとはまた別にSNS型投資・ロマン詐欺が増加をしている状況にあります。

県警察といたしましては、これらニセ電話詐欺等をはじめとする各種の犯罪に対して、検挙対策及び関係機関、事業者等と連携した被害防止対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 今、警察本部長から答弁いただきましたが、犯罪発生率は低い方から5位以内ということですので、このことについては評価をいたします。

今後、多様で困難な犯罪発生を抑止するためには、警察力の一層の強化を図るとともに、県民との信頼の醸成、つながりの強化が求められると思えます。さらなる活動の展開を期待いたします。

次に、健康で暮らせるまちづくり、健康長寿日本一について。

県民一人ひとりが、主体的に健診や生活習慣病の改善の健康づくりを実践していただくことが必要である。これらの取組を多くの関係団体が連携して支援するために、平成30年4月に、「健康長寿日本一長崎会議」を設置するとともに、県民運動として取り組んでいると承知しています。

現時点における健康長寿日本一の事業成果について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 本県では、平成30年度から、健康長寿日本一を旗印として掲げ、健康寿命の延伸に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

健康寿命は、国民生活基礎調査において、3年に1回公表されており、現在の本県の健康寿命は、直近で公表されている令和元年の調査結

果によれば、男性は72.29年で全国34位、女性は75.42年で全国29位となっております。

なお、令和4年の調査結果は、本年12月に公表される予定となっております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 令和元年度の全国順位は、いずれも低下しているようであります。

今、令和元年度の健康寿命の事業成果について答弁いただいたわけでありませけれども、私は気になっているんですよ。今は令和6年6月ですよ、令和6年6月。これでは、この間の事業成果の検証ができんじゃないですか、検証ができない。どうするんですか。改善方を強く要望しておきます。

次に、健康長寿日本一を目指すに当たっては、まず、県職員が率先して健康づくりを実践していくべきと考えています。県職員を対象にしたこれまでの取組、内容、その事業効果について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 健康寿命を延ばしていくためには、まずは県職員が、県民の模範となるべく率先して健康づくりに取り組んでまいりました。

具体的には、県職員を対象とした運動や食事に関する講座の開催や、約1,200名の職員の参加によるながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」を活用した所属対抗歩数競争を実施いたしました。

これらの取組により、職員の意識改革や行動変容につながったことが確認されており、引き続き、県職員の健康づくりを実践してまいります。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 職員の意識変革はできたと、ぜひ、そうしてもらいたいんですよね、そうしてもらいたい。ところが、県職員の健康アプリ登録者は1,200名程度と聞いておりますが、これは全職員の5%程度ですよ。その辺を、よくよく考えてね。

私は、県職員の皆さん方をお願いして、「歩こーで！」と、ぜひ、実践を求めておきたいと思います。

次に、絆でつくるあなたの健康づくりについて。

健康づくり運動をするためには、時間、きっかけ、仲間が必要だと県民の声を受けるとともに、人とのつながりが豊かだと、健康に良い影響を与える可能性があるとのデータも包含して、子ども・若者には家族とつながりを大切にしよう、働き盛り世代には職場から地域に広げよう、高齢化世代には地域社会とつながろうと、絆を健康づくりの重要な要素であるとの思いで取り組んできたものと考えておりますが、この事業効果について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 県においては、人とひととのつながりを活かし、健康づくりに取り組む個人や企業、団体を登録する制度を、平成30年度から令和4年度まで実施しておりました。

個人として登録いただく「ながさき健康長寿メイト」は、家族、友人等の仲間と励まし合いながら健康づくりを進めていただく制度であり、これまで約1万2,000人の方に参画いただきました。

また、企業・団体として登録いただく「ながさき健康長寿サポートメンバー」は、県と連携

して健康づくりの情報を発信していただく制度であり、これまで約70の企業などに参画いただきました。

これらの取組は、新たに令和4年度に始められた長崎健康革命の取組に引き継がれており、「ながさき健康長寿メイト」は、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の登録者として、「健康長寿サポートメンバー」は、長崎健康革命サポーターとして引き継がれているところです。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 私は、この絆づくりは、大変大事な事業だと思います。令和4年度から引き継いでいるということで、これまで県民登録者が1万2,000人、企業登録が70社ということでありましたけれども、これは十分とは言えませんよ。もう少し深掘りして、絆でつくる健康づくりの強化を要望しておきたいと思います。

次に、令和4年度から長崎健康革命、健康増進事業を展開して、「運動」、「食事」、「禁煙」、「健診」、この4つの柱で取り組んできたわけであります。

先ほど私が質問した、これまでの柱の一つとしてきた、絆づくり、絆でつくるあなたの健康づくりを外しておりますので、ぜひこれを復活させて、5つの柱として取り組むことはできないか、大石知事にお尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 本県におきましては、一日当たりの歩く数、歩行数とか、野菜摂取量が少ない傾向にありまして、一方で、喫煙率が非常に高いという状況になっております。また、特定健診受診率も低いという状況でございます。

そのため、こうした健康課題の解決に向けて、

先ほど議員がおっしゃっていただきましたけれども、重点的に克服すべき「運動」、「食事」、「禁煙」、「健診」の4つの柱を据えております。それらの柱に基づいて、長崎健康革命プロジェクトを令和4年度から実施をしている状況でございます。

ただ、人々の健康と申しますのは、やはり社会参加とか居場所づくりなどの社会環境に影響を受けることが知られています。まさに議員がおっしゃるような絆、「人とひととのつながり」といったものだと思いますけれども、そういったものや「社会とのつながり」といったもの、これは健康づくりを支えるうえで大切な基盤になるものだというふうに認識をしております。

そのため、今年度に開始をいたしました長崎県健康増進計画でございます「第3次健康ながさき21」におきましても、地域の人々とのつながりが強いと思う者の割合を増やしていくことを目標に掲げているところでございます。

県としましては、エビデンスに基づく長崎健康革命の4つの柱を軸にいたしまして、健康増進施策を進めることはもちろんのこと、個人の健康を支える根幹でございます「人とひととのつながり」や「社会とのつながり」を強めていく施策についても、取組についてもしっかりと推進をしていきたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 健康革命に期待しているわけでありましてけれども、「運動」、「食事」、「禁煙」、「健診」、これらは一定数字ではかることはできると思いますが、これを支えているのは、人とひととのつながりですよ。絆ですよ。この絆をしっかりしておかんと、なかなか、一人でやるというのはなかなか難しい。

そういう意味からして、県民が豊かなつながりを感じていただけるには、また、先ほど私が質問した暮らしやすさ指数の向上などに、県民の衆知を集めながら、県民総ぐるみの運動として展開するために、私が提案した、安全・安心で暮らしやすさ世界一を旗印として邁進することを期待しておきます。

2、土木行政について。

（1）長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成について。

用地取得、（仮）江川トンネル、8架橋などの進捗状況等について。

この路線の整備は、長崎市南部地域の、1、交通渋滞の解消、緩和、2、安全性の向上、3、緊急搬送の向上、4、地域産業の振興等に貢献するものと考えています。

平成28年に着工して、令和12年度の完成を目指して整備が進められていると思いますが、現時点における用地取得、仮称江川トンネル、8架橋の進捗状況について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 県道長崎南環状線の新戸町 - 江川町工区につきましては、これまでに用地取得が9割を超え、今年度は補正予算と合わせて33億円を確保しており、トンネルや橋梁など全面的に工事を進めているところでございます。

このうち仮称江川トンネルにつきましては、延長2,137メートルのうち、6月15日までに323メートルの掘削が完了しております。

また、橋梁につきましては、全8橋のうち1橋が完成し、5橋において下部工や上部工の施工を進めているところでございます。引き続き、早期完成に向けて整備推進に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 概ね順調に進んでいるというふうに理解いたしましたが、ただ、用地につきまして、まだ100%っていないんですよ。ぜひ、早く100%に向けて再度の努力をしていただくことを要望しておきたいと思いません。

次に、為石浄水場への工事用残土の搬入状況と完了、また分譲開始時期について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 仮称江川トンネルの掘削工事においては、約20万立方メートルの残土が発生する予定ですが、現在、そのうちの12%に相当する量を為石浄水場跡地へ搬入したところであり、令和8年度末ごろの完了を予定しております。

残土搬入後は、長崎市による造成工事などが進められ、令和10年度に分譲を開始する予定であると伺っております。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） この為石浄水場を整備すると、用地が約3万6,000平方メートルになります。長崎市は、雇用の受け皿や地域経済への波及効果が期待されている企業立地用地を軸に検討を進めていると聞いております。

市は、令和10年度から分譲を予定しているとのことですが、企業誘致実現に向けて市と協議するなどの取組状況について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 長崎市において工業団地の整備が進められている為石浄水場跡地は、大手造船企業が立地する香焼地区に隣接

し、長崎南環状線の江川交差点からも近いなど交通アクセスに優れた立地環境であります。

誘致が想定される企業としては、恵まれた立地を活かし、今後、成長が期待される浮体式洋上風力関連のほか、地元大学から輩出される理工系人材の受け皿となる研究開発拠点なども考えられます。

なお、誘致活動に当たっては、長崎市から県産業振興財団に派遣された職員と連携して、企業訪問等に取り組んでまいります。

今後とも、長崎市との連携を図りながら、地域への波及効果が期待できる企業誘致に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 中山議員 33番。

○33番（中山 功君） 今、企業誘致については前向きな取組をしている趣旨の答弁がございましたので、了といたしますが、できるだけ雇用がある製造業をぜひ誘致してほしいということを希望しておきたいと思っております。

長崎市南部地区、特に、旧野母崎町等の人口減少が急激に進んでいます。この地域に雇用の創出が急務であると考えているわけでありまして、先ほどの答弁は了としながらも、早期企業誘致実現のために、県と市、連携・協働しての取組を強く要望して、質問を終わります。（拍手）

○副議長（山本由夫君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

もったいないよ 長崎、長崎市選挙区選出、大倉 聡です。よろしく願いいたします。

今年の4月1日に長崎県の手話言語条例が施行されました。今日は耳の不自由な方も傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。

では、質疑に入ります。

1、令和5年の本県合計特殊出生率1.49について。

今、本県の最も大きな課題の一つが、人口流出、人口減少です。この流れを治めるのはなかなか容易ではありません。先ほど、中山議員の質疑の中でも、本県の合計特殊出生率のやりとりがなされました。あえてもう一度、質問時間を割いて、ここで質疑をさせていただきます。それだけ知事が掲げる公約の本気度を伺いたいからです。

（1）知事公約の合計特殊出生率2について。

いつまでに公約を達成し、1.49はどのように分析している。

令和5年の人口動態調査で発表されました本県の合計特殊出生率が1.49でした。これに関しては、全国の中でも宮崎県と同じ2位という高い結果でした。ただ、令和4年の確定値と比べれば0.08ポイント低くなっておりまして、これは7年連続で前年を下回っております。これをどのように分析していらっしゃるのでしょうか。

そもそも、合計特殊出生率のこの数字の出し方ですけども、これは女性の15歳から49歳、この年代の女性が出産可能と規定されているわけですね。これは、要は本県は若い女性の人口

流出が課題となっている中で、そもそも女性の人数、この割合というのは全国の中では高くはないわけです。

つまり、国が出産適齢期としている女性が少ない本県は、全国と比較すれば当然出生率そのものは高くなっていくわけです。ですから、全国2位だとしても、そもそも母数が違うわけですから、手放しに喜べるということではないと思っております。出生率を上げるというのは本当に難しいです。自然減対策だけではなくて、社会減対策、様々な手立てを打っていかねばいけない大変な課題だと思います。知事が単に10年後にありたい姿を描いているだけでは、到底この合計特殊出生率2に届くとは思えないんです。

そもそも2の根拠について、県民の希望出生率が2.08だからというふうに先ほども、これまでも再三知事はおっしゃっています。ただ、その根拠は、あくまでも県民の皆さんの希望出生率なんですね。しかも、これは平成27年、2015年の調査によるものということですから、新しくありません。

今定例会でも知事は、これからの子育て政策を立て直す必要性にも言及されました。そういう意味でも、世の中が大きく変貌していく中、社会情勢が変わっていく中、公約の出生率2が実態に即した数値なのか、若干疑問に感じております。

そこで、質問です。

この9年前の県民の希望出生率が2.08だからという根拠で示している公約2を、では具体的にいつまでに達成するのか。そして、今回の出生率1.49をどのように分析していらっしゃるのか、伺います。

これ以降の質問に関しては、対面演壇席より行います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 大倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先般発表されました人口動態でございますけれども、令和5年の合計特殊出生率、全国的に低下をしております。厚生労働省の見解では、経済的な不安定さや、仕事と子育ての両立の難しさといったことが、様々な要因が絡み合っているのではないかとこのようにされております。

本県の合計特殊出生率は、今、議員もご質問の中でご指摘いただきましたけれども、1.49ということで、全国的に見れば高い水準にはありませんけれども、減少幅は非常に大きいという状況でございます。数値としても過去4番目に低い数値になります。

それに加えて、やはり出生数、数が大きく減少しているということ。

このような状況については、本当に真摯に受け止める必要があるというふうに感じております。

国においては、少子化トレンドの反転に向けまして、昨年12月に「こども未来戦略」を決定したところでございますけれども、こうした国の少子化対策とも整合性を図りながら県の関連施策を今後推進していくことが重要であろうと考えています。

合計特殊出生率2につきましては、先ほどお話がありましたように、平成27年の長崎県長期人口ビジョン策定時に調査をした県民の希望出生率2.08に基づくものでございます。

子どもを持ちたい方の希望をかなえることが重要であるというふうに考えておりますので、合計特殊出生率2を目指すという公約として掲

げさせていただいたところでございます。

議員もおっしゃいましたけれども、一方で、県民の希望出生率については、その後の、平成27年度以降の社会環境の変化等も踏まえて、改めて県民の希望やニーズの調査、把握を行って、子どもを持ちたい方が希望どおり生み育てることができる環境づくりに向けて関連施策を進めていく必要があると思いますので、そこをしっかりと捉えたうえで充実・強化を図っていききたいと思っております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） 知事、公約の2をいつまでに達成するのかと私は伺いました。そこについてのお答えが、今の答弁では入っていませんので、改めてもう一度答弁をお願いしてよろしいですか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 県民の皆様が希望どおり子どもを生み育てられる環境をつくるという観点が非常に重要だということで、希望出生率が2.08だったことを踏まえて合計特殊出生率2を目指すということを公約に上げさせていただいたところでございます。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） いつまでにと聞いたんですけれども、その回答がありません。公約というのは県民との約束です。それを果たさなければ公約とは言えないということを指摘しておきます。

ちょっと視点を変えます。

日本全国の話にします。日本の総人口を維持するためには2.07が必要とよく言われています。

つまり、2.07以下が恒常的に続くと、人口は減少の一途をたどるということになるわけです。

まさに、日本がそういった状態です。

今から50年前の1974年に日本は2.07を下回りました。その後はその水準を回復しておりません。つまり、日本の人口減少というのは、残念ながら、悲観的な姿が目に見えかけます。

総務省によりますと、2023年の総人口は、1億2,435万2,000人でした。この人数は、予測していた数よりも5万6,000人も少ない人数となってしまったわけですね。人口の減り方は予測よりも明らかに早いわけです。

つまり、こういった状況を鑑みれば、知事が公約として出生率2と打ち出していくのは、ちょっと絵に描いた餅のようで、これは掛け声倒れに終わらないか、危惧しているところがございます。

出生数と婚姻件数についても、私の視点で触れておきます。

1年間に生まれた本県の子どもの数は、前年と比べて708人減少して7,656人でした。一方で、死亡した方の数は、前年比415人増加し1万9,723人、自然増減数は1万2,067人の自然減でした。

また、出生数との関連性が強いとされている婚姻件数ですけれども、前年と比べて336組減少して4,074組と、過去最低を更新しました。人口1,000人当たりで示した婚姻率は、前年比0.3ポイント減少して3.2でした。全国平均は3.9です。

ただ、一方で、婚姻後のご夫婦の出生力をあらゆる有配偶出生率に関しては、令和2年時点で本県は85.5と、全国の74.6と比べればはるかに高いんです。つまり、結婚して子どもをもう

けていらっしゃるカップルは、本県は多いということなんです。

要するに、少子化の問題を考えるうえで、本県は、結婚した夫婦の子どもの数が減っているということよりも、結婚しない人が増えていると言えるわけですよ。特に、本県ではそれが顕著であるということが数字で見えてとれます。

もちろん、結婚するか、しないかというのは個人の自由です。ただ、結婚したいのにできない、出会いがない、そういった人をいかにサポートして結婚に結びつけることができるか、これが非常に大事です。県としても、婚活サポート事業など結婚の入り口の施策に取り組んでいただいているということは、承知しております。

（2）父親への育児支援の取組状況。

では、結婚後のサポート体制はどうなのかというところなんです。とりわけ父親の育児支援はどうなのか。「未来大国」のビジョンにも、共育として男性の育児関連時間を増やすなど、夫婦で子どもを育てるということ、ワンオペからの脱却とうたっております。

そこで、ご質問です。

父親への育児支援についての取組状況について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 国の「こども未来戦略」におきましては、課題の一つとして育児負担が女性に集中する傾向があることを踏まえまして、共働き・共育での推進を加速化プランの柱の一つに掲げ、男性の育児休業取得促進などを推進することとしております。

本県におきまして、今年3月に策定しました「新しい長崎県づくりのビジョン」の「こども分野」では、働き方改革等による共育時間

の確保と推進を図るなど、子どもに向き合う時間を増やしていく取組を掲げているところでございます。

本県では、これまでもイクボスの拡大等に取り組む企業を登録し、PRする仕組みとして、「ながさき結婚・子育て応援宣言」の推進や、県内企業への育児休業取得アドバイザーの派遣等に取り組んできたほか、今年度は新たに「男性の家事・子育て冊子」の配布・活用を行うなど、共家事・共育を推進することとしております。

今後とも、企業や関係団体等との連携を図りながら、子育てしやすい環境づくりに向け関連施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） いろいろといただいていることは今答弁でわかりました。ただ、夫の家事時間を、少なくとも全国平均を上回っていかねばいけないと思います。そのために行政として何ができるのかというところだと思うんですね。

他県の事例をちょっとここで紹介させてください。今年度から見える化に向けた取組をやっていくのが岩手県です。家事とか育児とかの夫婦の分担状況の時間を岩手県のホームページ上に入力できるんです。入力していけば夫と妻の家事の分担状況が数値化されて見える化されるというシステムなんです。それをダウンロードしてもらって、そのシートを夫の家事参加を促す指標として役立ててもらおうというものなんです。

そのシートだけでは、あまり有効性がないと思われるんですが、さらに一步踏み込んで、栃木県では同じようなシートをもう既に導入済み

なんですけれども、そのシートを今度は家電量販店と連携しまして、例えば時短家電なんかを購入する場合など、そのシートを提示すれば割引が受けられるというサービスをやっているんですね。そこまで踏み込んでいるわけなんです。地域経済とそういった子育て支援が一緒になっているという取組なんですよ。

それから、これは東京ですけれども、豊島区の事例もご紹介します。

豊島区は、このまま人口流出の水準が続いていくと最終的には消滅の可能性がある都市というものに東京23区の中で唯一選ばれてしまった区です。こうしたことから、働く父親支援に力を入れているというんです。

例えば、2歳未満の子どもがいる区内在住の父親にアンケート調査を全部行います。通勤時間とか勤務時間とか子育て時間の実態把握なんかに乗り出して分析をしているというんです。

消滅自治体、本県でも幾つかの可能性を指摘された自治体があります、残念なんですけれども、ですから、こういった豊島区の父親への地道なアンケート調査であったりとか、例えば先ほどの岩手県や栃木県のような地域経済も巻き込んだ夫の家事参加への促進策、そういったものを本県でもさらにできることを拡充してってもらいたいなと、ここは要望しておきます。

2、ラーケーション制度について。

このラーケーション制度というのは、まだまだ聞き慣れない方が多いと思います。これはラーニング、学習という意味、それからバケーション、休暇という、この2つの言葉を組み合わせた造語です。ラーニングとバケーションでラーケーションです。

都道府県単位では、去年の9月に愛知県がは

じめております。その後、茨城県や山口県でも導入を発表しました。

そして、県単位でいいますと、九州と沖縄でははじめてとなる熊本県でも今年の4月から試行をはじめまして、来年度から本格導入の予定だということです。ですから、今じわりと広がりがつつある制度がラーケーション。

どんな制度かといいますと、簡単に言えば、子どもたち、児童生徒が保護者の休暇に合わせて平日でも学校を休めるという制度です。中身としては、公立の少中高校と特別支援学校を対象としまして、年3日、任意の平日に休めるというものです。この休みは欠席扱いとはなりません。いわゆる校外自主学習活動というものに位置づけられています。

ですから、例えばテーマパークでもいいですし、どんな家族旅行でもいいんですけれども、そこに学びの要素さえあれば欠席にならずに出かけることができるという制度です。

では、なぜ、このような制度が必要なのかということですが、この制度の背景について、お伝えします。

日本は、世界の主要国の中でも祝日自体は多いんです。多いんですが、ただ、その一方で、有給休暇の取得率が低いんです。この結果どうなるかといいますと、例えばゴールデンウィークとか夏休みとか、そういった特定の期間に観光需要が一気に高まる、集中するわけですね。この制度を導入すれば、観光需要が分散化されます。ですから、平日でも文化施設とかアウトドア施設、そういったものの利用者が増えるわけです。ゆったりと利用できるわけですね。

さらに、利用者側からすれば、例えば平日料金で宿泊施設とか観光施設を楽しめるわけ

から、土日祝日料金ではない平日料金で楽しめる。つまり、昨今の物価高騰対策にもつながると思われるものです。

総務省の「平成28年社会生活基本調査」によりますと、土曜日に有償で働く割合は、これは全国ですが、33.5%、日曜日は21.5%となっています。

では、本県はどうか。本県に目を移してみますと、実は佐々町が今年度から同様の制度を独自に実施しているんです。名称こそ違いますが、「家族の日休暇」といいまして、中身としてはラーケーション制度そのものなんです。この制度を利用した佐々町の児童生徒は、6月10日現在で、2つの小学校と1つの中学校で74人が取得しています。

まだ全体の5%ほどにとどまってはいるんですけれども、申請の理由を見ますと、自然体験活動として親子キャンプに行ったりとか、家族旅行の中に博物館や水族館見学を取り入れたりとか、史跡巡りに行ったりという中身で、これを見ると有意義な時間が家族と取れているということがうかがえるわけです。

そういった佐々町は、2018年から2022年までの5年間を合計した市区町村別の合計特殊出生率では、実は本県の21市町の中で最も高い1.94なんです。しかも、全国の中では20位にランクインしているわけなんですよ。人口も世帯数も20年前からどんどん、どんどん右肩上がりです。つまり、この佐々町というのは、子育て施策がうまく機能している。そういったまちが人口増という結果につながっているんじゃないかなということが推察できるわけです。

県教委として制度への見解と方向性。

そもそも、なぜ、このラーケーション制度を

私は今回取り上げたかといいますと、本県は、観光関連のお仕事に従事している方が少なくないんですよ、観光立県ですから。例えば全ての業種の中で宿泊業に従事している方の割合、これは令和3年時点ですけれども、全国平均を上回っています、1.7%。この1.7%は北海道とか京都という観光地と同率なんです。ちなみに全国は1.1%です。

なお、九州では大分県がトップで2.0%、本県はそれに次ぐんです。九州で2番目に高いわけです。こういったこのラーケーション制度に関して、私は、本県としては子育ての観点からも、観光県としての観点からも、親和性の高い制度だと考えるんですけれども、ご見解をお願いします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） ラーケーションは、子どもたちが平日に家族と触れ合いながら地域や旅先で学んだり、また、普段できないような体験活動に参加したりすることを可能とする制度であると認識をいたしております、子どもたちに多様な学びの場を保障するという点からも、効果的なものであると捉えております。

その導入につきましては、市町の教育委員会が検討を判断することになりますけれども、県といたしましては、議員からのご紹介がございました全国の自治体の工夫ある取組ですとか、あるいはその効果、また運用上の留意点などにつきまして情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） ぜひ県教委には、各市町教育委員会への旗振り役を担っていただきたい

と思います。

3、長崎スタジアムシティ周辺の道路を活かしたにぎわいづくりについて。

（1）グランドオープン前の周辺道路の進捗状況について。

グランドオープンが10月14日に迫ってまいりました。100年に一度の長崎のまちづくり、非常に注目されています。これは全国的にも注目されている大きな目玉の一つだと思っております。

スタジアムのみならず、多くの方がここ長崎に訪れていただいて、その周辺を周遊していただきたい、そして消費をしていただくということが期待されていると思います。

そのためには、周辺道路の整備はもちろん、いかにこのあたりににぎわいをつくっていくか、そのために様々な仕掛けづくりなど、どうやって取り組んでいくのか。柔軟かつ斬新なアイデア、そして実行力が求められると思っております。

去年の6月定例会の一般質問でも、この歩行者導線に関する質疑がございました。その時の土木部長の答弁を抜粋してご紹介いたします。

「都市計画道路長崎駅東通り線は、車道を当初計画の2車線から1車線に減じ、歩道を広げる都市計画の変更を行った」とありました。また、歩行者動線のあり方について、「スポーツチームの旗を取り付けられるような照明器具やわかりやすい案内表示、歩道舗装の工夫などを検討」、「長崎駅東通り線だけでなく周辺道路も含め、歩行者利便増進道路指定制度、ほこみちの活用なども検討する」というような答弁でした。

では、歩行者動線のあり方について、ご質問

をいたします。

グランドオープンを前に、長崎スタジアムシティ周辺の道路を活かしたにぎわいづくりは、どういう進捗状況になっているのか。また、どのような姿で10月のオープンを迎えるのでしょうか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎駅や浦上駅から長崎スタジアムシティまでの主な歩行者動線といたしましては、都市計画道路長崎駅東通り線や浦上川線を通るルートを想定しております。

メインのアクセスルートである長崎駅東通り線は、県と市で分担して整備を進めており、にぎわいのある快適な歩行空間を確保する観点から、歩道を広くするとともに、景観に配慮した舗装やスポーツチームの旗を取りつけることも可能な連続した道路照明灯の設置などを計画しております。

現在、道路側溝や縁石などを設置する工事を進めており、その後、舗装工事や照明灯設置工事に着手する予定でございます。

長崎スタジアムシティ開業時には、仮舗装となる区間が一部残るものの、車と歩行者が安全で円滑に通行できる状況が迎えられるよう、長崎市と連携して整備を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君）（2）県道112号（長崎式見港線）の利活用について。

にぎわいづくりに関して、どうしても東通り線、長崎駅の東側が中心になると思うんですけども、歩行者動線として、やはり私は周辺道路のにぎわいづくりという視点で見てもらいたいんですね。西側の県道について、このままではちょっともったいないということを私は指摘

をさせていただきたいと思います。

開業後、中・長期的なスパンで見れば、東側のみならず、西側の県道こそ、にぎわいづくりに活かしていかなければいけない道だと思っています。

この道を通ったことがある方も多いと思いますが、いわゆる浦上川沿いです。浦上川を見ながら気持ちのよい風も吹くんですよ。美しい道路なんです。

ただ、気になる点が幾つかあります。この県道112号、一般県道長崎式見港線、ここの車道の中央分離帯が結構雑草でぼうぼうになっているんですね、いわゆる植栽が、これは景観を壊すんです。今ちょうど夏草が茂って、それこそ、あと数週間後には背の高さを超えるような、そういった生い茂っている状況になると思われるわけです。もちろん、定期的に除草作業をいただいているということは知っています。ただ、草は伸びるのが早いので、手入れをしていない期間の県道112号、これはちょっと通行するたびに残念な気持ちに私はなっております。

加えて、歩道もちょっと残念で、歩道の植栽も今草がぼうぼうなんですよ、今。さらに、歩道の表面にも砂利が散らばっているような状況なんです。それが散見されるんですが、散見というか、ほとんど砂が散らばっている印象です。ですから、歩いていて、あるいはそのあたりを走っていても、優しくない道だなという印象を私は受けています。

例えば、車椅子利用者の方にとっても、ここは通行しにくいと思います。それこそ、じゃりじゃり、ごつごつしてしまっていて、砂利が路面の起伏をつくってしまっているような、そういう状況なんです。私のランニング仲間からは、シ

ューズに砂が入って困るんだというような苦情もいただきました。

今後、この県道を活かしたまちづくりをしていく際には、例えばちょっとゴムチップを敷き詰めた、やわらかい歩道にするとか、もちろん予算的になかなか費用がかかるということは理解しているんですけども、一部だけでもいいので歩行者に優しいような県道、歩道にしてもらいたいと思います。

現状だけ見ると、長崎駅西側の県道を含め、このあたりのまちは、東側と比べて裏側の道というか、歩行者にとってはメインじゃない道路、そんなイメージを持たれてもしょうがないような状況になっています。

私は、むしろ西側の道路は、これは逆の発想が必要だと思います。西側の道路こそ長崎の顔になり得る道じゃないかなと思うんです。圧倒的な長崎のシンボルである稲佐山が眼前にあるわけですよ。県庁も近くにあって、さらに、そこから向こう側を見渡せば女神大橋も見晴らすことができます。そして、周辺の道路を歩いて行きますと、大型客船が長崎港に停泊している時もある。今日も停泊していました。

そして、さらにどんどん歩いて行きますと、プラタナス広場があって、そして軍艦島に行くためのクルーズ船が停泊している。

さらに行きますと、今度は元船地区の再整備、このあたりの計画もある。そして、水辺の森公園に行きますと、世界遺産のジャイアント・カンチレバークレーンもそびえ立っている。

まさに、長崎の顔にふさわしい、その歩行者動線となり得る、基点となるのが、この長崎駅西側じゃないかなと思っているんです。

ですから、このままでは本当にもったいない

んだということを日々感じています。

そこで、質問です。

この浦上川沿いの県道112号、今後、駅周辺のにぎわいづくりの観点から、「ほこみち」指定ということも含めて、どうやって活かしていくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 浦上川沿いの一般県道長崎式見港線につきましては、景観に配慮した広い幅員の歩道があり、川への眺望も良いことから、長崎駅東通り線と同様に、長崎駅とスタジアムシティとを結ぶ主要なアクセスルートになるものと考えております。

しかしながら、本路線は、歩道舗装の補修や定期的な除草とボランティアによる美化活動を行っているものの、実施できる回数に限りがあり、歩道舗装の劣化や植樹帯及び中央分離帯の雑草の繁茂が課題となっております。

このため、劣化しにくい歩道舗装への改修を進めるとともに、雑草の繁茂を抑制する方法を検討し、良好な道路環境の維持に努めてまいります。

また、歩行者利便増進道路、通称「ほこみち」に指定し、歩道における占用許可の条件を緩和することにより、民間の飲食、休憩施設等の設置を促し、にぎわいの創出を図っていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） この長崎駅西側の県道と、そして、その周辺道路をどう活かすかで、駅周辺の魅力が倍増もするし、あるいは減退もすると思いますので、「ほこみち」指定も含めて、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

4、遮断機も警報器もない第4種踏切の安全対

策について。

群馬県高崎市で、今年の4月、小学4年生の女の子が電車にはねられて亡くなった事故が起きました。

事故が起きた場所は、踏切です。その踏切には遮断機も警報器も設置されていない、いわゆる第4種踏切という踏切でした。

事故後、高崎市としての対応は、報道によりますと、事故現場の踏切を含め遮断機や警報器がある第1種踏切に切り替えていく方針だということです。

鉄道事業者の設置状況と過去10年の事故状況について。

総務省の実態調査によりますと、2021年度時点なのですが、第1種踏切と比べまして、第4種踏切での事故発生割合は、およそ2倍と高くなっています。この第4種踏切は、2023年現在、国土交通省の統計によりますと、全国に2,408か所あるということですがけれども、本県内の第4種踏切の数と過去10年の事故状況について、伺います。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 県内の鉄軌道における第4種踏切については、合計で48か所あり、その内訳は、島原鉄道が39か所、松浦鉄道が5か所、長崎電気軌道が4か所となっております。

また、過去10年間ににおける県内の第4種踏切での事故は、島原鉄道において、平成30年に2件発生しております。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） 平成30年に2度、第4種踏切で事故が発生したというこの島原鉄道は、39か所の第4種踏切があるというご答弁でした。

つまり、本県の鉄道事業者の中では、島鉄がこの第4種踏切を最も多く有しているということがわかりました。

ここでちょっとパネルをごらんいただきたいと思います。（パネル掲示）

こちらが雲仙市国見町で事故が発生した現場の島鉄の第4種踏切です。2件発生したその事故現場です。

最初に起きた事故について、ご説明します。

最初に起きたのは自転車事故、平成30年7月6日です。13歳の男子中学生が、恐らく通学中と思われる時間帯の午前7時30分頃発生しました。気持ちが焦っていて線路寄りに停車していたんでしょうか。踏切があれば事故は防げたと思われます。

同じ年の12月29日に発生した事故は、59歳の方が、踏切のすぐ近くにある自宅、実はこちらのちょっと奥の方にあるお宅なんですね、写真には写っていませんけれども。（パネル掲示）こちら側にあるお宅から軽自動車が出ていこうと線路に侵入しました。急いでいたんでしょうか、列車が踏切を通過する直前に線路に侵入したということにして、運転手の方から見て左側から来た列車と衝突し、重症のけがを負われています。そして、その後、この事故との因果関係はわからないんですけれども、お亡くなりになっています。死亡事故扱いとはなってはいないんですけれども、大きな鉄道事故だったと言えると思います。

島原鉄道では、遮断機と警報器がないこういった第4種踏切での死亡事故案件は、過去にも起きております。島鉄によりますと、所有している39か所のこういった第4種踏切を廃止する方向で考えているとはしています。しかし、こ

れがなかなか簡単に進まない現実があります。

その背景には、まず、地元の地域住民の方々との合意形成が非常に難しいんだというんですね。踏切を廃止すれば、地域住民の方の生活道路としては非常に不便になるという現状があるといえます。ですから、たとえ危険でも必要不可欠な踏切だといえます。

私は、幾つか第4種踏切の現場を調査、視察してまいりました。大体、迂回路が近くにはないんです。マンションとか住宅街の裏手にこういった踏切は存在してまして、通勤通学など、ふだんの生活道路として利用されています。

また、踏切近くの住民の方からは、警報音がむしろ鳴るとやかましいので、第1種踏切に変更せずにこのままでいいんだと、そういう意見もあります。

ただ、国としては、第4種踏切に関しては、廃止、改良、あるいは遮断機も警報器もある第1種踏切への切り替えを求めています。

そんな中、危険な踏切というものは、本県にまだまだあります。しかし、なかなか整備が進まない、その大きな理由はコストです。例えば、遮断機と警報器の設置には1機1,000万円ほど費用がかかると言われています。地方鉄道の厳しい経営状況では、なかなか進まないということも当然です。

こんな法律があります。踏切道改良促進法によりますと、国土交通省が指定した第4種踏切を第1種踏切へ格上げする場合は、国が費用の半分から3分の1を補助するという仕組みです。ですから、その指定に向けた働きかけをまず私はぜひ行ってもらいたいと考えています。

ただ、現実的には、やはり最小限のコストで最大限の事故予防、これを鉄道事業者自らが考

えていくしかないという状況なんですね、今は。

では、島鉄ではどうなのかということで、島鉄を調べますと、できる限りの事故対策を施していらっしゃいました。もう一度同じパネルです。（パネル掲示）列車の通過予定時刻板、これが設置されました。事故後です。事故後に、この列車が通過する時刻がここに来たら一目瞭然という板です。何時に電車が通るかわかるんですよ。上りと下り2か所、非常に見やすいんですね。ダイヤが改正されるたびに修正していらっしゃるということなんです。

そのほかにも、事故後、踏切周辺の住民の方には、列車の時刻表であったりとか、一旦停止をお願いするチラシもお配りになったそうです。全て社員の手作りだそうです。

あと、カーブミラー、これは雲仙市が向きを調整し直したということなんです、そういった安全対策を事故の翌年に行き、その後、ここでは事故は起きておりません。

加えて、運転士さんの安全意識も非常に大事なということが数字からわかってきました。列車の最高速度に関してです。この事故が起きた踏切の手前にはカーブがありまして、この踏切を通過する最高速度の基準が定められています。ほかの路線よりも低めなんですね。上りも下りも60キロ基準ということですが、実際に島鉄がドライブレコーダーで計測したところ、上りが平均50キロ、下りが平均53キロ、そのスピードで走行していたというんです。

私も現場で自前のスピードガンではかってみました。そうすると、さらにゆっくりの40キロ程度でした。私が立っていたから、恐らく安全対策として緩めてくださったのかなと思うんですけれども、どちらにしましても、こういった

様々な島鉄の取組を見ていると、鉄道事業者として、二度と事故は起こさないんだという強い気概を私は感じました。

基礎自治体への安全対策の働きかけについて。

そういう状況にもかかわらず、ちょっと残念なのが、この線路に設置してある路面です。道路、これは市道ですから、雲仙市の管理なんですけれども、「止まれ」という文字がちょっと消えて見えません。行政側がもう少しこの第4種踏切の危険性というものを意識していれば、「止まれ」という文字が消えるはずがないと私は思うんです。もっと言えば、さらにこの「止まれ」を強調して蛍光色で書くとか、行政としてできる安全対策を積極的にやっていくべきだと私は思います。

表示義務こそないとは思いますが、例えば耳の不自由の方にとっては、こういった表示が命綱です。これが消えていたら本当に命に関わると思います。

県としては、沿線自治体に対して働きかけをぜひ行っていただきたいんですけれども、ご見解をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 県が管理する国道、県道には、第4種踏切はございませんが、市町が管理する道路には、第4種踏切が38か所あり、市町に確認したところ、多くの踏切で「止まれ」の路面標示が施工されておりました。

「止まれ」や停止線等の路面標示につきましては、法令上の義務はないものの、安全対策の一つとして有効と考えております。

県といたしましては、各道路管理者や鉄道事業者へ路面標示などのさらなる安全対策の対応

を働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君）大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君）ぜひ働きかけをよろしく
お願いいたします。

鉄道事業者への支援策について。

今、ICTとかIOTの時代です。例えば、これは私の理想なんですけれども、踏切に近づいたらスマホから警報音が鳴ったりとか、あるいはバイブレーションで危険を知らせたりとか、そういったアプリが今後できる可能性があると思うんですね。

例えば、鉄道事業者自らが、今後、そういったITの最新技術を使った安全対策を導入するということもあるかもしれません。そんな時に、ぜひ、県とか沿線自治体としてしっかりと支援をしていただきたいと思いますと考えなんですけれども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（徳永達也君）地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君）現時点で、踏切事故を防止するためのIT等を活用した実用可能なシステムは、開発されていないと認識しております。

今後、技術開発が進み、鉄道事業者からIT等を活用した安全対策の推進について、ご相談があれば、鉄道事業者や沿線自治体とともに、他地域での先行事例や効果などを研究してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君）事故が起きてしまったら、もう遅いので、ぜひ検討してください。

先ほど、踏切道改良促進法の話も出しましたがけれども、指定された第4種踏切から第1種踏切へ切り替える際は、国が費用の半分から3分の1を補助するという仕組みがあるわけです。です

から、まずは指定に向けてしっかりと動いてもらう、働きかけをしてもらう、これは土木部案件だと思うんですけども、まずはそういった促進法のスキームにのっとって様々な支援をしていく、これも一つの方策だと思います。ぜひ、県として鉄道事業者任せにはせず、積極的な支援策を講じていただきたいと思います。

5、小中学校の教科書やタブレット端末の持ち帰り「置き勉」について。

「置き勉」に関する各学校の措置について。

今、小中学校の登下校時の荷物が重くなっているんです。今に始まったわけではないですけども、年々重くなっています。特に、体がまだまだ小さい小学校低学年の子どもにとっては、これは大変です。

重くなっている理由は様々にあるんですが、まず、教科書の分厚さが増しています。脱ゆとり教育ということで分厚く重くなっているんですが、もちろん情報量とか中身が充実しているというような、これはいいことです。一般社団法人教科書協会の調べによりますと、小学校の各教科書会社のページ数の平均が、2005年度が4,857ページだったのが、2020年度は8,520ページと1.7倍になっています。中学校でも同様にページ数が増えていまして、15年前と比較すれば1.5倍になっています。

それに加えて、今、一人一台端末、タブレットが配布されています。これは2020年度からスタートした新学習指導要領によってICT教育が推進されたということですね。今年度から学校現場で本格導入が始まりました。ですから、今では電子端末での学びというのは当たり前になったわけです。

この教科書とタブレットの併用によって、今

ランドセルの重さがさらに増しているという現状があります。タブレットは、ちなみに一つ1.2キロほどの重さです。

そういった重い荷物の対策として有効とされているのが、タブレットや教科書を学校から持ち帰らずに、いわゆる学校に置いておく「置き勉」というものです。

文部科学省からは、平成30年に県教委を通じまして各市町教育委員会へ、何を持ち帰らせて、何を学校に置いておくのか適切な配慮を講じるよう、各学校に十分周知するようという通知がありました。

通知を受けた学校では、教科書や端末の「置き勉」に関して、各学校でどのような措置を取っているのでしょうか。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 教材等の持ち帰りにつきましては、各学校において、児童生徒の発達段階や通学上の負担あるいは家庭学習の必要性などを踏まえながら判断がなされているところでございます。例えば、端末を持ち帰る際は、宿題で使用する科目の教科書のみを持ち帰るなどの配慮がなされているところでございます。

○議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） あくまでも学校判断に任せているという状況ですよね。ですから、学校によって、まちまちなわけです。

ランドセルが重くなっている現状をどのように改善していくのか。

保護者の方から聞きとりを行いました。その中の幾つかをご紹介します。

「クロムブックと教科書をランドセルに入れて小学校低学校の子が登校中の出来事です。重

かったからでしょうか、こけてしまいました。その結果、地面に顔をぶつけました」、「子どもたちの荷物が重過ぎます。クロムブックや教科書、ノートに加え、図書室の本を3冊も持ち帰るため、荷物で10キロを超える日もあります。体重の半分近い重さです。ただ疲れて学習意欲が湧かなくなっています」、切実な声ですね。

整骨院などの専門家によりますと、子どもが背負う適正な重さは体重の10%までということです。ですから、体重25キロの子だと2.5キロまでということですね。それから、重いランドセルを毎日背負っていると、肩こりとか腰の痛み、頭痛などの症状が慢性的にあらわれる可能性もあるといえます。それから、背骨が曲がって猫背になってしまう、そういったおそれもあるというんです。

もっと言いますと、重過ぎることでランドセル症候群になってしまう子もいると、これはどういうものかということ、心身に不調を来して学校に行くのがおっくうになって、結果的に不登校の原因になってしまうというものなんです。

こういった子どもたちのランドセルなどの携行品が重くなっているという現状をどうやって改善していくべきなのか、県教委としての認識を伺います。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 何よりも子どもたちの登下校時の安全を確保して、そして、その健やかな成長を阻害することがあってはならないと考えております。教科書や端末の持ち帰りにつきましては、十分な配慮が必要であるとと考えております。

市町教育委員会や学校に対しましては、子どもたちの負担状況の把握を確実に行うことでし

たり、実態に応じた対応策を講じることなどについて適切に指導してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君）各市町教育委員会としっかり一緒に考えて具体策を示していただきたいと思っております。

県教委としての対策案について。

そこで、提案です。

先ほど質疑で触れました保護者の方からのご提案をベースに考案いたしました。

一つ、県や市で統一して、持ち帰りの日を決める。

一つ、携行品の重さの基準を定め、超えないようにする。

一つ、パソコンやモバイル等のネット環境が家庭にある場合、学校のネットにもアクセス許可権を与える。

一つ、リース端末を更新する際、軽さと強度のバランスを考慮したものにします。

ご検討いただきたいんですが、ご見解等はいかがでしょうか。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君）持ち帰り等の基準につきましては、子どもたちの発達段階や負担への配慮、家庭学習の必要性、登下校の安全確保など、学校や地域の実情を考慮して判断する必要がございます。

このため、各学校が生徒会での協議など子どもたちの声を聞いたり、あるいは保護者とともに基準を検討していただくことが望ましいと考えておりますが、県教育委員会といたしましても、市町教育委員会と連携しながら、その後押しをしてまいりたいと考えております。

また、端末の更新につきましては、今年度以降行われることとなりますので、運用方法だけではなく、端末の重量や強度に関しても各市町との間で検討の対象にしていまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君）端末の軽さと強度のバランスを考えて、ぜひ、いいものに改善できるものはしてください。そして、後押しするのも大切なんですけれども、できれば先頭に立って、これこそ旗振り役になってもらいたいと、こちらでも要望しておきます。

6、有機農業への取り組み状況について。

（1）取り組み面積の現状及び拡大目標について。

持続可能な食料システムの構築に向けまして、国は、「みどりの食料システム戦略」の下、2050年までに目指す姿と取組方向を打ち出しています。

それによりますと、「ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発によって化学農薬の使用量を50%低減」とあります。この化学農薬の使用量を減らしていくということなんですけれども、それ自体に私は異論はございませんが、ただ、農薬に関しては、メリット、デメリット両方があります。

先月、農水経済委員会で京都大学へ視察に行ってきました。まさに、国が策定した「みどりの食料システム戦略」を実現すべく研究していらっしゃるのが、京都大学大学院農学研究科の日本典秀教授でした。日本教授にちょっと興味深いデータをお示しいただいたんですね。紙資料が皆さんのもとにもあると思います。（資料掲示）

農薬防除をしない場合、つまり農薬を使用しなかった場合の出荷の減収率と出荷金額の減益率のデータです。りんごは減収率も減益率もほぼ100%、もも、かき、キャベツ、レタスなども高い割合が出ています。それから、本県での生産量が多いじゃがいもでも4割以上の減益率となっています。つまり、農薬を全く使用しないということは、農家の皆さんにとっては生産性がそがれてしまうと、現実的ではないということを示しているわけです。

ただ、化学農薬ばかりに頼っていくと、今後、生物の多様性であったりとか、循環、そういったものが損なわれていってしまうというおそれがある。これはよくないです。だからこそ、化学農薬だけに頼るのではない農業体系の構築というものが必要になってきます。環境への負荷をできる限り低減させていくという意味で、有機農業も上手にミックスをしてオーガニック市場を拡大させていくということが求められているわけです。

そんな中、国は、最終的に耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を2050年までに25%となる100万ヘクタールに拡大させる目標を掲げています。

そこで、質問です。

本県での有機農業の取組面積の現状及び具体的な目標を伺いたいと思います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 本県の有機農業の取組面積は、令和5年度末現在で県内耕地面積の0.4%となる195ヘクタールであります。

目標については、令和4年12月に県内全市町と共同で策定した「長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン」において、国の目標に準じ、

令和32年に耕地面積の25%となる1万500ヘクタールまで拡大することとしております。

議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） ですから、まだまだ取組面積は少ないんですね、0.4%です。それを2050年に25%まで拡大させるというこの目標、なかなか大変だと思います。だけれども、先ほどお話しした京都大学の日本教授は、それは達成させるんだということ強くおっしゃっていました。それに準ずる形で本県も確実に、ゆっくりとでもいいので広げていく必要があると思います。

（2）「オーガニックビレッジ」宣言について。

南島原市の取組状況について。

国に準じて拡大していくという中で、去年、県内初の事例として南島原市で宣言されました「オーガニックビレッジ」、その取組状況について教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 南島原市では、令和5年3月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、地元消費者の理解促進や消費拡大に向け、学校給食への地元有機農産物の提供や有機農業の取組を伝えるパンフレットの配布などを実施しています。

さらに、生産拡大に向けた有機米の実証のほか、新たに有機農業に取り組む農業者を確保するための技術研修や、優良事例調査等が行われております。

議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） 学校給食に関しても触れていただきました。この学校給食で子どもたちにまず食べてもらう、そして知ってもらう、さ

らに学んでもらうという意味で、この食育でオーガニックを伝えるというのは、これは非常に有意義だと思います。有機栽培でとれた野菜であるとか果物、そういったものを子どもたちに提供することで、生産者の方の苦勞を、生産者の気持ちを農家の方から直接伝える。そういった食育をして地道に続けていくということで少しずつでも理解が進んで拡大していくということにつながればなと思っております。

雲仙市の進捗と県としての関わり方、及び県全体への波及方法。

今後は、この南島原市だけではなくて、雲仙市においても「オーガニックビレッジ宣言」に向けた協議が進められていくと思うんですけれども、その進捗状況と県としての関わり方、それらのモデル的な取組をどうやって県全体に拡大させていくのか、0.4%からどうやって拡大させていくのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 雲仙市では、令和7年2月の「オーガニックビレッジ宣言」に向けて、今月の6日に「雲仙市有機農業推進協議会」が設立され、有機農産物の学校給食への提供や、有機栽培による伝統野菜の生産拡大などに取り組むことなどが承認されました。

県は、協議会の構成員として、生産者グループや雲仙市などと連携し、具体的な活動計画の策定や、その実行に向けて取り組んでいくこととしております。

今後は、国内の産学官が科学的根拠に基づき開発した技術を、「オーガニックビレッジ宣言」を行った市町で実施し、農業者の多くが取り組むことができる技術体系を確立・普及することにより、県全体に有機農業を拡大してまいりま

す。

議長（徳永達也君） 大倉議員 1番。

○1番（大倉 聡君） 有機農業への取組の広がり、県内の自治体でいえば南島原市、雲仙市、このあたりが積極的に取り組んでいかれると思うんですけれども、五島市でも、今、有機農業を考える議員連盟設立に向けての準備が進められているわけです。

ですから、県としても、ぜひ、そういった取組の後押しをしていただきたいところではあるんですけれども、再三お伝えしているとおり、忘れてはいけないのが、農家の方々の現実的な生産性というものは、やはり考慮していかなければいけません。つまり、農薬というものを完全に否定するのではなく、農薬も必要なところは必要です。ですから、ベストミックスを考えながら、まさに今ご答弁にあったような農業者の多くが有機農業に取り組むことができる技術体系、その確立というものが急がれているんだと思います。

視察に行った京都大学の大学院の話に戻りますけれども、それこそ日本教授は、最新の技術、研究開発をしていらっしゃるんです。害虫一匹一匹をくまなくレーザービームで狙撃するという、そういった代物なんですね。それが実際に実用化されると、日本の農業、そして長崎の農業は非常に変わります。しかも、比較的安価での実用化ということも日本教授はおっしゃっていました。素晴らしい技術です。

そういった技術がどんどん浸透していけば、それこそ生産者の方にとっても有機農業に対する負担というものも減りますし、あと、理解も促進されていくと思います。

ぜひ、本県としましても、先ほど答弁にあり

ました2050年には有機農業の取組面積を0.4%から25%に拡大させるということですから、これはなかなか簡単なことではありません。けれども、そういった目標に向かって最新の技術、そういったものも、ぜひ、科学的根拠に基づいた技術を「オーガニックビレッジ宣言」のまち、それこそ南島原市、雲仙市だけではなく、今後は五島市でしょうか、そういった「オーガニックビレッジ宣言」のまちで実証しながら、新たな農業体系というものを構築していただきたいと思います。

私からの一般質問は、以上で終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君）以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、先に上程いたしました第73号議案乃至第81号議案及び報告第2号乃至報告第16号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」外1件が提出されておりますので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会及び農水経済委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より7月9日までは、委員会開催等のため本会議は休会、7月10日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時46分 散会

第 24 日 目

議 事 日 程

第 24 日 目

-
- 1 開 議
 - 2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 3 意見書等上程、質疑・討論、採決
 - 4 副議長辞職の件
 - 5 副議長選挙
 - 6 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - 7 知事発言
 - 8 閉 会

令和6年7月10日（水曜日）

出席議員（46名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 11番 山村 健志 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 34番 小林 克敏 君

35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君
 37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

 説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 陣野 和弘 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 伊達 良弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 宮地 智弘 君
 水産部長 吉田 誠 君
 農林部長 渋谷 隆秀 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 井手 美都子 君
 土木部技監 植村 公彦 君
 交通局長 太田 彰幸 君
 地域振興部政策監 渡辺 大祐 君
 文化観光国際部政策監 村田 利博 君

産業労働部政策監	石田智久君
教育委員会教育長	前川謙介君
選挙管理委員会委員長	渡邊敏則君
代表監査委員	下田芳之君
人事委員会委員	辻良子君
公安委員会委員長	安部恵美子君
警察本部長	中山仁君
監査事務局長	桑宮直彦君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田中紀久美君
教育次長	狩野博臣君
財政課長	苑田弘継君
秘書課長	黒島航君
選挙管理委員会書記長	楠本雅一君
警察本部参事官兼総務課長	古賀新一君

議会事務局職員出席者

局長	中尾美恵子君
次長兼総務課長	濱口孝君
議事課長	佐藤隆幸君
政務調査課長	大宮巖浩君
議事課課長補佐	永尾弘之君
議事課係長	山口祐一郎君
議事課会計年度任用職員	天雨千代子君

午前10時 0分 開議

○議長（徳永達也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

石本委員長 23番。

○総務委員長（石本政弘君）（拍手）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

総務委員会の審査結果並びに経過の概要につ

いて、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第78号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」外2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、警察本部関係の所管事項について、SNS型投資・ロマンス詐欺に関し、本年1月から3月末までの間で、43件、約3億円の被害を認知しているとのことであるが、インターネット上での犯行など手口が巧妙化し、防ぐことが困難と考える。被害防止に向け、県民に対して具体的にどのような啓発を行っているのかとの質問に対し、手口のポイントを踏まえた啓発を行っており、公式ラインでの被害防止情報の提供や、ホームページ上におけるサイバーセキュリティ通信の掲載など、SNSを利用した取組を行っている。また、投資セミナーや婚活イベントの場においても啓発活動を行うなど、被害の分析結果に応じた、効果的な防止対策に引き続き取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、企画部関係の所管事項について、新技術実装連携「絆」特区の指定に関し、利便性の高いドローン配送を、全国に先駆けて実現する、「国家戦略特区」に指定されたとのことだが、離島地域や移動が困難な方々にとって、どのような効果が期待されるのかとの質問に対し、特区の指定により、有人地帯での目視外飛行の迅速な導入や、エリア単位での飛行許可の取得により、注文に応じた軒先への配送サービスの実装が可能となり、買い物など生活の利便性の向上が期待されるとの答弁がありました。

これに対し、エリア単位の有人地帯での目視外飛行は、来年度以降の実施が予定されていることから、今年度中に関係事業者との協議を進めるなど、地域の課題解決に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、地域振興部関係の所管事項について、半島振興法の改正・延長に関し、能登半島地震を受け、半島地域における社会インフラの脆弱性が浮き彫りとなり、環境整備が強く求められている中、半島振興法の確実な延長と、時代に即した内容整備が大変重要と考えるが、県はどのように考えているのかとの質問に対し、国や政府に対して、半島地域を多く抱える本県の実情を訴え、法の確実な延長について、強く要望を行ったところであり、今後も全国の協議会と連携を図りながら、実効ある法整備の実現に向けて、引き続き働きかけてまいりたいとの答弁がありました。

次に、危機管理部関係の所管事項について、特定利用空港・港湾の指定に関し、総合的な防衛体制の強化に資する取組として、長崎空港と福江空港が指定されたが、有事を見据えた訓練が目的と考えられることから、県民に対してきちんと説明する必要があると考えるがどうかとの質問に対し、今回の取組については、有事も見据えた平時の訓練が、スムーズに行われるためのスキームであると理解している。このことについて不安を持つ県民に対して、しっかりと経緯や考え方を説明する必要があると考えているとの答弁がありました。

これに対し、特定利用空港としての利用については、避けては通れない問題だと考えるが、県民の暮らしをしっかりと守ることができるといふ国の考え方を、いま一度、確認したうえで、

県民への説明責任を果たしていただきたいとの意見がありました。

次に、防災対策の見直しに関し、能登半島地震を受けて、全国的に防災予算を大幅に増大し、対策を講じる傾向にあるが、本県の防災対策についてはどうかとの質問に対し、能登半島地震を受けての防災対策の見直しについては、現在、関係者との意見交換を進めているところであり、7月頃までに中間取りまとめ、10月末までに最終取りまとめを行い、11月の防災会議に計画の見直しを諮りたいと考えているとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から、「地方財政の充実・強化について」及び「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、一、駅前交差点の交通対策について、一、ゾーン30の整備について、一、県職員採用試験におけるテストセンターの導入について、一、自治体情報システムの標準化・共通化について、一、女性バス運転士の確保対策について、一、財政基金の見通しについて、一、職員のメンタルヘルス対策について、一、耳で聴くハザードマップ導入の検討についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

山下委員長 22番。

○文教厚生委員長（山下博史君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

文教厚生委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第74号議案「長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例」外2件及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第76号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例」に関し、認定こども園等の保育士等の配置基準が改正されることにより、保育士等の人件費はどのように変わるのかとの質問に対し、既に改正後の保育士等の配置基準を満たしている施設は今まで以上に運営費の加算を受けることが可能となり、その加算額の使途は定まっていないが、保育施設の対応によっては、低く抑えられていた保育士等の人件費増加につながることも

大いにあるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係の所管事項について、長崎県立大学の地域貢献活動に関し、県で中期目標、県立大学で中期計画を作成し、地域貢献活動が位置づけされているが、地域貢献活動に携わった学生及び教職員の人数について、把握できているのか。また、県民がどのように評価しているのかとの質問に対し、地域貢献活動に携わった学生及び教職員数は、様々な活動が地域貢献につながるため、大学で正確な実数を把握することは難しい。

また、県民からの評価については、直接評価を受ける機会が現時点ではないため、何らかの手法でデータを収集したいとの答弁がありました。

それに対し、地域貢献活動の位置づけを踏まえると、数値目標を設定すべきである。また、県民からの評価については、今後の取組に活かしていただきたいとの意見がありました。

次に、教育委員会関係の所管事項について、小規模校への教員業務支援員の配置に関し、小学校の児童数の減少により複式学級が編成されると、教員定数が減少し、小規模校は教員の業務負担が増加するが、負担軽減を図るための教員業務支援員の令和6年度の配置計画はどのような状況であるのかとの質問に対し、複式学級がある小規模校には、現在、複式学級支援等非常勤講師や再任用短時間教諭等の配置を行い、指導体制の充実を図っているところである。

なお、令和6年度の教員業務支援員の配置については、11市町の要望に合わせて145名分の配置を予定しているところであり、次年度以降も各市町の要望に応えられるように予算拡充に

努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係の所管事項について、医師会立看護師等養成所の支援に関し、近年、生徒数及び収入の減により閉科が続いており、地域医療に与える影響は甚大であるが、今後の支援の在り方について県の見解はとの質問に対し、医師会が設置運営する看護師等養成所については、卒業生の県内医療機関への就業率が高く、医療提供体制を確保するうえで重要であると認識している。

県としては、卒業生の県内就業促進を通じて、さらなる支援の強化を図りつつ、引き続き現場の声を丁寧に聞きながら、課題の解決に向けて検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係の所管事項について、少子化対策に関し、これまでも多くの予算額を計上し、長崎県の子どもを守り抜く施策を推進しているが、こども政策局として、どのように出生数を増やしていくのかとの質問に対し、少子化は様々な要因により構成されているところであり、少子化対策に関し、包括的に施策を推進していくに当たっては、根拠に基づいた取組を可能な限り念頭に置きながら、施策を構築していくべきであると考えている。

また、こども政策局だけでなく、県全体として、少子化対策に大きく寄与するような施策に重点化を図っていく取組が必要だと考える。

一方で、子どもの安全を守るためには、きめ細かな施策についても目配りしながら取り組むことが重要であり、こうしたことに留意しながら少子化対策、子ども・子育て施策に力を入れてまいりたいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から「地域における『こども誰でも通園制度』の制度拡充等について」及び「聴覚補助機器等の積極的な活用への

支援について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

以上のほか、教育及び福祉・保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願ひいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」について、質疑・討論に入ります。

坂本議員 20番。

○20番（坂本 浩君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

改革21・社会民主党の坂本 浩です。

第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」に、賛成の立場で討論を行います。

昨年6月、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するマイナンバー法等の一部改正法が公布され、同年12月に閣議決定された政令によって、現行の健康保険証は、今年12月2日をもって廃止をされ、1年間の経過措置が設けられることになりました。

報道等によりますと、いわゆるマイナ保険証の登録者数は、全人口の約60%ですが、4月時点での利用率は6.56%、国は、5月から7月を「集中取組月間」として利用促進を図っていますが、5月段階で7.73%にとどまっています。

誤った個人情報や機器の不具合など、受診時のトラブルが相次いだことから、利用率は低迷をしています。また、高齢や障害などで取得したり、利用したりすることが困難な方々もおられます。

安定して発行され、国民の信頼が厚い現行の健康保険証を存続することにどのような不都合があるのでしょうか。

経過措置の後に発行される資格確認証は、当面の間の是正措置という危惧が払拭されていません。国民健康保険の管理業務を行う自治体の現場からは、「費用と事務量が増加する」との懸念の声も上がっております。

本請願は、現行の健康保険証の存続を求める県民の声を国に届けてほしいというものであります。各議員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。第2号請願の賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 畑島議員 6番。

○6番（畑島晃貴君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党、畑島晃貴でございます。

会派を代表いたしまして、現行の健康保険証の存続を求める請願書について、反対の立場で意見を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

まず、第211回国会において、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号が成立したことにより、現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が図られることとなりました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証の導入によるメリットは、大きく2つあります。1つ目が、医療事務の効率化、2つ目が、より質の高い医療提供の実現です。

1つ目の医療事務の効率化ですが、現行の健康保険証は、顔写真がなかったことから、なりすましの被害が一定程度生じていたことが指摘されております。

また、保険者に診療報酬を請求する際にも、年間約20億件のレセプト請求に対し、約500万件以上が、医療機関等での患者の氏名の転記ミスなどの不備や誤りにより、医療機関等に返戻されるという事態が生じているとも指摘されております。

こうした点については、マイナ保険証を利用することにより、顔認証等の確実な本人確認が可能になるほか、レセプトコンピュータとの連携を行うことで、手入力による手間や誤入力のリスクを減少させることが可能となります。

このようにマイナ保険証は、一時的な導入コストが生じるものの、将来的には、現行制度で生じている社会的コストを低減させ、国民負担を軽減させることが期待できます。

2つ目のより質の高い医療提供の実現ですが、自身のお薬情報や健診結果をデータベース化することにより、医師等から、これまでの情報に基づいた総合的な診断を受けたり、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることが可能となります。

また、医療のみならず介護・福祉といった分野とも連携することで、より良質なケアが受けられることも期待されています。

このように、マイナ保険証は、我が国の今後の医療DX・介護DXを推し進めていくうえで、欠かすことのできない最初のパスポートと位置づけられるものです。

一方で、マイナ保険証に誤った情報が紐づけされるなどの事例が見つかり、国民から不安の声が上がったことを受け、政府においては、全ての登録データについて、住民基本台帳情報と突合を行い、本年4月までに確認作業を終了しております。

また、医療保険の加入時に、住民基本台帳情

報と突合するシステムを新たに導入するなど、継続的な改善を図り、国民の不安解消に向けた対策が講じられているところです。

さらに、マイナ保険証への円滑な移行に向けて最大1年間、現行の保険証が使用可能であるという経過措置が設けられるとともに、当分の間、マイナ保険証を所持していない方には、本人の申請によらず資格確認書が交付され、この資格確認書を利用することで、これまでどおり、誰もが安心して保険診療を受けられる措置が講じられています。

また、障害のある方や寝たきりの方など、マイナンバーカードの取得に課題がある方についても、例えば、代理人による対応や市町村職員が出張し、本人確認を行うなど、誰もが円滑にカードを取得し、使用していただけるよう、国としても環境整備に取り組んでいるところです。

請願される方々のご心配・ご懸念は、ご理解いたします。私としても、現場に混乱が生じないように、引き続き、国においては、制度設計・環境整備に取り組んでいただくよう切に願うばかりです。

以上、マイナ保険証については、今後の我が国の医療基盤の根幹をなすものであり、国においては、円滑な導入、国民の不安解消に向けて、不断の取組が行われていることから、会派を代表して、本請願については反対をいたします。

（拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

本請願は、採択することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成少数。

よって、第2号請願は、不採択とすることに決定されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、観光生活建設委員長の報告を求めます。

千住委員長 21番。

○観光生活建設委員長（千住良治君）（拍手）
〔登壇〕観光生活建設委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第77号議案「長崎県事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第81号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」に関し、落石した箇所が民有地であるが、土地所有者にも責任があるのではないかと。道路だけでなく、河川においても、隣接民有地からの倒木等があると考えられる。県が

危険だと判断した際に、所有者に対し、注意喚起を行い、対応がない場合、責任を問われる可能性があることを説明する必要も出てくると思うがどうかとの質問に対し、危険個所が民有地だった場合、土地所有者に対し、状況説明を行い、対策を行うようお願いしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、文化観光国際部関係の所管事項について、「ツール・ド・九州2025」に関し、開催時期は来年のいつ頃を見通しているのか。また、佐世保市で開催される大会では、どのようなレース形式になるのかとの質問に対し、国際レースとして公認をもらえるかは、今年の秋頃に判明するが、ここ2年のツール・ド・九州は、10月中旬の3連休に開催されていることから、2025の開催も、その時期と見込まれる。

また、ツール・ド・九州においては、150km程度のコースを走破するロード形式と2km弱のコースを周回するクリテリウム形式があり、佐世保市開催においては、クリテリウム形式を予定しているとの答弁がありました。

これに対し、過去の大会における経済波及効果や来訪者等の実績は把握しているのかとの質問があり、福岡・熊本・大分で開催された「ツール・ド・九州2023」の経済波及効果は、日本政策投資銀行の試算で、3県の4ステージ合計で26億1,619万円と算出されており、観客数は8万8,300名であったと承知しているとの答弁がありました。

これに対し、開催が決定した際には、ぜひ大会開催に向けたプロモーションに力を入れてほしいとの意見がありました。

次に、県民生活環境部関係の所管事項につい

て、男性の育児休業取得に関し、全国家庭動向調査を見ると、6歳未満の子どもを持つ夫の家事関連時間は、令和3年の調査では全国平均114分に対し、本県は90分で、全国42位である。県が率先して男性の育休取得に取り組んでいるが、それをどのように民間企業へ広げようとしているのかとの質問に対し、男性の育児休業取得の促進には、企業と県民それぞれへの働きかけが必要であるため、職場における理解促進については、県内企業を対象に先進企業を紹介するセミナーの開催や事例集の配布などを行っている。

また、県民の意識醸成については、今年度から、子どもが生まれる予定の父親等に対し、男性の家事・子育て冊子の配付と活用を行う予定であり、今後も、関係部局及び団体と連携し、企業・県民双方へ働きかけを行いたいとの答弁がありました。

これに対し、長崎県は中小企業が多く、企業への働きかけや企業の自己努力では、限界があると考えられる。厚生労働省の調査によれば、夫の家事・育児時間が多いほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向がある。

出生率を上げるためにも、既存の取組を行うだけでなく、他県の取組、先進事例なども参考に取組を進めてほしいとの意見がありました。

次に、交通局関係の所管事項について、バス運転士の人材確保に関し、2024年問題を踏まえ、運転士の確保は、喫緊の課題と考えるが、どのようなことに取り組まれているのか。また、女性運転士の現状はどうなっているのかとの質問に対し、人材確保対策として、切れ目なく運転士の採用試験を実施している。令和5年度は9回実施し、34名が受験、そのうち27名が合格に至ったところである。

また、給与改定のほか、会計年度任用職員を

研修終了後、正規職員として配置するなどの処遇改善を図るとともに、新高卒者及び免許未取得者の採用にも力を入れている。

さらに、バス運転士に興味を持ってもらう取組として、新たにバス運転体験会を実施しており、引き続き人材確保に注力してまいりたい。

また、現在、女性運転士は1名であるが、女性専用休憩室を設けるなど施設整備にも力を入れており、そうした点をアピールしながら、女性運転士の確保にも努めてまいりたいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上のほか、観光生活建設行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、観光生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）この際、念のため申し上げます。

本委員会と農水経済委員会に分割して付託いたしました第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」については、農水経済委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

中村一三委員長 24番。

○農水経済委員長（中村一三君）（拍手）〔登壇〕農水経済委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第3号請願「『最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、産業労働部関係の所管事項について、ブラザー工業株式会社との連携協定に関し、協定を締結するに当たりどのようなところが魅力ある企業だと考えたのかとの質問に対し、東証プライム上場の大企業であり、ミシン製造を祖業としながらも、プリンターや産業機器を中心に、昨年度は約8,229億円の売上げを計上した優良な企業であると認識している。

さらに近年は、水素関連の事業にも積極的に取り組まれており、時代に合わせて業態を変化

させながら事業を進める先見性、新たな事業に取り組む積極性を持った企業であるところに魅力を感じているとの答弁がありました。

次に、高等技術専門校の入校者確保に関し、定員割れの状況であるのに、募集要項を確認しようにも独自のホームページがない。設置する予定はないのか。

また、佐世保校が特にトイレの和式率が高く、「使い勝手がよくない」という声を聞いたがどうなっているのかとの質問に対し、あり方検討会議の中でも、入校者確保につながる情報発信のため、ホームページ設置の意見が出ているので、今後、しっかり議論させていただきたい。

また、環境整備も重要と考えるので、佐世保校と相談しながら、対応する方向で検討したいとの答弁がありました。

これに対し、高い技術を持った修了生が県内で活躍しており、企業からのニーズも高いと聞いている。入校者確保のため、よろしく願いたいとの意見がありました。

次に、水産部関係の所管事項について、赤潮の発生状況に関し、昨年の被害額は約11億円であったが、今回はどのように予測しているのかとの質問に対し、漁協で確認しているところであるが、赤潮が継続して発生しており、生簀の調査も困難なため、被害額などが判明するには時間がかかると考えているとの答弁がありました。

これに関連して、平成30年に伊万里湾で被害が出た際、「赤潮対策ガイドライン」を関係者で策定した。橘湾でも必要ではないかとの質問に対し、橘湾でも策定しており、昨年の被害を受け、発生した際の対策や調査体制を加える改定を行い、漁業者、漁協、市町と情報を共有のうえ、連携して対策を進めているとの答弁があ

りました。

さらにこれに関連し、一時的に海底に沈める生簀もあるが、多額の初期投資が必要で養殖業者も導入が難しい。しかしながら、橘湾は2年連続の被害であり、養殖業者が生産意欲を失わないよう、国の制度も活用しながら新しい技術の導入も必要であると思うが、県はどのように考えているかとの質問に対し、昨年の甚大な被害により橘湾の養殖の灯が消える懸念もあったが、議会の後押しを受け、養殖業者へ必要な支援等をお示しすることで、もう一步踏み出そうということになった。

技術開発も必要だが、被害が落ち着いた時点で現場に入り、地元の方々と必要な支援について一緒に考え検討するとともに、議会と相談しながら、しっかりと対応を進めさせていただきたいとの答弁がありました。

次に、真珠養殖に関し、生産量と生産額の推移はどのようになっているのかとの質問に対し、国の農林水産統計によると、生産量は令和4年が5.3トン、近年は5トンから6トン台で推移している。また、生産額は令和4年が62.3億円、令和3年が49.3億円となっている。

なお、令和5年度の共販実績は、生産量、生産額とも前年度より増加しており、生産額は約142%と大幅に増加しているとの答弁がありました。

次に、農林部関係の所管事項について、諫早湾干拓農地の利用権設定に関し、利用権が解除された農地については、改めて公募を行うとのことであるが、入植者が決まるまでの間、しっかり管理しなければ雑草が生え、害虫が発生するなど、干拓農地全体に大きな影響を与えると思うがどうかとの質問に対し、他の農地に影響が生じないように、次の入植者の公募を早急に

行うとともに、入植者が決定するまでは、県農業振興公社による飼料作物の栽培などでしっかり管理していくとの答弁がありました。

次に、食品衛生法の改正に関し、漬物製造が6月から完全に営業許可制になったが、農産物直売所で販売される漬物類の製造者への支援をどのように行ってきたのかとの質問に対し、県内農産物直売所の関係者に対しては、これまでも所得向上や地産地消の推進等のための研修会開催、運営支援などを行ってきたところであり、今回の改正についても、セミナー開催時や振興局を通じた周知を図り、必要に応じて制度を所管する保健所への相談を促しているとの答弁がありました。

これに対し、ぜひ製造者の意欲がなくならないような支援をお願いしたいとの意見がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、第3号請願「『最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員 32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました第3号請願「『最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」について、賛成の立場で討論いたします。

本請願は、労働者の生活を支えるために、最

低賃金1,500円以上を目指して、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。最低賃金の上げができ、経営が継続できるように中小企業の支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の命と暮らしを守っていただきたいと、国への意見書採択を求めています。

最低賃金は、労働者に支払われる賃金の下限額を定めたものですが、日本の最低賃金は、労働者が自立して生活するには低過ぎるし、都道府県で大きな地域間格差があるという2つの大問題を抱えています。

中小企業支援を拡充して、全国一律へ踏み出す地域間格差是正と、直ちに1,500円以上を実現する大幅引上げが急務です。

請願は、最低賃金改定の議論とも合致する内容であり、国への意見書提出は、今まさに時宜を得ています。

昨年から続いている物価の高騰が、長崎県民の生活を圧迫し、特に、最低賃金で働くパートや派遣などの非正規雇用など、生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

岸田政権は、1,500円に上げるのに、「2030年代半ばまで12年もかける」と言いますが、これでは、いつまでも生計費に追いつきません。最低賃金が都道府県ごとにばらばらの金額を定めており、長崎県と東京都では、同じ仕事でも時給で215円もの格差があります。フルタイムで働けば、年収40万円以上もの差になるとの指摘もあります。直ちに、全国一律制度への法改正は急務です。

最低賃金を上げるために、国による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動など、抜本的な中小零細企業支援の強化が必要です。

県民の命と暮らしを守るために、国への意見書採択を求め、請願賛成討論といたします。

○議長（徳永達也君） 虎島議員 5番。

○5番（虎島泰洋君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党の虎島泰洋でございます。

会派を代表いたしまして、「『最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」について、反対の立場で意見を申し述べます。

最低賃金は、最低賃金法に基づいて定められています。この法律は、物価や労働者の賃金、事業の支払い能力など、地域ごとの状況を考慮することを求めています。

具体的には、国の中央最低賃金審議会が目安額を提示し、各県にある地方最低賃金審議会での公労使の三者による審議が行われ、その答申に基づいて、各県の労働局長が決定を行っています。

最低賃金を全国一律にすることについては、各地域の実情が反映されないため、かえって弊害が大きいとされています。

例えば、地方の経済状況や生活費は都会と大きく異なるため、一律の最低賃金は、地域ごとの事情を無視することになります。

現在、最低賃金1,500円以上を目指すことについては、国も2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円にすることを目標としており、今年も昨年を上回る引上げが調整中です。

このような引上げが行われる中では、中小企業の支援も重要であり、国は昨年度の経済対策で、中小企業の生産性向上を支援し、賃上げを促進してきました。今年度も、秋の経済対策で賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図ることとしています。

国が、最低賃金の上昇に尽力している中で、最低賃金を拙速に全国一律制度とし、抜本的な引上げを行うことは、かえって制度の改悪となる可能性があることから、最低賃金審議会の検討状況や、国の動向を十分に見極める必要があります。

したがって、現時点において、本意見書の採択を求める請願に反対をいたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

本請願は、採択することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成少数。

よって、第3号請願は、不採択とすることに決定されました。

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

本委員会と観光生活建設委員会に分割して付託いたしておりました第77号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

宅島委員長 27番。

○予算決算委員長（宅島寿一君）（拍手）〔登壇〕予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第73号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」外14件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、いずれも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、移住・創業・地域貢献支援事業費に関し、約8,500万円の減額補正を行っており、その主な理由として、東京23区からの移住者に支援する「移住支援金」や、創業資金を支援する「創業支援金」において、目標が達成できなかったことが挙げられるとのことであるが、移住支援は着実に成果を上げている。今年度、さらにどのような取組によって件数を増やしていくのかとの質問に対し、移住支援金に関して、今年度の目標160件を達成するため、デジタルコーディネーターを活用して、ホームページなどのさらなる情報発信の強化を行い、移住促進を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、高等学校DX加速化推進事業費に関し、事業対象となっているのはどのような学校なのか。また、対象外の学校の教育環境の整備についてはどう考えているのかとの質問に対し、対象校については、理系・情報分野に力を入れている高校である。

今年度は、対象校のみであるが、対象校以外についても、次年度にDX化やデジタル化が進め

られるような国の予算スキームができれば、対象校以外の高校についても検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、観光生活建設分科会では、繰越工事に關して、繰越の理由について、地元関係者との調整や用地交渉の難航で、なかなか進まないケースもあると考えるが、繰越予算を、次年度どの程度執行できているのかとの質問に対し、繰越額の多くを占める昨年11月の経済対策補正予算にかかる今年度6月末時点での目標執行率は、85%であるのに対し、3月末時点で88%、6月末時点で95%程度となっている。

今後も、早期発注、適正な執行に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、畜産クラスター構築事業費に関し、事業の中止による予算の減額とのことだが、どのような理由で中止となったのかとの質問に対し、堆肥の発酵処理施設等を整備する計画であった畜産農家が、配合飼料価格の高止まり、枝肉価格の下落、建設資材の高騰などが重なったことにより辞退したため、中止に至ったものである。

枝肉価格等が回復し、改めて当該農家から事業計画が提出された場合は、対応を検討したいとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。
よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。

まず、総務委員会提出の「地方財政の充実・強化について」、採決いたします。

本動議は、可決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、文教厚生委員会提出の「地域における『こども誰でも通園制度』の制度拡充等について」、採決いたします。

本動議は、可決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決、漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、その他の動議について、採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。
よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、田中愛国議員ほか43名より、「九州新幹線西九州ルート整備促進に関する決議案」が、お手元に配付いたしておりますと提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

中島議員 39番。

○39番（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕決議案を読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

九州新幹線西九州ルート整備促進に関する決議（案）

九州新幹線西九州ルートは、昭和48年、整備計画路線として決定され、約半世紀にわたり、多くの方々の熱意と強い信念をもって事業を推進してきたものであり、本県議会としても、県政の最重要課題と位置づけ、その実現に向けて取り組んでまいりました。

新鳥栖～武雄温泉間の整備の在り方については、与党PT西九州ルート検討委員会が令和元年に「フル規格により整備することが適当」と判断されて以降、これまで幾度となく議論が交わされているものの、実質的な進展は見られず、未だ整備の目途が立っていない。

全国の整備計画路線のうち未整備区間は、九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）及び北陸新幹線（敦賀～新大阪間）の2区間のみであり、近年、東九州新幹線や四国新幹線において整備計画路線への格上げに向けた気運が

高まる中、現在の膠着した状態に強い危機感を抱いているところである。

人口減少が喫緊の課題である本県としては、全国の新幹線ネットワークにつながり、関西直通運行を実現し、インバウンドを含む交流人口を拡大させる必要がある。

また、整備にあたっては、時間短縮など新幹線効果を最大限発揮させることが重要であり、利用者の利便性や鉄道の持続可能性の観点からも、与党PT西九州ルート検討委員会やJR九州が最良とされている、新鳥栖を起点としてフル規格で佐賀駅を通るルートが最も望ましいと考える。

今後の議論を進展させるために、フリーゲージトレイン導入断念の経緯を踏まえた対応を政府・与党へ働きかけていくとともに、長崎・佐賀両県だけではなく関係者を含めた協議を実現し、ルートや地方負担、在来線などの諸課題について1日でも早く解決しなければならない。

本県議会としては、県民及び関係機関のなお一層のご理解とご支援のもと、県民の悲願である全線フル規格による整備の早期実現に向けて、諸課題の解決など全力で取り組んでいくことを決意するものである。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、質疑・討論に入ります。

堀江議員 32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕ただいま、議題となりました「九州新幹線西九州ルート整備促進に関する決議案」について、以下の理由で反対いたします。

九州新幹線西九州ルート整備事業で問われているのは、見通しのないまま事業を進める長崎

県の姿勢です。行政をチェックすべき県議会が、見通しのない事業を後押しすべきではありません。

これまでも、フリーゲージトレインの完成がない時点で、フリーゲージトレインの導入、整備計画を進めてきました。結果、約20年、およそ400億円をつぎ込んでフリーゲージトレインの完成、実現とはなりませんでした。

さらに、今、佐賀県山口知事は、「そもそも佐賀県は、新鳥栖～武雄温泉間のフル規格化に手を挙げていない」と発言しています。佐賀県の合意がない中で、全線フル規格による整備に取り組むというのは、見通しのないまま事業を進めていることにほかなりません。

決議では、「全国の新幹線ネットワークにつながり、関西直通運行を実現し」とありますが、山陽新幹線との直通乗り入れ、これもまた、見通しはありません。

国土交通省鉄道局の資料では、新大阪駅の容量が既に逼迫しており、新大阪発着の列車の設定には制約がある。地方創生回廊中央駅構想を立ち上げたとしています。

6月、先月の国土交通省鉄道局、鉄道・運輸機構の資料からも、北陸新幹線事業については、各種調査が実施されているが、九州新幹線については、何らの調査もまだ行われていないことがわかります。つまり、現時点で、新大阪駅は、さらなる増発や新規路線の乗り入れができないのであり、あるのは構想だけなのです。

全線フル規格化も、山陽新幹線への乗り入れも、見通しが無いのに事業を進めていることが問題です。

九州新幹線西九州ルートについては、一旦、立ち止まって県民の声を聞く、このことが必要です。

以上、反対討論といたします。

○議長（徳永達也君） 松本議員 30番。

○30番（松本洋介君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党の松本洋介でございます。

会派を代表いたしまして、「九州新幹線西九州ルート整備促進に関する決議案」に対して、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

令和4年9月、県民の長年の悲願であった西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）が開業し、これまでの間、利用者については、順調に推移しているとお聞きしております。

また、沿線地域を中心としたまちづくりも着実に進展し、県内各地への周遊にも広がりを見せるなど、その効果は、目に見えて現れているところであります。しかしながら、新鳥栖から武雄温泉間の整備方式は、いまだ決まっておりません。

現在の武雄温泉駅での対面乗換による運行方式については、あくまでも暫定的なものであり、この状況が長期化することは決してあってはなりません。残された区間である、新鳥栖から武雄温泉間の一日も早い整備が望まれます。

九州新幹線西九州ルートは、昭和48年に、全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画路線として決定されて以降、約半世紀にわたり、県政の最重要課題として取り組まれてきたものであります。

本県議会におきましても、活発な論議を交わし続けるとともに、政府・与党への要望活動につきましても、県当局をはじめ、県内市町や経済団体等とも連携して、積極的に行うなど、県全体を挙げて、推進をしてきた事業であります。

こうした中、5路線あった全国の整備計画路線のうち整備方針が決定していないのは、九州

新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）と北陸新幹線（敦賀～新大阪間）の2区間のみとなっていました。

一方、基本計画路線である東九州新幹線や四国新幹線においては、整備計画路線への格上げを求める機運が高まってきており、現在の硬直した状況を打破すべく、危機感を持って、積極的に行動を起こしていく必要があると考えております。

この間の動きを見ますと、国土交通省と佐賀県の幅広い協議や、与党PT西九州ルート検討委員会において、ルートや地方負担、在来線など様々な課題が論議されており、先般5月13日には、長崎・佐賀両県知事とJR九州社長の三者による意見交換も行われましたが、残念ながら、大きな進展は見られておりません。

全国の新幹線ネットワークにつながり、関西直通運行が実現すれば、関西方面からのインバウンドを含む多くの交流が活発になり、人口減少が進む本県や佐賀県をはじめ、九州地域全体にとって大変大きな起爆剤となることは間違いありません。

こうした需要をしっかりと取り込んでいくためにも、新幹線効果を最大限に発揮する必要があり、新幹線建設にかかる費用対効果や、関西直通運行による時間短縮効果、利便性が高い既存の交通ネットワークとのアクセスなどを考慮すれば、やはり新鳥栖を基点として、フル規格で佐賀駅を通るルートが最も望ましいルートであると考えます。

政府・与党においては、フリーゲージトレインの導入断念といった特殊事情を重く受け止め、責任を持って、フル規格整備に向けた様々な課題の解決を図っていただく必要があるものと認識しており、現在の状況を打開するためにも、

与党PT検討委員会における論議をはじめ、国を含めた関係者間での協議を実現し、今後の議論を加速していただくよう求めるものであります。

県議会といたしましても、政府・与党への働きかけや、14年ぶりに再会した佐賀県議会との交流を活性化していくなど、長崎県民の悲願であります。全線フル規格による整備の実現に向けて、全力で取り組んでいかなければならず、こうした思いを一つにするためにも、今回提出された決議に対して、心からの賛意を表明するものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございます。（拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、本動議は、可決されました。

○議長（徳永達也君） この際、ご報告いたします。

副議長 山本由夫議員から、本日付で、一身上の都合により、副議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、ご報告いたします。

ただいま、ご報告いたしました辞職願を直ちに議題といたします。

本件につきましては、長崎県議会会議規則第88条第2項の規定により、許可を与えるかどうかについて、お諮りいたします。

山本由夫議員の副議長の辞職を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永達也君） 起立多数。

よって、山本由夫議員の副議長の辞職は、許可することに決定されました。

この際、山本由夫議員より、退任のご挨拶があります。

○28番（山本由夫君）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

第93代長崎県議会副議長を務めさせていただきました山本由夫でございます。退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議会のご承認をいただき、副議長を退任いたしました。

昨年5月に、皆様のご推挙により、副議長に就任をして以来、徳永議長を補佐し、議会の円滑な運営に努めてまいりました。併せて、議長の代理として、県内の自治体の皆様、団体の皆様からの要望・陳情をお受けしたり、会議に向いたり、また、国に対して要望活動を行うなどの公務を行ってまいりました。

至らない点、多々あったかと思えますけれども、ここまで副議長職を務めてこられましたのも、徳永議長のご指導・ご配慮、そして、議員の皆様、大石知事をはじめ理事者の皆様、職員の皆様、関係の皆様のおかげであると深く感謝を申し上げます。

これからは、この貴重な経験を生かして、県民の皆様の幸せのために、決意を新たに、県議会議員として職務に尽力をしてまいりますので、今後とも、皆様方のご指導・ご鞭撻を切にお願いを申し上げます。

結びになりますが、長崎県並びに長崎県議会の発展と皆様のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員は、46名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、初手安幸議員及び白川鮎美議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（徳永達也君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）配付漏れなしと認めます。

初手安幸議員及び白川鮎美議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○議長（徳永達也君）投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（徳永達也君）異状なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に、「被選挙人の氏名のみ」を記載のうえ、点呼に応じて、順次、ご投票をお願いします。

氏名を点呼いたさせます。

○議会事務局長（中尾美恵子君）それでは、議席番号順にお名前を読み上げます。

大倉議員、本多議員、白川議員、まきやま議員、虎島議員、畑島議員、湊議員、富岡議

員、大久保議員、中村俊輔議員、山村議員、初手議員、鵜瀬議員、清川議員、坂口議員、宮本議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、坂本議員、千住議員、山下議員、石本議員、中村一三議員、大場議員、近藤議員、宅島議員、山本議員、吉村議員、松本議員、ごう議員、堀江議員、中山議員、小林議員、川崎議員、深堀議員、山口議員、山田議員、中島議員、前田議員、浅田議員、外間議員、徳永議員、瀬川議員、溝口議員、田中議員。

○議長（徳永達也君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票をいたします。

〔開票〕

○議長（徳永達也君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数46票、うち有効投票46票、無効投票なしであります。

有効投票中、吉村洋議員36票。山田朋子議員9票。堀江ひとみ議員1票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は、12票であります。

この結果、吉村洋議員が、副議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

この際、副議長に当選されました吉村洋議員をご紹介いたします。

○副議長（吉村 洋君）（拍手）〔登壇〕ただいまの副議長選挙におきまして、議員皆様のご推挙を賜り、長崎県議会第94代の副議長に選任をいただきました吉村洋でございます。

ご選任をいただきました議員の皆様、心より感謝を申し上げますとともに、誠に身に余る

光栄と存じます。

さて、県政におきましては、人口減少をはじめとした多くの重要な課題を抱える中で、副議長という大役を仰せつかり、責任の重さを痛感しているところであります。

もとより浅学非才、微力ではございますが、徳永議長を支え、議員皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、議会の円滑な運営に努力を傾注してまいり所存であります。とはいうものの、私自身、人間形成のまだまだ道半ばであります。

中国の故事に、「桃、すももの花、咲いているだけで、その下に人が集まり、おのずと道ができる」という言葉がございます。

ご承知のとおり、私、不足の点多々あり、大変足りないところが多うございますが、研鑽を旨とし、頑張ったいと存じております。よろしく願いをいたします。

最後に、大石知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力を心よりお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）
○議長（徳永達也君）次に、各委員会から議会議閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

この際、知事より、発言の申し出がおりますので、これを受けることにいたします
知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕議長からご発言のお許しをいただきましたので、去る6月24日

の田中県議会議員の一般質問に対し、私が答弁いたしました後援会の収支報告書について、6月中の訂正を予定としていたことにつきまして、ご報告させていただきます。

はじめに、県議会、県民の皆様へご心配、ご迷惑をおかけしていることに、深くお詫びを申し上げます。

収支報告書に関する内容について、改めて精査、確認する必要性が生じたため、その旨を各派代表者会議において、ご報告させていただきました。

そのご報告以降も、可能な限り早くご説明、ご報告するため、弁護士の意見も参考にし、最大限努力し、精査を進めてまいりましたが、本日まで最終の結論に至りませんでした。

先日の答弁の中で、「6月中の訂正」と申し出ておりましたが、時間を要しており、県議会、県民の皆様へ、重ねて深くお詫びを申し上げます。

私としましては、混乱を避けるため、より正確を期すことが重要と考え、先日、報道されていた案件も含めて、精査、確認にいましばらくのお時間をいただきたいと思います。

引き続き、精査、確認を進め、できるだけ早く県議会、県民の皆様へご報告させていただくよう、努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（徳永達也君）以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります 知事。
○知事（大石賢吾君）〔登壇〕6月定例県議会の閉会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、吉村洋新副議長のご就任に対しまして、心からお慶びを申し上げます。加

えて、県勢発展のため格段のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回、ご退任になられました山本由夫前副議長におかれましては、就任以来、九州新幹線西九州ルートをはじめとした社会資本整備の促進や、海外との友好交流の拡大等の県政の重要施策について、多大なるご貢献を賜りましたことに、厚く、お礼申し上げます。

今後とも、ご健勝のうちに、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、このたびの議会は、去る6月17日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

赤潮による養殖魚の被害。

6月中旬から昨年続き、橘湾沿岸において、大規模な赤潮が発生し、養殖魚はへい死するなど、被害が生じております。

私も、去る6月27日に現地を訪問し、養殖業者の皆様と直接お会いして、被害状況などをお聴きしたところであります。

県としては、地元市や関係機関等と連携しながら、まずは被害がこれ以上拡大しないように、引き続き、調査や防除対策に取り組むとともに、今後の被害の状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。

株式会社ポケモンとの連携協定の締結。

去る6月28日、長崎県と株式会社ポケモンとの間で、本県の魅力発信、観光振興及び誘客促進、県産品の振興などを目的とした連携協定を締結いたしました。

ポケモンは、皆様ご承知のとおり、アニメや

映画・ゲーム・各種グッズなど、国内外を問わず幅広い世代に多くのファンを持つ日本を代表するコンテンツであります。

協定においては、連携に伴う「ながさき未来応援ポケモン」として、本県に数多く点在する灯台など、光にまつわるキャラクターの「デンリュウ」が選ばれ、その取組の第一弾として、ポケモンマンホールが県内5市町へ設置されるほか、県内事業者によるカステラの商品化や、路面電車とバスのラッピングなどが行われたところであります。

県としては、今後も株式会社ポケモンや県内事業者、市町等と連携しながら、積極的に「デンリュウ」を活用して、県内周遊イベントの開催など、国内外からの観光誘客や県産品の知名度拡大の取組を推進し、本県の地域活性化につなげてまいります。

九州新幹線西九州ルートの整備促進。

去る6月19日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」が開催され、昨年末の国土交通省と佐賀県との協議や地元三者での意見交換など、九州新幹線西九州ルートにおける最近の動きについて、国土交通省から報告がなされました。

併せて、本委員会では、これらの報告を踏まえ、7月下旬までに長崎県、佐賀県、JR九州、沿線自治体等からヒアリングを行う方針が示されたところであります。

県としては、今後、調整が進められる予定のヒアリングに適切に対応するとともに、引き続き、西九州新幹線の開業効果や全線フル規格の整備実現に向けた強い思いをお伝えし、関係者間での協議の進展を働きかけるなど、関西直通運行の早期実現に向けて力を注いでまいります。

福井洞窟の国特別史跡指定。

去る6月24日に開催された国の文化審議会において、佐世保市に所在する国指定史跡「福井洞窟」を特別史跡とする旨の答申がなされ、今後、国において正式に指定される運びとなりました。

福井洞窟は、旧石器時代終末期から縄文時代草創期の石器群の変遷や、縄文土器の出現など、縄文文化の成立に関する様相が明らかにされた、極めて学術的価値が高い遺跡とされております。

特別史跡は、現在、全国で1,895件ある国指定史跡の中でも、僅か63件しか指定されておらず、本県においては、金田城跡と原の辻遺跡に次いで3例目となります。

県としては、今回の指定を契機に、福井洞窟が我が国の歴史を示す貴重な文化財として、後世に保存・継承され、さらには地域の活性化にも寄与できるよう、国や佐世保市と連携して取り組んでまいります。

価格転嫁の円滑化について。

原油価格・物価高騰の影響が長期化する中、物価上昇を上回る賃上げを推進するため、県では、昨年6月に、県内経済団体等と価格転嫁の円滑化に向けた連携協定を締結するなど、取組を進めてきております。

こうした中、さらに中小・小規模事業者の価格交渉に向けた具体的な行動を促すため、去る6月17日、国が設置する相談窓口である「よろず支援拠点」や、「下請かけこみ寺」等を運営する関係機関と県において、全国の自治体で初めてとなる「相談・支援の強化に関する連携協定」を締結いたしました。

今後、協定締結機関や、オブザーバーである公正取引委員会等と連携を図りながら、効果的・効率的な価格交渉を後押しし、適切な価格転嫁のさらなる促進に努めてまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、日ごとに暑さが増すこの頃、皆様方には何かとご多用のことと存じます。どうかご健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報についてご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（徳永達也君） 令和6年6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、副議長を辞任されました山本由夫議員には、この約1年間、副議長として、円滑な議会運営のため、多くのご指導、ご支援を賜りました。心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、副議長にご就任されました吉村洋議員には、これからの議会運営等について、多くのお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

去る6月17日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、九州新幹線西九州ルート of 整備促進をはじめ、県北地域の振興、人口減少対策、石木ダム建設、離島振興、教育行政、医療・福祉行政、土木行政、農林業・水産業の振興、スポーツの振興など、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と知事をはじめ、

理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、去る4月20日の夜、伊豆諸島の鳥島沖合において、本県の大村航空基地所属の1機を含む海上自衛隊第22航空群の哨戒ヘリコプター2機が、夜間訓練中に墜落するという大変痛ましい事故が発生いたしました。

ここに、改めて、お亡くなりになられた隊員の方々に深く哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様にご挨拶を申し上げます。

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞をしていたインバウンド需要が回復基調を取り戻し、コロナ禍以前の経済・社会活動に回復しつつあります。

その一方で、長引く物価高騰や昨今の円安の進行が経済活動や消費動向に影響を与え、県民の皆様のご生活や農林水産業、中小事業者等への影響が懸念されていることから、今後の状況を十分に注視していく必要がございます。

県議会といたしましては、今後とも、理事者や関係団体等と連携をしながら、県民の皆様が安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、引き続き、取り組んでまいりたいと存じます。

これから厳しい暑さを迎えますが、皆様方には、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和6年6月定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

議 長 徳 永 達 也

副 議 長 吉 村 洋

副 議 長 山 本 由 夫

署 名 議 員 堤 典 子

署 名 議 員 富 岡 孝 介

(速記者)

(有)長崎速記センター